

平成 24 年度
関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務
報 告 書

平成 25 年 3 月
宜 野 湾 市

目 次

1 章 今年度業務の目的と基本的考え方	1
1－1．今年度業務の目的.....	1
1－2．今年度業務の基本的考え方	2
2 章 今年度の成果と課題	3
2－1．「必要な情報提供、情報伝達状況の確認」の成果と課題.....	3
2－2．「地権者の意見・意向把握の実施、仕組みづくり」の成果と課題.....	9
2－3．「市民の意見・意向把握の実施、仕組みづくり」の成果と課題	13
2－4．「合意形成の中核組織である「若手の会」、「NB ミーティング」の活動支援」 の成果と課題.....	16
3 章 次年度の方針と対応	25
3－1．現在の「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査」の原点.....	25
3－2．全体計画の目標に向けた取り組み状況と課題.....	26
3－3．「計画づくり」の今後の取り組みからの課題.....	28
3－4．第1ステージの目標を踏まえた今後の活動方針	29
3－5．具体的な実施内容.....	30
4 章 各種合意形成活動の取り組み概要	33
4－1．「必要な情報提供、情報伝達状況の確認」の取り組み	33
(1) 地権者支援情報誌「ふるさと」の作成・発行.....	33
(2) 普天間飛行場跡地利用ニュースの作成	40
(3) 情報を視覚的に伝える「漫画本」の作成.....	47
(4) 「跡地利用特措法に関する説明会」の開催	60
4－2．「地権者の意見・意向把握の実施、仕組みづくり」の取り組み	79
(1) 「地権者懇談会」の開催.....	79
(2) 「普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会内部組織）」への参加・協力	89
(3) 説明用画像データの作成.....	96
4－3．「市民の意見・意向把握の実施、仕組みづくり」の取り組み.....	102
(1) 「市民懇談会」の開催.....	102
(2) ホームページ構成リニューアル及びデータ更新	109

4－4. 「合意形成の中核組織である「若手の会」、「NB ミーティング」の活動支援」	
の取り組み.....	113
(1) 「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」の活動支援.....	113
(2) 「ねたてのまちベースミーティング」の活動支援.....	115
(3) 「学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会」の開催.....	123
(4) 「若手の会・NB ミーティングの意見交換会」の開催.....	143
(5) 「先進地視察会」の実施.....	146
4－5. 「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会」の概要.....	179
(1) 第1回検討委員会実施概要及び議事要旨.....	179
(2) 第2回検討委員会実施概要及び議事要旨.....	189
(3) 第3回検討委員会実施概要及び議事要旨.....	200
資料編.....	211
資料1. 合意形成に関わる活動年表.....	211
資料2. 「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会」における提言と対応.....	227
資料3. 「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会」設置要綱、委員名簿.....	231

1 章 今年度業務の目的と基本的考え方

1－1．今年度業務の目的

(1) これまでの取り組み背景

地権者等意向醸成については、「普天間飛行場の跡地利用の促進及び円滑化等に係る取組分野ごとの課題と対応の方針についての取りまとめ」を受けて策定された「普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画（H13 年度）」が取りまとめられた。その後、「計画づくり」、「地権者等意向醸成」に関する取り組みが進められてきている。

①計画づくり

計画づくりについては、「跡地利用基本方針、行動計画の策定」、「キックオフ・レポート、土地利用・環境づくり方針案の作成」、「全体計画の中間取りまとめ（素案）作成」という流れで、段階的に具体化が進められてきている。

②地権者等意向醸成

合意形成に向けた場づくり・人づくり・組織づくり等の活動を長期的展望のもとに展開し、地権者懇談会や情報誌の定着化、「普天間飛行場の跡地を考える若手の会（以下、若手の会）」、「ねたてのまちベースミーティング（以下、NB ミーティング）」の組織化等が図られてきた。

(2) 本業務の目的

計画づくりにおいては、平成 22 年度にこれまでに議論されてきた結果を踏まえ「全体計画の中間取りまとめ（案）」が取りまとめられた。平成 23、24 年は、「全体計画の中間取りまとめ（案）」をもとに地権者・市民・県民からの意向把握等を踏まえ「全体計画の中間取りまとめ」がなされ、地権者意向醸成（本業務）においても重要なステップを迎えている。

このような状況の中で、以下のような中間取りまとめに向けた合意形成の目標を掲げ、目標の達成に向けて必要な各取り組みを実施することを、本業務の目的とする。

【「全体計画の中間取りまとめ」に向けた合意形成目標】

①情報周知の徹底

「中間取りまとめが作成されることを知らなかった」「中間取りまとめの意味を知らなかった」という状況をつくらないようにする。

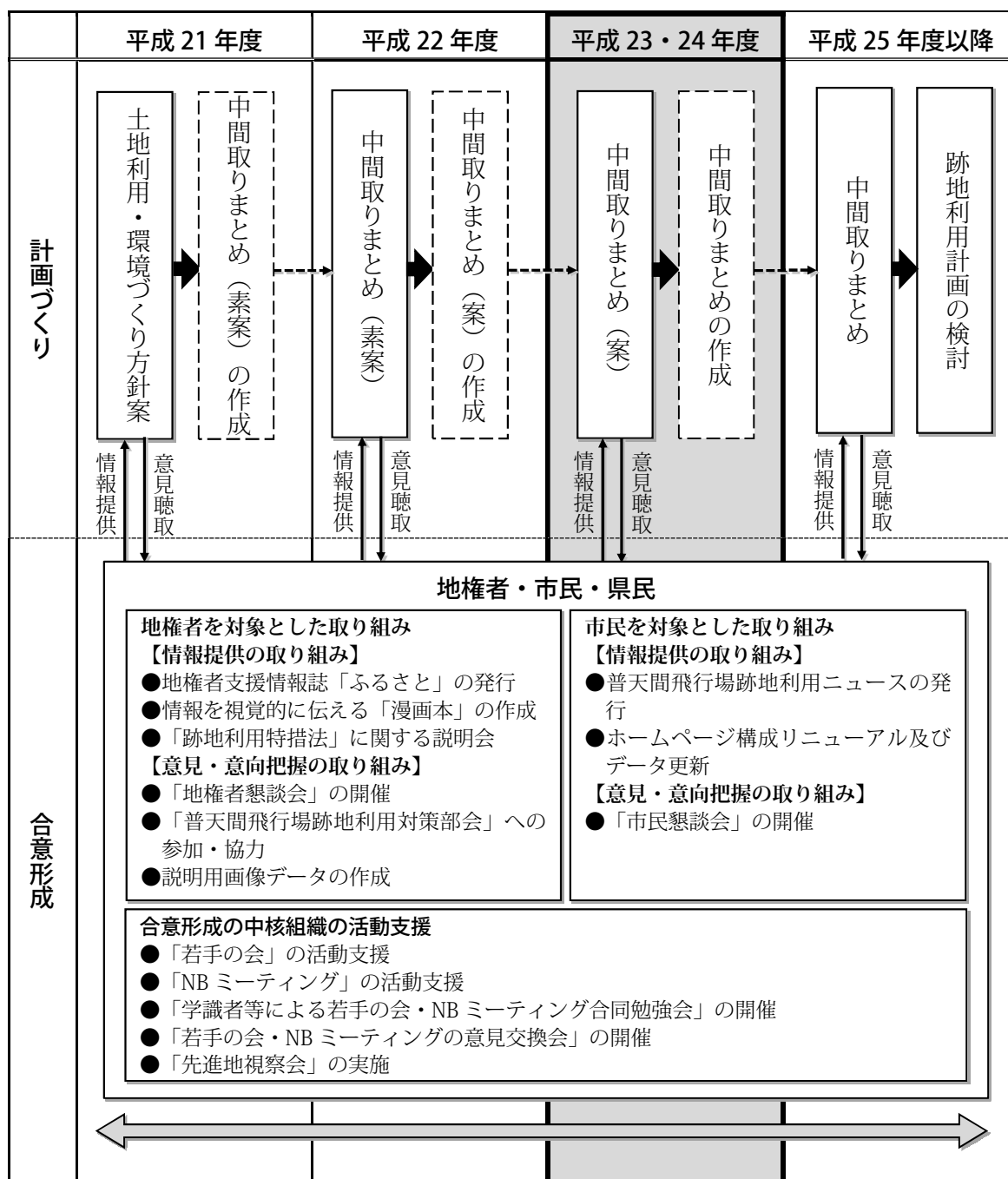
②幅広い意見・意向集約

様々な主体から幅広く、意見・意向集約を行い、「計画内容そのものを覆すような大枠部分」、「計画を実現する上での前提条件となる事項」についての合意を得るようにする。

1－2．今年度業務の基本的考え方

計画づくりにおいては、平成 21 年度に「全体計画の中間取りまとめ（素案）」、平成 22 年度にこの素案をもとに地権者・市民・県民からの意向把握、さらなる計画の具体化作業が進められ、「全体計画の中間取りまとめ（案）」が取りまとめられた。

これらの流れを受けて、平成 23・24 年の 2 カ年をかけて「全体計画の中間取りまとめ」が行われることが予定されており、地権者意向醸成においても重要なステップを迎えていることから、地権者・市民等の意見を効果的に把握するための取り組みを実施する。



「具体的なたたき台を基にした検討・議論」期間

図：跡地利用計画策定に向けた計画づくりと意見把握の流れ

2章 今年度の成果と課題

2－1．「必要な情報提供、情報伝達状況の確認」の成果と課題

(1) 地権者支援情報誌「ふるさと」の作成・発行

【取り組み目標】

全地権者を対象に跡地利用に関わる行政側からの最新情報や地権者のまちづくり検討組織である「若手の会」の活動状況等の情報、地権者懇談会や説明会への参加を促進することを目的に作成・発行する。

今年度は、平成 23 年度県市共同調査「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」の概要や「全体計画の中間取りまとめ」に向けたスケジュール、合意形成が必要な事項等を情報提供し、懇談会等に参加できなくても関係者全員に内容周知が図られるようにすることを目的とする。

【取り組み成果と課題】

①成果

●地権者への情報提供を継続的に行って行くためのツールとして、跡地利用に向けた取り組みに関する情報の共有化が図られた。

- ・「地権者懇談会」や「跡地利用特措法に関する説明会」の開催前に発行した地権者支援情報誌「ふるさと」には、懇談会等で説明する内容を含め、跡地利用に向けた取り組み状況に関する情報を提供し、内容の共有化が図られた。
- ・今年度は、跡地利用に関わる最新情報として、県市共同で進められている平成 23 年度「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」の概要や平成 24 年度「全体計画の中間取りまとめ」における検討内容、全体スケジュールについて情報提供を行い、地権者に周知することができた。
- ・また、計画づくりの進行状況と合わせて、地権者のまちづくり検討組織「若手の会」の活動状況等の報告も行い、組織活動の PR に繋がっている。

●漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」を掲載し、「文字」ではなく「絵」で視覚的に伝える新しい情報提供の形が確立されつつある。

- ・跡地利用に向けて、市民に関心を持ってもらうためのきっかけづくりとして作成した漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」を掲載し、「文字」だけではなく「絵」で視覚的に伝える新しい情報提供の形が確立されつつある。

②課題

→昨年度の地権者意向確認調査の結果からも世代によって理解度に差が出ている現状がある中で、「文字」を中心とした構成から「絵」を活用した視覚的に伝える新しい情報提供の形が今後の情報発信の中で求められる。

※漫画本「みんなで考える夢のある昔天間飛行場跡地のまちづくり」続き



漫画家

本誌では、昔天間飛行場跡地利用に係る最新情報をお伝えします



発行所 宮城県仙台市青葉区 地権者支援情報誌「ふるさと」編集委員会
〒981-2710 仙台市青葉区中央1-1-1
電話 099-455-4411 (直通) Fax 099-100-7022
Eメール furusato@city.yamagata.jp
ホームページ http://www.city.yamagata.jp/furusato/

「平成 24 年度地権者懇談会」を開催します

昨年度に引き続き、地権者の皆様を対象に昔天間飛行場跡地利用に向けた「平成 24 年度地権者懇談会」を開催致します。今回の地権者懇談会では、平成 23 年度に宮野市と沖繩県が共同で、跡地の歴史文化、自然環境特性の保全活用による魅力的な広域緑地帯等に力を注いだ「広域緑地帯（昔天間公園等）の計画方針」を取りまとめているので、そちらの概要をご紹介します。

また、平成 25 年 2 月 8 日（金）、9 日（土）に開催致しました「跡地利用特措法に関する説明会」に引き続き、今回の懇談会の中でも、跡地利用特措法に関する説明を行いますので、ご家族やご近所の方の地権者の皆様をお誘いの上、ぜひご参加下さい。

「平成 24 年度地権者懇談会」

- 日 時：平成 25 年 3 月 2 日（土）14：00～16：00
3 月 3 日（日）14：00～16：00
3 月 4 日（月）19：00～21：00

※上記3日間のうち、ご都合の良い日にご家族やご近所の地権者の皆様をお誘いの上、ご参加下さい。

- 会 場：宮野市農協会館 2 階ホール
- 内 容：①「広域緑地帯（昔天間公園等）の計画方針」について
②「跡地利用特措法」について
③質疑応答、意見交換

●「地権者支援情報誌ふるさと 39 号」でのご紹介内容

今号では、下記内容についてご紹介しておりますので、ぜひご覧ください。

1. 「平成 24 年度地権者懇談会の開催案内」……………1 頁
2. 「みんなで考える夢のある昔天間飛行場跡地のまちづくり」……………2～4 頁

図：地権者支援情報誌「ふるさと」39 号（表面）

漫画本「みんなで考える夢のある昔天間飛行場跡地のまちづくり」を作成しましたので、ぜひ一読ください

この度、宮野市では、「昔天間飛行場跡地のまちづくり」を「宮野市全体のまちづくり」という考えに基づき、跡地利用にあたっては、地権者の皆様だけでなく市民の皆様にも協力して頂く必要があるため、広く市民の皆様が昔天間飛行場跡地のまちづくりに関心を持ってもらうことを目的に、漫画本「みんなで考える夢のある昔天間飛行場跡地のまちづくり」を作成しました。本号でご紹介いたしますので、ぜひ一読ください。



※裏面に続きます

図：地権者支援情報誌「ふるさと」39 号（裏面）

(2) 普天間飛行場跡地利用ニュースの作成

【取り組み目標】

跡地利用に対する意識の醸成は、地権者や市民が跡地利用に関わる情報を共有し、意見交換の積み重ねによりはじめて成り立つものである。

そのため、広く市民に対し、跡地利用に関わる行政側からの最新情報や市民のまちづくり検討組織である「NB ミーティング」の活動状況等を継続的に提供することを目的とする。また、情報提供により市民懇談会等への参加や「NB ミーティング」への参加を促進するとともに、関係者全員に内容周知が図られるようにすることを目的とする。

【取り組み成果と課題】

①成果

●地権者支援情報誌「ふるさと」と同様に、市民への情報提供ツールとして定着し、跡地利用に向けた取り組み状況に関する情報の共有化が図られた。

- ・市民を対象とした普天間飛行場跡地利用ニュースは、地権者支援情報誌「ふるさと」と同様に、市民への情報提供ツールとして定着している。
- ・「市民懇談会」の開催前に発行した普天間飛行場跡地利用ニュースには、懇談会等で説明する内容を含め、跡地利用に向けた取り組み状況に関する情報を提供し、内容の共有化が図られた。
- ・「普天間飛行場跡地利用＝宜野湾市のまちづくり」という考えに基づき、市民にも跡地利用に向けた取り組み状況を理解して頂くことを目的に、県市共同で進められている平成 23 年度「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」の概要や平成 24 年度「全体計画の中間取りまとめ」における検討内容、全体スケジュールについて情報提供を行っている。
- ・また、計画づくりの進行状況と合わせて、市民のまちづくり検討組織「NB ミーティング」の活動状況等の報告も行い、組織活動の PR も積極的に行っている。

②課題

→地権者支援情報誌「ふるさと」と同様に、「文字」を中心とした構成から「絵」を活用した視覚的に伝える新しい情報提供の形が今後の情報発信の中で求められる。

(3) 情報を視覚的に伝える「漫画本」の作成

【取り組み目標】

「平成 24 年度関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会（第 1 回）」において、跡地のまちづくりについては、地権者に比べ、一般市民の関心が低い中で、関心を高めていく必要があるというご提言とともに、市民に対して「文字」で何かを伝えるのではなく、「漫画化」する等の工夫も必要とのご提言を頂いた。そこで、まずは市民に関心を持ってもらうためのきっかけづくりを目的として、情報を視覚的に伝える「漫画本」を作成する。

【取り組み成果と課題】

①成果

- 「普天間飛行場のまちづくり＝宜野湾市のまちづくり」を前提に、要点を押さえた「文字」ではなく「絵」で視覚的に伝える新しい情報提供の形となる漫画本（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）が作成できた。
- ・「普天間飛行場のまちづくり＝宜野湾市のまちづくり」を前提に、普天間飛行場があることによって生じている身近な問題や普天間飛行場内に存在する守るべき自然・歴史環境、まちづくりを進める上での跡地と周辺市街地の関係性等、要点を押さえた「文字」ではなく「絵」で視覚的に伝える新しい情報提供の形となる漫画本（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）が作成できた。
- ・作成した漫画本（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）は、実際に「地権者懇談会」や「市民懇談会」で参加者に配布し、参加者からも「見易さ・読み易さ」、「分かり易さ」という点から大きな評価を頂いている。

②課題

→今後は、「全体計画の中間取りまとめ」や「若手の会」、「NB ミーティング」等の活動組織を漫画で紹介する等、地権者、市民、県民に向けて必要な情報提供とまちづくりに関心を持ってもらうためのきっかけづくりとして、漫画のシリーズ化（ぎのわん・夢・まちづくりシリーズ）が求められる。



図：ぎのわん・夢・まちづくりシリーズ1「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」

(4)「跡地利用特措法に関する説明会」の開催

【取り組み目標】

「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（軍転法）改正に伴い、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」が施行されたため、地権者に対して当該法律及び駐留軍用地内の土地の先行取得についての説明会を開催し、内容の周知を図る。

【概要】

○開催日：平成 25 年 2 月 8 日（金）、9 日（土）

○内 容：①跡地利用特措法について

②駐留軍用地内の土地の先行取得について

③質疑応答、意見交換

表：「跡地利用特措法に関する説明会」の開催日時、会場、参加者数

No	開催日時	会 場	参加者数
1	平成 25 年 2 月 8 日（金） 19：00～21：00	宜野湾市農協会館 2 階（蘭の間）	70 名
2	平成 25 年 2 月 9 日（土） 14：00～16：00	宜野湾市農協会館 2 階（蘭の間）	124 名
合 計			194 名

【取り組み成果と課題】

①成果

●地権者にとって関心の高い内容で、多くの参加者を集めることができた。

・跡地利用特措法及び駐留軍用地内の土地の先行取得は、地権者にとって関心の高い内容であり、多くの参加者（2 日間合計：194 名）を集めることができた。

●跡地利用特措法及び駐留軍用地内の土地の先行取得に関する詳しい情報提供を行うことができた。

・今回の説明会の開催にあたっては、市だけでなく、県の担当部局の方々にご参加頂き、跡地利用特措法に加え、駐留軍用地内の土地の先行取得に関する詳しい情報提供、疑問点解消のための質疑応答を行うことができ、効果的な周知に繋げることができた。

②課題

→跡地利用特措法及び駐留軍用地の土地の先行取得に関しては、今後もより多くの地権者への内容周知と地権者からの質疑を踏まえた検討結果を地権者に戻すために、継続的に説明会を開催していくことが求められる。

【「跡地利用特措法に関する説明会」の様子】



写真：宜野湾市及び沖縄県による説明



写真：跡地利用特措法に関する説明会の様子①



写真：跡地利用特措法に関する説明会の様子②



写真：跡地利用特措法に関する説明会の様子③

2－2.「地権者の意見・意向把握の実施、仕組みづくり」の成果と課題

(1)「地権者懇談会」の開催

【取り組み目標】

地権者との直接的な対話の場を確保するため、これまでの調査において定着化が図られた「地権者懇談会」を引き続き開催する。

地権者については、情報提供を全地権者に対して的確に行うとともに、合意形成が必要な事項の内容を理解してもらい納得してもらうことが必要であることから、一方向だけの情報提供ではなく、質疑応答を含めた対面形式での情報提供・説明・意見交換を実施していく。

【概要】

- 開催日：平成 25 年 3 月 2 日（土）、3 日（日）、4 日（月）
- 内 容：①平成 23・24 年度県市共同調査についての概要説明
②跡地利用特措法についての概要説明
③質疑応答、意見交換

表：「地権者懇談会」の開催日時、会場、参加者数

No	開催日時	会 場	参加者数
1	平成 25 年 3 月 2 日（土） 14：00～16：00	宜野湾市農協会館 2 階（でいご/さんだんか）	22 名
2	平成 25 年 3 月 3 日（日） 14：00～16：00	宜野湾市農協会館 2 階（蘭の間）	12 名
3	平成 25 年 3 月 4 日（月） 19：00～21：00	宜野湾市農協会館 2 階（蘭の間）	18 名
合 計			52 名

【取り組み成果と課題】

①成果

●行政、地主会役員、一般地権者が同じ目線で情報共有しながら、意見交換を行うことができた。

- ・意向把握が必要な平成 23 年度県市共同調査「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」に関する情報提供に限らず、普天間飛行場跡地利用に向けたこれまでの経緯と現在の位置も含めた今後のスケジュールについても情報提供を行い、行政、地主会役員、一般地権者が同じ目線で情報共有しながら意見交換を行うことができた。

②課題

→参加者が少なかったが、対話形式による効果的な意向把握ができたため、今後は効果的な周知の方法（呼びかけにあたってのテーマの工夫）と参加しやすい身近な懇談会開催（地域別懇談会等）が求められる。

【「地権者懇談会」の様子】



写真：説明の様子①



写真：説明の様子②



写真：説明の様子③



写真：対話形式による意見交換の様子①



写真：対話形式による意見交換の様子②



写真：対話形式による意見交換の様子③

(2)「普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会内部組織）」への参加・協力

【取り組み目標】

地権者意向把握の仕組みづくりに向けた取り組みの一つとして、跡地利用に関する情報等を確実に提供し、行政と地主会が連携を図りながら合意形成に向けた取り組みを進めるため、資料作成、会運営等を通じて「普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会内部組織）」への参加・協力を行う。

【取り組み成果と課題】

①成果

- 全地権者を対象とした「地権者懇談会」や「跡地利用特措法に関する説明会」の効果的な情報提供、意向把握の実現に向けて、会の進め方や資料等に地権者の視点を反映することができた。
- ・全地権者を対象とした「地権者懇談会」や「跡地利用特措法に関する説明会」の効果的な情報提供、意向把握の実現に向けて、平成 23・24 年度の県市共同調査の内容と跡地利用特措法、駐留軍用地内の土地の先行取得に関する情報提供を地主会役員の方々に行い、会の進め方や資料等に地権者の視点を反映することができた。
- 地主会役員と若手の会の意見交換会に向けて、地主会としての考えを共通認識としてまとめる勉強会が行われた。
- ・地主会役員と若手の会の意見交換会（平成 25 年 3 月 12 日（火））に向けて、普天間飛行場跡地利用対策部会の中で、若手の会より事前提供のあった資料（分野別提言書の見直し案）をもとに、地主会としての考えを取りまとめる勉強会が行われた。

②課題

→地主会と若手の会の連携体制の強化を図っていく上で、今後も継続した取り組みが求められる。

(3) 説明用画像データの作成

【取り組み目標】

各種合意形成活動を効果的・効率的に実施するため、平成 23 年度の県市共同調査「広域緑地(普天間公園等)の計画方針」の内容を説明する合意形成活動用画像データを作成する。

作成した説明用画像データは、「地権者懇談会」や「市民懇談会」等において使用し、意見・意向把握を行う際に役立てる。

【取り組み成果と課題】

①成果

●幅広い対象者が取り組み全体の情報共有を図ることができる土台が築かれた。

- ・平成 23 年度県市共同調査で取りまとめられた「広域緑地(普天間公園等)の計画方針」について、視覚的な情報伝達を行う画像データとして作成したことにより、紙媒体による情報発信よりも、短時間で内容を理解できるような情報発信を行うことができた。
- ・また、ホームページにも画像として掲載できるものとするすることで、いつでも、誰でも懇談会のように説明が受けられる汎用性の高い資料となった。

②課題

→次年度は、跡地利用に向けた中間的な到達点として位置付けられる「全体計画の中間取りまとめ」に関する情報提供となる。そのため、従来の説明形式から、ポイントに応じて、地権者に知ってもらう必要があるもの、地権者が理解しにくいと考えるものを取り上げ、それに回答・解説する形の内容に変更する等、理解度がより高められ、参加者からより意見が出しやすい情報提供となる内容の画像として作成することが求められる。

2－3. 「市民の意見・意向把握の実施、仕組みづくり」の成果と課題

(1) 「市民懇談会」の開催

【取り組み目標】

「普天間飛行場跡地利用＝宜野湾市のまちづくり」であり、計画づくりが徐々に具体化されてきている中で、市民の跡地利用に対する関心をこれまで以上に高めていく必要があるため、地権者と同様に懇談会を開催する。

また、この「市民懇談会」は、市民意識醸成と直接的な対話の場を創出し、市民のまちづくり検討組織である「NB ミーティング」への参画を促進するため、NB ミーティング等の意見発表の場としても活用していく。また、多くの市民参加を促すために、開催日は複数回設けるものとする。

【概要】

○開催日：平成 25 年 2 月 24 日（日）、25 日（月）

○内 容：①平成 23 年度県市共同調査についての概要説明

②市民のまちづくり検討組織「NB ミーティング」の活動紹介

③琉球大学生による跡地利用提案について

④質疑応答、意見交換

表：「市民懇談会」の開催日時、会場、参加者数

No	開催日時	会 場	参加者数
1	平成 25 年 2 月 24 日（日） 14：00～16：00	沖縄コンベンションセンター 会議場 A2	11 名
2	平成 25 年 2 月 25 日（月） 19：00～21：00	宜野湾市農協会館 2 階（蘭の間）	12 名
合 計			23 名

【取り組み成果と課題】

①成果

●NB ミーティングの活動紹介及び琉球大学小野研究室による跡地のまちづくり提案をきっかけに、活動への参加に関心を示す参加者が出てきた。

・市民のまちづくり検討組織である「NB ミーティング」の活動紹介及び琉球大学小野研究室による跡地のまちづくり提案をきっかけに、組織活動への参加に関心を示す参加者が出てきており、合意形成の中核組織の裾野を広げる効果が得られた。

②課題

→参加者が少なかったが、対話形成による効果的な意向把握ができたため、今後は効果的な周知の方法（呼びかけにあたってのテーマの工夫）と参加しやすい身近な懇談会開催が求められる。

【「市民懇談会」の様子】



写真：宜野湾市のあいさつと趣旨説明の様子



写真：パネル展示（学生の跡地利用提案）



写真：画像データを用いた県市共同調査の説明



写真：NB ミーティング活動紹介の様子



写真：対話形式による意見交換の様子①



写真：対話形式による意見交換の様子②

(2) ホームページ構成リニューアル及びデータ更新

【取り組み目標】

現在市のホームページに掲載されている普天間飛行場跡地利用に関わる取り組み状況等について、構成のリニューアル及びデータの更新を行い、使いやすさと、情報の充実を図る。

【取り組み成果と課題】

①成果

●幅広い対象者が取り組み全体の情報共有を図ることができる土台が築かれた。

- ・今年度実施した全ての取り組みに関する情報を、市外、県外へも広く発信し、取り組みの周知と情報の共有化を図ることができる土台が築かれた。
- ・若手の会や NB ミーティングの活動内容等を紹介するとともに、ブログ等へのリンクを設けることで、各種活動団体の PR の場ともなっている。

②課題

→広く情報発信が可能なツールとして、より多くの人にみてもらうためのさらなる仕掛けづくりが求められる。

2－4. 「合意形成の中核組織である「若手の会」、「NB ミーティング」の活動支援」の成果と課題

(1) 「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」の活動支援

【取り組み目標】

地権者合意形成の中核組織として、「若手の会」では、今年度、跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」という節目の時期であることを踏まえ、これまで積み重ねてきた検討内容を再整理しながら、勉強会の実施や意見交換の取り組みを行う。また、地権者としての意向集約に向けて、仕組みづくりについて検討を行うとともに、地主会役員との意見交換を密に行っていく。

【取り組み成果と課題】

①成果

- 「全体計画の中間取りまとめ」という節目に合わせ、会としてこれまでに作成した分野別提言書の見直しを行っており、今年度は公園分野の見直しを行った。
 - ・「全体計画の中間取りまとめ」を迎えるにあたり、会としても意見を発信するため、これまで作成してきた提言書（公園、交通、住宅地、都市拠点）について、その後学んだ新たな視点等を反映させるために再整理し、現時点での最新の考えとして取りまとめに向けた検討を進めており、今年度は、主に公園分野について見直しを行った。
- 自主的活動を通して、沖縄県主催の「跡地利用提案コンペ」に参加する等、メンバーの活動意識がさらに高まった。
 - ・平成 21 年度から毎月 1 回の定例会に加え、自主的活動を継続的に行っており、今年度はそのような活動を通して、沖縄県が主催する「沖縄の新たな発展につなげる大規模基地返還跡地利用計画提案コンペ」に参加し、メンバーの活動意識がさらに高まった。
- 地主会役員との意見交換会を開催し、会としての意見の発信とともに連携体制の強化が図られた。
 - ・地主会役員との意見交換会（平成 25 年 3 月 12 日（火））を開催し、現時点における若手の会の考えを発信するとともに、地主会との連携体制の強化が図られた。
 - ・また、毎年限られた回数しか意見交換会を開催できない中で、今年度は、地主会役員の方々に資料（現時点における若手の会の考え）を事前配布し、予習頂いたことにより、若手の会の考えに対する地主会としての意見が出される等、中身の濃い意見交換会となった。

②課題

- 活動を始めて 10 年が経過し、参加メンバーも 15 名程度と固定化された中で深めた議論がなされているが、今後は若い世代の獲得に向けた方策が求められる。
- 地権者として意見を発信できる体制構築に向けて、地主会・一般地権者とのさらなる連携強化が求められる。

【「若手の会」活動の様子】



写真：定例会におけるグループ別検討の様子①



写真：定例会におけるグループ別検討の様子②



写真：自主会の様子



写真：地主会役員との意見交換会の様子①



写真：地主会役員との意見交換会の様子②



写真：地主会役員との意見交換会の様子③

(2)「ねたてのまちベースミーティング」の活動支援

【取り組み目標】

普天間飛行場を含めた宜野湾市のまちづくりに関わる市民側の検討組織「NB ミーティング」では、計画づくりに対して意見を発信することと合わせて、一般市民との意見交換（市民懇談会）を昨年度と同様に実施、一般市民に対して刺激を与えていく。また、昨年度に実施した琉球大学との連携を継続させ、跡地利用に関わりを持つ市民の輪を広げていくものとする。

【取り組み成果と課題】

①成果

●昨年度に引き続き、琉球大学小野研究室との連携を継続させ、跡地のまちづくりに係わる世代の裾野が広がった。

- ・昨年度に引き続き、琉球大学小野研究室と連携し、跡地のまちづくりにおける検討がなされている。
- ・市民目線でのまちづく検討に係わる世代の裾野が広がり、NB ミーティングの活動の幅が広がりつつあり、多くの市民に参加を呼びかけようとする意識が高まってきている。

●「市民懇談会」においては、会の活動紹介と合わせて「普天間飛行場のまちづくり＝宜野湾市のまちづくり」として積極的なPRを行った結果、活動への参加に関心を示す参加者が出てきており、組織としての裾野を広げる効果が得られた。

- ・多くの市民に、「普天間飛行場跡地のまちづくり＝宜野湾市のまちづくり」として、考えてもらうきっかけづくりとして開催した「市民懇談会」（平成25年2月24日（日）、25日（月））にて、会の活動紹介と合わせて積極的なPRを行った。その結果、組織活動への参加に関心を示す参加者が出てきており、合意形成の中核組織の裾野を広げる効果が得られている。

●「市民懇談会」には、琉球大学小野研究室にも参加頂いており、対外的な場に参加してもらう等琉球大学との連携が強化されている。

- ・「市民懇談会」には、会として連携している琉球大学小野研究室にも参加頂き、跡地のまちづくり提案の発表会を実施する等、対外的な場に参加してもらう等琉球大学小野研究室との連携が強化されている。

②課題

→NB ミーティングの活動を市民に知ってもらうための対外的な情報発信の場が少ないため、情報提供の工夫が求められる。

→一方で、メンバーの確保に向けた取り組みが重要課題となっている中で、まずは市民が関心のある身の回りのまちづくりについて勉強する機会からスタートし、最終的に宜野湾市、普天間飛行場跡地のまちづくりを考えるとといった段階を踏んで、関心の高まった人を会に呼び込むといった段階的な取り組みが求められる。

【「NB ミーティング」活動の様子】



写真：第 7 回 NB ミーティング定例会の様子



写真：第 8 回 NB ミーティング定例会の様子

(3)「学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会」の開催

【取り組み目標】

学識者等専門家との連携及び「(仮称) 普天間飛行場まちづくり協議会」立ち上げに向けた準備段階として、合同勉強会を通じて組織間の連携（結び付き）の強化を目指すための実践活動として、若手の会、NB ミーティングを対象とした合同勉強会を開催。

【概要】

●第1回学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会

○日 時：平成24年11月29日（木）16：50～18：20

○講 師：池田孝之氏（琉球大学名誉教授）

○内 容：「海外のサイエンスパーク（ソフィア・アンティポリス）を事例に」をテーマに講演頂き、意見交換を実施。

●第2回学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会

○日 時：平成24年11月30日（金）18：50～20：30

○講 師：池田孝之氏（琉球大学名誉教授）

○内 容：「(仮) 普天間公園に求めるもの」をテーマに、①市民、県民、②企業、③行政の立場から検討（グループ別）を行い、検討結果を発表。

【取り組み成果と課題】

①成果

●跡地の目玉となる大規模公園について、海外事例をもとに普天間における公園のあり方について議論を深めることができた。

・「第1回学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会」では、池田孝之氏（琉球大学名誉教授）を講師に招き、フランスのソフィア・アンティポリスの事例をご紹介頂きながら、跡地の目玉となる公園について、議論を深めることができた。

●「(仮) 普天間公園に求めるもの」をテーマに、これまでの地権者、市民ではなく、立場（市民、県民、企業、行政）を変えて、視察先から得たもの、ヒントを盛り込みながら視察の取りまとめを行うことができた。

・「第2回学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会」では、池田孝之氏（琉球大学名誉教授）から、「(仮) 普天間公園に求めるもの」と題し、3つの異なる立場（①市民、県民、②企業、③行政）から課題が与えられ、グループで検討がなされた。メンバーは視察先から得たもの、ヒントを盛り込みながら、視察の成果として取りまとめを行うことができた。

②課題

→今回の「先進地視察会」と「合同勉強会」を組み合わせた会合の持ち方については、
両組織の情報共有、連携強化という面から非常に効果的であったため、今後もストーリー性を持たせた上で、組み合わせによる開催が望まれる。

【「学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会」の様子】



写真：講師 池田孝之氏（琉球大学名誉教授）



写真：合同勉強会の様子（第1回）



写真：グループ別検討テーマの説明（第2回）



写真：グループ別検討の様子（第2回）



写真：グループの発表の様子（第2回）



写真：検討したワークシート（第2回）

（４）「若手の会・NB ミーティングの意見交換会」の開催

【取り組み目標】

地権者の視点からのまちづくり検討組織である「若手の会」と市民の視点からのまちづくり検討組織である「NB ミーティング」の情報共有と立場の異なる中での意見をそれぞれの検討・議論に活かすことを目的に意見交換会を開催。

【概要】

- 日 時：平成 25 年 1 月 28 日（月）19：00～21：00
- 参加者：若手の会、NB ミーティング、宜野湾市軍用地等地主会事務局、琉球大学工学部環境建設工学科 3 グループ
- 内 容：①琉球大学生による跡地利用提案について
②学生を交えた意見交換会

【取り組み成果と課題】

①成果

- 昨年度に引き続き、琉球大学小野研究室も含めた意見交換により、各活動組織の今後の検討・議論に活かせる新たな視点を情報共有することができた。
- ・昨年度に引き続き、今回の意見交換会でも NB ミーティングが連携している琉球大学小野研究室が、普天間飛行場跡地における検討成果を発表し、それをもとに、若手の会及び NB ミーティングとの意見交換会を実施。
- ・学生の発表及び意見交換では、若い世代の視点からの提案がなされ、今後の若手の会、NB ミーティングの定例活動等における検討・議論の参考になる情報を共有することができた。

②課題

→今後も組織間の連携強化を前提とし、今後の検討・議論に活かせるような新たな視点を情報共有できる場として開催していくことが望まれる。

【「若手の会・NB ミーティングの意見交換会」の様子】



写真：意見交換会の様子



写真：学生による提案発表の様子

(5)「先進地視察会」の実施

【取り組み目標】

若手の会、NB ミーティングにおけるまちづくり先進情報の収集・蓄積と、そのことにより議論の深化を図ることを目的として、「先進地視察会」を実施。また、両組織の交流により、地域連携の仕組みづくりに資することも目的とする。

今回の「先進地視察会」では、「民間企業誘致を促進させるための研究・公共機関整備」と「水系を尊重した公園・緑地整備」をテーマとした視察会を実施。

【概要】

- 視察日：平成 24 年 11 月 29 日（木）～12 月 1 日（土）
- 視察先：①国際文化公園都市（大阪府）
②神戸三田国際公園都市フラワータウン（兵庫県）
③播磨科学公園都市（兵庫県）

【取り組み成果と課題】

①成果

●企業立地を進める上で、交通のアクセス性や優遇制度、居住環境整備の重要性について、学ぶことができた。

- ・国際文化公園都市（大阪府）及び播磨科学公園都市（兵庫県）では、「民間企業誘致を促進させるための研究・公共機関整備」をテーマに視察を行い、企業立地を進める上で、交通のアクセス性や企業にとって魅力のある優遇制度、居住環境整備の重要性を学んだ。

●地形（起伏、水、緑）を活かした公園配置の考え方について学ぶことができた。

- ・神戸三田国際公園都市フラワータウン（兵庫県）では、「水系を尊重した公園・緑地整備」をテーマに視察を行い、地形（起伏、水、緑）を活かした公園配置の考え方について学ぶことができた。

●視察後（同日）に「学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会」を開催し、専門家の意見も踏まえながら、視察の成果を取りまとめることができた。

- ・今回の「先進地視察会」では、視察後（同日）に「学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会」を開催し、池田孝之氏（琉球大学名誉教授）を講師に迎え、専門家の意見も踏まえながら、視察を振り返った。
- ・これまでは、視察後のそれぞれの定例会で取りまとめを行っていたが、合同勉強会の中で行ったことにより、両組織が成果を共有することにも繋がった。

②課題

→今回の「先進地視察会」と「合同勉強会」を組み合わせた会合の持ち方については、両組織の情報共有、連携強化という面から非常に効果的であったため、今後もストーリー性を持たせた上で、組み合わせによる開催が望まれる。

【「先進地視察会」の様子】



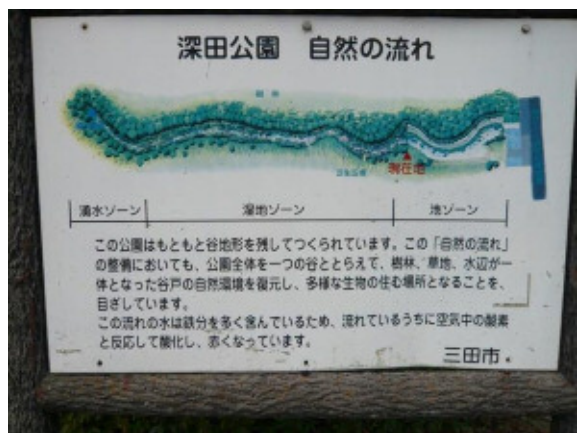
写真：視察①国際文化公園都市



写真：視察①国際文化公園都市



写真：視察②神戸三田国際公園都市



写真：視察②神戸三田国際公園都市



写真：視察③播磨科学公園都市



写真：視察③播磨科学公園都市

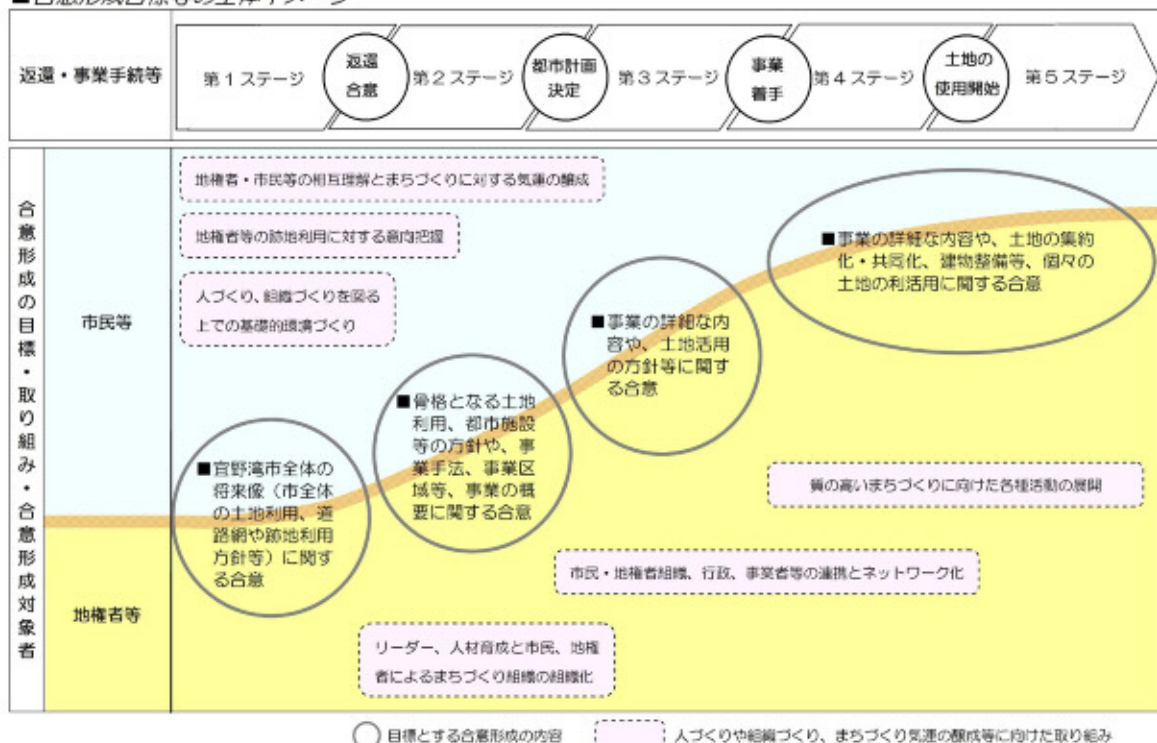
3 章 次年度の方向性と対応

3-1. 現在の「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査」の原点

これまで進めてきた「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査」は、平成13年度に策定された「普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画」に基づき、平成14年度から実施されている。

この「普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画」では、下図に示すように事業着手、土地の使用開始以降のまちづくりまでを5つのステージに分け取り組み方針、及び取り組みメニューを定めている。

■合意形成目標等の全体イメージ



※「ぎのわんのまちづくり～普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画～（平成14年3月）」より抜粋

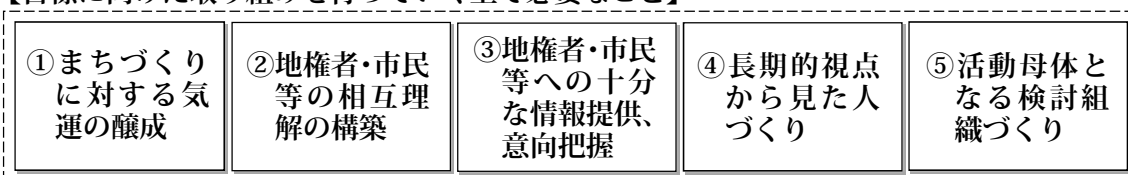
上図に示す合意形成目標等の全体イメージにおける、第1ステージの取り組みが現在の状況であり、第1ステージにおける合意形成目標は次のように設定されている。

【第1ステージの合意形成目標】

市全体の将来像（市全体の土地利用、道路網や跡地利用方針等）



【目標に向けた取り組みを行っていく上で必要なこと】



3－2．全体計画の目標に向けた取り組み状況と課題

(1) 取り組み状況

全体計画に位置付けられた第1ステージの目標に向けた、これまでの取り組み状況は以下のとおりである。

①まちづくりに対する気運の醸成

- ・県民フォーラム
- ・「市民懇談会」の開催
- ・市役所ロビー展示

②地権者・市民等の相互理解の構築

- ・「学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会」の開催
- ・若手の会・NB ミーティング合同の「先進地視察会」の開催
- ・「若手の会・NB ミーティングの意見交換会」の開催
- ・「市民懇談会」における若手の会、NB ミーティングの活動内容報告

③地権者・市民等への十分な情報提供、意向把握

- ・地権者支援情報誌「ふるさと」の発行
- ・「地権者懇談会」の開催
- ・地権者意向確認調査（平成15年、平成23年実施）の実施
- ・「跡地利用特措法に関する説明会」の開催
- ・「普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会内部組織）」への参加・協力
- ・普天間飛行場跡地利用ニュースの発行
- ・「市民懇談会」の開催
- ・ホームページデータ更新、リニューアル

④長期的視点から見た人づくり

- ・「若手の会」の活動支援
- ・「NB ミーティング」の活動支援

⑤活動母体となる検討組織づくり

- ・「普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会内部組織）」への参加・協力
- ・「若手の会」の活動支援
- ・「NB ミーティング」の活動支援

(2) 問題・課題

前述の、全体計画に位置付けられた第1ステージの目標に向けた、これまでの取り組みを通じてあげられる問題・課題を整理すると、以下の点があげられる。

①市民

- ・市民目線での問題提起をし、宜野湾市のまちづくりを通じて、普天間飛行場跡地のまちづくりに関心を持ってもらい、その上で、NB ミーティングへの参加に発展できるような取り組みが必要である。
- ・また、将来のまちづくりの主役となる世代への情報発信も含め、必要なところに、必要な情報を理解される形で発信することが必要である。

②NB ミーティング

- ・参加メンバーが少数で固定化し、メンバーの拡大が図れない。その背景としては議論の内容が専門的過ぎ、一般市民には難し過ぎることと、活動の成果が何処にどの様に反映されるかが明らかにし切れていない点が挙げられる。
- ・一般市民の目線に落とした取り組みから、段階的にレベルを上げていくような取り組みも必要である。
- ・また、現状では必ずしも会として統一された意見の取りまとめになっていない（市民の意見であれば、色々な考えが並行してあって良いが、将来の「(仮称) 普天間飛行場まちづくり協議会」のメンバーとして位置付けられると予想される会としては、統一された意見が求められる）。

③地権者

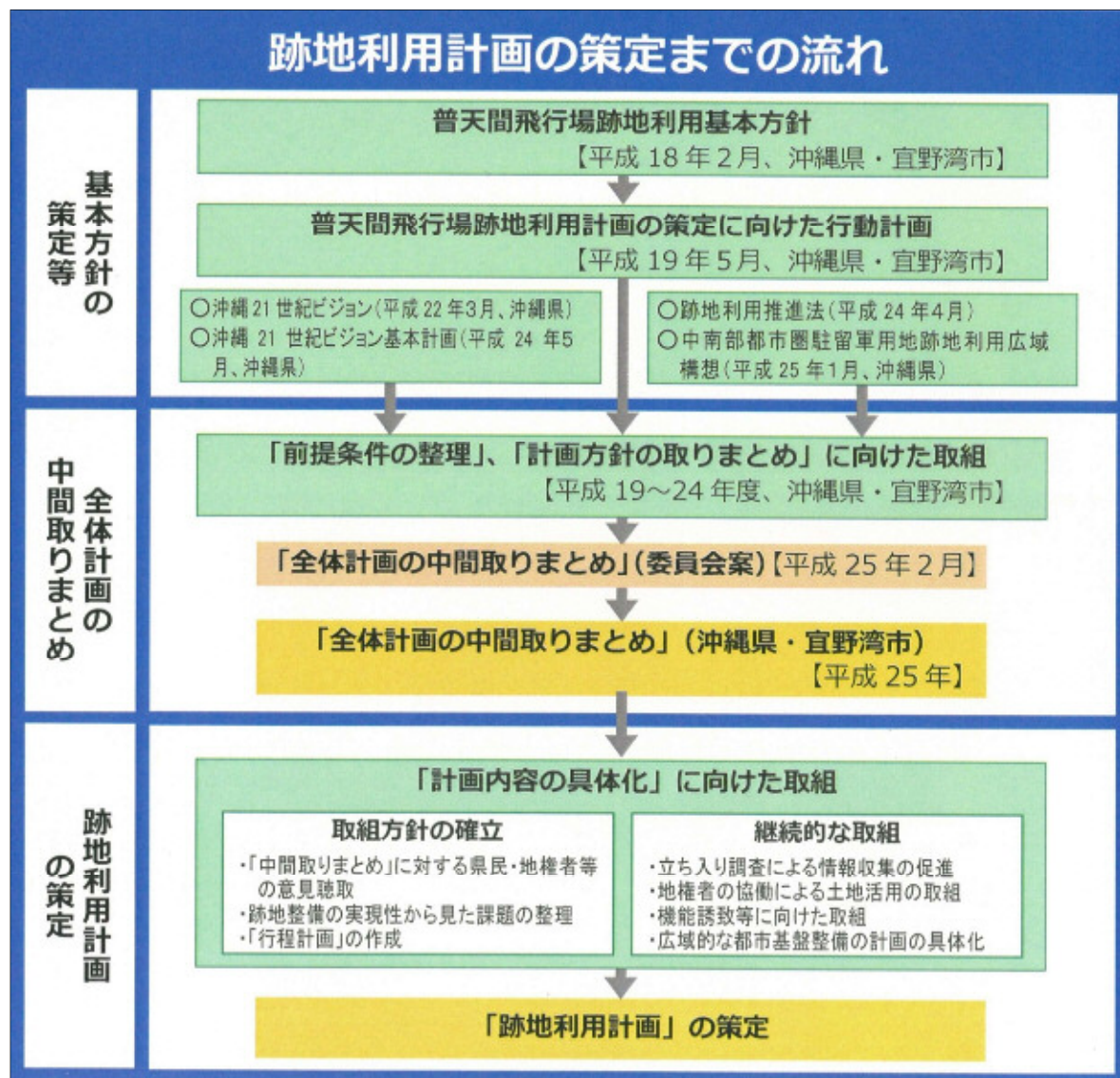
- ・高齢者が多いことから、まちづくりの内容の説明に留まるのではなく、提案するまちづくりを進める上で地権者に何を期待しているか、またどのような影響が考えられる等、直接的な関心事をテーマとして取り上げるとともに、身近な地域、場所で情報発信を行う取り組みも必要である。

④若手の会

- ・活動を始め10年がたち、参加メンバーも15名程度に固定化し、深めた議論がなされ、若手の会としての共通認識が形成されている。
- ・一方、若手の会も発足から10年が経った現在、さらなる若手メンバーの取り込み方策を検討実施していく必要がある。

3-3. 「計画づくり」の今後の取り組みからの課題

※「普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」(委員会案)」より抜粋



※「計画づくり」の取り組みから見た、市民、地権者の今後の検討課題

- ①より多くの市民、地権者に現状の取り組みと、内容の理解を深め、意見を聞きとる必要がある。
- ②跡地利用に伴う周辺市街地の整備においては、事業区域内の市民は地権者となることの認識を高める必要がある。
- ③平成 25 年度に策定される行程計画をもとに、今後の取り組み課題を市民、地権者へ周知を図る必要がある。
- ④事業、制度等の理解を深め、提示される跡地利用計画の評価・判断が可能となるよう勉強を深める必要がある。

3-4. 第1ステージの目標を踏まえた今後の活動方針

前述した、第1ステージの合意形成目標及び取り組み内容、これまでの取り組み状況と課題等を踏まえ、今後の活動の目標と方針を次のように設定する。

【第1ステージの合意形成目標】

市全体の将来像（市全体の土地利用、道路網や跡地利用方針等）



【目標に向けた取り組みを行っていく上で必要なこと】

①まちづくり
に対する気
運の醸成

②地権者・市民
等の相互理
解の構築

③地権者・市民
等への十分
な情報提供、
意向把握

④長期的視点
から見た人
づくり

⑤活動母体と
なる検討組
織づくり

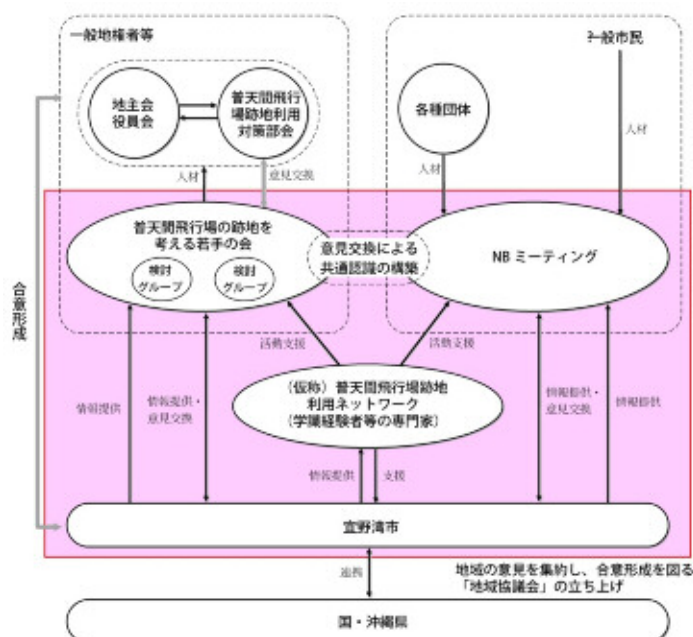
①活動の目標

「（仮称）普天間飛行場まちづくり協議会（夢委員会）」の立ち上げに向け、現在の活動組織がその主力メンバーとして参加し、活動する事を目指す。

②活動の方針

- ・「若手の会」は、まちづくり組織として、各種の分科会を構成できるような人材・人員の確保に努める。
- ・「NB ミーティング」の活性化と、市民の認知度を高め代表組織として位置付ける。

（仮称）普天間飛行場まちづくり協議会



①地域協議会位置付け

普天間飛行場跡地利用の検討において、地域としての考えを集約する場。

②場のイメージ

協議会設置分野

主に地域としての考えを集約する必要性が高いと考えられる分野ごとに協議会を立ち上げる（都市拠点、住宅地、周辺市街地等）

協議会構成メンバー

市（担当部門）、地権者（若手の会）、市民（NBミーティング）、分野別学識経験者、オブザーバー（県・国等）

※「平成19年度関係地権者等の意向醸成・活動推進調査報告書（平成20年3月）」より抜粋

3－5．具体的な実施内容

平成 24 年度に「全体計画の中間取りまとめ」がなされ、平成 25 年度以降はより具体的な検討を踏まえ「跡地利用計画の策定」が進められることとなる。

この事に伴い市民、NB ミーティング及び地権者、若手の会においても、まちづくり事業を見据えた新たな検討テーマが発生することとなる。

このような新たなステップを迎えることにより、今まで積み上げてきた知識や議論は当然活かされるが、新たな取り組みをスタートさせるという点では、NB ミーティング、若手の会においては新メンバーも参加しやすい状況を迎えることとなる。

そのため、この機会を活かし、各種取り組みをさらに深めていくためにも市民、地権者はもとより、NB ミーティング、若手の会においてはメンバー拡充に向け、入り易さを十分に考慮した活動としていくために、今後の取り組みを次のような内容とする。

①市民

市民として、普天間飛行場跡地利用からまちづくり議論に参加するのはハードルが高いため、身の回りのまちづくりを考える事から啓蒙啓発をスタートさせ、宜野湾市、普天間飛行場跡地のまちづくりを議論するようなステップを踏むものとする。

- 身の回りのまちづくりを点検する。
- 身の回りのまちづくりから宜野湾市のまちづくりを考えてみる。
- 普天間飛行場跡地のまちづくりが自分たちにどのような影響を与えるか考えてみる。
- 普天間飛行場跡地のまちづくりに何を期待するか考えてみる。
- 改めて、身の回りのまちづくりを考えてみる。

市民を対象としたまちづくり講座の展開と NB ミーティングの活性化との連携は次のように考える。

表：取り組みスケジュール（案）

平成 25 年度												
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
市民		○ガイダンス ○情報発信	○まち歩き	●勉強会（地域の魅力と問題点）	●勉強会（まちづくりへの取り組み）	○ガイダンス ○情報発信	○まち歩き	●勉強会	●勉強会			
NB ミーティング												

宜野湾市による勉強会の開催

宜野湾市と普天間飛行場跡地のまちづくり

※NB ミーティングへの参画

②NB ミーティング

NB ミーティングのスタートの位置付けが、「全体計画の中間取りまとめ」に対する市民意見の集約の場としており、その意見の取り扱われ方等、運営上の課題がそのままになっていた。このような問題・課題を踏まえ、今後の取り組みを次のように考える。

●NB ミーティングの位置付けの明確化

「市民の夢を普天間飛行場の跡地利用を通じて、宜野湾市のまちづくりに膨らませる」をテーマに、跡地利用を考える「(仮称) 普天間飛行場まちづくり協議会」に市民代表として参加を予定するメンバーの活動の場として位置付ける。

●NB ミーティングの認知度を高め、活動の活性化を図る

「①市民」への対応を通じて、身の回りのまちづくりから宜野湾市、普天間飛行場跡地のまちづくりを議論するようなステップを踏み、関心の高まった人に NB ミーティングに参加してもらう。

③地権者

まちづくりを進める上で地権者に何を期待しているか、どのような影響が考えられる等、直接的な関心事をテーマとして取り上げる。また、身近な地域、場所で情報発信を行う。

④若手の会

●新テーマの設定による情報格差の是正

今までの「全体計画の中間取りまとめ」の検証・提案から、将来に向けまちづくりを実現していくための新たな検討テーマとして「まちづくり事業・制度の仕組みと課題」について、十分に理解を深めていく勉強会とする。

●現在のメンバーによる情報提供

新たな検討テーマとすることにより、今までのメンバーとの情報差を小さくすることと、その前段で、現在の若手の会のメンバーから、これまでの取り組み、成果についての報告をしてもらうことにより、これまでの情報を吸収してもらう。

そこで、新メンバーの勧誘に向けて、現在の若手の会メンバーが、まちづくり・跡地利用に関する基礎学習会等を主催し、これを入口とする。

表：取り組みスケジュール（案）

平成 25 年度												
月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
新メンバー勧誘		○新人発掘	若手の会による勉強会の開催			◎ビーチP						
			◎まち歩き	●勉強会	●勉強会							
若手の会							まちづくりの事業・制度の仕組み勉強会					

⑤情報発信

将来のまちづくりの主役となる世代への情報発信も含め、必要なところに、必要な情報を理解される形で発信していくために漫画等も活用し、以下の取り組みを行う。

漫画等の活用による分かりやすさの確保と、情報提供を楽しみにしてもらい、さらには、家族で見てもらい、保存してもらうことを目標とする。

●ぎのわん・夢・まちづくりシリーズによる情報発信

- ・シリーズ2：市役所に行ってみよう（宜野湾市基地跡地利用に関する情報提供窓口）
- ・シリーズ3：普天間飛行場跡地のまちづくり方針（全体計画の中間取りまとめ）を見よう
- ・シリーズ4：「若手の会」を訪ねてみたよ
- ・シリーズ5：「NB ミーティング」を訪ねてみたよ
- ・シリーズ6：私たちも宜野湾のまちづくりを考えよう

●ふるさと、ニュースにおける4コマ漫画 or 漫画クイズによる情報発信

●ホームページ等への漫画シリーズの掲載による情報発信

●市役所ロビー、公民館等における漫画の展示、配布

4 章 各種合意形成活動の取り組み概要

4－1．「必要な情報提供、情報伝達状況の確認」の取り組み

(1) 地権者支援情報誌「ふるさと」の作成・発行

1) 取り組み目標

全地権者を対象に跡地利用に関わる行政側からの最新情報や地権者のまちづくり検討組織である「若手の会」の活動状況等の情報、地権者懇談会や説明会への参加を促進することを目的に作成・発行する。

今年度は、平成 23 年度県市共同調査「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」の概要や「全体計画の中間取りまとめ」に向けたスケジュール、合意形成が必要な事項等を情報提供し、懇談会等に参加できなくても関係者全員に内容周知が図られるようにすることを目的とする。

2) 情報発信の内容

回数	発送時期	主な掲載事項
第 37 号	平成 24 年 12 月	○報告・紹介事項 ・平成 23 年度県市共同調査「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」の概要紹介 ・若手の会の活動紹介 ○告知事項 ・「跡地利用特措法」に関する説明会及び「地権者懇談会」の開催案内 ○募集事項 ・若手の会参加メンバーの募集
第 38 号	平成 25 年 2 月	○報告・紹介事項 ・跡地利用計画策定に向けた現在までの取り組みと今後の流れ ・「先進地視察会」の実施報告 ○告知事項 ・「跡地利用特措法」に関する説明会及び「地権者懇談会」の開催案内 ○募集事項 ・若手の会参加メンバーの募集
第 39 号	平成 25 年 2 月	○報告・紹介事項 ・漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」 ○告知事項 ・「地権者懇談会」の開催案内

地権者の検討組織「若手の会」が積極的に活動

- 県市の「全体計画の中間取りまとめ」に合わせ、若手の会でも中間取りまとめに向けて活動を進めています

「普天間飛行場の跡地を考える若手の会（以下若手の会）」は、普天間飛行場跡地のまちづくりに向けた検討組織として、平成 14 年度に発足して以降、毎月 1 回の定例会（毎月第 2 火曜日午後 19 時 30 分より宜野湾市役所別館 1 回議員厚生室）をはじめ、自主会や先進地視察会、市民の検討組織「わたのまちベースミーティング」との意見交換会・合同協議会など様々な活動を実施し、跡地利用に知識を深めてきました。

県市における「全体計画の中間取りまとめ」を控えた本年度は、若手の会として、これまで検討してきた分野別（公園分野、交通分野、都市拠点分野、住宅地分野）の提言書をもとに、若手の会としての中間取りまとめに向けて、勉強・意見交換を行っているところと、活動内容等につきましても、随時、本誌等でご紹介していきます。また、本会の活動に参加したいという方は、事務局（下段参照）までご連絡下さい。



定例会の様子



先進地視察会の様子（平成 23 年度）

跡地利用特措法に関する説明会、地権者懇談会のお知らせ

①跡地利用特措法に関する説明会の開催（平成 24 年 12 月頃予定）

憲法改正に伴い「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」が施行されたため、地権者の皆様に対しての当該法律の説明会（平成 24 年 12 月頃予定）を開催しますのでぜひ足をお運び下さい。

②地権者懇談会の開催（平成 25 年 2 月頃予定）

昨年度に引き続き、地権者の皆様を対象に普天間飛行場跡地利用に向けた「地権者懇談会」を今年度（平成 25 年 2 月頃予定）も開催します。懇談会では、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地（普天間公園等）の計画方針について内容をご紹介しますので、地権者の皆様の多くのご意見を頂けまよう、ぜひ足をお運び下さい。

説明会、懇談会等の詳細につきましては、次号の地権者支援情報誌ふるさとに掲載させていただきます。

普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや情報提供窓口でも提供しています。情報収集や跡地利用に関する要望・ご意見を頂ける場としてお気軽にご活用下さい。

＜ホームページ＞ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

＜情報提供窓口＞ 宜野湾市役所 基建設課 基建設地対策課

電話 096-893-4401（直通）FAX 096-892-7022

Eメール kch01@city.ginowan.okinawa.jp



本誌では、普天間飛行場跡地利用に係る最新情報をお伝えします



発行 / 宜野湾市役所 基建設課 基建設地対策課
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野老 1-1-1
電話 096-893-4401（直通）Fax 096-892-7022
Eメール kch01@city.ginowan.okinawa.jp
ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

普天間飛行場跡地の「全体計画の中間取りまとめ」が、本年度取りまとめられます

宜野湾市は、沖縄県と共同で、平成 15 年度から跡地利用計画に取り組み、平成 22 年度に普天間飛行場跡地の「全体計画の中間取りまとめ（案）」をとりまとめました。平成 23 年度は、跡地の歴史・自然環境特性の保全・活用による魅力的な広域緑地づくり等に力を注いで、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地（普天間公園等）の計画方針を取りまとめました。

本年度は、県民、市民、地権者の皆様等との意見交換を進めるとともに、新たな調査結果等を反映して、「全体計画の中間取りまとめ」を行います。広域緑地の計画方針に対する意見募集につきま

しては、地権者の皆様を対象とした「地権者懇談会（平成 25 年 2 月頃予定）」を開催いたしますので、多くのご意見を頂けまよう、宜しくお願い致します。

広域緑地の計画方針については、本誌の中でも紹介しておりますので、ぜひご覧下さい。

みんなが創る夢のあるまち

平成 23 年度 普天間飛行場跡地利用計画の計画決定過程の記録

広域緑地（普天間公園等）の計画方針



平成 23 年度にまとめられた「全体計画の中間取りまとめ（案）」の案と、地権者に対する説明会の様子、普天間飛行場跡地利用計画の決定過程の記録、広域緑地（普天間公園等）の計画方針のまとめと案をまとめた、このパンフレットをもちに、普天間飛行場跡地のまちづくりを進めて、夢を実現していきましょう。

平成 24 年 3 月

発行所 宜野湾市



●「地権者支援情報誌ふるさと 37 号」でのご紹介内容

今号では、下記内容について紹介しておりますので、ぜひご覧下さい。

1. 「広域緑地（普天間公園等）」の計画方針のご紹介 2・3 面
2. 「地権者の検討組織「若手の会」の活動紹介」 4 面
3. 「跡地利用特措法に関する説明会、地権者懇談会のお知らせ」 4 面

図：地権者支援情報誌「ふるさと」37 号（表面）

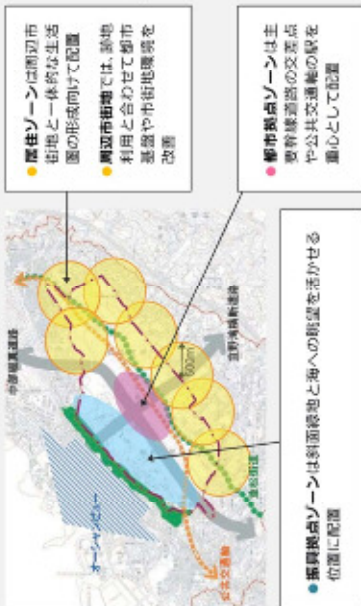


広域緑地（普天間公園等）の計画方針を紹介します

平成 23 年度は、地域の歴史・自然環境特性の保全・活用による魅力的な広域緑地づくり等に力を置いて、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地の計画方針を取りまとめました。ここではその一部をご紹介します。

土地利用配置指針（平成 22 年度中間取りまとめ（案））

土地利用についての基本的な考え方は、平成 22 年度に、3 種類の土地利用ゾーン（展開拠点ゾーン、都市拠点ゾーン、居住ゾーン）として取りまとめています。



跡地内における「歴史文化・自然環境」の現状図

歴史文化・自然環境特性の「特に重要な資源」を重ね合わせることで、下記のような歴史文化・自然環境（ネットワーク型）の範囲が明らかになりました。



広域緑地（普天間公園等）の基本的な考え方

亜熱帯風土・海洋性気候に育まれた、水、緑を保全・再生するとともに、歴史の中で培われてきた文化を継承し、新たな環境共生のくらしと「イチャリバチャデー」(多文化共生)の心を世界に発信する

広域緑地（普天間公園等）の計画方針

保全・活用すべき地域インフラ（緑地）に広域的な緑地の核となる「展開コアゾーン」を加え、広域緑地（普天間公園等）の計画方針を下図のように設定しています。



広域緑地（普天間公園等）のゾーン区分

- **歴史・文化ゾーン**
 - ・里野高杉松街道、自然環境を継承
- **展開緑地ゾーン**
 - ・駅前からの緑地帯等を保全
- **水のコリドー**
 - ・地下への透水性に配慮した水と緑の回復
- **並松街道**
 - ・昭和初期の街道を再生（復元）
- **村落風貌ゾーン**
 - ・昭和初期の街並みを再生
- **展開コアゾーン**
 - ・周辺土地利用と連携し、広域的な展開緑地の核として展開緑地を形成
- **緑の拠点・ネットワーク**
 - ・緑地から緑地や生態系ネットワークに向けたネットワーク

都市的土地利用における主要機能の導入イメージ

- **展開拠点ゾーン**
 - ・商業・サービス、商業施設、商業施設
 - ・環境・エネルギー分野の産業機能
 - ・その他先進技術、研究開発施設等
- **都市拠点ゾーン**
 - ・公園・緑地に囲まれた住宅地
 - ・住宅地には、学校、商業、文化財を併せ、活用する小公園が併存
- **居住ゾーン**
 - ・かつての里野（海山等）の位置で、現在生きているような環境共生型の伝統的村落風貌を再生・活用

※この計画方針は、これまでの緑地計画等を踏まえ、今後の展開戦略等に基づき修正等を行う必要があるものとします。

図：地権者支援情報誌「ふるさと」37号（裏面）

「平成 24 年度地権者懇談会」開催のお知らせ



※昨年度の「地権者懇談会」のようす（宜野湾市農協会館）

今年度の「地権者懇談会」は平成 25 年 3 月上旬を予定しています。
 ※地権者懇談会の開催日程等の詳細については、次回の「ふるさと 39 号」に掲載します。

昨年度に引き続き、地権者の皆様を対象に普天間飛行場跡地利用に向けた「平成 24 年度地権者懇談会」を今年度（平成 25 年 3 月上旬予定）も開催します。

今回の地権者懇談会では、平成 23 年度に宜野湾市が沖縄県と共同で、跡地の歴史文化・自然環境特性の保全活用による魅力的な広域緑地づくり等に力点を置いた「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」を取りまとめているので、そちらの内容をご紹介します。地権者の皆様の多くのご意見を頂きますよう、ぜひ足をお運び下さい。

懇談会の詳細につきましては、次回の地権者支援情報誌「ふるさと 39 号」に掲載させていただきます。



普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや情報提供窓口でも提供しています。
 情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を速くお気遣いにご活用下さい。

「ホームページ」 <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>
 「情報提供窓口」 宜野湾市役所 基地区域部 基地区域対策課
 電話 098-893-4401（直通）FAX 098-892-7022
 Eメール kich01@city.ginowan.okinawa.jp

※「若手の会」のブログもご覧下さい（アドレス：<http://wakatekai.exblog.jp/>）
 若手の会では毎月の定例会での活動内容や各種情報を掲載したブログを開設しています。
 ぜひ一度ご覧になってみてください。

本誌では、普天間飛行場跡地利用に係る最新情報をお伝えします



発行 / 宜野湾市役所 基地区域部 基地区域対策課
 〒901-2710 沖縄県宜野湾市野原 1-1-1
 電話 098-893-4401（直通）FAX 098-892-7022
 Eメール kich01@city.ginowan.okinawa.jp
 ホームページ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

「跡地利用特措法に関する説明会」を開催します

沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（いわゆる「軍転法」）が改正され、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」が施行されました。その改正に伴い、地権者の皆様に対して当該法律の説明会を下記のとおり開催します。ご家族やご近所の地権者の皆様をお誘いの上、ご参加下さい。

「跡地利用特措法に関する説明会」

- 日 時：平成 25 年 2 月 8 日（金）19：00～21：00
 2 月 9 日（土）14：00～16：00

※上記どちらが都合の良い日に、ご家族やご近所の地権者の皆様をお誘いの上、ご参加下さい。

● 会 場：宜野湾市農協会館 2 階ホール

● 内 容：①「跡地利用特措法」について
 ②質疑応答、意見交換



●「地権者支援情報誌ふるさと 38 号」でのご紹介内容

今号では、下記内容についてご紹介しておりますので、ぜひご覧下さい。

- 1.「跡地利用計画策定に向けた現在まで取り組みと今後の流れ」……………2 面
- 2.「若手の会、NB ミニイグ」、地主会役員による視察会の実施報告」……………3 面
- 3.「平成 24 年度地権者懇談会開催のお知らせ」……………4 面

図：地権者支援情報誌「ふるさと」38 号（表面）

跡地利用計画策定に向けた現在までの取り組みと今後の流れ

宮野瀬市は中興県と共同で跡地利用計画策定に向け取り組んでおり、平成17年度に「跡地利用基本方針」を策定しました。その後各種検討を進め、平成22年度には跡地利用計画策定に向けた中間的な計画である「全体計画の中間取りまとめ(案)」を策定し、平成23年度は、跡地の歴史文化・自然環境特性の保全活用による魅力的な広域緑地づくり等に力点を置いて、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた「広域緑地(曾天間公園等)の計画方針」を取りまとめました。

本年度は、県民、市民、地権者の皆様等との意見交換を進めるとともに新たな調査結果等を反映して「全体計画の中間取りまとめ」を行います。平成25年度以降は、「全体計画の中間取りまとめ」に基づき、計画の具体化に向けた取り組みを進め、実証性の検証や関係者の合意形成を行った上で、跡地利用計画を策定します。

●跡地利用計画策定に向けた計画づくりの流れ



今後の跡地利用検討に向けて「先進地視察会」を実施

去る平成24年11月29日(木)～12月1日(土)にかけて、「曾天間飛行場の跡地を考える若手の会(以下若手の会)」では、地主会役員、市民のまちづくり勉強会組織である「わたのまちベースミーティング」と合同で、「民間企業経営を促進させるための研究・公共機関整備」と「水素を貯蔵した公園・緑地整備」をテーマとした先進地視察会が実施されました。下記に視察の概要等を報告します。

視察先①：「国際文化公園都市」

所在地：大阪府(交差点と岡山市の北部山間部)
面積：743ha(西部地区：313ha、中部地区：63ha、東部地区：367ha)
概要：公共と民間が協力して進める新都市建設プロジェクトで、ライフサイエンス分野の研究開発産業をはじめとした国際的な文化・学術交流機能を導入し、複合機能都市を形成。



- 視察を踏まえた「若手の会」の考え・意見
⇒企業立地を進める上で、道路や鉄道路(モノレール等)など交通アクセスを高めることの重要性を再確認できた。
⇒また、企業が排出するメリットとして、廃棄物(例の資源)や企業で働く人たちが住みやすい環境を整えることが必要だと感じました。



視察先②：「神戸三田国際公園都市(フラワータウン)」

所在地：兵庫県三田市
面積：337ha(神戸三田国際公園都市全体の開発面積：2,057ha)
概要：神戸三田国際公園都市(フラワータウン)では、地区内の主要水系(河川、池)を中心に、公園・緑地が連続するネットワーク型の「緑地軸」を形成し、まちにのびのびとやすらぎを与えている。



- 視察を踏まえた「若手の会」の考え・意見
⇒地形(起伏、水、緑)を活かし、小動物(鳥など)や昆虫と触れ合える公園は魅力的だと思ふ。
⇒地形(起伏、水、緑)を尊重することも重要だが、安全面に配慮した公園でないと利用されない。
⇒車にハコモノを整備するのではなく、地域の人が愛着を持って見て育っていくような公園が望ましい。



視察先③：「播磨科学公園都市」

所在地：兵庫県(上郡町、使用町、たつの市にまたがる)
面積：960ha(全計画では2,010haで3つのエリアに分け、そのうちの第1工区分)
概要：21世紀の科学技術の発展を支える学術研究施設とナノテクノロジー分野をはじめとするものづくり産業が集積し、快適な居住環境や余暇施設などを総合的に備えた「人と自然と科学が調和する高度元機能都市」。



- 視察を踏まえた「若手の会」の考え・意見
⇒進出した企業のための社員研修が整備されており、住みやすい環境づくりは重要だと感じた。
⇒ITの発展により、当初の目標が崩れたという話があったが、本社が創業にあっても曾天間公園を整えたいと想いをもち、この魅力を最大限に活かすことを考えることが重要だと感じた。



図：地権者支援情報誌「ふるさと」38号(裏面)

※選画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」続き



みんなが考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくりを夢見る仲間達に会えます。

● 宜野湾市農協会館 2 階ホール
〒901-8511 宜野湾市 1-1-1
TEL: 098-882-4401 FAX: 098-882-7022
Eメール: kichihito@city.erinaka.okinawa.jp
ホームページ: http://www.city.erinaka.okinawa.jp/

● 宜野湾市農協会館 2 階ホール
〒901-8511 宜野湾市 1-1-1
TEL: 098-882-4401 FAX: 098-882-7022
Eメール: kichihito@city.erinaka.okinawa.jp
ホームページ: http://www.city.erinaka.okinawa.jp/

● 宜野湾市農協会館 2 階ホール
〒901-8511 宜野湾市 1-1-1
TEL: 098-882-4401 FAX: 098-882-7022
Eメール: kichihito@city.erinaka.okinawa.jp
ホームページ: http://www.city.erinaka.okinawa.jp/

選画本

本誌では、普天間飛行場跡地利用に係る最新情報をお伝えします



発行 / 宜野湾市役所 普天間飛行場跡地対策課
〒901-2710 沖縄県宜野湾市野原 1-1-1
電話 098-882-4401 (直通) Fax 098-882-7022
Eメール: kichihito@city.erinaka.okinawa.jp
ホームページ: http://www.city.erinaka.okinawa.jp/

「平成 24 年度地権者懇談会」を開催します

昨年度に引き続き、地権者の皆様を対象に普天間飛行場跡地利用に向けた「平成 24 年度地権者懇談会」を開催致します。今回の地権者懇談会では、平成 23 年度に宜野湾市と沖縄県が共同で、跡地の歴史文化、自然環境特性の保全活用による魅力的な広域緑地等に力点を置いた「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」を取りまとめたので、そちらの概要をご紹介します。

また、平成 25 年 2 月 8 日（金）、9 日（土）に開催致しました「跡地利用特措法に関する説明会」に引き続き、今回の懇談会の中でも、跡地利用特措法に関する説明を行いますので、ご家族やご近所の地権者の皆様をお誘いの上、ぜひご参加下さい。

「平成 24 年度地権者懇談会」

- 日 時：平成 25 年 3 月 2 日（土）14：00～16：00
3 月 3 日（日）14：00～16：00
3 月 4 日（月）19：00～21：00

※上記 3 日間のうち、ご都合の良い日にご家族やご近所の地権者の皆様をお誘いの上、ご参加下さい。

● 会 場：宜野湾市農協会館 2 階ホール

- 内 容：①「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」について
②「跡地利用特措法」について
③質疑応答、意見交換



●「地権者支援情報誌ふさと 39 号」でのご紹介内容

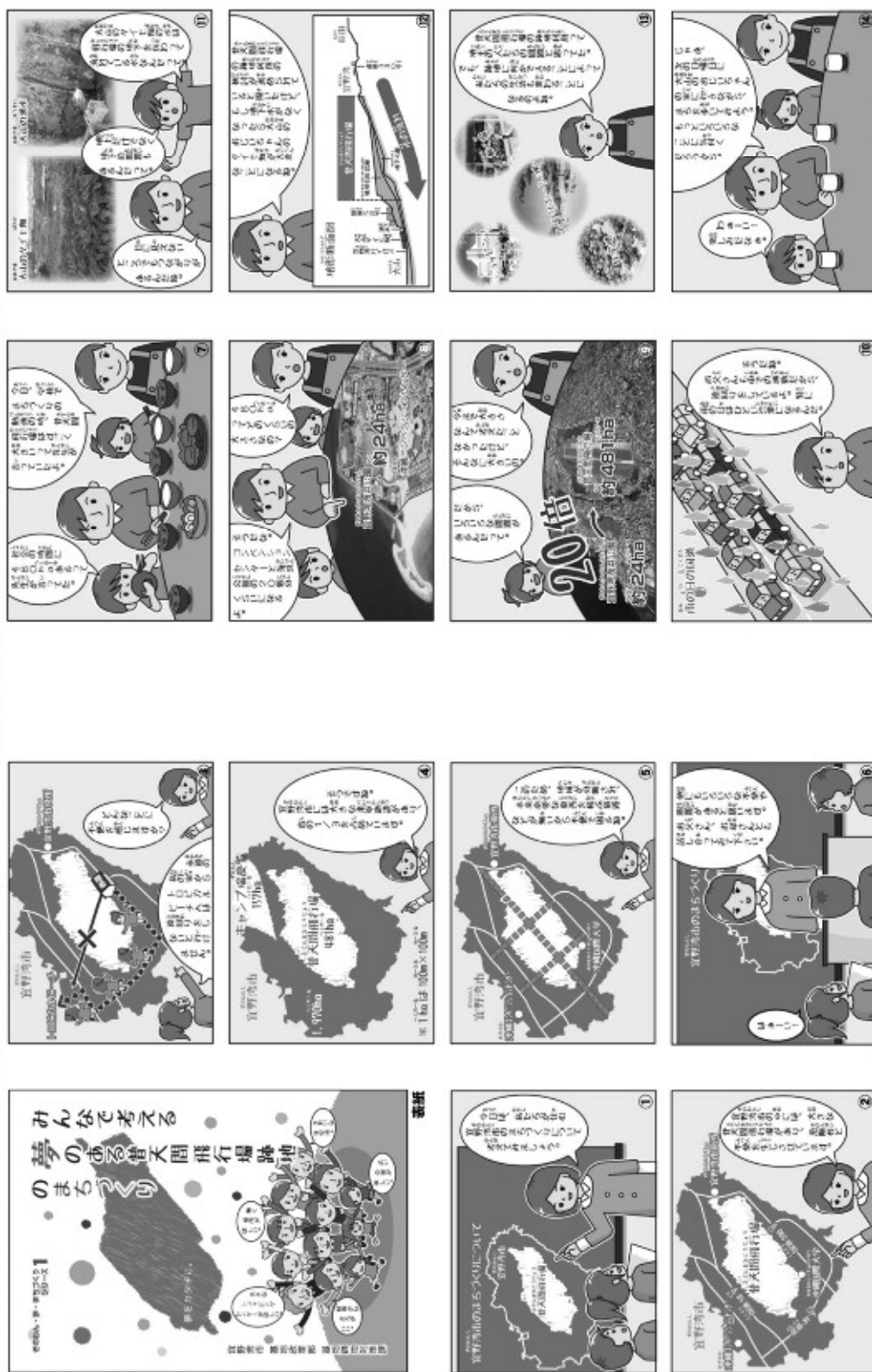
今号では、下記内容についてご紹介しておりますので、ぜひご覧下さい。

1. 「平成 24 年度地権者懇談会の開催案内」……………1 面
2. 「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」……………23~4 面

図：地権者支援情報誌「ふるさと」39 号（表面）

漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」を作成しましたので、ぜひご覧ください

この度、宮野湾市では、「普天間飛行場跡地のまちづくり」＝「宮野湾市全体のまちづくり」という考えに基づき、跡地利用にあたっては、地権者の皆様だけではなく市販の皆様にも協力して頂く必要があるため、広く市販の皆様へ「普天間飛行場跡地のまちづくり」について関心をもち、夢のあるまちづくりを実現することを目的に、漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」を作成しました。本号でご紹介いたしますので、ぜひご覧ください。



※掲載順に逆順※

図：地権者支援情報誌「ふるさと」39号（裏面）

(2) 普天間飛行場跡地利用ニュースの作成

1) 取り組み目標

跡地利用に対する意識の醸成は、地権者や市民が跡地利用に関わる情報を共有し、意見交換の積み重ねによりはじめて成り立つものである。

そのため、広く市民に対し、跡地利用に関わる行政側からの最新情報や市民のまちづくり検討組織である「NB ミーティング」の活動状況等を継続的に提供することを目的とする。また、情報提供により市民懇談会等への参加や「NB ミーティング」への参加を促進するとともに、関係者全員に内容周知が図られるようにすることを目的とする。

2) 情報発信の内容

回数	発送時期	主な掲載事項
第 19 号	平成 24 年 11 月	○報告・紹介事項 ・平成 23 年度県市共同調査「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」の概要紹介 ・NB ミーティングの活動紹介 ○告知事項 ・「市民懇談会」の開催案内 ○募集事項 ・NB ミーティング参加メンバーの募集
第 20 号	平成 25 年 2 月	○報告・紹介事項 ・跡地利用計画策定に向けた現在までの取り組みと今後の流れ ○告知事項 ・「市民懇談会」の開催案内
第 21 号	平成 25 年 4 月	○報告・紹介事項 ・漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」

市民の検討組織「NB ミーティング」が積極的に活動

●市民の視点から宜野湾市の“夢のあるまちづくり”を考えています

市民のまちづくり検討組織である「ねたてのまちベースミーティング（略称：NB ミーティング）」は、普天間飛行場の跡地利用について、「宜野湾市のまちづくり」として、“市民一人ひとりに関すること”であると考え、“夢のあるまちづくり”をテーマに継続的な活動を行っております。

昨年度は、毎月の定例活動（毎月第3火曜日午後19時より宜野湾市役所別館1回議室（厚生室））をはじめ、グストスビーカ一を招いての勉強会や地産者の検討組織である「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」との意見交換会・合同勉強会、さらには琉球大学との連携による取り組みなど、幅広い活動を行いました。本年度も引き続き、“夢のあるまちづくり”実現に向けて活動をスタートしておりますので、活動内容等につきましては、随時、本誌等でご紹介していきます。また、本会の活動に参加したいという方は、事務局（下段参照）までご連絡下さい。

今年度も「市民懇談会」を開催（平成25年1月頃予定）



昨年度に引き続き、市民の皆様の対象に普天間飛行場跡地利用に向けた「市民懇談会」を今年度（平成25年1月頃予定）も開催します。懇談会では、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地（普天間公園等）の計画方針について内容をご紹介しますので、市民の皆様のご意見を頂きますよう、ぜひ足をお運び下さい。

懇談会の詳細につきましては、次号の普天間飛行場跡地利用ニュースに掲載させていただきます。（※左写真は昨年度の市民懇談会の様子です）



普天間飛行場跡地利用に関する情報は、ホームページや情報提供窓口でも提供しています。情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を頂く場としてお気軽にご利用下さい。

＜ホームページ＞ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

＜情報提供窓口＞ 宜野湾市役所 基建設課 跡地利用対策課
電話 096-893-4401（直通）FAX 096-892-7022
Eメール kichu01@city.ginowan.okinawa.jp

本誌では、普天間飛行場跡地利用に係る最新情報をお伝えします 普天間飛行場跡地利用ニュース19号

平成24年11月 宜野湾市基建設部跡地利用対策課発行

普天間飛行場跡地の「全体計画の中間取りまとめ」が、本年度取りまとめられます

宜野湾市は、沖縄県と共同で、平成15年度から跡地利用計画に取り組み、平成22年度に普天間飛行場跡地の「全体計画の中間取りまとめ（案）」を取りまとめました。平成23年度は、跡地の歴史・自然環境特性の保全・活用による魅力的な広域緑地づくり等に力を点を置いて、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地（普天間公園等）の計画方針を取りまとめました。

本年度は、県民、市民、地産者の皆様等との意見交換を進めるとともに、新たな調査結果等を反映して、「全体計画の中間取りまとめ」を行います。広域緑地の計画方針に対する意見募集につきま

しては、市民の皆様を対象とした「市民懇談会（平成25年1月頃予定）」を開催いたしますので、多くのご意見を頂きますよう、宜しくお願い致します。

広域緑地の計画方針については、本誌の中でも紹介しておりますので、ぜひご覧下さい。

みんなで作る夢のあるまち

平成23年度 普天間飛行場跡地利用計画方針案は高画質の映像

広域緑地（普天間公園等）の計画方針



写真12 撮影されたのは、「全体計画の中間取りまとめ（案）」の作成、協議と関係者は、平成22年度に普天間飛行場跡地の跡地利用計画案を策定し、広域緑地（普天間公園等）の計画方針案を策定した。このコンセプトをもとに、普天間飛行場跡地の跡地利用計画案を策定し、広域緑地（普天間公園等）の計画方針案を策定した。

平成24年3月

普天間
宜野湾市



●「普天間飛行場跡地利用ニュース19号」でのご紹介内容

今号では、下記内容についてご紹介しておりますので、ぜひご覧下さい。

1. 「広域緑地（普天間公園等）の計画方針のご紹介」2・3面
2. 「市民の検討組織「NB ミーティング」の活動紹介」4面
3. 「市民懇談会開催のお知らせ」4面

図：普天間飛行場跡地利用ニュース19号（表面）

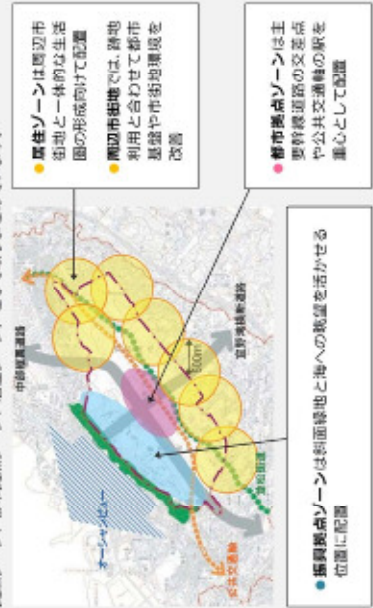


広域緑地（普天間公園等）の計画方針を紹介します

平成23年度は、地域の歴史・自然環境特性の保全・活用による魅力的な広域緑地づくり等に力点を置いて、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた広域緑地の計画方針を取りまとめました。ここではその一部をご紹介します。

土地利用配置指針（平成22年度中間取りまとめ（案））

土地利用についての基本的な考え方は、平成22年度に、3種類の土地利用ゾーン（振興拠点ゾーン、都市拠点ゾーン、居住ゾーン）として取りまとめています。



跡地内における「歴史文化・自然環境」の現状

歴史文化・自然環境特性の「特に重要な資源」を兼ね合わせることで、下記のような歴史文化・自然環境（ネットワーク型）の範囲が明らかになりました。



広域緑地（普天間公園等）の基本的な考え方

亜熱帯風土・海洋性気候に育まれた、水・緑を保全・再生するとともに、歴史の中で培われてきた文化を継承・継承し、新たな環境共生のくらしを「イチャリバチャデー」(多文化共生)の心を世界に発信する

広域緑地（普天間公園等）の計画方針

保全・活用すべき地域インフラ（事業）に広域的な振興の核となる「振興コアゾーン」を加え、広域緑地（普天間公園等）の計画方針を下記のように設定しています。



※この計画方針は、これまでの検討結果等を踏まえた機能的なイメージであり、今後の意見交換等に基づき修正を行う必要があるものとします。

図：普天間飛行場跡地利用ニュース19号（裏面）

本誌では、普天間飛行場跡地利用に係る最新情報をお伝えします

普天間飛行場跡地利用ニュース 20 号

平成 25 年 2 月 宜野湾市基地政策部基地跡地対策課発行



普天間飛行場跡地利用に向けた 「市民懇談会」を開催のお知らせ

宜野湾市では、下記の日程で、市民の皆様を対象に普天間飛行場跡地利用に向けた「市民懇談会」を開催します。懇談会では、平成 23 年度に宜野湾市と沖縄県が共同調査で取りまとめた「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」や市民のまちづくり検討組織「ねたてのまちベースミーティング」の活動内容等についてご紹介します。ご家族や近所の皆さんをお誘いの上、ぜひご参加下さい。



※昨年度の「市民懇談会」のようす

普天間飛行場跡地利用に向けた「市民懇談会」

- 日 時：平成 25 年 2 月 24 日（日）14：00～16：00
- 会 場：沖縄コンベンションセンター会議場 A2
- 日 時：平成 25 年 2 月 25 日（月）19：00～21：00
- 会 場：宜野湾市農協会館 2 階（蘭の間）

※上記どちらか都合の良い日にご家族やご近所の皆様をお誘いの上、ぜひご参加下さい。

- 内 容：①「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」について
②市民の検討組織「NB ミーティング」の活動紹介
③質疑応答、意見交換

普天間飛行場跡地利用に関わる情報は、ホームページや情報提供窓口でも提供しています。情報収集や跡地利用に関わる要望・ご意見を述べる場としてお気軽にご活用下さい。

≪ホームページ≫ <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>
 ≪情報提供窓口≫ 宜野湾市役所 基地政策部 基地跡地対策課
 電話 098-893-4401（直通）FAX 098-892-7022
 Eメール kichi01@city.ginowan.okinawa.jp



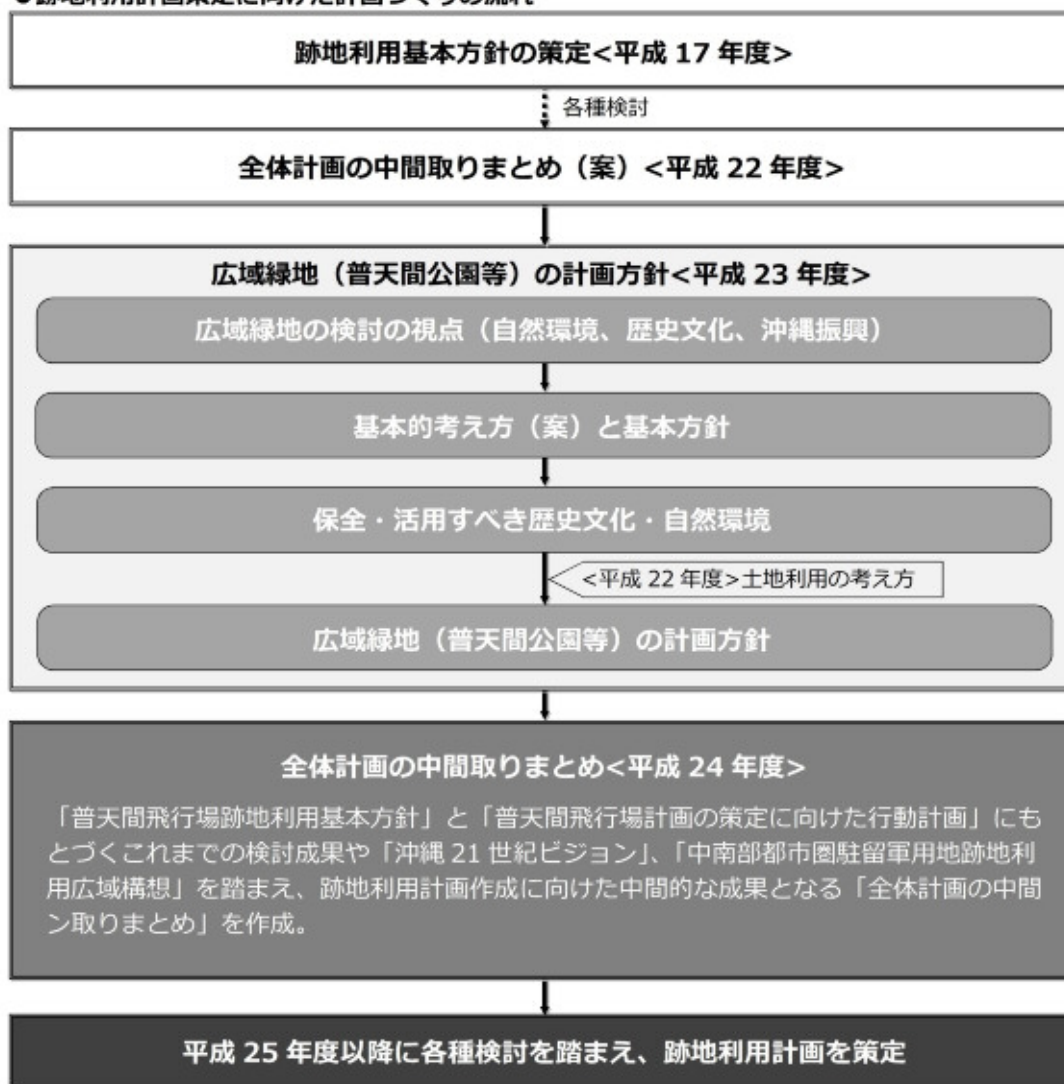
図：普天間飛行場跡地利用ニュース 20 号（表面）

跡地利用計画策定に向けた現在までの取り組みと今後の流れ

宜野湾市は沖縄県と共同で跡地利用計画策定に向け取り組んでおり、平成 17 年度に「跡地利用基本方針」を策定しました。その後各種検討を踏まえ、平成 22 年度には跡地利用計画策定に向けた中間的な到達点である「全体計画の中間取りまとめ（案）」を策定し、平成 23 年度は、跡地の歴史文化・自然環境特性の保全活用による魅力的な広域緑地づくり等に力点を置いて、「全体計画の中間取りまとめ」に向けた「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」を取りまとめています。

本年度は、県民、市民、地権者の皆様等との意見交換を進めるとともに新たな調査結果等を反映して「全体計画の中間取りまとめ」を行います。平成 25 年度以降は、「全体計画の中間取りまとめ」に基づき、計画の具体化に向けた取り組みを進め、実現性の検証や関係者の合意形成を行った上で、跡地利用計画を策定します。

●跡地利用計画策定に向けた計画づくりの流れ



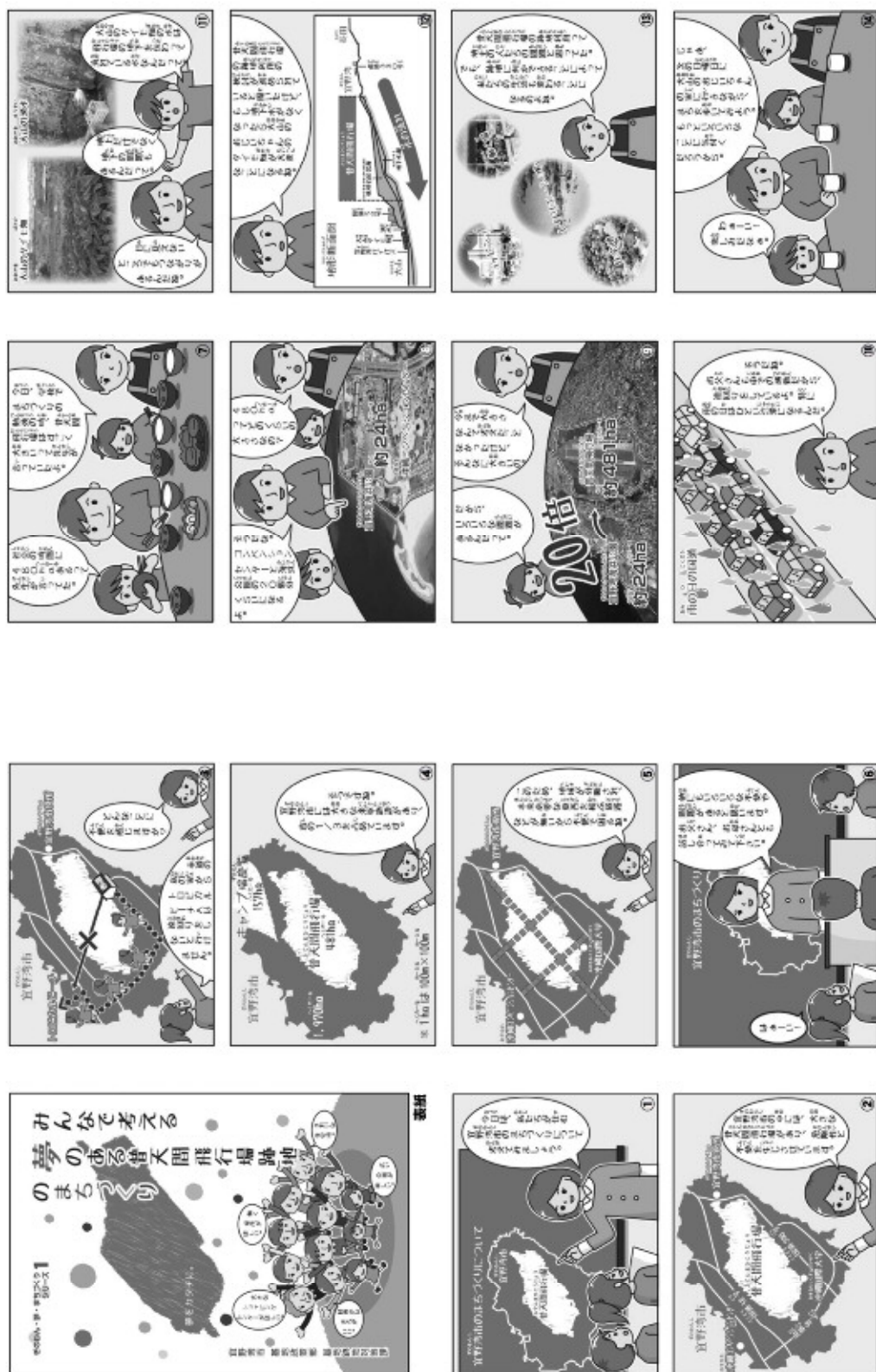
図：普天間飛行場跡地利用ニュース 20 号（裏面）

※漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」続き



図：普天間飛行場跡地利用ニュース21号（表面）

漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」



※裏面に続きあり

図：普天間飛行場跡地利用ニュース21号 (裏面)

(3) 情報を視覚的に伝える「漫画本」の作成

1) 取り組み目標

「平成 24 年度関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会（第 1 回）」において、跡地のまちづくりについては、地権者に比べ、一般市民の関心が低い中で、関心を高めていく必要があるというご提言とともに、市民に対して「文字」で何かを伝えるのではなく、「漫画化」する等の工夫も必要とのご提言を頂いた。そこで、まずは市民に関心を持ってもらうためのきっかけづくりを目的として、情報を視覚的に伝える「漫画本」を作成する。

2) 構成内容

今回の漫画本は、学校で子供が普天間飛行場を含めた宜野湾市のまちづくりについて勉強したことをきっかけに、その家族が、普天間飛行場があることで生じる身近な問題や普天間飛行場の地下を通る水脈が生活に大きく関係していること等踏まえ、跡地利用に関心を持ち、県民フォーラムをはじめとした説明会に参加しようと思いつくまでの流れで構成する。

具体的な市民への問題提起として、下記内容を盛り込む。

※「漫画本」に取り入れる主な市民への問題提起

- ・ 普天間飛行場があることで生じている身近な問題。
- ・ 普天間飛行場の大きさ。
- ・ 雨の日の交通渋滞。
- ・ 大山のタイモ畑は普天間飛行場の地下を通る水脈が関係している。
- ・ 自分たちの生活に関わる（ショッピング、レクリエーション、働く場、住宅地）。
- ・ 跡地と周辺市街地の関係→決して跡地だけを考えてまちづくりをするわけではない。
- ・ フォーラムや説明会への参加。

※漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」については、P48～P59 に示すとおりである。

ぎのわん・夢・まちづくり
シリーズ 1

みんなで考える 夢のある普天間飛行場跡地の まちづくり

夢をカタチに。

宜野湾市 基地政策部 基地跡地対策課



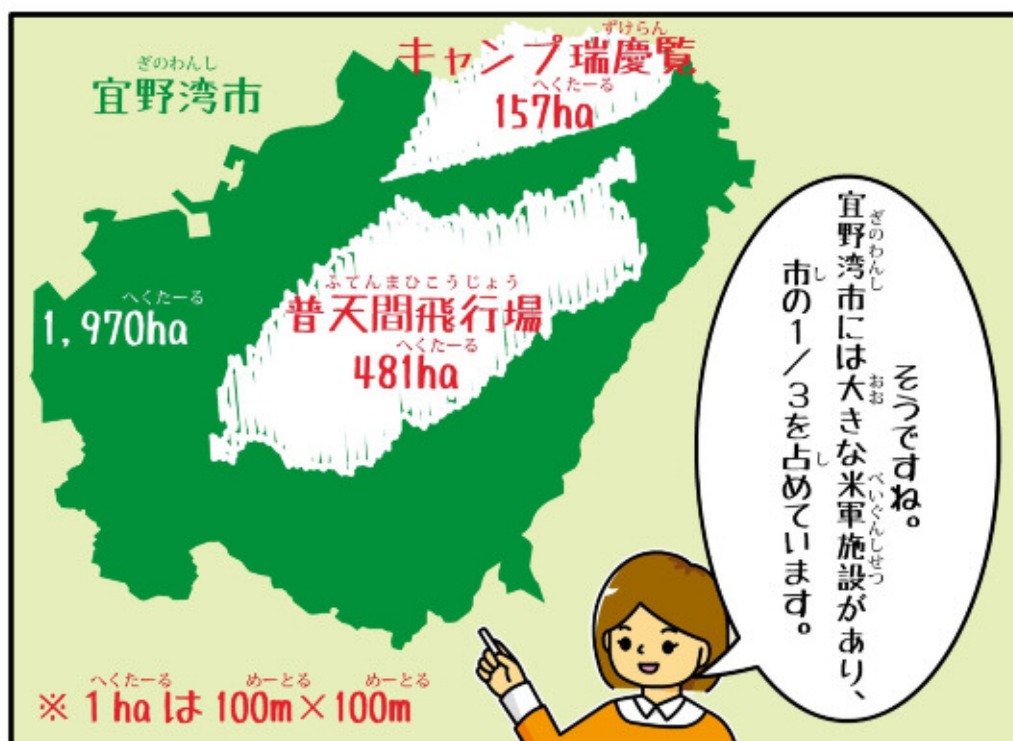
図：漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」（表紙）

みんなで考える^{かんが}夢^{ゆめ}のある普天間飛行場跡地^{ふてんまひこうじょうあとち}のまちづくり



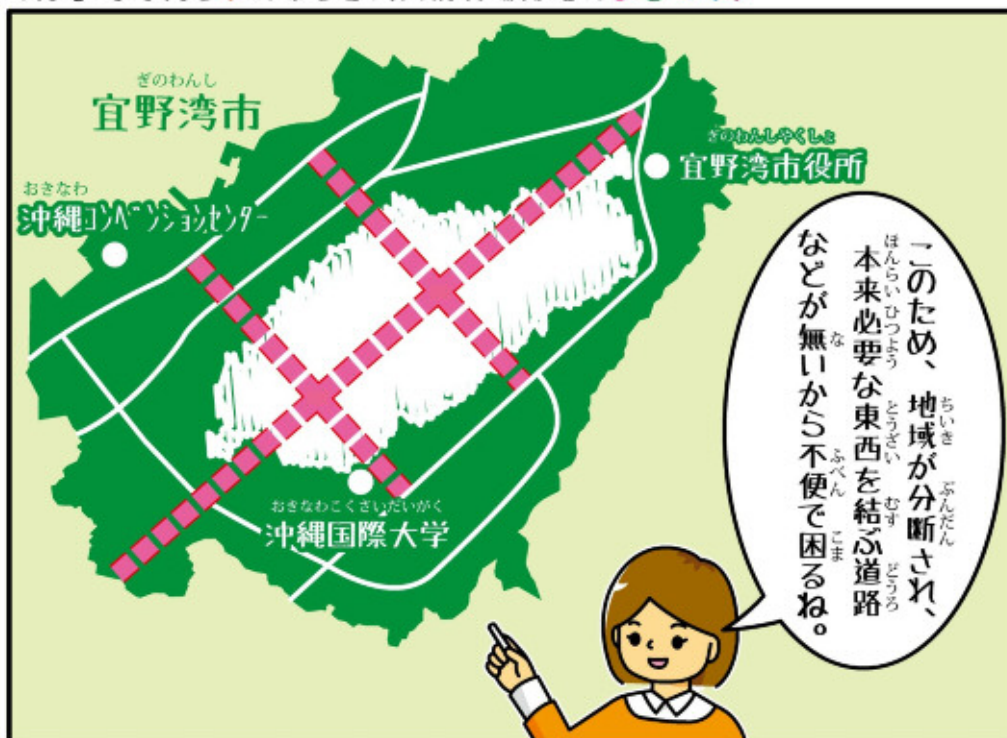
図：漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」(P1)

みんなが 夢のある 普天間飛行場跡地のまちづくり



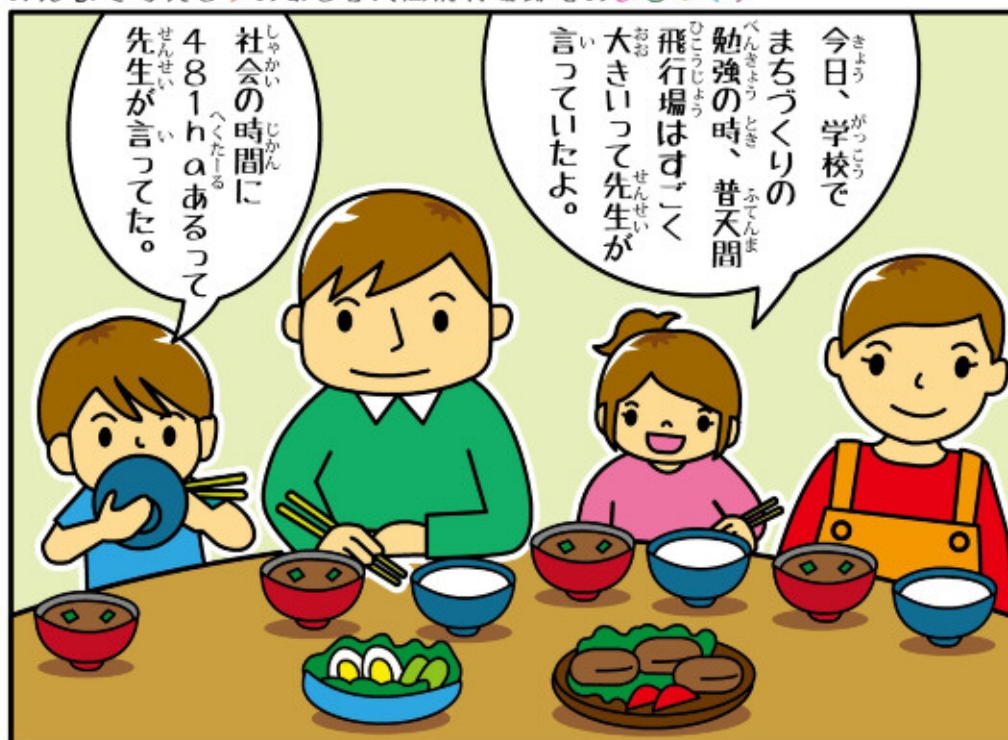
図：漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」(P2)

みんなが ゆめ ふてんまひこうじょうあとち
みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり



図：漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」(P3)

みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり



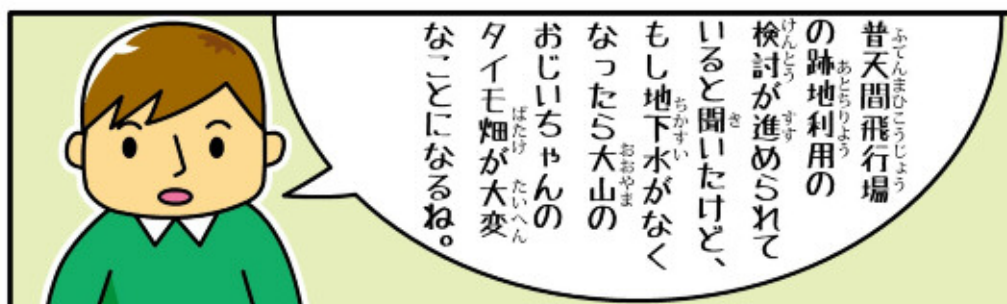
図：漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」(P4)

みんなが 夢のある 普天間飛行場跡地のまちづくり



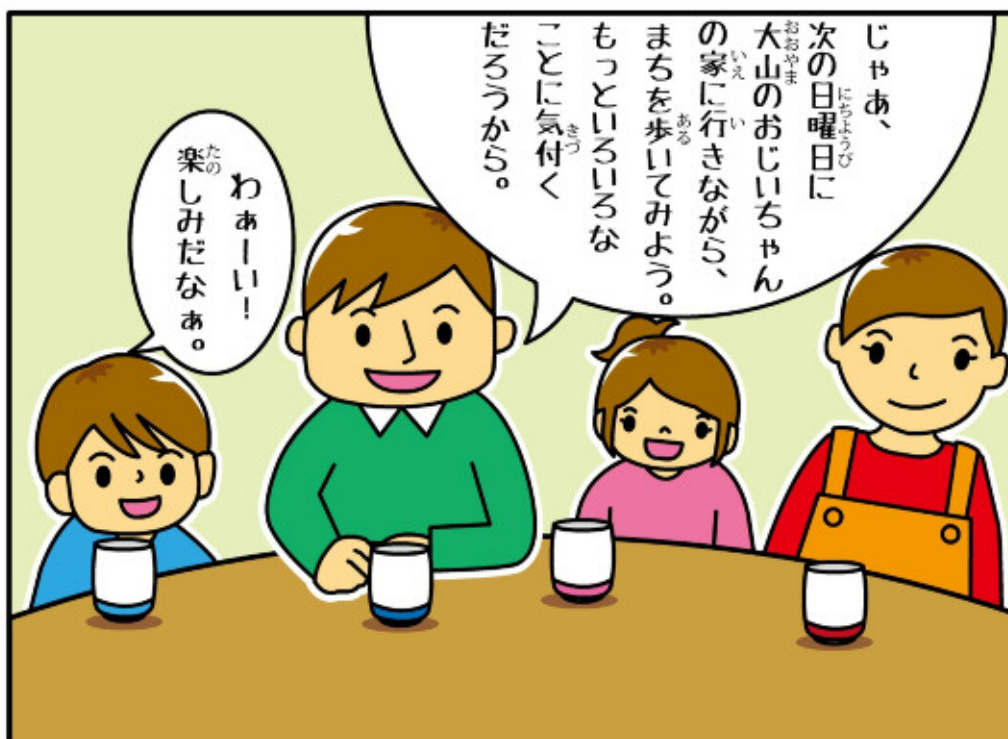
図：漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」(P5)

みんなかんがで考えるゆめ夢のある普天間飛行場跡地のまちづくりふてんまひこうじょうあとち



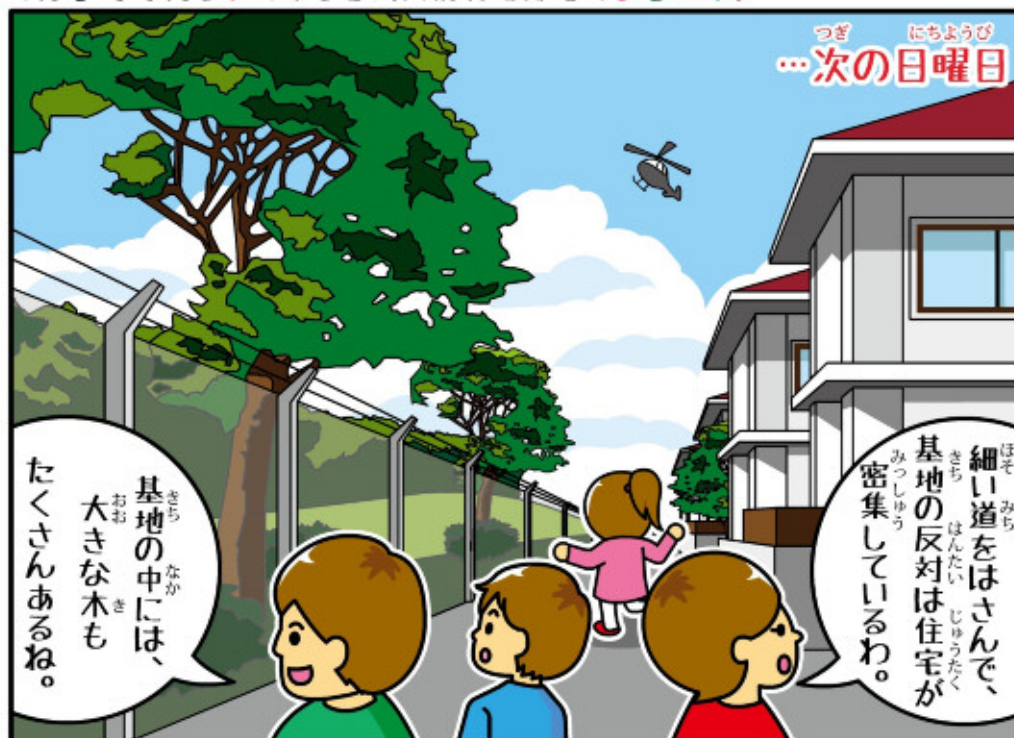
図：漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」(P6)

みんなが 夢のある 普天間飛行場跡地のまちづくり



図：漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」(P7)

かんが ゆめ ふてんまひこうじょうあとち
みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり



図：漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」(P8)

みんなが 夢のある 普天間飛行場跡地のまちづくり



図：漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」(P9)

みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり



図：漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」(P10)

みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地の
まちづくりを進める情報窓口をご紹介します。

● 宜野湾市基地政策部基地跡地対策課

〒901-2710 沖縄県宜野湾市野嵩 1-1-1
TEL:098-893-4401 FAX:098-892-7022
メール:kichi01@city.ginowan.okinawa.jp
ホームページ: <http://www.city.ginowan.okinawa.jp/>

● 宜野湾市軍用地等地主会

〒901-2203 沖縄県宜野湾市野嵩 736 (宜野湾市農協会館 2 階)
TEL:098-893-5077

● 普天間飛行場の跡地を考える若手の会

- ・ 普天間飛行場のまちづくりを成功させるためには、若い世代が主体的に考え、行動していくことが重要であるといった地主会等からの要請・期待を受け、平成 14 年度に発足した会。
- ・ 毎月第 2 火曜日午後 7 時 30 分から 2 時間程度を基本に、定例会を開催。
- ・ 興味のある方は、上記の宜野湾市基地政策部基地跡地対策課までご連絡ください。

● ねたてのまちベースミーティング

- ・ 地権者・市民等の協働により跡地利用計画等の検討を行っていく上で、市民側の視点からの検討組織として、平成 18 年度に発足した会。
- ・ 毎月第 3 火曜日午後 7 時 00 分から 2 時間程度を基本に、定例会を開催。
- ・ 興味のある方は、上記の宜野湾市基地政策部基地跡地対策課までご連絡ください。

平成 25 年 2 月発行

図：漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」(裏表紙)

(4)「跡地利用特措法に関する説明会」の開催

1) 取り組み目標

「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律」（軍転法）改正に伴い、「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」が施行されたため、地権者に対して当該法律及び駐留軍用地内の土地の先行取得についての説明会を開催し、内容の周知を図る。

2) 実施概要

○開催日：平成 25 年 2 月 8 日（金）、9 日（土）

○内 容：①跡地利用特措法について

②駐留軍用地内の土地の先行取得について

③質疑応答、意見交換

表：「跡地利用特措法に関する説明会」の開催日時、会場、参加者数

No	開催日時	会 場	参加者数
1	平成 25 年 2 月 8 日（金） 19：00～21：00	宜野湾市農協会館 2 階（蘭の間）	70 名
2	平成 25 年 2 月 9 日（土） 14：00～16：00	宜野湾市農協会館 2 階（蘭の間）	124 名
合 計			194 名



写真：宜野湾市及び沖縄県による説明



写真：跡地利用特措法に関する説明会の様子①



写真：跡地利用特措法に関する説明会の様子②



写真：跡地利用特措法に関する説明会の様子③

3) 質疑応答・意見交換内容

①1 日目（平成 25 年 2 月 8 日（金））

質問・意見	1 つ目取引の件について、今までは自由にやっていたが、今後は民間同士の取引の場合でも届けは出さなければならないという風に理解しているが、その時期は来年の 4 月頃になるのか。それとも新年度からなのか。2 つ目に、市や県が買取りする場合は公用地となる対象地のみなのか。それともそれ以外も代替地として買取りする予定でいるのか。買取りについては、200 ㎡～2,200 ㎡の間も対象になると理解して良いか。
回答	今の手続きとしては、国が普天間飛行場の特定の土地を指定した。資料を見て頂きたいが、次の段階としては、特定事業の見通しと公表となっている。公表をすると皆さんからの届出義務が発生する。公表は今年の 3 月から 4 月を予定している。この計画を推進するためにはどうしてもまとまった公共用地が必要となる。市に必要な公共用地というのは学校や庁舎、幼稚園、陸上競技場等、市に必要な最低限のものは市で事業を行う。県はまずは、道路用地。道路用地だけでなく、皆さんが協力する形で売ってくれるのであれば、公共用地に充てるということなので、計画を進める上で必要な最低限の公共用地が必要。3 点目の買取り面積については、200 ㎡以上が 5,000 万円控除なので、まずは 200 ㎡以上の方。上限は設けていない。200 ㎡以下の方は検討中である。届出義務が発生するのは 200 ㎡以上の方であり、買取り希望の方も民間売買の方も市への届出が必要となる。公表の時期は今、詰めている段階である。公表も皆さんに分かるように通知してから発表される。目標としては 3 月、4 月を目指しているが、遅れるかもしれないので、通知したいと思う。大きい紙の真ん中の先行取得の流れのところの左から 2 番目、3 番目について、特定事業の見通し、見通しの公表とあるが、この公表がされたら 200 ㎡以上の土地は民間で売買しようが、役所に売りたい場合も届出が必要となるということだが、実際、今、県と市は細かい部分まですり合せをしており、完全にそれができた段階でやりたいと考えている。できるだけ早い時期でやりたいとは考えている。
質問・意見	一番関心があるのは、いつ開放になるのかということ。予定は分からないのか。一番懸念しているのは、特別措置法は時限立法で 10 年間であること。前よりは良いと感じているが、文化財等が入っていないような気がする。天久の返還跡地は文化財の問題で長引いたという話を聞いた。文化財を入れた方が良いのではないか。今、親の土地が子どもに譲与・相続され、大分年も若くなりつつあるが登記したりする時にお金がかかるので、半分は売る等をした人たちがたくさんいるので、市町村が買い上げれば跡地利用がしやすくなると思うので良いことだと思う。しかし県が買い上げる理由は何か。道路か。こちらの減歩が少なくなっていくのか。地権者は、損をしないかということを懸念している。損はしないという説明はしっかりやってもらいたい。県が取得するとどうなり、

市が取得するとどう使われるのか。天久も公共施設等良い所はたくさん買い上げられたという話も聞いている。宜野湾では地主も損しないで、沖縄県の人みんなが良い生活ができるような場所を作りたいと思う。跡地の返還もいつするのか分からないが、お互いみんなで良い沖縄県づくり、宜野湾市づくりをしようではないかと思う。

回 答 まず、返還の予定は分からないのかということについて。ご承知の通り、返還の時期は具体的にいつなのかというのは見えない状況になっている。一方で、この法律ができた背景としては、返還前の早い段階から跡地利用のための取り組みができるようにということで施行された。県、市はいつ返還になっても大丈夫のように準備を進めておく必要があるだろうということでこの法律ができている。返還の時期が分からない中でも、跡地利用に関する取り組みはしっかり進めていこうと考えている。法律は 10 年間の期限立法である。当初、新たな法律をまとめるときには時限立法ではなく、恒久法を要望したが、それは叶わなかったが、過去の経緯を見ると旧沖縄振興開発特別措置法や軍転特措法も時限立法であったが改正の度にさらに良くなっているので、我々も 10 年後さらに良い法律にして延ばしていくということをやっていききたい。県と市が買取ることによる用途については、跡地利用特措法に基づいてまずは買取り希望公共団体に売りたい方、あるいは民間で譲渡する場合は届出が必要となるが、そこで県と市が協力してどこを買うかを検討するので、それは県が買おうが市が買おうが公平な扱いになる。同じ都心の場合でも、今はまだ返還前の具体的な土地利用計画がない中で制度ができているので、それについても公共用地のために使う、宜野湾市、沖縄県みんなのために使うということは法律にしっかり謳っていききたい。跡地利用特措法の中の文化財に関するご指摘について、資料 1 をもう一度見て頂きたい。5 番目の駐留軍用地への立入りのあっせんに係る国の義務について。これは返還前の立入り調査に関するものである。従来の法律では市町村は国の立入り調査のあっせんの申請をすることができていた。そこまでしかなかった。国は何をしなければならないかが何もなかった。今回の法律でまず、県、市町村があっせんの申請をすると国はあっせんをしなければならないとなった。また、あっせんの状況は通知しなければならないため強化されたと思っている。あっせんの内容は主に文化財調査や環境調査であり、それを実施するためにはどうしても立入り調査が必要なので、この規定を活用して必要な文化財調査等が行われるよう県と市も努力していききたいと考えている。

質問・意見 大きい紙の 5 番の土地価格の問題について、最初の地主は宅地。しかし、売買した時は宅地としては登記できないので、宅地見込となっている。登記した時に雑種地から宅地見込となっている。これを最初の宅地に戻すことはできるのか。軍用地代としても宅地と宅地見込の価格は違っている。最初の地主は宅地

		だったが、1,000 坪あったうちの 200 坪を分割した際に 200 坪は宅地としては登記されず宅地見込として登記されている。そういったものを宅地に変更することはできるのか。
回	答	軍用地の評価はなかなか難しい。道路や公園、地目にあった形等をもとに売買価格を決めている。皆さんは国と個人契約されているので、私たちはそれをもとに評価している。あくまでもその契約が買取る際の評価になる。宅地見込を宅地に変更できるかという点も難しい。皆さんの土地は宅地か宅地見込のどちらかでは契約されていないので、私たちも不動産鑑定を入れて解決したいと思っている。
質問・意見		宅地見込は、宅地見込の価格ということか。
回	答	そうなる。
質問・意見		200 ㎡以上が 5,000 万円控除の対象ということだが、5,000 万円の金額の根拠を教えてください。
回	答	「沖縄の復帰に伴う国税関係法令の適用の特別措置等に関する政令」というものがある。これは 24 年 4 月に一部内容が改正された。内容は沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適正な利用の推進に関する特別措置法いわゆる跡地利用推進法に規定する特定駐留軍用地内の土地を有する者が同法の土地の買取り協議に基づき、当該土地の買取り協議を行う地方公共団体等に当該土地を譲渡した時は、収用交換等による譲渡とみなして収容交換等の場合の譲渡取得の 5,000 万円特別控除を適用する措置を講ずることとなっている。法律上はこれが根拠となる。跡地利用推進法の制度、手続きに基づいて取得した土地については収用、交換等同じように 5,000 万円の特別控除は適用されるということになる。
質問・意見		この情報はインターネット等でも得られるのか。
回	答	今回も、皆さんに配った資料（跡地利用特措法のポイント、給付金制度の拡充）は内閣府のホームページに載っているのでそこから印刷することはできる。
質問・意見		資料の中で分かりにくい点があった。先行取得は何か目的があるのか。また、先行取得は減歩率にも関係してくるのか。
回	答	普天間飛行場はもともと 90%以上が民有地である。今後土地を使うためには道路、公園、学校、様々な公共施設のための公共用地が必要となる。しかし、民有地がほとんどを占めているため、今は公共用地がほとんどない状態である。今までに作った跡地の計画案を見るとすごい減歩率になると思う。5,000 万円

		控除で売っていただける方がいらっしゃるのであれば買取りを行い、減歩率を下げて皆さんの負担を軽くしたいという側面もある。そのため、今からでも先行取得したいと考えている。
質問・意見		前のパンフレットの中に右手の方は公園、こちらは住宅地となっているが、そういったものはほぼ決定しているのか。
回答		これは今からである。どこに何がいくというのはまだ決まっていない。しかし、もともとの土地の 90%以上が民有地であるので、これから整備するためにも公共用地が必要。一律何%するのはというのは次の話になるが、まずは売っていただける方がいるのであれば、先行取得することで皆さんの負担が減るだろうと考えている。
質問・意見		では公園等はまだ決まっていないということか。
回答		何をどこに持ってくるのか等はこれから示すので、それについてはまた別の機会に説明する。
質問・意見		前に大きい公園ができるといった話もあったが。
回答		これに関しては地権者懇談会の時に今の計画づくりの状況をご説明する。地権者懇談会は 3 月くらいに予定している。
質問・意見		先程の宅地と宅地見込はどこが決めているのか。防衛省か。
回答		地代については防衛省がやっていると思う。皆さんのところに防衛省からくる書類があると思うので、それに基づいている。中が開発できないので、簡単に宅地にできないという状況である。契約は国とのものなので、その契約に基づいて買取りも考えている。
質問・意見		収用のパーセンテージはいつくか。どのくらいが必要だと思われるのか。あと 200 ㎡以上の方が現在何名いらっしゃるのか教えてほしい。
回答		大きいところとして、大規模な公園について。100ha 以上を有すと言っているので、それだけで 480ha の内の約 1/4 である。加えて道路等必要なものはあると思っている。今はまだ 10%程度しか公共用地がないので、最低限 2 割～3 割にはもっていきたいと思っている。土地利用の方法によってはプラス α のものが出てくると考えている。200 ㎡以上の土地を有している方の人数は、うる覚えだが 7 割くらいの方だったと思っている。
質問・意見		割合ではなく人数を教えてほしい。

回 答	人数も含めて後で報告する。
質問・意見	墓地は買取りしてもらえないのか。また、200 ㎡以下の土地については 5,000 万円控除の対象ではないが、買ってもらえないのか。
回 答	赤書きで現在検討中となっているところであり、200 ㎡以下と墓地については買うかも含めて検討中である。結論はまだ出していないので次回ご説明する。地主の皆さんに説明することは今日だけで終わるとは思っていない。何回も行い、皆さんに協力、納得していただけるような説明をずっと考えていく。今日答えられない部分もある。今、県と市が買取り価格も開始時期も一緒にしようと調整している中でまだすり合わせがうまくいっていない部分がある。小さなところも全部詰めていってから事業の見通しも発表してそれから届出の義務をやってもらうという手続きである。大変申し訳ないが、墓地はどうするのか、200 ㎡以下は買わないのかという話は県と調整している最中である。まだ決まってない部分についてお答えできないことについては残念だが、説明会は今日だけで終わるつもりはない。何回も行うので、次回までの宿題にさせてほしい。
質問・意見	交付金の問題についてだが、今、宜野湾市では絶対的に道路が不足しており、小さな道路でも大変込み合っている。宜野湾市の道路を整備することもお願いしたい。
質問・意見	もし、市や県が買取りする場合、例えば 100 坪であれば 100 坪を 100%買い取ってもらえるのか。その中からさらに減歩されるのか。
回 答	減歩の話は事業が始まってからしかできないと思っている。今は事業をする前の段階で先行取得を進めようとしている。跡地利用計画の中間取りまとめという形で、具体的な土地利用はまだ皆さんに示していない。皆さんに具体的な土地利用を示す段階で今の話は出てくると思う。それ以前の段階で民有地の割合が大きいくということでも少しでも皆さんの負担を減らすためにも先行取得を先に進めたいと考えている。
質問・意見	以前は墓地だけだったので、固定資産税は払っていなかった。地目は雑種地になっている。宅地については、1 ㎡当たり 44,900 円。年間 15 倍、一般の半分くらいしかないような感じもする。これは誤差の控除が入ってそういった表示になったのか。
回 答	平成 23 年度に市が買取ったものでは、約 23 倍になる。10 年間は 23～26 倍。計算すると 20 何倍かになるのではないかと思う。墓地の件は宿題にさせて頂きたい。
質問・意見	給付金制度について、引き渡しの翌日から 3 年間となっているが、引き渡しと

	というのは区画整理が終わり使用収益開始された時点なのか、それとも区画整理が始まった時点なのか。200 ㎡以上は届出しなさいとなっているが、200 ㎡というのは 1 地権者の 1 筆の土地なのか。1,000 ㎡の土地があった場合、5 筆に分筆して地権者が多数名いる場合はどうなのか。
回 答	最初の特措法の質問についてだが、返還というのは米軍から日本国に返還されることであり、引き渡し日というのは国から地権者の方に引き渡す日のことである。旧法では給付金が始まる時期は給付金から 3 年間だった。ところがその 3 年の中に現状回復期間も入っていた。それはおかしいのではないかと、地主の方が使えるのは引き渡しからだろうということで、今回の改正で一番大きいのは給付金の始まる時期が返還から引き渡しになったこと。今度はその 3 年間の中での区画整理事業の認可がもしあった場合は、使用収益を勘案する期間まで給付金を差し上げる形となる。ただし、その使用収益を勘案する期間というのは、政令で定めることになっているので、またその時に国等との調整が入ることになる。
質問・意見	使用収益が開始されてからということか。
回 答	給付金の支給は使用収益が開始されてからということになる。使用収益というのは区画整理法上の使用収益なのかというのは、使用収益を勘案しての政令になるので、運用時の話になると思う。我々としては使用収益が見込まれる期間までを対象とするように考えているので、そのような条文にはなっている。
質問・意見	新聞等を見ると、使用収益ができる時点からと書いてあるが。
回 答	条文上は改正のポイントの中の「特定給付金の支給の限度となる期間は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間」という書き方になる。分筆した後も 200 ㎡以上であれば届出の義務が生じるが、200 ㎡以下はどうなるのかという話は検討させてほしい。今のところは法律上 200 ㎡となっているので、分筆して民間に譲渡する場合も 200 ㎡以上であれば届出義務が生じるということでご理解をお願いしたい。
質問・意見	1,000 ㎡の土地を 5 筆に分筆した場合には、届出の必要はないのか。
回 答	分筆した 1 筆が 200 ㎡以上かそれ以下かで決まる。届出に関しては、仲村係長からも話をしたが民間に譲渡する場合、今年届出をし、民間に売る予定だったが不成立になり自分が持っていて、その 1 年後また民間に売る場合は再度届出を出す必要がある。1 年間は 1 度届出を出してもらえれば自由に売買できるが、1 年後さらに土地を売る場合は届出をもう 1 度出す必要が出てくる。
質問・意見	A3 の 2 番の先行取得の流れの右下の方の米印に「特定事業の見通し」が公表

	された後、200 ㎡以上の土地をお持ちの方が土地を譲渡・売却する場合、地方公共団体等との買取り協議が終了するまでの間は譲渡制限がかかるがあるが、制限がかかっている時は譲渡をすることができなくなるということか。
回 答	その通りで、200 ㎡以上の土地を有しており民間に売買する場合、県と市が事業を公表したら届出義務が発生する。その時に一度協議という形になる。民間に売買しようとしたが、売れず次の年にまた民間に売の場合は届出義務が再度発生する。
質問・意見	5,000 万円の控除は他のものには適用されないということなのか。
回 答	先程、根拠の話も質問されていたが、公共に売った場合のみ 5,000 万円控除となると謳われているので、それ以外は適用されない。
質問・意見	先行取得ということで 200 ㎡以上の土地を公共に売ったが、軍用地が開放された時に公共用地が足りなかった場合、皆さんに一律に減歩率が課せられると思うが、それは前もって先行取得で売却した方も再度減歩されるのか。
回 答	土地利用がまだ具体的に決まっていない。先行取得というのは跡地利用計画を進めるために最低限必要な面積を確保するために行うものである。これだけ広大な面積なので、どのような事業が良いのかというのも、土地利用によって変わってくる。今の法律が使えるのか、新しい法律を要望するのかということも今後出てくる。事業がスタートする時にどのような手法が良いのかも含めて、また地権者の方と相談させていただかないといけない所である。
質問・意見	内容としては検討中ということか。
回 答	まだ事業の見通しの段階に至っていないと思っている。現状では民有地が 90% 以上を占めており、事業を行うには最低でも 3 割程度の公共用地がないとできないと思っている。実際に具体化するとき、どのような事業で行うのかという所で減歩等の話が出てくる。まだこれからどうなるか分からないので、事業が具体化する段階になった時にまた相談させて頂きたい。
質問・意見	地目によって減歩率も変わってくるのか。
回 答	区画整理は、従前と従後の関係が減歩率に反映される。そのため、もちろん地目も関わってくる。今は市も現場に入って現状の確認が簡単にできないので、事業の見通しが立った時点でそれが反映されると思っている。
質問・意見	昔は原野だったが、今は舗装されて今は宅地みたいになっている。
回 答	今は地目上、宅地となっていて宅地として使えない状態。評価もできないと

	ということで、国も宅地または宅地見込でしか契約していない。
質問・意見	もともと墓地だったが、その墓地が撤去されて道路になったりしている所もあると思う。
回答	今は皆さんが土地を使っているのではなく、米軍が使っている。今は評価できない状態である。跡地利用が事業化する時に評価になる。今は市民や県民が使っているのではなく、米軍が使っている段階の評価でしか地代が払われていない。現況はきれいになっていて、ほぼ宅地といった現況もあり、土地連さんが宅地見込地の評価の仕方を変えてほしいという要請を国に行っている。国も変えたいというような話になっていると聞いている。現況は、宅地と宅地見込地で評価している。この制度は、皆さんからの買ってくださいという申し出と、民間に譲渡しますという届出がきた場合、県が買うか市が買うか、協議するかということを3週間以内に通知しないといけないことになっている。鑑定評価は通常3週間でできるものでもないと思う。そのため、前もって価格が分かっているといけない。今の宅地、宅地見込地という評価でないと3週間以内に通知できないことも考えられる。そこで、あまり地権者の皆さんを待たせないように宅地、宅地見込地で話を進め、今の制度で5,000万円の特別控除が適用できるようにした方が良いのではないかとということで調整を進めている。今後、土地連さんが土地評価の方法について、現況に近い形でやってはどうかという話を要請していると言ったが、もしそうなった時にまだ返還されていなければ、こちらとしてもやり方を検討する。宅地、宅地見込地というのは、地権者の皆さんにとって分かりやすく、自分たちの土地も評価しやすく予測がしやすいということでこの方法にしている。今後、国の評価の仕方が変われば検討していく。評価の仕方も先程、15倍かもしれない等、倍率の話もあったが、鑑定は2～3年に1回は入れ、その時々変動があると思うので、検討していきたいと考えている。最初の価格がそのままということはないと思う。前の時の価格と変わらなければそのままだが、その都度見直しをかけながら進めていこうと考えている。
質問・意見	200㎡未満の場合は、民間との譲渡売却の際も届出がなしでもOKということで、1,000㎡の土地を分筆して200㎡にするということをやった場合、ある意味抜け道に使われてしまうのではないかと懸念もある。200㎡を坪に直すと60.5坪程度。細切れになるので、非効率になってそこまではやらないだろうという考えなのか。
回答	200㎡は市で買っていた時の跡地利用推進法の中に200㎡という規定があり、今回もそれを用いている。先程検討中と言ったのは、この辺りも含めて200㎡以下はどうするのかを検討したいということである。今、跡地利用推進法の法

	律の中では 200 ㎡以上が適用条件ということになっている。我々がなぜ先行取得を進めようとしているかということ、合意形成をしやすいようにということである。少し細切れにして 200 ㎡以下だからといって売却が進んでしまうと、跡地利用に向けた将来の円滑な合意形成に支障がある場合もあるかもしれないということで、何とか良い方法は無いものかということで検討させてもらっている。今回は県も市も、良い跡地利用に繋がるように、そして地権者の皆様に不利益が無いように考えている。今日の説明を持った主旨も率直な意見を聞きたいためであった。その意見になんとか沿うような形に持っていきたいという気持ちがある。公表の時期はまだ具体的には決まっていないが、次年度からは進めていこうと思っている。早めに皆さんにはお知らせしようと思っている。
質問・意見	土地をそのまま持ち続けていた場合、将来公共施設の何かにかかってしまった時は強制収用もあるのか。200 ㎡以上は届出が必要と言っているが、届出する際に特別に手数料がかかったり、税金がかかったりするのか。
回答	跡地利用計画は具体的には決まっていない。公共用地の割合を少しでも上げるというのが先行取得の目的なので、次の段階で減歩や換地の話が出てくる時に実際に皆さんの土地がどうなるのかということを示せると思うので、今はまだその段階ではないと思っている。手数料については出ないので、様式を出していただく形を考えている。
質問・意見	普天間飛行場の地主の持っている面積と本当の面積は合っているのか。それともオーバーしているのか。他の所では、実際は 1,000 坪しかないのに、地主が持っている土地を合計すると 2,000 坪程度になっていたと聞いたことがある。
回答	国はちゃんと面積を測っていると思う。それは土地明確法というもので、宜野湾市の面積等を出して国も皆さんと契約していると思っている。境界が未確定な所はまだあるが、面積の計測を受けて 480ha は出ている。登記簿では整数表記になっていること等から多少の誤差はあると思うが、極端に倍になるといったことはありえないと思う。国がやったのは昭和の時代くらいなので、それ以降はそういった差はないと思っている。特に質問がないようなので終わりたいと思う。この説明会は、明日も予定しており、今後も皆さんに情報提供する場を持っていきたいと思っている。今日全て回答できていない部分もあるが、それは持ち帰って県、市、関係機関で調整し、決まり次第皆さんにご説明させて頂きたいと思う。

②2 日目（平成 25 年 2 月 9 日（土））

質問・意見	土地の価格についてだが、1 坪 14 万 8 千円あまりとなっているが、最近土地を売ったら 28 万円だった。とても安いのではないか。今日来ている皆さんは言わ
-------	--

	ないだけでそう思っていると思う。
回 答	1 坪当たりの値段は、平成 23 年に市が独自で鑑定をやった時の評価である。そのままこの値段になるわけではない。しかし、民間の場合の買取り価格が 28 万円と、市が買い取る場合の 14 万円程度の差額はあると思っている。ただ、この価格は市もある程度根拠を出さないといけない。一括交付金になると国にどういった根拠で出したかを示さないといけない。まずは不動産鑑定になるが、基地の中では宅地と宅地見込地の分けしかないので、その 2 つの分けで不動産鑑定を行おうと思っている。今すぐ、どれくらいの単価になるのかは示せない。これから不動産鑑定を入れて、条件を提示できると思っている。今の単価は、あくまでも平成 23 年に市がやったものである。補足になるが、県・市に売却した場合は 5,000 万円までの税金の控除があるので、その部分も加味してということになる。
質問・意見	買取りの値段について、私は不動産鑑定の仕事をしているが、軍用地の場合はだいたい民間相場で 30 倍となっている。先行取得は先を見越して買い取るということなので、公共団体が買う値段は 14 万 8 千円あまりになっているが、これは民間に売却した場合と開きがないのか聞きたい。
回 答	市が買っていた価格として平成 23 年に出した 1 坪あたり 14 万 8 千円は、約 23 倍くらいである。変動はあるが、23～25 倍であり、先程の 30 倍と比べると少し低くなる。
質問・意見	私は宜野湾区の沖縄国際大学の通りに住んでいるが、今から約 40 年前沖縄国際大学が来た。その際に土地 20 坪と畑 200～300 坪を売ったが、その売ったお金では他の土地は買えなかった。2 重 3 重に犠牲を受けている。当初は道幅が最初は 11m だったが、いざ作るとなったら 18m で私の家も接収されて壊され、家の柱は 1 本もなくなった。家を作ってから 10 年も満たなかった。補償金は 400 万円くらいだった。もし今回も軍用地が坪 14 万円で買われるとした場合、宜野湾の沖縄国際大学の通りに土地を持っている住民は踏んだり蹴ったりである。もう少し上げてもらわないと、地主として納得できない。
回 答	今回の先行取得に関する説明に限らせて頂きたい。今回のご質問はもう少し価格が上がった方が良いというご質問でよろしいか。
質問・意見	沖縄国際大学を誘致したときも市に協力したのに、何のメリットがあったのか。
回 答	皆さんの苦しみも市として受け止めなければならないと思っているが、今日は昨年の 4 月にできた特措法がこれまでと違うということ、地権者の皆様の減歩等による痛みを少しでも和らげるために控除金額も 1,500 万円から 5,000 万円控除

	に変更になること、給付金の制度も変わってきたこと、なぜ先行取得を行うのかといったことを説明させて頂きたい。これまでは市だけがやっていたが、これからは県も力添えをいただく。そういったことで段々制度は良くなっていくが、これは行政だけではできない。地主会や皆さんのお力添えがあって法律が良くなった。しかし、県は新年度より初めて行うため、今までやってきた宜野湾市の方法と少し馴染まなかったりするので、今すり合わせを行っている。これから何回も説明は行っていく。今決まっていることに関しては皆さんに早く情報を提供して少しでも理解して頂きたい。今日は4月からできた法律がこういうものだ、変更点はここだということを理解いただくための説明会である。皆さんからの質問に対し、こちらが答えられなかったものに関しては県・市が協議して皆さんに返していく。今日は跡地利用特措法と先行取得の制度に対する説明会ということでご理解頂きたい。
質問・意見	普天間飛行場とキャンプ瑞慶覧に土地を所有している。キャンプ瑞慶覧について、特定指定がまだ分からないと言っていたが、いつ頃になったら分かるのか時期を教えてほしい。また、もし分からなければだいたいどの時期でお知らせができるのか教えてほしい。
回答	キャンプ瑞慶覧は新聞報道等でもあったが、12月に発表するということであった。しかし、実際には発表されておらず、私達も国が発表しなければ分からない。実際には日本の政権が変わったこと、アメリカ合衆国の大統領選挙が行われたことで今まで話をしてきたスタッフが変わり、発表が遅れている状況である。発表の時期等について、沖縄防衛局を通して問い合わせはしているが、沖縄防衛局もこれ以上の話はしてくれない。行政も含めて統合案が発表されるのを待っている。しかし発表されれば同じような手続きが出るので、その前にできるだけ皆さんに制度についてのご説明をしたいと考えている。今現在発表の時期は分からない。
質問・意見	補償金と給付金について、返還された時に額は固定されるのか。改訂されたりもするのか。特定給付金について政令で定める期間となっているが、おおよその期間は見込んであるのか。新都心の開発は15年程かかっているということだが。
回答	補償金と給付金の関係について。給付金は上限額があり、賃借料相当の額が支払われる。補償金の場合は支給上限なしとなる。次に引き渡し後、給付金の支給の限度は何年を見込んであるのかということに関してだが、新都心の場合にご承知の通り、区画整理事業で最初に使用収益が行われた所と最後に行われた所では大分差があった。使用収益の開始が何回かに分かれていた。今回の特定給付金の場合の時期については、「特定給付金の支給の限度となる期間は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定める期間」という風に書

	かれている。土地区画整理法の使用収益を参考にしていくが、今ここで何年ということは分らない。
質問・意見	平均的な年数等もあるのではないか。普天間飛行場は広大なので、まさか 20 年後に使用収益が開始される等といわれたのでは大変。まだ返還の時期も明確ではないが、賃借料相当額というのは、返還日時点での軍用地料がそのまま固定ということか。仮に使用収益開始までに 20 年かかった場合、20 年間ずっと固定ということか。その間に賃金の上昇や不景気になるということもあると思うので、その辺りは弾力的にうまく運用できるように、地主が損をしないように市は少し申し入れをする必要があるのではないかと思う。
回答	賃借料は基本的には返還された年の賃借料相当額ということで法律上条文に書かれている。今の意見は今後の検討材料として国にも伝えていく課題になってくると思っている。今の制度では、返還された年度の賃借料相当額ということでご理解頂きたい。
質問・意見	理解はするが、普天間では使用収益開始までに 20 年かかったら 20 年間据え置きで地権者の利益を考慮していないのではないかということ。問題ではないか。
回答	宜野湾市は平成 13 年から先行取得に取り組んでおり、合意形成活動も続けている。使用収益までの期間がかからないように皆さんと合意形成を図りながら進めているところである。新都心では 20 年近くかかったということもあるが、使用収益開始までの期間をなるべく短くするためにこういった説明会を行ったり、皆さんと意見交換をしながら取り組んでいきたいと考えている。給付金制度の拡充についての資料の改正後と改正前を比較して頂きたい。大きく変わったのは給付金の期間である。返還から 3 年間であり、3 年間の中に補償金の期間も含まれていた。我々としてもこれはおかしいだろうということで、返還から 3 年ではなく地主への引き渡しから 3 年とすべきではないかと、国と折衝して最終的には国にも認めてもらったという経緯がある。まず、支給が開始される時期が返還日から引き渡し日からとなったことがある。給付金の支給の期間も、返還から 3 年で終わりであり、旧沖振法に盛り込まれた特定跡地給付金はさらに原状回復に要する期間を勘案して政令で定める期間、大規模跡地給付金は普天間を想定していたためこれまでの事例はないが、計画的な開発整備等の見通しを勘案して政令で定める期間ということだった。それでも不十分だということで、我々が強く主張したのは同じ跡地の地権者でありながら特定跡地給付金と大規模跡地給付金のどちらの対象者であるかによって給付金の支払い期間に差が出るのは不公平なのではないかということ。そこで基本的には使用収益開始までの期間ということになっている。課題が全て解決した訳ではないが、今回の法律で前進したのではないかと思っている。今後も、課題等に対し県・市がしっかりと相談しながら取り組

	んでいきたいと考えている。
質問・意見	返還後、区画整理事業を行う際に新都心を超える年数がかかる場合でも、固定額で不利益を受けるということがあれば、宜野湾市も例えば固定資産税等の税制面で何か考慮してもらうことはないのか。
回 答	税については正確な回答ができないため、次回までの宿題とさせて頂きたい。
質問・意見	軍用地の固定資産税に関しては、他の市町村はかなり低かったが宜野湾市ではどんどん上げている。少しやりすぎではないか。もう少し穏やかにやってほしい。
回 答	税については正確な回答ができないため、次回までの宿題とさせて頂きたい。
質問・意見	特措法についての確認だが、平成 34 年 3 月 31 日限りで失効となっている。それ以降は国も宜野湾市も買取りは一切しないということで良いか。不動産鑑定士による鑑定を出すということで、宅地と宅地見込地の坪当たりの単価の違いがあるが、整地すれば宅地も宅地見込地も一緒になると思う。こんなに単価に差があるのが納得いかない。街であれば分かるが、整地をして道路を作るのになぜこんなに差があるのか。雑種地は、宅地なのか宅地見込地なのか。
回 答	法律の時限立法について。今回の法律は 10 年間の時限立法ということで平成 34 年までとなっている。これまでの軍転特措法等も 10 年の時限立法であった。基地跡地利用は、当然 10 年で終わるわけではないので、今回の特措法も恒久法として強く求めた。これまでの経緯を言うと、軍転特措法も 10 年期限の時に改訂して更に良い法律になって継続していくということもあるので、県も市も法律の期限が来た際には更により良い法律にしていきたいと考えている。鑑定の件について。皆さんに支払われている土地代は宅地と宅地見込地で差額がある。軍用地の中と外では比較が難しい。地代が宅地と宅地見込地で払われていることから、不動産鑑定も宅地と宅地見込地で行う。整地の話もあったが、区画整理事業の話をすると従前と従後で皆さんの減歩が決まる。今回は飛行場に接収され形が変わってしまっているので、飛行場ができる前に遡って従前の価値と比較できるかというとなかなか難しい。そのため、宅地と宅地見込地で評価させてもらっている。雑種地については宅地見込地である。宅地以外は全て宅地見込地となっている。
質問・意見	A4 のプリントの下の方に罰則の規定等の記載があるが、こういった説明をする場合は役員会でも丁寧にやってほしいということで、今日の説明会は非常に丁寧になっている。しかし、これは特措法の何条に規定があるのか。法律によって決められているという説明が役員会ではあった。内閣法制局に聞いたが、そういった法律は作られていない。今の法律は基地の中の土地について網を被せるものであるが、基地の外については何もしないのか。法律には平等取り扱いの原則とい

う規定がある。その兼ね合いはどうなっているのか。憲法第 29 条には我々の財産権について国は厳しい規定を定めている。まず、第 1 項で財産権は侵してはならない、第 2 項では財産権の内容は公共の福祉に適合するように法律でこれを定める、第 3 項では私有財産は正当な保障のもとにこれを公共のために用いることができるとなっている。ちなみに、公共のために用いて保障する場合は土地収用法に基づく収用がある。今まで 5,000 万円までは免除だった。そして今までは 2 億円で国が買おうが税金はかからなかった。県外の話になるが我々もグループで道路を作ろうと、5 億円分の山林を売ったが税金は全くかからなかった。そこでは条例で税金がかからないように定めていた。宜野湾市では何でもとれるものはとるといった方法をとっている。宜野湾市では地稅収入だけで 30%を満たないので、どんどん税金を上げている。不動産鑑定士を入れてそれに基づいて買収をするという説明があったが、那覇市の新都心では、県知事、当時の那覇市長、新都心の連合会の会長が協約を結び何回も検討して買取りの額を決め、現在の新都心ができあがっている。例えば国道 58 号線に面したところであれば、1 m²あたり 32 万 2,900 円であったがそこで 106 万 5,500 円で買い取っている。国道 2 号環状線では、23 万 8,000 円/m²のところを実際は坪当たり 78 万 5,400 円で買取っている。全く道路がない所についても、7 万 8,800 円/m²の所を約 26 万円で買い取っている。那覇市では地主と県と市が事前に関取りにつての協定を結び協定書を作って土地の有効活用が行われてきた。今のものでは法律にも示されているのかも分からない。役員会でも示してほしいといったが、示されなかった。基地の中の土地だけに網を被せるのは、行政が手短にやろうとする見え透いた魂胆があるのではないかと思う。現在、普天間飛行場についてまだ契約をしていない第 2 回の審判が 3 日前に沖縄市であった。国はまだ地主の土地を勝手に使っている。県も瑞慶覧の返還が分からないという話があったが、12 月 26 日に国は瑞慶覧の 55ha については早期に返還するとちゃんと発表していないのか。沖縄県が 6 月 7 日に政府に対して出した質問書の回答がちゃんと出ている。他の地域については、代替施設ができてから返還を行うということになっており、西普天間地区いわゆる瑞慶覧地区はいやがらせ返還をされてしまった。今までは普天間飛行場と同時に返してくれということが言われていて、国もその方向でやってきた。ところが国は計画をしたが、地主の意向はどうかと言ったときに市長と地主会の役員が返還をしてくれと言ったが、他の地域は何も要請をしなかったもので、代替施設ができてからといって後 10~20 年は使えることになっている。これはアメリカには退役軍人省というものがあり、退役軍人の役員から聞いた話である。そういった情報を捉えて正確にやってもらわないと我々は非常に困る。返還しますと言って 17 年かかっている。70 以上になってから返還されても跡地利用を考える術もない。手短にやってほしい。理論的に地主の目線で地主が被害を被らないようにやってもらいたい。地主会も事細かに話し合いをして、役員会で協議をして色々なことをやるようにしなければならない。

回 答	1月24日に役員会と意見交換会を行った際も同様の質問があった。まず、罰則の規定が条文上どこにも見当たらないということに関しては、跡地利用推進法の33条にある。憲法の財産権の規定については、跡地利用推進の経緯を話すと、最初は内閣の方で県と市の意向に沿った法律は難しいということで、かなり厳しい反応であった。その後当時の野党が共同して提案を出し、参議院法制局・衆議院法制局の中でも議論し、3月の末に与野党修正協議で修正案を出し、内閣の法制審議会にかけ3月30日に国会で成立したという経緯があるので、憲法にも沿った形で進められていると考えている。跡地利用法は強制的に土地を収用するものではない。協議が整わなければそれは不成立となる。那覇新都心の事例でも土地の先行取得が遅れたために非常に使用収益が遅れてしまった。そういった反省点も踏まえてできたのが今回の法律である。この規定は返還前までにしかできない。返還後は個別の事業に沿った土地の取得になる。那覇新都心の場合でも昭和63年は既に返還されているので、道路なら道路、公園なら公園という事業法に基づく土地の買取りということになる。返還後に都市計画決定をしたり、事業認可をしたりするのでさらに時間がかかってしまうため、返還前にできる跡地利用計画をしっかりと策定すること、土地の先行取得をすることをやっておく必要がある。こういった経緯があるので、ご理解ご協力頂きたい。跡地利用計画に関しては、地権者の皆様の意見を聞きながらやっていくことが一番大事だと思っている。これから具体的な計画策定に向けて取り組んでいく。地権者初め、県民の協力を得ながら進めていきたいと考えている。瑞慶覧の変換については市の方からお願いしたい。4月27日にそれぞれの返還について段階ごとに示された。具体的な区域等は12月に発表するということだが、これが伸びている。県の方も4月27日の発表に対して質問状を出し、回答も出ているが、具体的な統合計画はまだない状態である。まだ市の方にも連絡が来ていない状況である。
質問・意見	事業の計画はどこまで進捗しているのか。時限立法なので、それまでに積み上げてきたものが無くならないように対策をこれからしてもらわないと困る。今から県議会や県の各部署、市町村が検討を進めていってほしい。先程、条文の罰則の規定について話があったが、これは前から書いてくれと話していたが、抜けているので改めて質問した。この辺を理解して、しっかり説明してほしい。
回 答	条文については大変を失礼した。役員会でそういったご指摘があったので、2枚目の特別措置法のポイントのペーパーには第3条や第8条等意見を踏まえて追加しているが、条文が入っていない資料があり、これに関しては大変申し訳なく思う。
質問・意見	地権者でなくなる日が近づいている。丸裸にするのは簡単。私が言ったことを裏返せば地権者は皆丸裸になる。跡地利用が長引けば長引くほど、税金や差し押さえ等で取り上げていくことになるので、そうならないようお互い同じ地権者な

	のでしっかりやってほしい。条例でこれから売買方法等が決められていくと思う。その際にしっかりやってほしいのは、分合交換。例えばA地区とB地区とを対等に交換する場合、金の行き交いが無い。その場合、これを買収と認めるのか、あるいはそうではないとするのか。それによって地主の税金等、その他の処置が大きく違って来る。それもしっかり検討してほしい。これから法律に基づいて色々な条例がつくられると思うが、違反したものについては刑事告発をやるのかどうか。これについても明確に入れてほしい。もし違反したものについては公表し、刑事告発をするというような条例を決めておかないと公平の原則に反することになる。また、地主は今日聞いただけではまだ完全に理解されていないと思う。そのため、何回も何回もこういった説明会をもち、地主から色々な意見が出たらそれを率直に検討し、明確な回答をしてもらいたい。
質問・意見	進捗状況はどうなっているのか。
回答	事業計画がどこまで進んでいるのかということに関して。まだ返還前なので、区画整理法等の法律に基づく事業計画はできていない。ただ、返還前から計画を作ることが重要なので、今は平成8年のSACOの後、平成11年に閣議決定があり普天間の返還のための取り組みが開始され、平成14年に沖縄振興特別措置法で跡地利用に関する規定等、そういった流れの中で、平成15年から県と宜野湾市が協働して、跡地利用計画策定に向けて調査を行っている。そこで平成18年には跡地利用計画の基礎となる基本方針を定めた。平成19年5月にはこの跡地利用基本方針を跡地利用計画まで持っていくための具体的な検討を行っている。道路、公園、宅地等の色々な要素を整理して計画に繋げていこうとしている。今はどの段階かというと、基本方針を踏まえて、一旦中間取りまとめを行おうという段階まで来ている。中間取りまとめは基地内の立入り制限もあるが、文化財の調査が行われている。文化財調査については、基地内での現場踏査もある程度全面に行われており、試掘調査は約1/3の所で実施されており、今の段階で得られる情報や自然環境から推測させる情報をもとに跡地の方向性を示す中間取りまとめがなんとかできるのではないかと考えている。ただ、これは法的に決定されたというわけではない。中間取りまとめを行い、地権者の皆様等から色々な意見をいただき、また関係機関とも調整しながらより良い計画に繋げていくという段階である。今後も県と市で連携してしっかりと進めていきたいと考えている。また、その間に今の時限立法の期限が来てしまった場合は、新ためて県も国も一緒になり、地権者の協力を得ながら更に良い法律をまとめていきたいと考えている。
質問・意見	今後、都市計画等が決まったら早く公表してほしい。
質問・意見	普天間飛行場の先行取得についての説明資料の一番最後の点線で囲まれた部分

	について。特定事業の見通しが公表された後、200 ㎡以上の土地をお持ちの方が土地を譲渡・売却する場合、地方公共団体等との買取り協議が終了するまでの間は譲渡制限がかかるかとあるが、これは民間の売買はもう違反ということになるのか。公共団体以外には売ってはいけないというようなことは何かあるのか。
回 答	先行取得の流れについてだが、地方公共団体等へ売却へ希望する申し出、民間同士の譲渡の場合の届出を受け付けて 3 週間以内に県または市が買取り協議を行う団体を決めて通知をしないとイケない制度となっている。民間への譲渡の場合は 3 週間の譲渡制限がかかるということ。ただし、3 週間を待たずに民間に譲渡したいということが分かれば、譲渡制限は終わることになる。最長 3 週間と見てほしい。この期間で協議が不成立であれば、民間に譲渡しても構わないということになる。
質問・意見	譲渡するというのは、必ず公共事業に限るということなのか。
回 答	民間の譲渡は民間同士の売買である。民間売買に関して、県がその土地を取得したい、協議をしたいという場合通知を行う。通知が来たら協議を行う。民間に売却したいと思ったが県も取得したいという場合はそこで、お話をさせてもらう。民間の取引の価格と県の取引の価格もあるので、そこで売却する方は選ぶことになる。県の場合は 5,000 万の特別控除があるので、それを含めて考えていただいて、それでも県よりも民間に売買した方が有利だなと思った場合は、民間に売る。それが分かった時点で譲渡の制限の期間は終了するということ。最長が 3 週間と考えて頂きたい。
質問・意見	土地の買取り条件が書いてあるが、お墓だけの土地を持っている方はどうなるのか。
回 答	宜野湾市が平成 23 年にやった時は確認もできないので、地目上墓地の方の契約はご遠慮させてもらっていた。今回は 200 ㎡以下や墓地の買取りができるのかは協議中なので、それが決まった段階でこういった説明会を開きたいと思っている。
質問・意見	普天間飛行場内の土地であれば先行取得の対象になるのかということについて。道路や公園以外のものになるのではないかと場所の土地を持っている人も対象になるのか。また、特別控除はどういった税金が控除されるのか教えてほしい。
回 答	この制度は国が特定跡地に指定したところが先行取得できることになっている。普天間飛行場は去年 5 月に特定跡地に指定されたので、今年の 4 月以降に公表した後手続きができるようになる。5,000 万円の控除については、土地の価格の

	5,000 万円までは所得の制限がかからない、税金がかからないということ。不動産所得という形である。
質問・意見	所得税、市民税、県民税あると思うが、それ以外に次年度の健康保険も土地を売った場合上がるはずだが、それも控除されるのか。
回答	これはまた別の話である。今回は土地を先行取得した場合は、所得税はかからないということ。補足になるが、譲渡所得は所得税の一種である。例えば 5 年前に土地を 5,000 万円買って、今回 1 億円で売れた場合、取得費用が 5,000 万円ということになる。残りの 5,000 万円は利益になる。この利益についてかかるのが、譲渡所得である。これが跡地利用推進法の制度を通せば 5,000 万円の特別控除があるということである。つまりこの場合、譲渡所得税は 0 円になる。

4－2.「地権者の意見・意向把握の実施、仕組みづくり」の取り組み

(1)「地権者懇談会」の開催

1) 取り組み目標

地権者との直接的な対話の場を確保するため、これまでの調査において定着化が図られた「地権者懇談会」を引き続き開催する。

地権者については、情報提供を全地権者に対して的確に行うとともに、合意形成が必要な事項の内容を理解してもらい納得してもらうことが必要であることから、一方向だけの情報提供ではなく、質疑応答を含めた対面形式での情報提供・説明・意見交換を実施していく。

2) 実施概要

○開催日：平成 25 年 3 月 2 日（土）、3 日（日）、4 日（月）

○内 容：①平成 23・24 年度県市共同調査についての概要説明

②跡地利用特措法についての概要説明

③質疑応答、意見交換

表：「地権者懇談会」の開催日時、会場、参加者数

No	開催日時	会 場	参加者数
1	平成 25 年 3 月 2 日（土） 14：00～16：00	宜野湾市農協会館 2 階（でいご/さんだんか）	22 名
2	平成 25 年 3 月 3 日（日） 14：00～16：00	宜野湾市農協会館 2 階（蘭の間）	12 名
3	平成 25 年 3 月 4 日（月） 19：00～21：00	宜野湾市農協会館 2 階（蘭の間）	18 名
合 計			52 名



写真：対話形式による意見交換の様子①



写真：対話形式による意見交換の様子②

3) 質疑応答・意見交換内容

①1 日目（平成 25 年 3 月 2 日（土））

質問・意見	給付金制度の拡充について、返還日から引渡日までの支障除去措置があるが、期間は設定されているのかお聞きしたい。
回 答	これは国が計画を立てるということであるため、国の計画を見てみないと具体的な期間については現時点で申し上げることはできない。
質問・意見	法律の題名についてだが、「沖縄県における駐留軍用地の返還に伴う特別措置に関する法律（軍転特措法）」から「沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法」に変わったことで、新しい法律ができて前の法律はなくなったという認識で良いのかお聞きしたい。
回 答	そのとおりである。
質問・意見	資料（沖縄県における駐留軍用地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法のポイント）の下に、「※この法律は、平成 34 年 3 月 31 日限りで失効」とあるが、今後 10 年間の内に、もう一度このような新たな運動をして有利な法律を獲得していくという理解で良いのかお聞きしたい。
回 答	軍転特措法についても時限立法であった。県と市もその 2 年程前から様々な活動してきている。その中で恒久法を要望していたが、前回と同様に時限立法となっている。10 年後の状況は分からないが、これまで返還前に様々な要望をしてきた中で、返還後も引き続き要望していく必要があると考えているため、そのような運動もあると思う。また、国からは時限立法ということに対し、不十分な点が出た場合は改めて制度を変えることができるということが、沖縄県にとってもメリットであるという説明があった。10 年後に新しい法律を制定していくという前向きな考え方で了解した背景があるため、その点についてはご理解頂きたいと思う。
質問・意見	駐留軍用地内の土地の先行取得については非常に興味がある。5,000 万円の特別控除が適用されるとのことで、どの程度の予算の中で先行取得される考えなのかお聞きしたい。
回 答	沖縄県は、昨年 11 月の議会で条例・基金を設置されている。まず何を買うかという部分がポイントになるが、パンフレット（普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」（委員会案））にも道路が縦と横にあると思うが、道路用地として買うということで、67 億円の基金を積んでいる。県と市では、一括交付金を活用して先行取得したいということで、市としても昨年 12 月にようやく国から承認が得られた。3 月の議会で新しい条例を設置して、

		新年度から動きたいと考えている。平成 24 年度が 3 億円余りで、平成 25 年度は 9 億円の予算を取っている。それで県と市合わせて先行取得していきたいと考えている。
質問・意見		先行取得にあたって、優先順位はあるのかお聞きしたい。
回	答	この法律の中では、届出を頂いて 3 週間以内に県と市どちらと協議するかを決める形になる。平成 25 年 2 月 8 日（金）、9 日（土）にこの法律に関する説明会を実施したが、協議中で整っていないところもあったため、今後継続的に説明会を行っていききたいと考えている。優先順位については、関係なくなると考えている。
質問・意見		パンフレット（普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」（委員会案））にあるように、普天間飛行場跡地の開発は、大規模なものになるが、開発はどこが主体になって行うのかお聞きしたい。
回	答	事業主体はまだ決まっていない。「全体計画の中間取りまとめ」を含めた計画については県と市で進めているが、具体的な事業は今後話し合っていく形となる。
質問・意見		現時点での予定として、国、県、市でどちらに赴きをおいて考えられているのかお聞きしたい。
回	答	公園や道路等の大規模なものについては、市は事業主体になれない。事業主体については、市ができるところできないところがあるため、今後具体化されていく中で事業主体を決めていききたいと考えている。
質問・意見		パンフレット（普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」（委員会案））の中に、鉄軌道を含む新たな交通軸の整備に関する考え方が記載されているが、実際の駅の数はいくつぐらいを想定されているのかお聞きしたい。
回	答	現在、国が調査を行っているため、今後発表があると思うが、現時点では具体的なことは決まっていない。
質問・意見		滑走路側に土地を持っているものだが、そこが道路になるということであれば、先行取得の対象になるのかお聞きしたい。
回	答	県は道路で、市は公共施設として用地を買うということだが、現在 90%以上が民有地となっている。跡地利用を進める上で、国有地が不足していることから普天間飛行場内に土地を所有されている方は、全て先行取得の対象になると考えている。

質問・意見	今日説明のあった跡地のまちづくりが実現すればすごいと思うが、そのまちがで きあがるとして、どのくらいの人口増を想定されているかお聞きしたい。人口が 増えることに伴い、学校や病院等も必要になると思うが、具体的な計画があれば 教えて頂きたいと思う。
回 答	従来の区画整理を伴うまちづくりであれば、面積に対する人口として推計してい るが、全国的に人口については歯止めが来ている状態にある。今回お見せしてい る計画図（普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまと め」（委員会案））については、このような形でいきたいという大まかな内容であ り、今後人口フレームも考えながら内容に反映させていきたいと考えている。
質問・意見	簡単なこともかもしれないが、ご質問させて頂きたい。土地の引き渡しの際に、 そこで農業がしたくてもできないという場合に、代替地という考えはあるかお聞 きしたい。
回 答	普天間飛行場は約 481ha という広大な土地であり、現在は「全体計画の中間取 りまとめ」ということで考え方や絵はお示ししているが、今後具体化していくと 考えている。今のご質問も含めて様々な課題が出てくる中で、今後検討してい きたいと思う。

②2日目（平成 25 年 3 月 3 日（日））

質問・意見	今後具体的な跡地利用計画を策定させると思うが、あと何年ぐらいかけて取りま とめを行うのかお聞きしたい。
回 答	パンフレット（普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取り まとめ」（委員会案））を開いて頂いて、計画の位置付けの下に跡地利用計画策定 までの流れをお示ししているので、そちらをご覧頂きたい。今回出している「全 体計画の中間取りまとめ」については、過去 10 年間かけて県と市で様々な検討 を行い、取りまとめたものになる。本来であれば、基地内の立ち入り調査で現状 を踏まえて行うものだが、なかなか立ち入りができない部分も含めて把握してい る範囲内で取りまとめを行っている。来年度は、この「全体計画の中間取りまと め」を広く、地権者、市民、県民の皆様に周知することが重要と考えている。ま た今後の取り組みとして、跡地利用計画策定までの具体的な流れを位置付ける行 程計画を作成する予定となっている。現在は 4～5 年を目途に基本計画を策定し ようと考えている。特に重要となるのは、地権者の皆さんの意向だと考えている ため、このような地権者懇談会やアンケート調査を実施して意向を把握しながら 計画策定に向けて動いていきたい。
質問・意見	パンフレット（広域緑地（普天間公園等）の計画方針）でも大規模な公園・緑地

	を考えておられるが、この大規模公園の位置付けとしては国営公園を想定しているのかお聞きしたい。
回 答	平成 23 年度のパンフレット（広域緑地（普天間公園等）の計画方針）をご覧頂きたいが、平成 18 年 2 月に跡地利用基本方針を策定した時から、大規模な公園を予定していた。国営公園としては、県内に首里城公園と海洋博記念公園がある。面積としては 300ha 程度あり、全体の面積としては足りている。県と市の考えとしては、首里城公園と海洋博記念公園に（仮）普天間公園を加えて一つの国営公園として位置付けできないかと考えている。
質問・意見	今回新たに振興コアゾーンを加えているとの説明があったが、公園の中に振興コアゾーンを作るというイメージかお聞きしたい。また、振興拠点ゾーン等についても公園と関連させている意図についてお聞きしたい。
回 答	基本方針の中でも、平和希求や広域防災拠点を位置付けている。滑走路が跡地の中心に 70～80m 程度ある。2 年前の東日本大震災も含め、防災の観点から中南部都市拠点の防災拠点として位置付けることを考えている。全体的なイメージとしては、緑に囲まれた都市を目指している。その中で振興拠点ゾーンと振興コアゾーンをリンクさせることによって、国際的な意味合いも含めて沖縄でしかできないものを目指していきたいと考えている。また、何かイベントを行うにしてもまとまった場所が必要であるため、振興コアゾーンという形で配置を考えている。そういった各種機能をリンクさせた形で配置できれば、国営公園も実現できるのではないかと考えている。
質問・意見	パンフレット（広域緑地（普天間公園等）の計画方針）に示されている計画案はとても良い案だとは思う。ただ、行政としてあれもこれもやりたいという部分があると思うが、この中で位置付けられている約 145ha の大規模公園を含め、地権者とぶつかるところが出てくると思う。地権者としては、今まで通りの収入が得られるかどうかという部分が気かりで、必ずネックになる部分が出てくると思う。その辺を行政側が地権者に対してどれだけ説明できるかというところが重要になると思う。もっと具体化してくると地権者側からも色々な意見が出てくると思う。
回 答	この後に、新法（跡地利用特措法）に関する説明をさせて頂きたいと思う。それは皆さんの地代にも関係してくる部分である。また、今のご意見も含めて、地権者の皆さんの意見を出して頂く場が必要かと考えている。我々としてもこのような場を設けて、丁寧にご説明をしていきたいと考えている。公園は約 145ha という形で出しているが、これはあくまでも提案であり、決まったことではないため、その点についても色々な視点からご意見を頂ければと思う。国営公園としては 100ha 程度を考えており、その他の緑地を含めると約 145ha ということで

	お示しさせて頂いている。先程お話も出た振興コアゾーンを 100ha のまとまりとして位置付けを考えている。
質問・意見	我々地主としても、計画案にあるような公園も含めた素晴らしいまちを作って欲しいという思いもあるが、減歩率との兼ね合いも大きい。地権者の理解を得るためには、行政側がどれだけ説明していくかにかかっていると思う。返還ははまだ見えない部分があるが、新都心の例を考えると早めに動く必要がある。
質問・意見	私は那覇に住んでいてこんな意見を申し上げる立場ではないかもしれないが、返して頂けるのであれば、住宅地として活用したいと考えている。国営公園になると、固定資産税相当分は入るかもしれないが、上物に対する固定資産税は入らないと思う。シャッター通り化して、何の産業もないとなると困ると思う。普天間の辺りは標高も比較的高いため、津波被害の心配もないと思う。そこで、IT 関係の情報通信産業を誘致することで経済効果もあるのではないかと個人的には考えている。
回答	嘉手納以南の大規模返還にあたって、宜野湾市は、普天間飛行場とキャンプ瑞慶覧の 2 つを抱えている。普天間飛行場の場合は、湧水や地形等を活かした公園づくりを検討している。その中で、企業を誘致するにしても他の跡地となるべく被らないようなこの跡地に適した企業を誘致すべきと考えている。今後さらに具体化してくると思うが、方針や考え方をまとめている現段階においても地権者の皆様から色々なご意見を頂きたいと考えている。
質問・意見	個人的には公園・緑地の面積を少し減らして、商業地域に回して頂きたいと思う。雇用効果も含めて、企業誘致できるようなまちづくりを進めて頂きたい。
質問・意見	公園についてだが、国営公園となることは確かなことなのかお聞きしたい。実施にあたっては、莫大な工事費がかかると思うが、それは国から出されるものなのか。公園ができあがった後も、私がイメージする限り、維持管理に相当な費用がかかると思う。維持管理費についても国が持つようにかかるのかお聞きしたい。
回答	国営公園についてはこれからになる。現在県と市で、国に対して働きかけを行っているところである。国営公園については、維持管理も含めて国にやって頂く形になる。また、道路についても、国、県、市、どこがやるのか事業主体は決まっていない状況である。
質問・意見	5,000 万円の特別控除についてだが、国の機関に対しての特別控除で、県にも所得が発生するが、これも対象となるのかお聞きしたい。
回答	詳細なところまで協議ができていない部分があるため、今のご質問に関しては、次の機会までにお応えできるようにしたい。今年の 2 月 8 日（金）、9 日（土）

	に行った「跡地利用特措法に関する説明会」でも色々なご意見を頂いているため、それらも含めて次の機会にお答えしたいと考えている。不確実なお答えをこの場ですることはできないため、確認させて頂きたいと思う。現時点で分かる情報は全て提供したいが、皆さんから頂いた質問に対して答えきれない部分は、宿題とさせて頂きたい。
質問・意見	不動産鑑定士による宅地及び宅地見込地に対する坪単価を出しているが、計算してみると 21 倍前後となる。先程は 25～26 倍というお話があったが、この点ついてご説明をお願いしたい。
回 答	これまで宜野湾市が買ってきた地代実績で 25～26 倍というお話をさせて頂いた。不動産鑑定も難しい問題があり、本来であれば立ち入りをして土地の形等を見るが、将来の形が見えない部分がある。これはあくまで先行取得であり、事業の取得ではないことを認識頂きたい。
質問・意見	場所によって減歩率は異なってくると思う。その辺の情報を地権者にも流して頂きたいと思う。
回 答	3,300 名程度の地権者の方々がいる中で、土地活用の仕方も地権者の皆さんでそれぞれこうしたいというのがあると思う。全で一編に開発できるとは考えていない。地代等も関わってくるため、その情報も含めてこのような場で提供させて頂きたいと考えている。
質問・意見	先行取得の上限として、200 ㎡以上は上限がないのかお聞きしたい。
回 答	200 ㎡以上については、上限は設けていない。但し、200 ㎡以下をどうするかという部分については、県と市で協議しているところである。沖縄県は、昨年 11 月の議会で条例・基金を設置され、67 億円の基金を積んでいる。県と市では、一括交付金を活用して先行取得したいということで、市としても昨年 12 月にようやく国から承認が得られた。3 月の議会で新しい条例を設置して、新年度から動きたいと考えている。
質問・意見	地権者懇談会に参加するのは、今回で 2 回目だが今までの経緯をよく知らない。今回パンフレット（広域緑地（普天間公園等）の計画方針）にある緑地を中心とした計画を含め、これまで各種検討がなされてここまでこられたことについては、大変なご苦勞があったかと思うが、この内容で本当に発展するまちがでるのか疑問である。
回 答	現在考えているまちづくりを実現できるようにするためにも、是非色々な視点からご意見を頂きたいと考えている。

③3 日目（平成 25 年 3 月 4 日（月））

質問・意見	普天間飛行場については、国有地はどの程度あるのかお聞きしたい。
回 答	国有地はほとんどなく、民有地が 90%以上を占めている。
質問・意見	普天間飛行場の地権者は、何名いるのかお聞きしたい。また、その内県外の方は何名程度いるのかお聞きしたい。
回 答	現在、約 3,300 名の地権者がいる。県外の方の割合については、明確にお答えできないが、8～9 割が県内でそれ以外の方が県外だと認識している。
質問・意見	地権者 1 人あたり、平均どの程度の面積を持っているのかお聞きしたい。
回 答	土地の面積としては、1 人あたり平均約 200 m ² ～300 m ² となっている。
質問・意見	私は 12 歳まで現在の普天間飛行場内で生活をしていた。そこには、川で魚やカニを取ったり、夏は水浴びをしたりする遊び場があった。また、平坦地には良い畑もあり、そこで自給自足の生活を皆で送っていた。現在は、軍用地料を貰って生活している人がたくさんいる。その軍用地料に変わる収益が必要だと地主は皆思っている。但し、いつまでも軍用地料で生活することはできないと地主も認識として持つべきだと私は考えている。将来に向けて悔いを残さないように、収益を上げながら、沖縄県が自立できるような大きな施設ばかりを作ってしまうと我々に還元されない恐れがある。地主以外の周辺に住んでおられる方々からは、大きな施設を望むようなことばかり言われるが、地主のことを優先的に考えて頂くようなまちづくりをして頂きたいと思う。
質問・意見	平成 23 年度のパンフレット（広域緑地（普天間公園等）の計画方針）には、約 145ha のネットワーク型の公園が示されている。公園については国営公園を前提に、地主会、県、市で国に対して要望書を提出した経緯があるが、ネットワーク型では国営公園法に基づくと、国営公園は成り立たない。
回 答	平成 23 年度のパンフレット（広域緑地（普天間公園等）の計画方針）でお示しているものは、公園以外に保全すべき緑地も全て含んだ形のものになる。その中で、今回新たに振興コアゾーンを中央に設けているが、この部分を 100ha 程度の国営公園として考えている。それ以外の带状緑地等は国営公園の考えに含んでいない。
質問・意見	今回考えられている規模の公園を、国営公園として実現できなければ、当然地主は土地を手放さないと思う。地主の理解を得るためにも、具体的な案を示す必要があると思う。他とは異なるどこにも負けないようなものを作る必要がある。計画づくりのキャッチコピーに「みんなで創ろう夢のあるまち」を掲げているが、

	夢であればつくらなくてもいいということに繋がりがかねない。その点も含めてキャッチコピーも再検討して頂きたい。今後検討して、具体的なものを示して頂きたいと思う。パンフレット（普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」（委員会案））で示されている配置方針図について質問したいが、西海岸道路から沖縄自動車道に向けての横断道路が絵として 1 本しか描かれていないが、防災面を考えるともう 1 本は必要だと思う。
回 答	パンフレット（普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」（委員会案））でお示ししている中部縦貫道路や宜野湾横断道路といった大きな道路の整備については、市は事業主体にはなれない。県と市で進めているのも中南部都市圏という広域的な視点からネットワークとして大きな道路が必要だということで位置付けがされており、現在その検討を行っている。
質問・意見	県市で進められている計画づくりについても、委員会があると思うが、委員長をされている専門の先生についても、是非現地を案内して頂きたい。
回 答	委員長については、飛行場内は立ち入りできないが、周辺環境を把握して頂くためにこれまで何回か現地を案内している。
質問・意見	基地内についても昨年から立ち入りできるようになっているため、基地の中も見たいと思う。現状を把握した上で、公園や各拠点の形成が可能なのかどうか判断して頂く必要がある。また、より良いまちとするためにも沖縄自動車道からのアプローチを検討して頂きたいと思う。そうないと宜野湾市は通過都市にしかない。利便性のあるまちづくりを進めて頂きたい。
回 答	沖縄自動車道との接続については、現在検討を進めている。
質問・意見	是非検討を進めて頂きたい。
質問・意見	個人的には、ニューヨークのように高層のマンションが並ぶようなまちづくりをすべきだと考えている。今の計画には、宜野湾市民の思いや魂が詰め込まれ過ぎているように感じる。私からすると歪なまちづくりになると思う。夢の実現性のない計画だと思う。軍用地に関しては、先に売ってしまった方が良いと個人的には考えている。今日はもっと人が集まるかと思っていたが、参加者が少なく残念に思う。10 年間で世界の経済は大きく変わるが、この計画は 10 年経っても何も変わっていないと思う。税金の無駄遣いだと思う。
回 答	このパンフレット（普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」（委員会案））でお示ししている内容は、固まったものではないため、これに対して皆様からのご意見を頂きたいと考えている。

質問・意見	住みやすいまちにしないと、市外、県外から移住して来ないと思う。
質問・意見	この跡地のまちづくりを進めて、どのくらいの人口増を想定しているかお聞きたい。
回 答	従来の区画整理を伴うまちづくりであれば、面積に対する人口として推計しているが、全国的に人口については歯止めが来ている状態にある。人口は想定できるが、今回お見せしている内容（普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」（委員会案））については、案であるため、地権者の皆様からはできる限り多くの意見を頂きたいと考えている。
質問・意見	現在、電力不足であるため、太陽光を活用した施設を作ってみてはどうかと考えている。沖縄の場合、太陽は無限に活用できると思う。是非検討して頂きたい。また、墓地公園も必要だと思う。大きな公園も必要だと思うが、住み良いまちづくりに向けては、そのような環境も整える必要があると思う。
質問・意見	法律や政令では、軍用地に関する返還の見通しが決まった場合に、その見通しについて地主と関係市町村、県に通知するようになっている。これまでは市町村への通知で止まっていたが、法律や政令で位置付けられたため、忘れずに対応して頂きたい。
質問・意見	200 ㎡以上の土地の届出に関しては、県と市の案だと思うが、実際は 100 ㎡以上でも届出ができるようになっている。少ない土地を持っている方は家を建てないため、安く買って高く不動産屋に売る。その結果どうなるかというと、那覇新都心のように遊技場だらけになってしまう。その点を私は危惧している。
質問・意見	跡地利用を行うのであれば、納税者が集まるまちづくりをして頂きたい。まちづくりをする上での基本原則だと思う。
質問・回答	この先行取得に関する情報として、北谷や新都心といった他地域の事例（モデルケース）も見せて頂けると助かる。これだけの情報では、なかなか判断・理解できない部分がある。
回 答	今回のご説明させて頂いた内容は新しい制度に関することであり、他ではそこまで至っていない状況である。

(2)「普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会内部組織）」への参加・協力

1) 取り組み目標

地権者意向把握の仕組みづくりに向けた取り組みの一つとして、跡地利用に関する情報等を確実に提供し、行政と地主会が連携を図りながら合意形成に向けた取り組みを進めるため、資料作成、会運営等を通じて「普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会内部組織）」への参加・協力を行う。

2) 実施概要

①第1回普天間飛行場跡地利用対策部会

○開催日：平成25年1月24日（木）15：00～17：00

○内 容：①「跡地利用特措法」について

②平成23年度県市共同調査についての概要説明

③駐留軍用地内の土地の先行取得について

④質疑応答、意見交換

②第2回普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会役員と若手の会の意見交換会）

○開催日：平成25年3月12日（火）19：00～20：30

○内 容：①若手の会の分野別提言書の見直し（中間取りまとめ）に対する意見交換



写真：地主会会長のあいさつ



写真：意見交換会の様子①



写真：意見交換会の様子②



写真：意見交換会の様子③

3) 質疑応答・意見交換内容

①第1回普天間飛行場跡地利用対策部会

質問・意見	先行取得に関する資料（普天間飛行場の先行取得について（説明資料））について、先行取得の流れとして「民間での譲渡・売却を希望」がある。譲渡と売却を併記している理由をお聞きしたい。また、ここでは200㎡以上の土地が該当することになっているが、例えば500㎡の土地を5人で相続し、持分が5分の1の場合は100㎡となるが、土地としては500㎡あるため、この場合に届出が必要になるのか。若しくは、500㎡を2人で相続し、持分が2分の1で250㎡の場合、2人共売買すれば問題ないが、1人だけが自分の持分だけを譲渡したいという場合には、その持分の売買が可能なかどうかをお聞きしたい。
回答	5人所有（全体500㎡で1人の持分が100㎡）の場合については、売る意思があり申し出るのであれば、500㎡で行うが、その際には全員の同意が基本になると思う。2人所有（全体500㎡で1人の持分が250㎡）の場合については、まず売る意思がどういう形であるかどうかによって届出に関わってくると思う。
質問・意見	5人所有（全体500㎡で1人の持分が100㎡）で、持分だけの売買の場合はどうなるのかをお聞きしたい。
回答	100㎡の場合は、届出は必要ない。その際に、地方公共団体等（県・市）へ売るか、民間に売るかによって届出の考え方も違ってくると考えている。まずは、200㎡が基本になってくる。
質問・意見	コンサルの方をお願いしたいが、平成23年度県市共同調査「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」について良い説明をされたので、「地権者懇談会」の際には、説明された方の原稿を地権者の皆さんに配布して頂きたいと思う。そうすれば分かり易いと思うので是非お願いしたい。また、キャッチコピーとしてある「みんなで創ろう夢のあるまち」だが、夢だと実現しなくても良いという風に捉えてしまう。そのため「みんなで創ろう住みよいまち」といったキャッチコピーに変更する等検討をお願いしたい。インパクトもあると思う。
回答	キャッチコピーの件に関しては、県市共同調査の中で検討される事項であるため、この場でそのような形にするというお答えはできない。
質問・意見	譲渡の件について、憲法第29条では、財産権はこれを侵してはならないと謳われている。皆様は、どのような整合を持って200㎡以上を届出するようにしているのかをお聞きしたい。また、先行取得に関する資料（普天間飛行場の先行取得について（説明資料））について、キャンプ瑞慶覧は、特定駐留軍用地の指定がなされていないため、先行取得事業の対象になっていないとある。これに

	についても速やかに要望し、対応をお願いしたい。また、(仮) 普天間公園については、国営公園にするということで地主会も要望しているが、その後、県と市の要請行動が行われていない。実現に向けての努力が足りないのではないかと、個人的には感じているがどうなっているのかお聞きしたい。市民や地主から信頼される県政や市政をしっかりと頂きたいと思う。網羅的に説明して終わりということでは困る。県外の地主には一切説明されていないため、対応をお願いしたい。皆さんは矢面に立って色々言われると思うが、地主は自分の財産を守りたいという思いがあるため、理解をお願いしたい。
回 答	まず国営公園の件についてだが、昨年新たな法律を要求するにあたって、国営公園についても要望書の中に入れて要望した経緯がある。また、沖縄 21 世紀ビジョンにも国営大規模公園を作るという記載がある。財政的な面以外にも県内には 2 つの国営公園があるということを含めて、国からは国営公園については極めてハードルが高いということを率直に言われている。今年度は、「全体計画の中間取りまとめ」を行い、次年度からはその周知も含めて地権者、市民、県民の皆さんとの合意形成をしっかりと図りながら進めていきたいと考えている。憲法 29 条との関係についてだが、法律は憲法に基づいて策定されるため、今回の新たな法律についても憲法の主旨を損なっていないと考えている。キャンプ瑞慶覧の件についても、様々な関係機関と協議をして動いている状況である。現段階では特定駐留軍用地の指定は受けていないが、区域が明確になれば指定を受けることができるということもあるため、後付になると考えている。県外の地主の皆さんへの周知について、この先行取得もこれから動き出すものであるため、できる限り周知に向けても取り組んでいきたいと考えている。
質問・意見	昨年 11 月にこの新しい法律に関する説明を受けて、条例・ルールを作って頂きたいと要望したが、状況についてお聞きしたい。
回 答	昨年 11 月に説明を行った段階では、市が基金を作ることについて国と協議中であり許可が下りていなかった。その後 12 月末に国から承認が得られ、3 月の市議会で一括交付金を活用してやるという条例を作る形で現在動いている。遅れているが、そのような状況であることをご理解頂きたい。
質問・意見	是非地主の目線で検討できる方法をとって頂きたいと思う。
質問・意見	先程、「跡地利用特措法」の説明の中で、給付金制度の拡充についての説明があった。その中で、特措法のポイントに関する資料（沖縄県における駐留軍用地跡地の有効かつ適切な利用の推進に関する特別措置法のポイント）の「7.給付金の支給」で、「特定給付金（引渡日から 3 年を経過した日の前日までに土地区画整理事業に係る事業認可等がなされた場合に支給）の支給期間の限度は、土地の使用又は収益が可能となると見込まれる時期を勘案して政令で定めるこ

	とを規定」とある。これについては基準日の前日までに土地区画整理事業に係る事業認可等がなされていないければ、この措置はできないという理解で良いのかお聞きしたい。また、那覇新都心は、返還から事業認可まで何年かかったのかについてもお聞きしたい。
回 答	給付金については、条文上はそのような形になる。新しく法律を作る際に、前の制度は「返還日の翌日から３年間」ということで、それは困難であるということ国に強く要望し「引渡日の翌日から３年間」という今回の改正に至っている。那覇新都心の返還から事業認可までの年数についてだが、手元に資料がないため、明確なお答えにはならないかもしれないが、当初の返還は昭和５２年で、返還が全て完了されたのが昭和５９年になる。事業認可は当初平成４年だったと記憶している。その後、事業認可の変更等をしているが、この件については再度確認したい。
質問・意見	仮に事業認可されない場合は、大変な状況となることを地主の皆さんにも理解して頂く必要があるため、積極的に取り組んで頂きたい。
質問・意見	文化財調査については、現在どの程度進んでいるのかお聞きしたい。その点については触れられていない。
回 答	文化財については、県も市も文化課の方で進めている。滑走路付近は調査できていない状況だが、東側、西側について調査を進めている状況である。文化財については、全て保全するということも含めて今後の課題だと認識している。

②第２回普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会役員と若手の会の意見交換会）

地 主 会	公園のメインテーマとして掲げている「平和」という考え方は、我々地主会の考えとも一致している。ただ、その中で戦争という暗いイメージがあるため、そのイメージが前面に出ないように、将来に向けて明るいイメージを発信できるようにして頂きたいと思う。他の提案内容については、概ね賛成している。
若手の会	貴重なご意見を頂いた。テーマに関することで、他のご意見・お考えをお聞きしたい。
地 主 会	国営公園として国に要望する中でも、テーマを含めたストーリーが重要になってくると考えている。
地 主 会	提言書の内容については、抽象的な表現が多いように感じる。現時点でそこまで議論すべきことではないかもしれないが、今後は具体的な議論が必要だと思う。これまで先進地視察も含めて具体的な内容についても学んでいるため、提言書の中でそのような事例を挙げて、より具体化させた方が良いのではないかと思

	う。一つの方法論として考えて頂きたい。公園のテーマや内容等については賛成である。
地 主 会	先の県民フォーラムにおいて、琉球大学の先生から 2030 年をピークにして、人口が下降するというお話があった。そのような人口推移等も参考にして、現在の内容をベースに具体的な研究されてみてはどうかと思う。「平和」をテーマとした公園は全国に類似事例があるため、それらも参考に、普天間にしかない公園を考えて頂きたい。また、公園の規模についてだが、100ha～150ha という形で考えが示されている。皆さんご存知のとおり、我々の軍用地の面積は約 481ha で、100ha～150ha となると規模が大きいように感じる。
若 手 の 会	若手の会として今回 100ha～150ha という規模を設定した経緯についてご説明したい。過去の基本方針の中では大規模公園という表現しかされておらず、「全体計画の中間取りまとめ（案）」では 100ha 以上という規模の考え方が出てきている。その中で「以上」がどこまでを指しているのか明確ではないことから、若手の会としても具体的な数字を出すということで今回の規模を提案させて頂いている。今年度出された平成 23 年度県市共同調査「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」では、基地の内側に約 145ha という大きさが書かれている。その中で、若手の会としてはどのくらいの規模が必要と考えるかという中で、検討した数字になる。
地 主 会	普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」（委員会案）が出されているが、この配置方針図を見ても地主が活用できる面積は、4 分の 1 である。これについて地主が納得すると言われると問題だと思う。公園について、我々が考えている公園はしっかりしたイメージと目的がない。法律的な裏付けもない。他事例も含めて研究していく必要があると思う。これまで若手の会の皆さんは国内を中心に先進地視察会を実施して来られたと思うが、今後は海外も視野に入れて行って頂きたいと思う。また、ここにいるのは事務局を除いて男性ばかりである。せめて 3 分の 1 は女性のメンバーとする等、女性の意見も取り入れて頂きたいと思う。女性メンバーの獲得も大きな課題だと考える。現在考えられている計画が実行されて、住みよいまちにならなかったら意味がない。そのためには若手で納税ができる人たちを集めていくことが必要になる。
若 手 の 会	これから具体的に検討するにあたっては、事例も含め研究していく必要があると考えている。また、実際に作った計画をどう実現していくかという部分も若手の会としての検討課題だと認識している。ご意見頂いた内容も意識しながら、今後検討を進めていきたいと思う。
地 主 会	先程から出ている公園の規模について補足させて頂きたい。県市の計画で約 150ha という数字が出されているが、約 150ha のまとまりのある公園を作ると

	いうことではない。飛行場内に残る保全すべき緑地も含めての数字となっているので、誤解しないようにして頂きたい。基本的にはネットワーク型の配置を検討しており、その中で 100ha 程度をまとまりある公園として整備し、残りの 50ha 程度を帯状の緑地とする考えとなっている。また、これで決定ということではなく、今後検討していく中で見直しが必要なものである。若手の会としては、今回のように具体的な面積を出していった方が良くと個人的には考えている。新都心を始め、他事例を見ても計画より大きくなったことはない。
地 主 会	この提言書には道路に関する提案が少ないように感じる。名古屋を事例として挙げると、まず骨格となる大きな道路を作り、そこに色々な機能を導入してまちづくりを行っている。道路はまちの骨格となるので、若手の会でも道路を中心とした議論も展開して頂きたいと思う。
若 手 の 会	続いて公園の機能に関する部分について、ご意見等あれば頂きたいと思う。
地 主 会	国営公園は、管理も含めて国が行うという考え方で良いか。
若 手 の 会	運営・管理を含めて、国にお願いする形で考えている。
地 主 会	人材育成が遅れているため、大規模公園に隣接する形で薬学系の大学を作るといったことも考えてみてはどうかと思う。また、国営公園を機能的にどうするかというより、国に対して具体的な公園のイメージを投げかけ、整備・運営して頂けるように沖縄県、宜野湾市、地主会、若手の会で強く要望していく必要があると思う。若手の会の皆さんには公園の具体的なイメージを是非検討して頂きたいと思う。非常に期待している。
若 手 の 会	続いて、公園の配置及び規模について、ご意見等あれば頂きたいと思う。また、若手の会のメンバーからも意見があれば出して頂きたいと思う。
若 手 の 会	県民フォーラムで、上原副知事から公園について 300ha ぐらいあっても良いのではないかというお話があった。300ha というニューヨークのセントラルパークほどの規模となるため、話を聞いてすごいと思った。嘉手納以南の大規模返還を考えたときに、普天間飛行場は中南部都市圏の中心にもなるため、公園として 150ha 程度の規模は必要ではないかと感じている。
地 主 会	公園の面積については、今後様々な施設を導入していく中で、自ずと決まってくると思う。方針としては、ネットワーク型配置で中央に 100ha 程度のまとまりを確保し、50ha 程度を今ある緑地を確保しながら帯状に結ぶ形で良いと思う。基本的には皆さんの考えで進めて頂いて良いのではないかと個人的には考えている。

宜野湾市	跡地利用に向けて一番重要なことは合意形成であり、このような意見交換ができる場を何度も設けていきたいと考えている。この活動こそが跡地のまちづくりを進める上で根底にあるべきだと考えている。今後は、文化財調査も含めた立ち入り調査も重要だと考えている。また、議会で条例が可決されたため、4月から先行取得に向けて動くことになる。特に今年度は「全体計画の中間取りまとめ」を行う年で、次年度は具体化していく年になる。行政としては、できる限り最新の情報をご皆さんに提供しながら取り組みを進めていきたいと考えている。
地主会	良い国営公園を作るという点で、若手の会と地主会の意見は一致していると思う。国営公園となると、国の公園法の中で必要規模も決められていると思うが、今回若手の会から提案のあった 100ha～150ha という規模は満たしているのかが気になる。また、公園を作った後も維持管理は国にして頂かないと対応できないと思う。文化財については、移転させて保存するという考えもあるが、洞窟等移すことのできないものも含めて検討を進めていく必要があると思う。
若手の会	地主会の役員の皆さんから今後の検討にあたって非常に参考となる意見を頂いた。今後ともこのような意見交換を通して考えを共有しながら進めていきたいと考えているので、今後とも宜しくお願いしたい。

(3) 説明用画像データの作成

1) 取り組み目標

各種合意形成活動を効果的・効率的に実施するため、平成 23 年度の県市共同調査「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」の内容を説明する説明用画像データを作成する。

作成した説明用画像データは、「地権者懇談会」や「市民懇談会」等において使用し、意見・意向把握を行う際に役立てる。

2) 作成内容

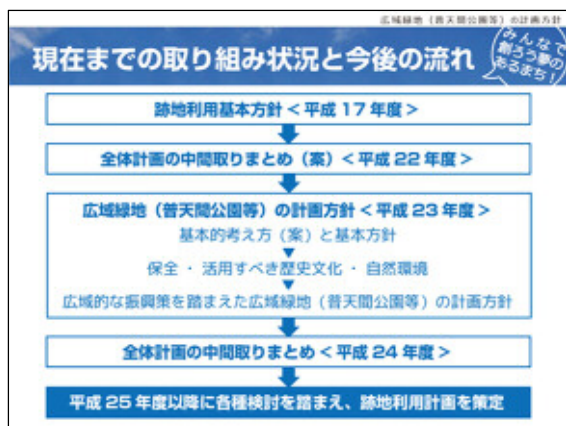
作成した「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」の説明用画像データは以下のとおり。



図：説明用画像データ（表紙）



図：説明用画像データ（P1）



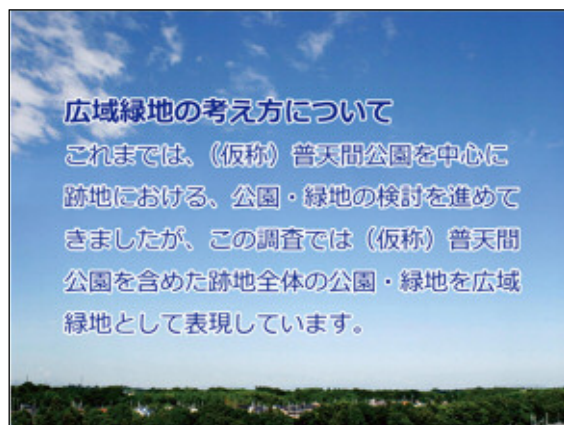
図：説明用画像データ（P2）



図：説明用画像データ（P3）



図：説明用画像データ（P4）



図：説明用画像データ（P5）



図：説明用画像データ (P6)



図：説明用画像データ (P7)



図：説明用画像データ (P8)



図：説明用画像データ (P9)



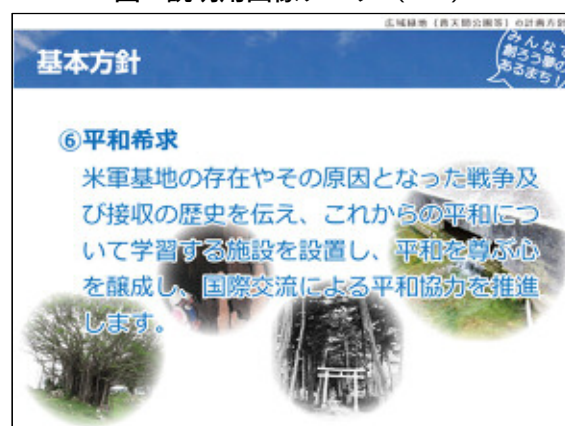
図：説明用画像データ (P10)



図：説明用画像データ (P11)



図：説明用画像データ (P12)



図：説明用画像データ (P13)



図：説明用画像データ (P14)



図：説明用画像データ (P15)



図：説明用画像データ (P16)



図：説明用画像データ (P17)



図：説明用画像データ (P18)



図：説明用画像データ (P19)



図：説明用画像データ (P20)



図：説明用画像データ (P21)



図：説明用画像データ（P22）



図：説明用画像データ（P23）



図：説明用画像データ（P24）



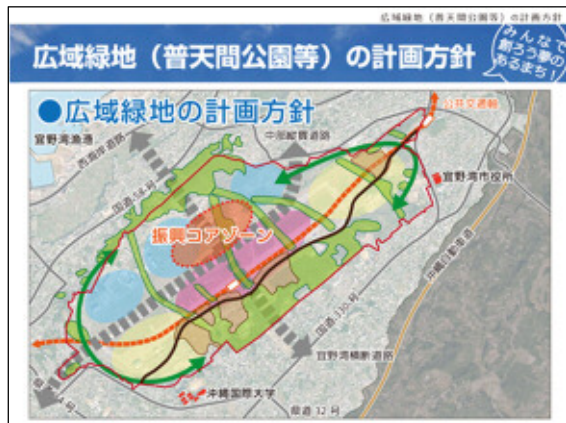
図：説明用画像データ（P25）



図：説明用画像データ（P26）



図：説明用画像データ（P27）



図：説明用画像データ（P28）



図：説明用画像データ（P29）



図：説明用画像データ（P30）



図：説明用画像データ（P31）



図：説明用画像データ（P32）



図：説明用画像データ（P33）



図：説明用画像データ（P34）



図：説明用画像データ（P35）



図：説明用画像データ（P36）



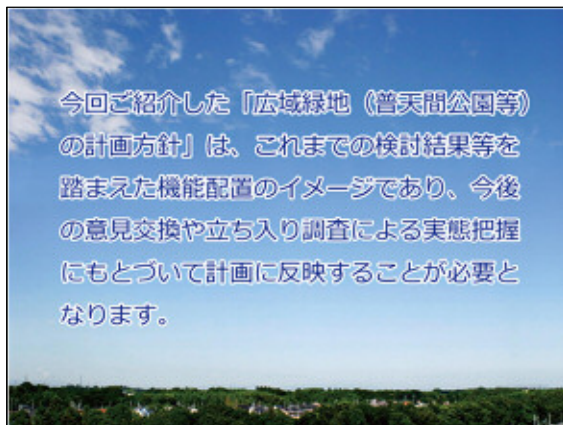
図：説明用画像データ（P37）



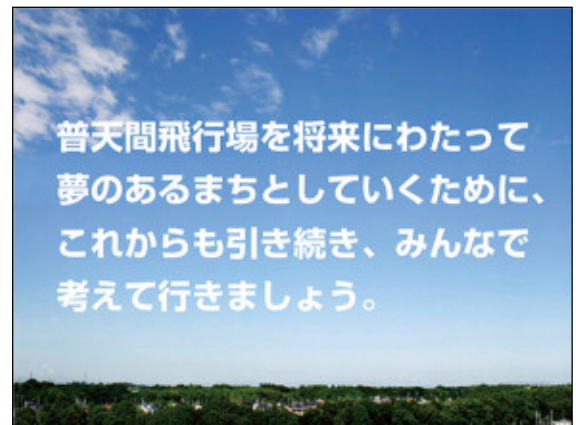
図：説明用画像データ（P38）



図：説明用画像データ（P39）



図：説明用画像データ（P40）



図：説明用画像データ（P41）



図：説明用画像データ（P42）

4－3. 「市民の意見・意向把握の実施、仕組みづくり」の取り組み

(1) 「市民懇談会」の開催

1) 取り組み目標

「普天間飛行場跡地利用＝宜野湾市のまちづくり」であり、計画づくりが徐々に具体化されてきている中で、市民の跡地利用に対する関心をこれまで以上に高めていく必要があるため、地権者と同様に懇談会を開催する。

また、この「市民懇談会」は、市民意識醸成と直接的な対話の場を創出し、市民のまちづくり検討組織である「NB ミーティング」への参画を促進するため、NB ミーティング等の意見発表の場としても活用していく。また、多くの市民参加を促すために、開催日は複数回設けるものとする。

2) 実施概要

○開催日：平成 25 年 2 月 24 日（日）、25 日（月）

○内 容：①平成 23 年度県市共同調査についての概要説明

②市民のまちづくり検討組織「NB ミーティング」の活動紹介

③琉球大学生による跡地利用提案について

④質疑応答、意見交換

表：「市民懇談会」の開催日時、会場、参加者数

No	開催日時	会 場	参加者数
1	平成 25 年 2 月 24 日（日） 14：00～16：00	沖縄コンベンションセンター 会議場 A2	11 名
2	平成 25 年 2 月 25 日（月） 19：00～21：00	宜野湾市農協会館 2 階（蘭の間）	12 名
合 計			23 名



写真：NB ミーティング活動紹介の様子



写真：対話形式による意見交換の様子

3) 質疑応答・意見交換内容

①1 日目（平成 25 年 2 月 24 日（日））

質問・意見	普天間における沖縄らしさについて、飛行場内には 3 つの旧集落（宜野湾、神山、新城）があるが、特に道路の幅に沖縄らしさを感じる。また、普天間には並松街道があるが、これを歩道空間（散歩道）として、沖縄の風土を楽しめるような場所になれば良いと感じている。
回答	学生を目線から貴重なご意見を頂いた。意見交換を進めていくにあたって「沖縄らしさ」を一つのキーワードに皆様からご意見を頂きたいと思う。
質問・意見	内容が難しく、ついていくのがやっとという感じだった。普天間は、宜野湾市に入ってくる入口のような感じがする。門前まちづくりとして、普天間神宮を中心としたまちづくり構想があるため、それと関連付けたまちづくりができれば素晴らしいと思う。私が考える沖縄らしさとして「赤瓦」を挙げたい。赤瓦を使ったまちづくりを推奨し、高い建物ばかりの商業施設でなく、皆が憩えるようなまちができれば良いと思う。先程、琉球大学の学生さんの発表の中で、医療福祉拠点というお話があったが、素晴らしい考えだと思う。そういった商業ではなく、皆が憩えるような福祉のまちづくりが実現できれば素晴らしいと思う。また、ヨーロッパで成功している LRT 等、芝生の上を路面電車が走るような空間を整備できれば良い宜野湾市になると思う。買い物で来るのではなく、癒されるような、ゆったりとしたまちを期待している。皆さんのお話を聞いて私も夢が膨らんできた。
質問・意見	琉球大学の学生さんの発表を聞いて、少しご質問したい。土地需要そのものが低下している中で、新たな就業の場づくりというお話があったが、沖縄の場合、高卒者の進路未定者が約 18%（全国：約 6%）もいる。進路未定の一つの理由として、他県であれば東京や大阪、名古屋といったところに就職することについて、親も喜んで送り出すが、沖縄の場合には親が反対する。その中で、ご提案の中であった非有機産業のイメージを教えてください。
回答	介護職を考えている。沖縄の利点としては、人口ピラミッドが若く、労働集約型の産業を誘致することができるという点が挙げられる。全ての産業は段階を追って発展していくため、労働集約型の産業がきて、その裾野の広さから、規模が大きくなると先端型の設備を導入でき、その中で競争が起こり、技術が向上するという産業全体が高度化していく種になる。そこで医療福祉産業のもとになる介護職を中心に広げていきたいと考えている。
質問・意見	医療関係に関連して、最近はインドネシア等から研修生が来て、日本の試験に合格させて採用するという傾向がある。

質問・意見	私も同様の考えで、人と人の繋がりというコミュニティを形成する部分が沖縄の一番良いところだと感じている。
質問・意見	医療産業という話は、過去に NB ミーティングのメンバーから提案があった。沖縄は気候に恵まれているため、県外から医療観光目的で訪れる人たちを対象としたビジネス、産業として成り立つのではないかと思う。また、先程の琉球大学の学生の発表にもあったように、我々としては、普天間飛行場跡地の中だけを考えるのではなく、周辺市街地を含めた広域的な視点で宜野湾市のまちづくりを検討していくことが今後の課題だと認識している。普天間高校は、騒音の問題等勉強する環境に適していないところにあるため、環境の良い場所に移転した方が良いと思う。その中で、琉球大学、沖縄国際大学、沖縄コンベンションセンターが連携した文教のまちづくりが重要になると考えているため、エリアを設定し、その中に学校を移転させるのも良いと思う。沖縄らしさという点では、視覚的に捉えられるものとして、「赤瓦」や「石垣」、「フクギ並木」等が挙げられる。時間が経過するにつれて変わるとは思うが、心に残るものを沖縄らしさとして残していく必要があると思う。一方で、沖縄から出て内地で勉強し、働く人もいるが、最終的には沖縄に戻ってくる。そういった人と人の繋がりが、ある意味で一番の沖縄らしさかなとも思う。
質問・意見	沖縄らしさという点では、最終的に人と環境に行き着くと私は思う。沖縄の特徴として、内地と比べて人が穏やかでのんびりしている点が挙げられる。最近関東に行く機会があるが、向こうは常に時間に追われるように人が流れている。沖縄でそのらしさが失われると、ここに来る意味まで失われてしまう。また、環境として、亜熱帯で場所にも恵まれている点は大きな特徴だと思う。内地からも多くの企業がその環境を求めて進出しているという話を最近耳にする。そういった環境や人が一番の沖縄らしさだと私は感じている。
回答	非常に貴重なご意見だと思う。皆さんからもっと意見を頂きたいが、時間も迫っているため、最後に本日お配りしている漫画本「みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」について、ご意見をお伺いしたい。これまではどちらかというと「文字」中心の情報提供であったが、今回は「漫画」で視覚的に見るという形で情報提供の方法を工夫している。今後はこの漫画をシリーズ化して皆様に情報を提供したいと考えているため、ご意見を伺いたい。
質問・意見	この漫画本については、どこを対象に配布する予定なのかお聞きしたい。
回答	現時点で内容も含めて案であるため、皆様からのご意見を聞いて対応したいと考えている。
質問・意見	対象はどのくらいを想定されているか。

回	答	小学生から大人までを考えている。これまで地権者には地権者支援情報誌「ふるさと」、市民には普天間飛行場跡地利用ニュースをそれぞれ作成し、毎年送っているが、それも「文字」が中心であることから理解度に差が出てしまうという課題もあり、分かり易く少しでも関心を持ってもらえるように、今回漫画本の作成に至っている。この漫画本を検討委員会に出した際に、委員の皆さんからの評判が良く、シリーズ化して頂きたいとの要望を受けているため、シリーズ化を視野に入れて現在考えているところである。
質問・意見		今まで見てきたパンフレットより、めちゃくちゃ見やすく分かり易い。普天間飛行場の面積等数字的なものもちゃんと載っているのも、直感的に見て良いなと感じている。
質問・意見		交通渋滞等定性的な表現のものもあるため、何を根拠に言っているのかが分かるように出典先（報告書名等）を掲載して頂くと良いと思う。
回	答	参考になる非常に貴重なご意見を頂いた。頂いた貴重なご意見については、今後の内容に反映させていきたい。

②2日目（平成25年2月25日（月））

質問・意見	昔、基地内に住んでいた人が追い出されて、基地外で生活をされている方がたくさんいると思う。その中で、公園というお話が出ているが、墓地や葬祭場を兼ねた公園にして頂きたい。また、基地内と基地外でどのようなメリット・デメリットが発生するのかお聞きしたい。
回答	墓地に関しては、色々なところでできているため、事業を行う際に訴訟に発展するケースもある。その中で、墓地公園の必要性は感じているが、現在の宜野湾市にはなかなか作る敷地が確保できない現状にある。現在、墓地埋葬法という法律が改正され、宜野湾市の中でも墓地をどのように整備していくかという計画を策定中である。普天間飛行場跡地のまちづくりは、道路整備等も含めて基地内と基地外全てに関わるものだと認識している。
質問・意見	今日は琉球大学の学生の発表も含めて、夢のある非常に貴重なお話を聞くことができた。普天間飛行場は宜野湾市の真ん中にあり、非常に価値のあるものだと思う。これを最大限に活かすためには、観光という観点も含めて、那覇空港から跡地まで 20 分程度で来られるような交通網を整備すべきだと思う。また、宜野湾市には多くの人を収容できる沖縄コンベンションセンターがあるが、基地跡地内にも 5,000 名程度収容が可能な大規模なコンベンションセンターを作り、国際会議等ができる施設として整備して頂きたいと思う。

質問・意見	跡地内には、那覇や浦添等も一望できるぐらいの展望台・タワーも作って頂きたい。道路に関しては、真栄原から大山に抜けられるような地下道を作ってみてはどうかと思う。また、医療観光という視点から県外、海外から人が集まるような環境を整えることも沖縄の発展を考える上で重要だと考える。
回答	非常に幅広い視点からご意見を頂いた。本日お配りしているパンフレット（広域緑地（普天間公園等）の計画方針）もご覧頂きたいが、現在、県と市では共同調査の中で跡地利用計画策定に向けた計画づくりを行っている。跡地のまちづくりを進める上で、市民の皆様からの意見も非常に重要であるため、色々な視点、角度からご意見を賜りたいと考えている。頂いた貴重なご意見については、今後の内容に反映させていきたい。
質問・意見	マーケットの中で、一番おいしいところは民間のインセンティブツアーである。大規模会議等は、自治体が中心になって誘致しているが、引っ張り合いになっている。これから伸びていくであろう民間のインセンティブツアーが非常に大きなマーケットとなっている。プランニングも重要だが政策も並行して進めていく必要がある。また、沖縄の場合はキャンプを含め、スポーツコンベンションが盛んになる要素を持っている。特に最近は、マラソンにしても散歩感覚で楽しむ傾向にあるため、スポーツ系のスポーツコンベンションではなく、癒し系のスポーツコンベンションは可能性が非常にあると感じている。また、話は変わるが県市で進められている計画と小野先生の研究室で取りまとめた計画の根本的な違いを考えた。「着眼点」→「分析」→「企画・提案」という流れの中で、県市のは「分析」から始まっていて「着眼点」が欠けている。理論的には正しい方向を向いてはいるが、「着眼点」がないと面白くない。一方で小野先生の研究室の皆さんで作られた計画は、「着眼点」→「分析」→「企画・提案」という流れで作られているため、聞いていて面白い。そこが大きなポイントだと思う。
質問・意見	地権者としては、住宅地として使いたいという希望があると思う。その中で、現在、考えられている計画を実現する上でも、地権者の理解が当然必要で、行政としては、地権者の理解を得るための話し合いを密にすべきだと思う。
回答	次の相続をするであろう世代の人たちを中心に「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」というまちづくり検討組織を立ち上げている。その中で、土地の共同利用等も含めて様々な議論をしている。この若手の会は、勝手に作った組織ではなく、地主会で承認を受けて活動をしている組織になる。また、先程活動紹介があったが、市民のまちづくり検討組織として「ねたてのまちベースミーティング」も組織されている。現状で、市民の皆さんは、普天間飛行場の跡地利用は地権者の問題だと捉えられている方が多い。例えば、跡地内に道路を通すことは周辺市街地にも関連してくるため、そこに住んでおられる方が地主になるため、決して

	地権者だけの問題ではないということを認識として持って頂きたいと思う。
質問・意見	大変良い活動だと思う。また、今日頂いた資料が多いため、この短時間で理解するのが難しい。できれば前もって頂けるような工夫をして頂けると、議論もしやすいと思う。
回 答	貴重なご意見だと思う。このように、生の声を行政に届けて頂けるのは、今後取り組みを進めていく上で非常に有難いことだと認識している。また、このような場に、本日初めて参加された人もいると思うので、資料については是非持ち帰って読んで頂きたいと思う。
質問・意見	まちづくりをする上で、景観についても考慮して頂きたいと思う。沖縄の中心となるようなまちにするには、そのような建物の高さや色彩、デザイン等についてもある程度規制が必要だと考える。10 階や 20 階といった建物が乱立するのではなく、バランスの良い素晴らしい景観を持った住宅地にして頂きたい。それは住宅地に限らず、公園も含めて観光客が散策したいと思えるような仕掛けが必要だと思う。また、外国の住宅地は垣根がなく、コミュニティがうまく形成されている。良いところは真似るべきだと思う。新しいモデル地域を考えることも必要だと思う。また、大規模なまちづくりを行う上では、普天間ならではのシンボルが必要だと思う。
質問・意見	この場での意見や今日発表して頂いた琉球大学の学生による提案が、しっかり計画づくりに反映されないといけないと思う。このままでは、県市で作られている計画で決まってしまう。そこまで到達できるような仕組みを確立する必要があると思う。
回 答	我々行政は、いかにして皆さんの声を拾い上げるかという部分が重要だと認識している。今ご指摘のあった、意見の反映については大きな課題だと考えている。将来的には、地権者の代表、市民の代表、行政の代表が集まった協議会を作りたいと考えている。
質問・意見	今は準備段階かもしれないが、調査が終わったものに対して意見を取り入れるだけではなく、調査・設計段階から意見を取り入れて頂きたいと思う。NB ミーティングは、非常にユニークな組織だと思うので、うまく活用して頂きたい。
質問・意見	企画・調査の段階で、ほとんど骨格が決まってしまう。その段階で市民の意見が入っていかないと、レールに乗っていつてしまう。
回 答	このように市民の皆様と行政の対話の機会があまりないため、その点は課題と考えている。そこで、本日活動紹介のあった NB ミーティングは、毎月第 3 火曜日 19 時から宜野湾市役所の会議室で定例会を開催しているため、今日お集り頂い

		た市民の皆様の中で関心のある方は、是非ご参加頂いて意見を出して頂きたいと思う。正式に入らなくても意見を言いたいときに来て頂いても構わない。
質問・意見		参加したいと思うので、案内を出して頂きたい。
回	答	本日は非常に貴重なご意見を頂いた。今後もこのような対話の場を設けていきたいと考えているので、是非ご参加頂きたい。

(2) ホームページ構成リニューアル及びデータ更新

1) 取り組み目標

現在市のホームページに掲載されている普天間飛行場跡地利用に関わる取り組み状況等について、構成のリニューアル及びデータの更新を行い、使いやすさと、情報の充実を図る。

2) 現行ホームページの問題点

現在の基地跡地対策課ページは、多くの段階を踏まないと辿り着けないことや、情報量が膨大なため、欲しい情報をすぐに見ることが困難な状況となっており、跡地のまちづくりに関する取り組みを効果的に情報提供できていない状況にある。



図：現行の基地跡地対策課ページまでのアプローチと情報提供形態

3) ホームページリニューアルの目的

前頁で挙げた問題を解消するために、今回新たに普天間飛行場跡地関連に関する特設サイトを新設するものとし、現行の基地跡地対策課普天間飛行場関連ページについては、跡地の取り組みに向けた詳細な情報を閲覧できるデータバンク（平成 13 年から現在までの跡地関連の詳細情報）として活用するものとする。

特設サイトの新設にあたっては、下記点に留意する。

※特設サイト新設にあたっての留意点

①情報過多とならないような構成とする。

- ・ホームページは、情報過多になる傾向が強く、情報を載せ過ぎることで閲覧者が欲しい情報、目的の箇所にスムーズに辿りつけないという部分が欠点として挙げられるため、今回新設する特設サイトについては、情報過多とならないような構成とする。
- ・一方で、跡地の取り組みに関する詳細な情報提供については、現行の基地跡地対策課普天間飛行場関連ページが担うものとし、特設サイトで紹介した関連する詳細情報は現行ページにジャンプさせる形で作成する。

②広く地権者、市民、県民に、跡地のまちづくりに向けて取り組んでいることを知ってもらう、関心を持ってもらう“きっかけ”となるような情報提供を心がける。

- ・特設サイトは、これまでのような欲しい情報、目的の箇所に辿りつけないという問題点を解消する役割に加えて、まずは広く地権者、市民、県民に跡地のまちづくりに向けて取り組んでいることを知ってもらう、関心をもってもらう“きっかけ”となるような情報提供を心がける。
- ・主に紹介する内容としては、跡地利用に向けた情報提供窓口（市役所等）の紹介や地権者のまちづくり検討組織「若手の会」、市民のまちづくり検討組織「NB ミーティング」の活動紹介を行い、活動組織についても広く認知してもらう。

③漫画形式で「分かり易さ」、「とっつき易さ」を雰囲気として加える。

- ・特設サイト新設にあたっては、「文字」中心になってしまうと固い印象を与えかねないため、「分かり易さ」、「とっつき易さ」に配慮し、特設サイトは、漫画形式で組織活動の紹介等を行う。

4) ホームページの構成とデザイン

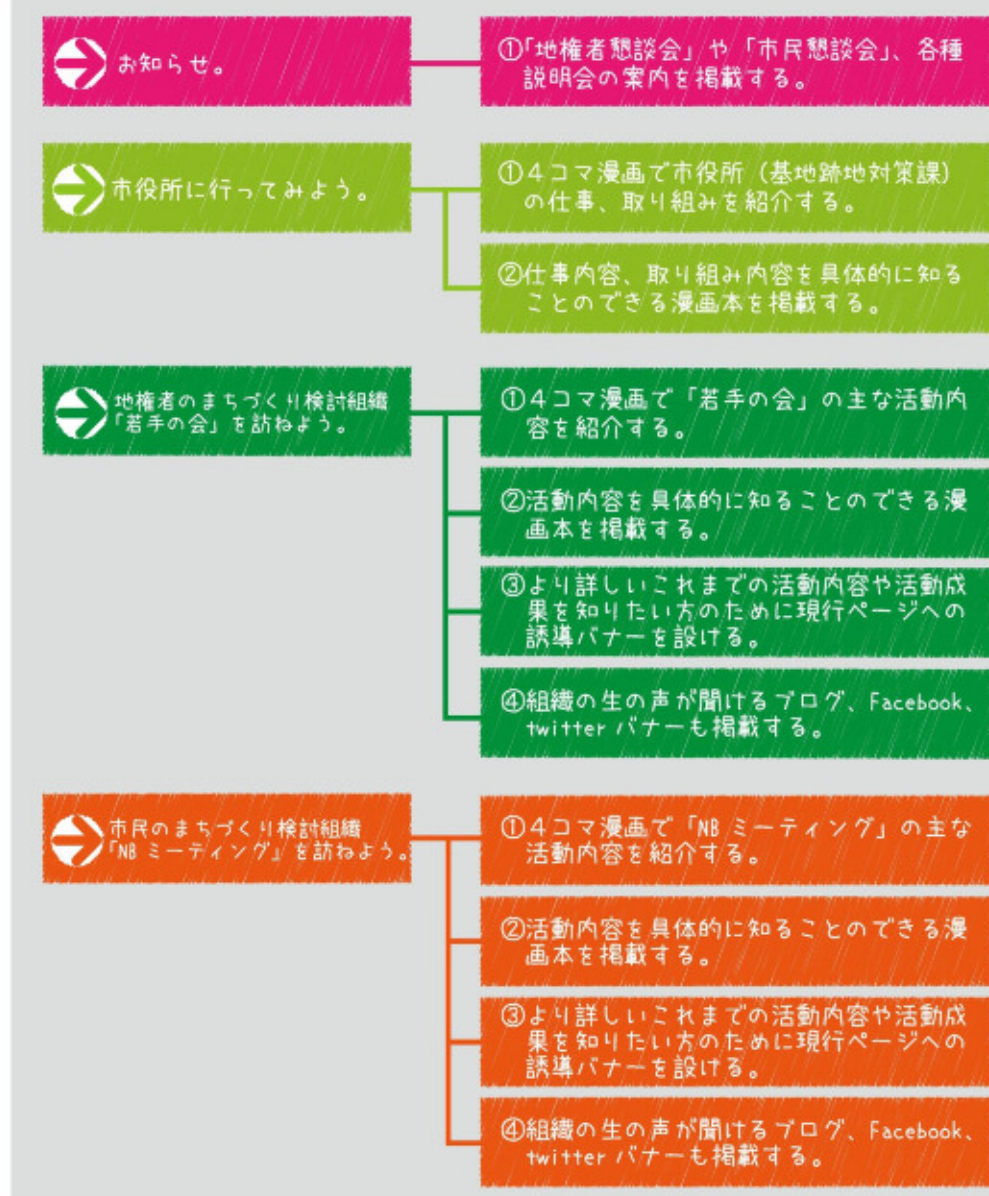
特設サイトは、宜野湾市公式ホームページ（トップページ）にバナーを設置することで、トップページから直接アプローチできるようにし、多くの段階を踏まないと目的のページまで辿り着けない問題を解消する。

その上で下記留意点に配慮し、特設サイトの構成とデザインを次のように設定する。

※特設サイト新設にあたっての留意点

- ①情報過多とならないような構成とする。
- ②広く地権者、市民、県民に、跡地のまちづくりに向けて取り組んでいることを知ってもらう、関心を持ってもらう“きっかけ”となるような情報提供を心がける。
- ③漫画形式で「分かり易さ」、「とっつき易さ」を雰囲気として加える。

①ホームページの構成（メニュー）



②ホームページデザイン（特設サイトメインページ）

みんなで考えよう夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり
→ 宜野湾市公式ホームページに戻る → お問い合わせ

宜野湾市の真ん中にある481haの真っ白なキャンバス。
あなたならどんなまちを描きますか？

夢のあるまちづくりに向けた取り組みを漫画で紹介します。
下のボタン（→）をクリックしてね。

お知らせ。 → 市役所に行ってみよう。 → 地権者のまちづくり検討組織「若手の会」を訪ねよう。 → 市民のまちづくり検討組織「NB ミーティング」を訪ねよう。

Copyright © Ginowan City. All rights reserved. 宜野湾市基地政策部基地跡地対策課

③ホームページデザイン（例：若手の会紹介ページ）

みんなで考えよう夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり
→ 宜野湾市公式ホームページに戻る → お問い合わせ

地権者のまちづくり検討組織「若手の会」を訪ねよう

組織活動を漫画化しました。こちらもぜひお読み下さい。

詳しい活動内容や活動成果をご覧になりたい方はこちら。

若手の会のブログ facebook twitter

お知らせ。 → 市役所に行ってみよう。 → 地権者のまちづくり検討組織「若手の会」を訪ねよう。 → 市民のまちづくり検討組織「NB ミーティング」を訪ねよう。

Copyright © Ginowan City. All rights reserved. 宜野湾市基地政策部基地跡地対策課

- ①4 コマ漫画で取り組みを紹介
まずは知ってもらう、関心を持ってもらうことを目的に必要な以上の情報は載せず、主な活動内容を4コマ漫画で分かり易く紹介する。
- ②詳しく知ることのできる漫画本の掲載
4コマ漫画をきっかけに、もっと知りたい方のため、これまでの組織活動を分かり易く短編漫画化し、掲載する。
- ③詳細な情報のある現行ページへの誘導
より詳しいこれまでの活動内容や活動成果を知りたい方のために現行ページ（データベース）への誘導バナーを設ける。
- ④組織の生の声が聞けるブログ等の掲載
組織の生の声が聞けるブログや Facebook、twitter などの SNS を活用し、メンバーからの積極的な情報提供が行える環境を整える。

4－4．「合意形成の中核組織である「若手の会」、「NB ミーティング」の活動支援」の取り組み

(1) 「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」の活動支援

1) 取り組み目標

地権者合意形成の中核組織として、「若手の会」では、今年度、跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」という節目の時期であることを踏まえ、これまで積み重ねてきた検討内容を再整理しながら、勉強会の実施や意見交換の取り組みを行う。また、地権者としての意向集約に向けて、仕組みづくりについて検討を行うとともに、地主会役員との意見交換を密に行っていく。

2) 主な取り組み

- ①「全体計画の中間取りまとめ」という節目に合わせ、会としてもこれまでに作成した分野別提言書の見直しを実施（今年度は主に公園分野の見直し）。
 - ・「全体計画の中間取りまとめ」を迎えるにあたり、会としても意見を発信するため、これまで作成してきた提言書（公園、交通、住宅地、都市拠点）について、その後学んだ新たな視点等を反映させるために再整理し、現時点での最新の考えとして取りまとめに向けた検討を実施（今年度は主に公園分野について見直しを行い、他分野については次年度に継続して行う）。
- ②自主的活動を通して、沖縄県主催の「跡地利用提案コンペ」に参加。
 - ・平成 21 年度から毎月 1 回の定例会に加え、自主的活動を継続的に行ってきており、今年度はそのような活動を通して、沖縄県が主催する「沖縄の新たな発展に繋げる大規模基地返還跡地利用計画提案コンペ」に参加した。
- ③地主会役員との意見交換会を開催し、会としての意見を発信。
 - ・地主会役員との意見交換会を開催し、現時点における若手の会としての考えを発信するとともに、地主会との連携体制の強化が図った。



写真：自主会の様子



写真：地主会役員との意見交換会の様子

3) 取り組みスケジュール

No	開催日	主な活動内容
1	4月10日	・今年度の活動の進め方について
2	5月8日	・「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え公園編パート1」の精査
3	6月12日	・「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え交通編パート1」の精査
4	7月10日	・「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え住宅地編パート1」の精査
5	8月14日	・「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え都市拠点編パート1」の精査
6	9月11日	・若手の会の中間取りまとめまでの活動について
7	10月9日	・若手の会の中間取りまとめについて
8	11月13日	・平成24年度「先進地視察会」について ・若手の会の中間取りまとめについて
9	12月11日	・平成24年度「先進地視察会」の報告 ・若手の会の中間取りまとめについて
10	1月15日	・若手の会の中間取りまとめについて
11	2月12日	・若手の会の中間取りまとめについて
12	3月12日	・地主会役員と若手の会の意見交換会

(2)「ねたてのまちベースミーティング」の活動支援

1) 取り組み目標

普天間飛行場を含めた宜野湾市のまちづくりに関わる市民側のまちづくり検討組織「NB ミーティング」では、計画づくりに対して意見を発信することと合わせて、一般市民との意見交換（市民懇談会）を昨年度と同様に実施、一般市民に対して刺激を与えていく。また、昨年度に実施した琉球大学との連携を継続させ、跡地利用に関わりを持つ市民の輪を広げていくものとする。

2) 主な取り組み

①ゲストスピーカーによる勉強会の実施。

- ・専門家等の意見を聞くことにより知識を広げることを目的に、NB ミーティングメンバーの発意によるゲストスピーカーを招いた勉強会を実施。

②昨年度に引き続き、琉球大学小野研究室との連携を継続させ、跡地のまちづくりに係わる世代の裾野を広げる活動を展開。

- ・昨年度に引き続き、学生との連携により跡地のまちづくりに対する新しい視点を加えることを目的に、琉球大学小野研究室と連携し、跡地のまちづくりを検討（※琉球大学小野研究室との連携により、学生が取りまとめた跡地の考えをP117～P122に示す）。

③「市民懇談会」において、会の活動紹介と合わせて「普天間飛行場のまちづくり＝宜野湾市のまちづくり」として積極的なPRを行う。

- ・多くの市民に、「普天間飛行場跡地のまちづくり＝宜野湾市のまちづくり」として、考えてもらうきっかけづくりとして「市民懇談会」を開催し、その中で会の活動紹介と合わせて積極的なPRを行った。
- ・その結果、組織活動への参加に関心を示す参加者が出てきており、合意形成の中核組織の裾野を広げる効果が得られた。



写真：第7回 NB ミーティング定例会の様子



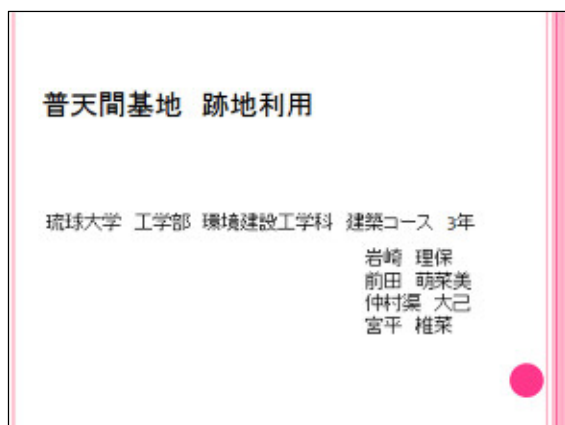
写真：「市民懇談会」による活動紹介の様子

3) 取り組みスケジュール

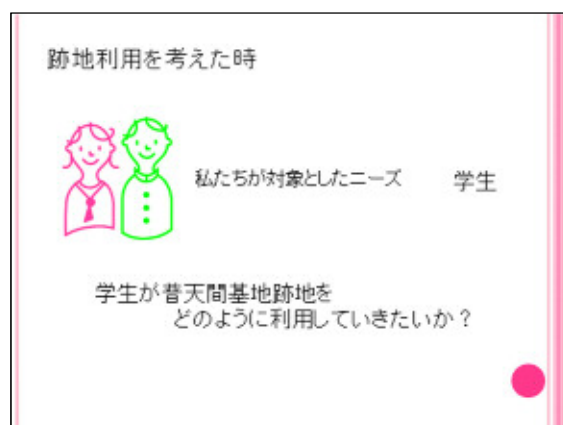
No	開催日	主な活動内容
1	4 月 17 日	・ 会長及び副会長の選出 ・ 今年度の活動の進め方について
2	5 月 15 日	・ 今年度の活動内容について
3	6 月 19 日	・ 中間とりまとめ（案）の資料確認について ・ 市町村支援事業（講師招聘）の活用時期について
4	7 月 17 日	・ ゲストスピーカーを招いての勉強会①
5	8 月 21 日	・ ゲストスピーカーを招いての勉強会②
6	9 月 16 日	・ 琉球大学学生との連携について ・ 講師の活用について ・ 平成 24 年度「先進地視察会」の時期、希望場所について
7	10 月 16 日	・ 青年会議所、商工会青年部との合同勉強会内容について ・ 今年度の活動計画について ・ 有識者等から頂いた中間取りまとめ案等に関する意見
8	11 月 20 日	・ 今年度検討結果の提案方法について ・ 次年度以降の NB ミーティングの位置付けと取り組み内容等について
9	12 月 18 日	・ 今年度検討結果の提案方法について ・ 次年度以降の NB ミーティングの位置付けと取り組み内容等について
10	1 月 28 日	・ 若手の会・NB ミーティングの意見交換会
11	2 月 19 日	・ 次年度以降の NB ミーティングの取り組み内容等について ・ 平成 24 年度「市民懇談会」について
12	3 月 19 日	・ 次年度以降の NB ミーティングの取り組み内容（年間計画）について

4) 琉球大学小野研究室連携による学生の跡地利用提案

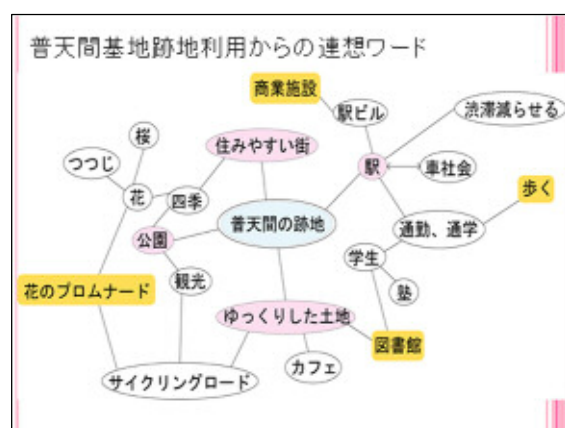
①跡地利用提案 1



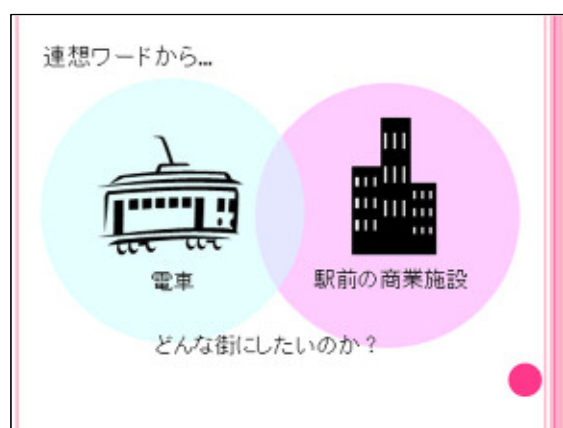
図：跡地利用提案①（表紙）



図：跡地利用提案①（P1）



図：跡地利用提案①（P2）



図：跡地利用提案①（P3）



図：跡地利用提案①（P4）



図：跡地利用提案①（P5）



図：跡地利用提案①（P6）



図：跡地利用提案①（P7）

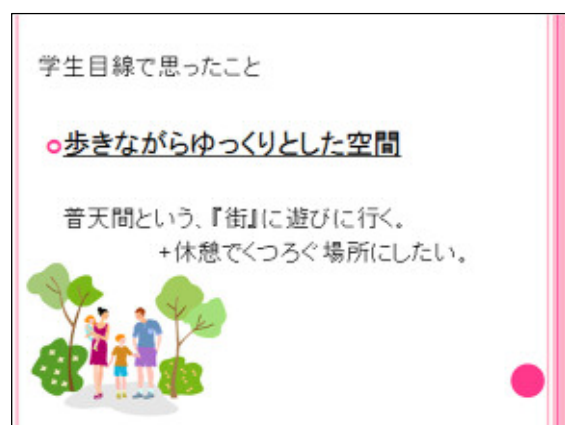


図：跡地利用提案①（P8）

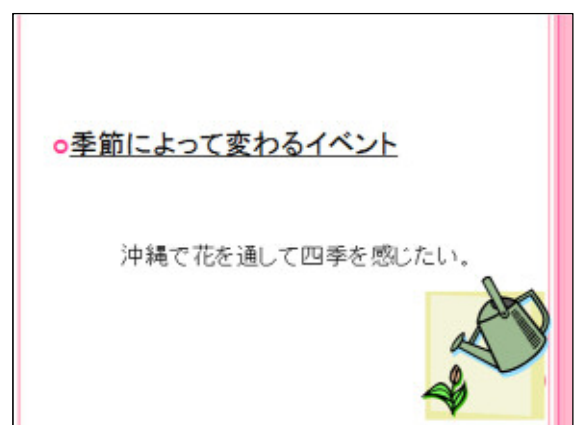
比較

	外部との関係	テナント	ニーズ	交通手段	その他
具志川ジャスコ	閉鎖的	多い 家族向け	子ども 親子ずれ	バス 車	イベントが多い
北谷	開放的 西に誘われる	訪路店	10～30代 外人	バス 車	休憩所が 少ない
メイン	閉鎖的	多い (女性向け) 若者向け	10～50代	バス 車 モノレール	休憩所が 少ない (建物内に)
パレット	閉鎖的	各テナント は開放的	10～70代	バス 車 モノレール	目的がない とよくない
あしびなー	開放的	多い ブランド店	20～50代 観光客	車	飲食店が 少ない

図：跡地利用提案①（P9）



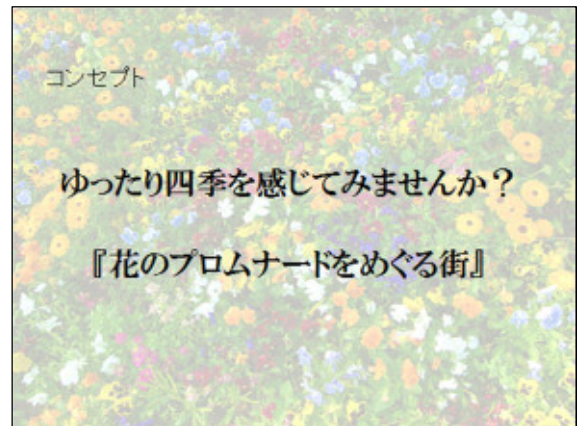
図：跡地利用提案①（P10）



図：跡地利用提案①（P11）



図：跡地利用提案①（P12）



図：跡地利用提案①（P13）



図：跡地利用提案①（P14）



図：跡地利用提案①（P15）



図：跡地利用提案①（P16）



図：跡地利用提案①（P17）

②跡地利用提案2



図：跡地利用提案②（表紙）

- ・周辺住民からのアンケート結果などを参考にしながら
基地周辺で生活する若者の目線で
今回の計画案に取り組んだ

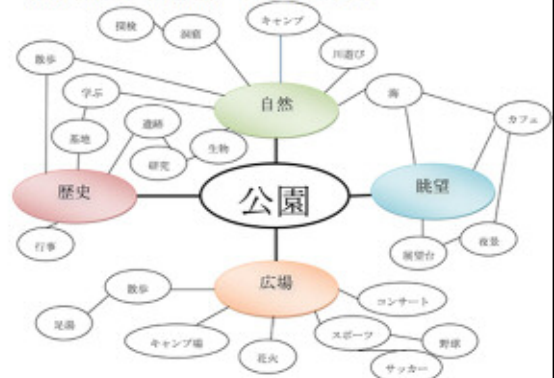
図：跡地利用提案②（P1）

アンケートから抜粋した項目

- 項目①
「緑・自然・景観」に関する意見
- 項目②
「施設整備・誘致」に関する意見
- 項目③
「跡地利用に対する要望(まちづくり全般)」

図：跡地利用提案②（P2）

私たちが公園に求めるもの



図：跡地利用提案②（P3）

- ・以上をまとめて、次の2つの視点から公園計画を考えました。

- ①保全、活用したい資源について
- ②新しく作りたい機能(役割)について

図：跡地利用提案②（P4）



図：跡地利用提案②（P5）



図：跡地利用提案②（P6）



図：跡地利用提案②（P7）



図：跡地利用提案②（P8）



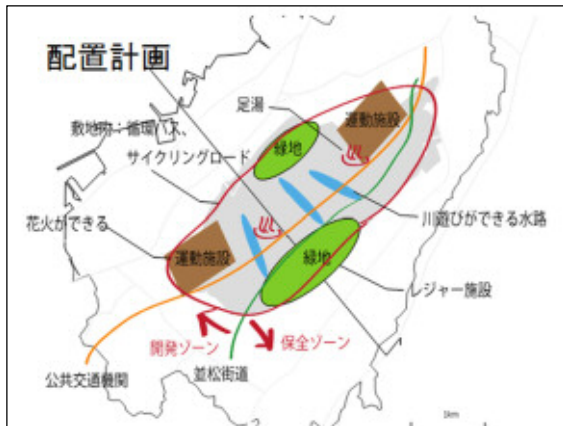
図：跡地利用提案②（P9）



図：跡地利用提案②（P10）



図：跡地利用提案②（P11）



図：跡地利用提案②（P12）

ご清聴ありがとうございました

図：跡地利用提案②（P13）

（３）「学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会」の開催

１）取り組み目標

学識者等専門家との連携及び「（仮称）普天間飛行場まちづくり協議会」立ち上げに向けた準備段階として、合同勉強会を通じて組織間の連携（結び付き）の強化を目指すための実践活動として、若手の会、NB ミーティングを対象とした合同勉強会を開催。

２）実施概要

①第１回学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会

○日 時：平成 24 年 11 月 29 日（木）16：50～18：20

○講 師：池田孝之氏（琉球大学名誉教授）

○内 容：「海外のサイエンスパーク（ソフィア・アンティポリス）を事例に」をテーマに講演頂き、意見交換を実施。

②第２回学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会

○日 時：平成 24 年 11 月 30 日（金）18：50～20：30

○講 師：池田孝之氏（琉球大学名誉教授）

○内 容：「（仮）普天間公園に求めるもの」をテーマに、①市民、県民、②企業、③行政の立場から検討（グループ別）を行い、検討結果を発表。



写真：講師 池田孝之氏（琉球大学名誉教授）



写真：合同勉強会の様子（第１回）



写真：グループ別課題の説明（第２回）



写真：グループ別検討の様子（第２回）

3) 第1回学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会

①実施概要

日 時：平成24年11月29日(木) 16:50~18:20

会 場：大阪東急イン ホテル内2階会議室

出席者：講師：池田 孝之氏(琉球大学名誉教授)

《普天間飛行場の跡地を考える若手の会》

大川 正彦(会長)、呉屋 力(副会長)、伊佐 力、呉屋 栄治、富川 盛光、
大門 達也、宮城 敏彦、宮城 武、我如古 隆、比嘉 立広

《ねたてのまちベースミーティング》

新里 均、前田 啓文、松川 寛重、安仁屋 眞昭

《宜野湾市軍用地等地主会》

佐喜眞 祐輝、伊佐 貴子

《事務局(宜野湾市基地政策部基地跡地対策課)》

仲村 等、渡嘉敷 真

《事務局(昭和株式会社)》

板倉 慎、立山 善宏、崎山 嗣朗、嶋岡 強太、平井 茉美

テ ー マ：「海外のサイエンスパーク(ソフィア・アンティポリス)を事例に」

配布資料：次第

講師プロフィール

総括表 海外の主要リサーチパークの概要



写真：講師 池田孝之氏(琉球大学名誉教授)



写真：合同勉強会の様子(第1回)

②講義内容

第1回若手の会・NB ミーティング合同勉強会では、池田孝之氏（琉球大学名誉教授）を講師に迎え、「海外のサイエンスパーク（ソフィア・アンティボリス）を事例に」をテーマに講演頂き、その後、質疑応答を行った。

主に普天間飛行場の跡地利用としては、大規模公園が目玉となることから、それについてヒントになるもの、また今回の視察を踏まえて、フランスのソフィア・アンティボリスの事例をご紹介頂きながら、普天間の公園をどうしたら良いのかについて議論を深めた。

池 田 氏	普天間飛行場の跡地利用としては、大規模公園が目玉となる。それについてヒントになるもの、また今回の視察もその中での企業誘致を含めた考え方を学ぼうということであるため、それと絡めて世界の動向であったり、今、私が一番気にしているフランスのソフィア・アンティボリスの事例をご紹介しながら、普天間の公園をどうしたら良いのかを皆さんと一緒に考えられたらと思う。よろしく願いたい。資料については、私が書いたものではないが、ソフィア・アンティボリスには2度ほど訪問したことがあるので、現地で説明を聞いたり、実際に見た感想を付け加えて皆さんにご紹介したい。最初のページに総括表がある。これは「リサーチパーク」をテーマとしてまとめられている。色々な研究機関、企業が研究施設を作るようなテクノパーク、リサーチパークが今世界でかなり進んでいる。その中にソフィア・アンティボリスがある。世界の状況を簡単に説明すると、フォード・リサーチパークは大変有名で、もともとシリコンバレーと呼ばれたコンピュータのチップの開発をやってきたところになる。フォード・リサーチパークはそのチップの開発を行う研究所や大学の施設がある谷間（バレー）となっている。谷間といってもサンフランシスコのベイエリアといわれる所の川沿いに面した水が豊富な場所。シリコンはかなり水を使うので、水に恵まれている場所であるだけでなく、非常に場所が良く、スタンフォード大学を中心に色んな研究機関が入っている。この場所でシリコンのチップの開発を進めたことが世界中のパソコンの発展に寄与したということである。ここはかなり早い時期から整備が進められたリサーチパーク。それ以外にもリサーチ・トライアングル・パークやユタ州のリサーチパーク、イギリスのケンブリッジのサイエンスパーク等がある。イギリスも有名だが、アメリカほどは盛んではない状況にある。その他、ドイツのメディカルパーク・ハノーバー、ベルギーのルーバン・ラ・ヌーブ、中国の北京や台湾にも存在しており、世界各国で進められている。フランスのソフィア・アンティボリスの規模は2,300haであり、普天間の約4.5倍と規模は非常に大きなものとなっている。パリから離れた場所にあり、南フランスの地中海沿岸部にあり、サイエンスを中心としたまちを作っている、非常に大きく有名な所。同時に、場所が非常に良いので、リゾート地のメッカとしても有名な場所となっている。このまちを作るにあたって特徴としては、ニースの商工会議所が入っていることが
-------	--

挙げられる。日本の場合、商工会議所は商業・工業関係の会社の親睦団体のような団体で、直接何か事業をすることはないが、フランスやアメリカでは直接事業をやっている。直接お金を集めたり、収益を求めた活動を行ったりしている。そういったことからこの開発にはニースの商工会議所が加わって行っている特殊な仕組みとなっている。また、大きな特徴としては国家プロジェクトであるということが言える。フランスは地方分権を世界で一番早くに行った国であり、国家が非常に強く、国家プロジェクトをあちこちで展開しているが、次々と地方に権限移譲している。その後は地方の県に相当するところが受け継いでやっている。どのような企業が入っているかということについては、エレクトロニクス、医療・バイオ、エネルギー等の技術系のものを中心になっており、すでに 950 社が入り 16,000 人の雇用が生まれている。環境を重視した明快な新都市開発のコンセプトのもとにやってきたということで、ニースの商工会議所や大学の学長や政治家等色々な人の貢献があった。資料の 2 ページにソフィア・アンティポリス全景の写真がある。上の方に地中海があり、少し入った所にソフィア・アンティポリスはある。今日見た国際文化公園都市は大阪から非常に近かったが、距離的にはソフィア・アンティポリスと地中海までの距離はそれぐらいとなっている。海から 30 分もしない、そういったロケーションに立地している。海から近いということで、ヨット等で遊ぶことができる等、リゾートの感じが非常に強い場所となっている。3 ページに図があるが、下の方は海となっている。そこの海岸に面した色の塗ってある部分がソフィア・アンティポリスになる。地中海に面して、ニース、コート・ダジュール等は昔から高級なリゾート地といわれている所の周辺に位置している。非常にロケーションの良いところにある。ソフィア・アンティポリスの名前の由来は、「ソフィア」はフランス語で知恵、「アンテ」は否定形で「ポリス」は都市、つまり都市ではない、知恵の集まっている通常の都市ではないという意味で名づけられている。ソフィア・アンティポリスはヨーロッパで最初のサイエンスパークとなっている。1974 年に設立されており、40 年くらい前にできている。68 の国籍の人達が働いており、4,000 人の研究者、14,000 人のエンジニア、48,000 人の学生がいる。概要だけを見ると研究学園都市のように見えるが、実はそうではない。色々な商業施設であったり、芸術作品にも囲まれた環境となっている。研究開発・知識産業のメンバーとしては、IBM が入ったことが一番大きな引き金となっている。IBM の研究所がある他、多国籍企業の研究所が入っていたり、中小のスタートアップ企業が入る場所もあり、公益な研究や教育機関が 50 機関も入っている。主要分野に関しては、今後普天間の公園を考える上でも重要なポイントになると思うが、ソフィア・アンティポリスでは情報技術、生命科学（医薬・バイオ）、環境科学となっている。ソフィア・アンティポリスでは 40 年前にすでに色々な企業が入ったまちづくりを行っている。今回の視察でも、国際文化公園都市ではたまたま製薬企業が根付いている土地柄であると

ということから、それを活かして誘致を行っているが、沖縄でもそういった土壌はあると思う。6 ページでは「競争と協調：ネットワーキング」ということで、色々な企業が競争したり、協調しながら企業活動を行っているということが書かれている。色々な集団が発表会をしたり、色々なプランを出したりといった交流があり、それを起こすための組織も存在している。7 ページには写真を載せている。非常に緑が多く、デザインに優れた色々な建物が立地している。そのほとんどは研究所のようなものとなっている。8 ページでは概要がまとめられている。ソフィア・アンティポリスの事業主体は、国土開発庁が SYMIVAL という特殊法人を立ち上げてやっている。国家プロジェクトでやる場合、特殊法人を国が進めるという方法をとっている。今は、県が 51%、商工会議所が 49%と半々の出資でやっている。付け加える点としては、まず、色々な企業が参入している点。なぜ企業がここにくるのかというと、今回の所もそうだが、インフラ整備がしっかりしていることがある。インフラ整備は IT ネットワークもそうだが、水や電気等もある。交通機関ネットワークも非常に重要なポイントとなる。ソフィア・アンティポリスは空港が近く、飛行機もパリ等へ多く飛んでいるので、立地の良さがある。また、企業で働く人達の環境が非常に良いことも要因の一つとなっている。ここには共同で使えるプールやスパ、ジム等の施設が整っており、ここでリフレッシュできるということが非常に大きな魅力となっている。それに加え、海に出て行ってヨットに乗ることもでき、パリでは絶対にできないことがここではできるため、フランス国内から色々な企業が来ている。そして、パリに近いということもあるが、国際的に飛行機のアクセスも非常に良いので、色々な企業が進出している。そして、もう一つ、リゾートに関連するが、この中で文化を作り出したいという理念がもともとあり、文化を生み出す方法として芸術を生み出そうとしていることが挙げられる。ここに進出している色々な研究所の人達は美術館を運営し、クリエイティブな仕事をしながら同時に絵を描いたり、音楽やったり、彫刻をやったりしている。そういった作品を美術館で展示して、美術館が成り立っている。これも非常に有名で、それが就業者の励みになっているようだ。同時に大きな作品はこの都市の色々な所に置かれている。それが都市全体の雰囲気を作り出しており、とてもユニーク。もう一つ付け加えると、ソフィア・アンティポリスのまちのすぐ近くに非常に古い歴史的なまちがある。その歴史的なまちは、もともとあまり有名ではなかったが、古い陶器の名産地だった。ソフィア・アンティポリスができ人が多く来たことによって、古いまちの集落や陶器はかなり脚光浴び、そのまちもリゾートのコースになる等の効果も生まれている。ソフィア・アンティポリスは海があって、そばに歴史があって、緑があって、そういうものを享受しながら芸術的な雰囲気の中で働くことができる環境がそろっているまちになっている。企業だけが集まっているのではなく、プラスアルファの要素が非常に大きく影響している。そういったことがなぜできるのかというと、ここ

の地域の土壌として、リゾート的な要素があるため、成り立っている。研究者等にとっては、そういった環境が大変重要になっている。また、環境の良さによって多くの人を惹きつけている。また、住宅に関していえば、宿舎等はあるが、いわゆる住宅団地のようなものはほとんどない。テクノパークはほとんどがそうになっている。ここでは企業等で働いている人達の住宅はあるが、それ以外の一般の住宅はほとんどない。今日視察で見た国際文化公園都市は、正確には住宅団地。住宅団地と企業誘致の場所が隣り合わせでやっているの、テクノパークとは少し違う感じがする。以上のようなことをヒントにしながら、普天間の公園をどう考えるのかについて私なりの考えを提案させて頂いて、皆さんと議論していきたいと思う。普天間の公園として、国営公園について考えたいと思う。なぜ国営公園を考えるのかというと、土地区画整理事業によって整備された今日の視察地では減歩率が 50～60%、新都市や那覇でも 35～40%とすごい高い減歩率になっている。この高い減歩率が地主の方の中でも問題になっている。確かに、丘陵地では使えない部分も多いので減歩率は高くなる傾向はあるが、それは利用の仕方であって、いずれにしても減歩率が高いなと感じる。区画整理の仕組みは皆さんが少しずつ土地を出して、その土地（減歩）で道路や公園等の公共用地を生み出そうとするもの。では、公園をつくろうとすると、土地の多くが減歩でもっていかれてしまうのか。それでは道路や公園は少ない方が良いのか。少ない方が良いとなると、都市の共有部分がほとんどなくなってしまって、バラバラなものができ都市の魅力がなくなってしまう。減歩率の高さと公共用地の少なさのせめぎ合いになってしまう。そういったことから、減歩によらずに公共用地を生み出せば区画整理の減歩は気にしなくていいのではないか、逆に減歩は下がるのではないか、それが大規模公園の発想になっている。国営かどうかは別にして、大規模公園や幹線道路の整備は特別な事業として、用地買収で行うことができる。そうすると、区画整理の減歩率からは外れることになる。生活に必要な道路や公園等のみを減歩によって生み出すようにすれば、減歩率はある程度抑えることが可能になる。次に、都市の魅力を何で作るのかについて考えたいと思う。ソフィア・アンティポリスでは有名な企業が進出したことでその企業のネームバリューで魅力を作ろうとしているが、本来はあまり良い方法ではないと思う。ショッピングセンターにしても有名で流行っているものと呼んでも、いずれ人が来なくなってしまう可能性があり、魅力としては不安定である。安定的にその地域の魅力を生み出すためには、公共事業でまず一番の魅力を生み出すことが一つの方法として大事だと思う。民間が来るのはもう少し後でも良いと思う。公共事業が全てだとは思わないが、公共事業で大きなプロジェクトとしてその都市の魅力を作る。それが公園でできるのではないかと思う。普天間の跡地利用を考えた際の大きな魅力としては、大規模公園と新たな交通機関としての鉄軌道がある。国際文化公園都市は、大阪からわずか 30 分の距離で、その立地の良さがあそこの価値を高め

ているといえる。住宅団地をなぜあれだけ整備するのかというと、大阪等の大都市と近いからである。30分程度で行けて、土地が安く、マンションが安い。さらに高速道路までのアクセスも良いので、企業としても立地がしやすいというロケーションの良さがある。普天間を考えた場合、鉄軌道が通ることによって空港や那覇とのアクセス性が向上することが挙げられる。中南部都市圏の中で那覇のベッドタウンではないかと思われてしまうことも考えられるが、実は中南部都市圏の中心として普天間が成り立つようなことを考えている。では中南部都市圏の中心となるような那覇にはない機能は何なのか。それが今回提案しているようなテクノパークのようなものになる。公共事業で都市の魅力を高めるのに公園が一つの大きな手段になると思う。それが国家プロジェクトとなれば国営公園として安定的に管理することができると思う。次の議論として、その公園はただの公園で良いのか。通常は自然や緑があふれる公園だけで100～150ha整備しても、市民が憩うことはできるが、それが産業を生み出すわけでも、企業が立地するわけでもない。都市の魅力を向上させるためには通常の公園だけではだめだと思う。公園の中で何が立地できるのかということの大いに考えていかなければならないと思う。その時に色々な研究所等の立地が考えられる。どのようなテーマで行うかは今後検討しなければならないが、今の流れを考慮すると医療・健康・環境を考えていくことが非常に重要だと思う。そういったものこそ、公園の中で成り立つとも思う。研究者や企業の従業員が働く環境としてもそういったものが必要であり、それにリゾート的な要素が加わればもっと良いのではないかと思う。ユニークな公園を作り、公園の中でも施設を立地させることは可能なので、研究所が立地できるような特例を作っても良いと思う。これまで普天間で検討してきた公園は、パンフレットにあるように、昔からあった緑と水系である地下水脈を活かし、普天間の歴史、自然環境をネットワークとしてつないだものになる。まとまった一つの公園ではないので作りにくいように思えるが、この案がしっかり公園として作られれば世界にもない非常にユニークな公園になると思う。逆にこのような形だからこそ、公園の中に研究所があったり、公園と公園の挟まれた部分に企業が立地したり、色々なものを組合せることができ、全体として公園都市のような雰囲気を作れると良いと思う。企業が立地し、人々が集まり、魅力が向上すると、そばの商業地や事業用の魅力も出てきて、用地の需要が高まる。つまり、公園に隣接する周辺の土地利用に効果が及ぶことになるので、それが大規模公園を整備する狙いになる。公園そのものだけでなく、公園に立地するものを含めて普通の公園にはない魅力を出すことで、様々なものを誘引し、なおかつ周辺の土地利用価値を高めることができる。周辺の土地利用に関しては今後考えていかなければならないが、一つの考えとしては研究施設や企業を公園の中だけでなく、隣接した場所にも成り立つようにすれば良いのではないかと思う。そういったことのヒントとしてソフィア・アンティポリスや今回の視察で見る所が使える

のではないかと思います。今、医療や健康は非常に重要な要素となっている。また、国際文化公園都市では国際という言葉がキーワードとなっていた。医薬品関係は外国の企業がやってきて、日本で開発を行うことは法律上難しいという話があったが、企業誘致といっても海外企業が立地する許認可は大変難しいのではないかと思います。沖縄で医薬品を考えるのかは別としても、健康分野等で海外企業との協力関係等は考えられると思う。国際性とは、海外の企業が立地すること、こちらの企業が海外の企業と提携して海外に出せる製品を生み出すこと等をやっていくことが大事だと思う。例えば、健康医療関係では、人間ドック等を行うツアーが今流行ってきている。日本の医療技術はかなり優れているので、人間ドックや健康診断を行うために1週間~1カ月程度滞在し、さらにリゾート的な要素も満喫して帰るというツアーも人気になっている。そういったことで国際性を押し出すこともできると思う。また、東日本大震災を受けて環境重視・防災重視も注目されている。地域や都市レベルでやっていければ大変重要な役割を持つと思う。今、国の事業として「環境モデル都市」というものがある。沖縄では宮古島市が環境モデル都市として指定されている。そこで、バイオエタノールやメガソーラーや風車等を使い、総合的にエネルギーを生み出す実証実験が行われている。さらに総合的に企業が参加して、都市レベルで展開できるような「環境未来都市」というものが今提案されている。環境モデル都市は環境省が提唱しているが、環境未来都市は経済産業省が提唱しているものになる。最近の流れとしては、環境モデル都市から環境未来都市へ転換しようと、宮古島市でも手を挙げようとしており、南城市ではすでに国に申請を出している状況にある。普天間でも環境未来都市を目指していくべきではないかと思っている。防災、環境共生の観点から、自動車や自転車のシェアリング、太陽光発電等がすっかり根付いた都市が環境未来都市となっていくのではないかと思います。

③質疑応答・意見交換内容

質問・意見	ソフィア・アンティポリスでは、2,300haのうち緑地が1,500haとなっており、半分以上を占めている。その中に公園は含まれているのか。
回答	芸術的なものも含めて公園は含まれている。2,300haというとても大きく感じるが、ここも丘陵地のような自然に恵まれた場所なので、全ての土地を開発しているのではなく、緑地を残しつつ一部を開発している。開発面積としては2,300haよりもずっと少ない。
質問・意見	台湾の新竹科学工業園區はちょうど、普天間飛行場と似たような面積だが、この中には公園もあるのか。
回答	公園はあるが、この場合は工業団地のようになっている。テクノパークはパークという言葉を使っているが、いわゆる公園法の公園の中に企業等が立地しているのではなく、工業団地のような所にIT関係の施設が建っているというイメージ。台湾の場合は、大学の研究機関が中心となってやっているため、大学の施設が多く建っており、緑地公園として大きく作っているようなものは少ない。研修所やジム等は多くあると聞いている。
質問・意見	減歩率の問題はあるが、ここに住みたいと思えるような魅力があれば面積は減ってしまっても土地の相場は上がってくるのではないか。
回答	これまでの跡地利用はほとんどが住宅とショッピングセンター（商業施設）のセットであった。沖縄県内の住宅需要はもう頭打ちになっており、人口推計を見ても今後大きな住宅需要は見込めない。那覇から近く、利便性等を考えると、それなりの動きはあると思うが、よほど大きな魅力がなければ住宅需要では供給過多で、一般的な住宅用地を普天間の跡地から生み出してもほとんど売れ残ってしまうと考えられる。商業の方も、現在では飽和状態にある。アウトレットモールやあしびなー、観光客を対象にしたショッピングセンター等でなければ、通常の商品を扱う商業施設ではもう成り立たないと考えられる。従来の住宅団地と商業施設がセットになった方法では共倒れになってしまう。そのため、現在中南部全体で、それぞれの市が機能分担をし、その土地の機能を活かしながら別の機能を高めようとしている。今ある機能以外のもの、他ではできないものを普天間ではやろうということで、公園が一つの大きな要素となる。通常の住宅では売れ残ってしまうが、非常に魅力的な公園がそばにあり、とても居心地が良く環境が良い場所となれば今の家を売ってでも普天間に住みたいと考える人はいると思う。
質問・意見	公共事業で魅力を引き出すという話があったが、具体的には国営公園の整備といったことになるのか。

回	答	国営ではなく県営でも良いのではないかという議論もあるが、県営でどれだけインパクトのあるものが作れるのかということが懸念される。国営公園である海洋博記念公園や首里城公園ではそれぞれ年間 600 万人の観光客のうち、350 万人、200 万人が訪れる場所となっている。国に頼って魅力を出そうということではなく、基地の跡地利用ということで戦後の色々な歴史を踏まえ、普天間という大きな事業を国の責務を含めてやるべきではないかと思う。海洋博記念公園はもともと国営公園ではなく、後に首里城公園と合わせて沖縄記念公園という一つの公園になった。そこに普天間も合わせて沖縄記念公園とすると良いのではないかと考えている。全く別の新しい国営公園を作ろうとしているのではない。
質問・意見		海洋博記念公園と首里城公園は観光客を惹きつける魅力があると思うが、普天間飛行場の跡地は決してそういった場所ではないと思う。そこに国営公園を作るとなると、中核となるような何かがないと魅力がないと思う。
回	答	海洋博記念公園や首里城公園では収益がそれなりに上がっているが、(仮) 普天間公園に対しては、まず収益性を求めるのかを検討しなければならない(首里城公園ではもともと収益性を考えていたわけではない)。ある程度の収益は、企業の研究施設等を公園内に立地できれば企業から借地料を取ることによって得られると考えている。
質問・意見		公園の魅力をどう生み出していくかという部分で、公園そのものから収益性は低いと思うが、その周辺に企業が立地して、その企業が潤うことで、公園の魅力に反映されないかと思う。
回	答	純粋に研究機関だけでは、研究施設の中だけで留まってしまうが、研究機関がもっと外に出てその効果が得られるようにすれば良いと思う。医療関係の施設は収益性が高いが、それ以外のものは研修や宿泊、会議、訪れた人達が食べたり飲んだりすることが収益に繋がる。純粋に研究所があるだけではなく、それに集まる人等が付加価値をよんでそこに収益が発生する。海洋博記念公園や首里城公園でも物品販売等が大きな収益を生んでいる。
質問・意見		企業や研究施設を誘致するに当たって、環境整備(インフラ整備等)をするだけで十分なのか。
回	答	国際文化公園都市ではなぜ企業立地が成り立っているのかというと、外的な要因としてはアクセスの良さがある。また、モノレールが通ったことも大きい。これができたことによって人口集積が進んだ。人口集積が進んで次に出てくるものとしては商業施設があるが、ここではそうではなかった。国際文化公園都市ではもともとその土地に根付いていた製薬企業や医療関係の企業が進出して

	いる。そういった企業の研究所のような少し大きめの施設が欲しい、新しい機能を拡張した施設を建てたいといったニーズと大阪に近く土地の値段が安いということがうまく重なって成功したと考えられる。土地の安さだけでは魅力にはなりえないと思う。より強い魅力があれば企業は進出してくると思う。国際文化公園都市は郊外なので土地の値段が安く、通常であれば都心へ出るにも不便で時間がかかるが、新たな交通手段が整備されたことによってその欠点が解決されたことが成功要因となっている。普天間の場合は都市型であり、アクセスはそれなりに良いが、鉄軌道が整備されることでもっと交通が強化される。
質問・意見	宜野湾市に何かあるかと聞かれても答えきれない部分がある。人を呼び寄せるものがあるかという現状ではないと思う。価値を見出すための（仮）普天間公園と考えた方が良いのか。
回答	もともと宜野湾市で検討してきた研究学園都市構想というものがある。宜野湾市には琉球大学や沖縄国際大学等、大学が結構揃っている。大学では国際的な会議や学会も重要だが、コンベンションセンターには小会議室等がないので、使いにくいという現状がある。そのため、大学関係の研究所や集会所、研修所のニーズはあると思う。大学の活用が普天間の一つの要素として挙げられる。今後、産官学で様々な共同研究等がますます増え、そこから新しい企業が生まれる。そういうものを支援する仕組みがあれば、テクノパークにも良い影響があると思う。大学は大学だけでなく、企業と一緒に、そこから新しい企業が出てくるということが一つの方向性となると思う。
質問・意見	大学院大学は成功していくのか。
回答	大学院大学は学生・教員の約半分は外国人ということで、まだ定員人数には達していないが、すでに開校している。予定通り開校はしているが、彼らのフィールドがないことが問題となっている。大学の中には実験室が少なく、生化学等では実験等に用いる資源が海洋生物や植物等であるため、近くに資源が豊富な研究施設等を求めている。もし海の近く等の実験施設等を作ることができれば一緒に共同研究することもできると思う。植物工場もどんどん進んでおり、（仮）普天間公園という環境の中で、植物工場として新しい農業の形を展開していくことで、バイオ技術との連携も図ることができると思う。新技術を合せたものは成り立つと思うが、それが県内企業から出てくれば一番良いと思う。海外の企業とは協力関係でやっていければ良いのではないかな。
質問・意見	自社でリゾート施設を持ちながら近くに研究所等を建てている企業も事例としてあるので、就業環境としてリゾート的な要素も必要だと思う。
質問・意見	研究施設は海洋資源等の資源が豊富な場所に立地することが良いような気はす

る。研究施設をもってくるために今のうちに広い土地を使って整備し、誘致に繋げていくという考え方なのか。

回 答 面積についてだが、普天間の跡地は約 500ha で大規模公園が少なくとも 100ha で、100ha は国営公園、それ以外は県や市の公園と絡めて整備を行う。公園の中には企業が立地する所があったり、組合せだと思う。企業が公園の中でうまく生きるようなものと、公園と絡めて近隣の用地がより生きるようなものがあると思う。しかし、純粋な公園もそれはそれで必要である。普天間では多くの企業が立地できるほど面積的な余裕はない。あまり多くの企業を誘致すると公園がなくなってしまう。本来は公園。公園の中に企業立地ができるような仕組みがあれば非常にユニークな公園ができ、産業振興や収益拡大に繋がると思う。そこにどういった企業を優先的に入れたら良いのかということを考えるべきである。企業同士が競いあって色々なアイデアができれば良いと思う。たくさんものを誘致しようとするのとは違う。希少価値をアピールした方が良い。場合によっては外国の企業にもプロポーザル等の方法で入ってもらっても良いと思う。

4) 第2回学識者等による若手の会・NB ミーティング合同勉強会

①実施概要

日 時：平成24年11月30日（金） 18：50～20：30

会 場：センタープラザ西館6階会議室

出席者：講師：池田 孝之氏（琉球大学名誉教授）

《普天間飛行場の跡地を考える若手の会》

大川 正彦（会長）、呉屋 力（副会長）、伊佐 力、呉屋 栄治、富川 盛光、
宮城 敏彦、宮城 武、宮城 克、我如古 隆

《ねたてのまちベースミーティング》

新里 均、前田 啓文、松川 寛重

《宜野湾市軍用地等地主会》

佐喜眞 祐輝、伊佐 貴子

《事務局（宜野湾市基地政策部基地跡地対策課）》

仲村 等、渡嘉敷 真

《事務局（昭和株式会社）》

安藤 彰二、崎山 嗣朗、嶋岡 強太、平井 菜美

内 容：3つのグループに分かれ、講師である池田孝之氏から「（仮）普天間公園に求めるもの」と題し、以下3つのテーマが与えられ、その中から各グループでテーマを一つ選び、視察先から得たもの、ヒントを盛り込みながら議論しまとめた。

テーマ①：市民、県民はどのような公園を望み、そこでどのような利用をした
いか

テーマ②：企業はどんな施設を立地させ、そのための環境整備条件として何を
求めるか

テーマ③：国、県、市は整備主体としてどのように分担し、それぞれが（ある
いは一体として）どんな公共・公益施設をどのように管理するか

配布資料：次第



写真：検討テーマを発表する池田氏



写真：グループ検討の様子

②検討内容及び総評・質疑応答

Aグループ（呉屋 力、我如古 隆、宮城 克、新里 均、佐喜眞 祐輝）

テーマ：市民、県民はどのような公園を望み、そこでどのような利用をしたいか

○発表内容

発	表	我々のグループでは、公園ということで大きく①「安全・安心」、②「憩いの場を求める」、③「イベントができる公園」、④「公園に求める規模」について取りまとめを行った。 ①「安全・安心」 まず、「安全・安心」というところでは、パトロール隊等の巡回がされているか、外灯が設置させているか、防犯灯（防犯カメラ）が設置されているかといったセキュリティ面が充実した公園が今後求められるのではないかと意見があった。 ②「憩いの場を求める」 「憩いの場を求める」というところでは、木陰があり散策して涼しい点や寝転がるというところで芝等、緑のじゅうたんがあるといった点は公園に欠かせないという意見が出ている。また、観光客も考慮に入れ、公園にいて文化・歴史を感じられるような工夫・仕掛けを行うことも必要だという意見が出ている。さらには地形（自然）を活かし、小動物（鳥等）や昆虫が見られる公園も面白いのではないかと意見が出されている。 ③「イベントができる公園」 「イベントができる公園」というところでは、子供たちのサッカーや野球といったスポーツやコンサート等がイベントとして考えられるが、そういった多くの人が集まってイベントができるスペースをまずは確保するという意見とその関連する設備をしっかりと整えることが必要ではないかという意見が出されている。 ④「公園に求める規模」 その中から「公園に求める規模」について議論しようというところで時間が来てしまったため、この点については途中までしか議論できていない。
---	---	---



写真：Aグループの発表の様子



写真：Aグループのワークシート

○総評・質疑応答

質	問	イベントについてだが、今日行ったフラワータウンでは、円形劇場で騒音の問題等が取り上げられていたが、その点については考慮されているのかお聞きしたい。
回	答	騒音の問題については話し合いの中でも出てきた。しかし、フラワータウンではその点が考慮されておらず、イベント広場のすぐ近くに住宅があったことが問題だと思う。公園の規模については、多くの人が参加できるような規模を想定している。
池田氏		（仮）普天間公園であれば、かなり規模が大きくなるので、コンサート等のイベントはとてもニーズがあると思う。今日見たフラワータウンは、高層のマンションを周りに建ててしまったのが問題。要は音が外に漏れないような仕掛けを作っていない。音を漏らさないという点で一番良いのは、周りに森林を作ること。緑があればそれがバッファになって、音が外に漏れない。高層のマンションとなると音がもろにぶつかってしまうが、音を遮断・緩和するような作り方と周辺における建物の建て方を工夫すれば、イベントもできる。
質	問	サッカーや野球、コンサート以外に、ハングラライダー等もっと大きなイベントは、今日の話の中ではでなかったか。本土の方では、そういったイベントが多い。
回	答	今日の話し合いの中ではそこまで出ていない。水、風、太陽等をテーマにしたイベントをイメージしている。

Bグループ（大川 正彦、呉屋 栄治、宮城 武、松川 寛重、渡嘉敷 真）

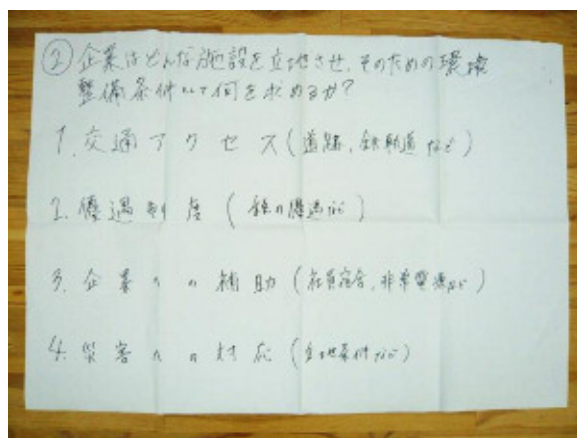
テーマ：企業はどんな施設を立地させ、そのための環境整備条件として何を求めるか

○発表内容

発	表	我々のグループでは、企業立地と環境整備条件ということで、①「交通アクセス（道路、鉄軌道等）」、②「優遇制度（税の優遇等）」、③「企業の補助（社員宿舎、非常電源等）」、④「災害への対応（立地条件等）」を柱として話をを行った。 ①「交通アクセス（道路、鉄軌道等）」 企業立地に向けては、彩都（国際文化公園都市）や播磨科学公園都市を視察した中で、道路や鉄軌道（モノレール）等やはり交通アクセスを高めることは重要だと感じた。 ②「優遇制度（税の優遇等）」 二点目に「優遇制度（税の優遇）」ということで、不動産所得税の半額や固定資産税の免除といった優遇が必要だと考えている。 ③「企業の補助（社員宿舎、非常電源等）」 三点目は、「企業の補助（社員宿舎、非常電源等）」ということで、播磨科学公園都市にあったような社員宿舎のように、企業で働く人たちが住みやすい環境を整えることが必要だと考えている。 ④「災害への対応（立地条件等）」 最後に「災害への対応（立地条件等）」ということで、やはり災害によって影響が出ることを恐れるため、地震・津波といった災害に耐えられるように、海拔が高く、かつ地盤も固いところに立地できるようなゾーニングを考えるべきだと感じている。
---	---	--



写真：Bグループの発表の様子



写真：Bグループのワークシート

○総評及び質疑応答

質	問	交通アクセスについてだが、沖縄では、現在貨物ハブとしての機能が大きく活躍している。さらに沖縄県から本土の各都市へ飛ぶ便が多くあり、ある意
---	---	---

		味で、人と貨物のミニハブ化になっている。それを利用して普天間で何ができるかという話は出なかったか。
回	答	その点については出ていないが、企業側の立場で考えたときに、やはり普天間へのアクセス（道路、鉄軌道等）が整っていないと誘致は難しいのではないかという意見が多かった。
池 田 氏		確かにアクセスは重要だが、どこと繋ぐものなのかを考える必要もある。彩都では、大都市である大阪の中心から 30 分で行けるモノレールが整備されており、それが人口増に繋がっている。企業の目から見たらどこと繋ぐかという点で、ただの交通アクセスではなく、港湾や空港といった拠点と結ばれていないと企業にとっては魅力が薄いと思う。
質 問		地域資源の活用という意味で、洞穴を利用した観光等の意見は出なかったか。
回 答		観光面の話も出てはいたが、具体的な話し合いはされていない。
意 見		今日の播磨科学公園都市では、IT の発展により、当初の目論見が崩れたというお話があったが、本社が東京にあっても普天間に施設を作りたいと思わせるような魅力的な条件を考えることが重要かと思う。
池 田 氏		テーマにあるように「企業がどんな施設を立地するか」という点で、IT、観光、流通それぞれの視点で何を求めるかを考えることも必要。また、「(仮)普天間公園に求めるもの」という大テーマがある。普天間全体ではなく、公園ということで、公園に馴染む企業でなければならない。流通産業は公園には馴染まないと思う。公園に馴染む企業を挙げるとすれば、IT、観光、研究関係等だと思う。そういった企業が進出するとすれば、こういった条件を整備する必要があるかということ。
意 見		環境配慮をアピールしているような企業を誘致するのも良いのではないか。例えば電気自動車等の車関係の会社。
回 答		捕捉になるが、公園に馴染む企業として、研究施設ではバイオや薬草等の農業関係が馴染むのではないかという意見が出ていた。お話の合った IT 施設も意見として出ている。また、公園の緑地を活かすという点において、保養施設というのも意見として挙がっている。

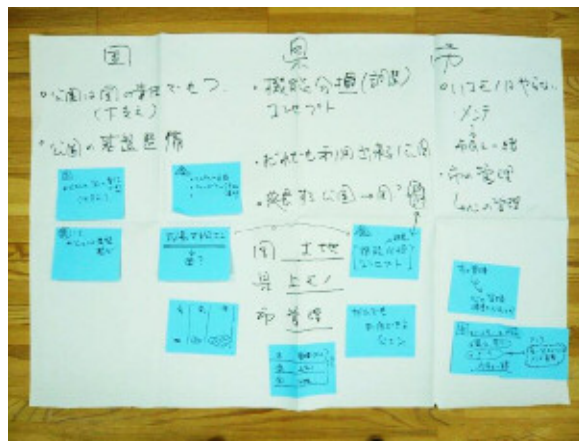
Cグループ（伊佐 力、富川 盛光、宮城 敏彦、前田 啓文、伊佐 貴子、仲村 等）
 テーマ：国、県、市は整備主体としてどのように分担し、それぞれが（あるいは一体として）
 どんな公共・公益施設をどのように管理するか

○発表内容

発	表	我々のグループでは、行政としての管理面に関するテーマということで、一番難しいテーマだったと感じている。このテーマに対して、国、県、市でどのように役割分担を行い、管理するかについて話し合いを行った。 ①国（土地） まず国だが、公園の責任に関しては国で持ち、基盤整備を行うという意見がまとまっている。 ②県（上物整備） 県の立場としては、機能分担（調整）を行うということを考えている。また、上物の整備についても、国でも市でもなく、県にやってもらえないかと考えている。また、仮に公園を国が管理したとして、万博公園のように有料公園となってしまうのは利用される方が限られてしまうため、誰でも利用できるように柔軟性を持った公園でないといけないという意見がまとまっている。 ③市（維持管理） 市の役割としては、予算も限られているため、ハコモノの整備はせずに維持管理（メンテナンス）を行うという意見がまとまっている。また、維持管理については、利用する市民と一緒に行って良いのではないかと意見も出されている（公園に対して愛着が湧き、落書き等も減る）。
---	---	---



写真：Cグループの発表の様子

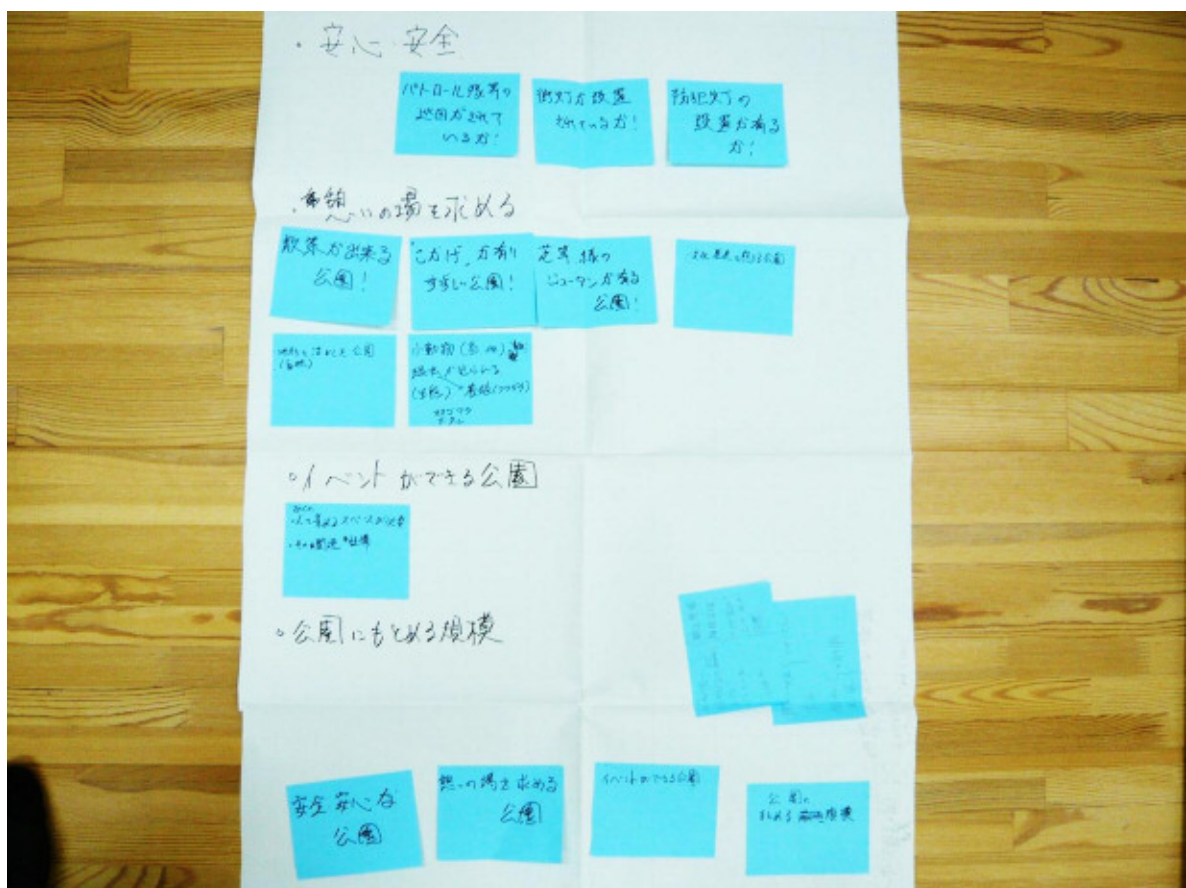


写真：Cグループのワークシート

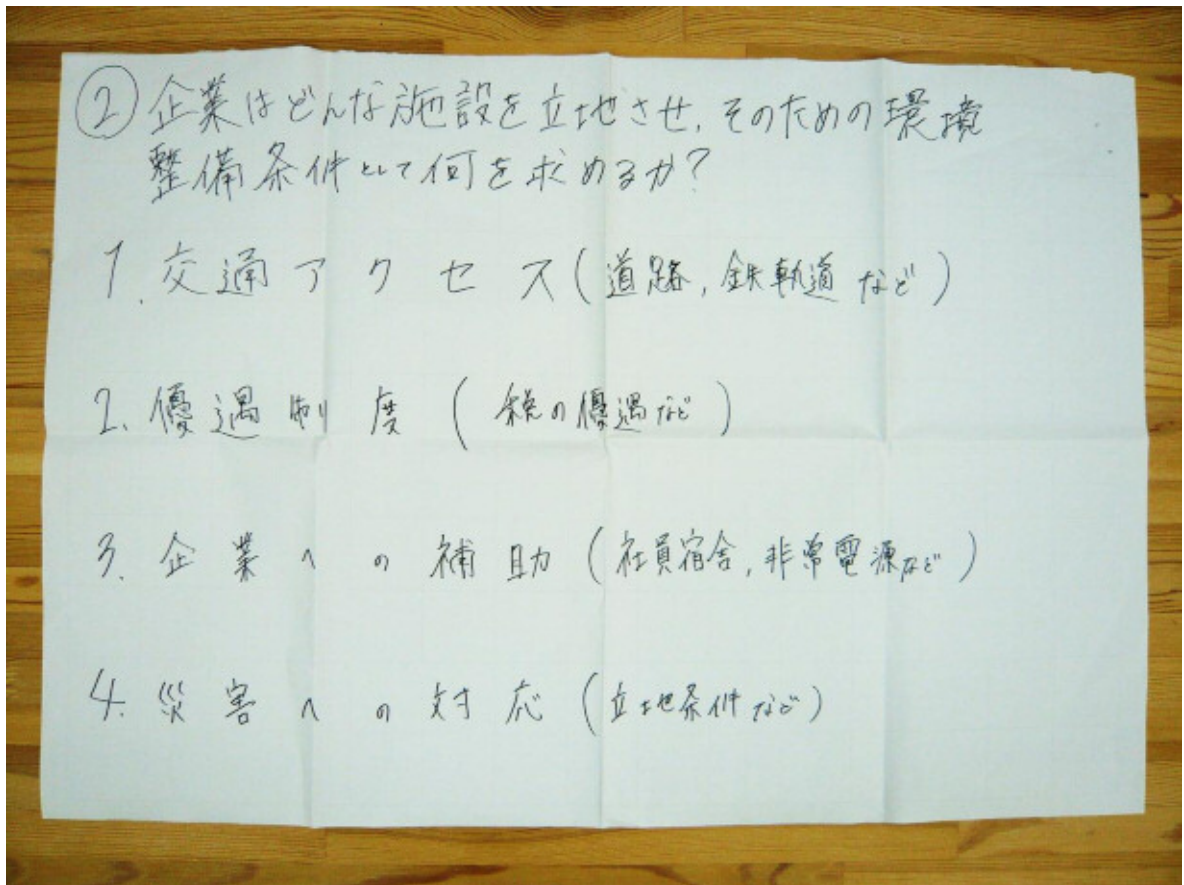
○総評及び質疑応答

池 田 氏	お金の面になるが、上物の整備はできたとして、広大な公園になることが想定されるが、その後の管理・運営費はどう捻出するのか。国営であれば、毎年国が出してくれると思うが。
-------	---

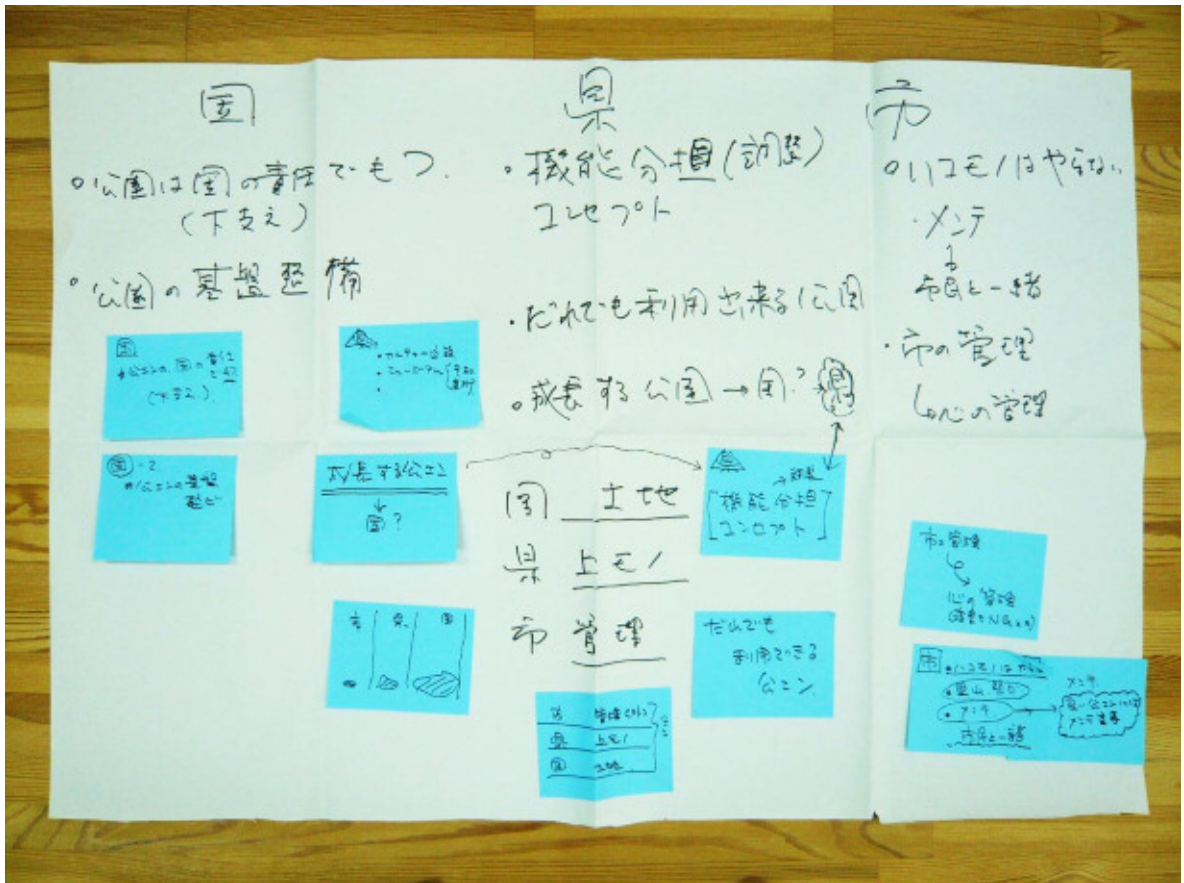
回	答	イニシャルコストは国に下支えしてもらおう形で考えている。市は、市民に一番近い立場でもあるため、市民と一緒にできることに限定して、あまりお金をかけないことをやる。その中で県は板挟みになっているが、県は他とのネットワークづくりを行い、上物の整備については何とか県にやってもらえないかと考えている。
池田氏	氏	国は土地、県は上物、市は維持管理の考え方は面白い。
質	問	維持管理費を捻出するための方法としては、何か考えられているか。
池田氏	氏	例えば今日見た播磨科学公園都市は、バブルの影響もあるが、ほとんど県の施設となっている。先程の企業との関連で、研究・研修施設を公園の中に作ることは簡単にはできない。おそらく特区のような制度を作る必要があると思う。
質	問	維持管理費をどう捻出するかというお話が出ているが、例えば管理財団を作って、上物となる施設を県が作る。その運営までを任して維持管理費を捻出する方法はどうかと考えている（第3セクター）。



写真：Aグループのワークシート



写真：Bグループのワークシート



写真：Cグループのワークシート

（４）「若手の会・NB ミーティングの意見交換会」の開催

１）取り組み目標

地権者の視点からのまちづくり検討組織である「若手の会」と市民の視点からのまちづくり検討組織である「NB ミーティング」の情報共有と立場の異なる中での意見をそれぞれの検討・議論に活かすことを目的に意見交換会を開催。

２）実施概要

○日 時：平成 25 年 1 月 28 日（月）19：00～21：00

○参加者：若手の会、NB ミーティング、宜野湾市軍用地等地主会事務局、琉球大学
工学部環境建設工学科 3 グループ

○内 容：①琉球大学生による跡地利用提案について
②学生を交えた意見交換会



写真：意見交換会の様子①



写真：意見交換会の様子②



写真：学生による提案発表の様子



写真：若手の会会長より閉会のあいさつ

3) 意見交換内容

参 加 者	展望台について、今東京スカイツリー等高い建物が話題になっているが、どの位の高さの展望台が良いと考えているのかお聞きしたい。
学 生	嘉数高台位の高さが良いのではないかと考えている。
参 加 者	樹木や緑地について、普天間基地には大きな木がない（雑草程度）。緑地、木々を育てる事、プラス保全という事で考えると向いていないのではないか。
参 加 者	公園の企画については、学生自身がこうしたいと思って考えたのか。何かニーズがあつての提案なのかお聞きしたい。
学 生	学生目線で考えている。電車が通る生活という事で、対象としたのは学生であるが、お年寄りの方が車を運転する事が大変だと思った。花は、沖縄の花を考えている。現代の子供達が分からない花でもお年寄りなら知っている事が多く、孫を連れて「沖縄には、この様な花があるんだよ」と教えたりすることが出来るため、幅広い年代層を対象としている。特に公園に関しては、色々なところを歩いて廻れる商業施設として提案している。公園施設に商業施設という形であつたら良いなと思った。
参 加 者	基地の跡地利用について、基地内の格納庫を残すことやサイクリングロードを整備するといったことを前に提案したことがあるが、以前に基地があつた今のハンビーや新都心でも何一つ残っていない為、普天間に色々な意味で歴史館として残すのは素晴らしい提案だと思った。
参 加 者	季節を感じられる花について、考えとしては花が咲いて美しいのも良いが、プラスアルファとして、実を食べられるものも良いのではないか。
参 加 者	沖縄で学会を開くことは、可能性として十分にあると思う。
学 生	赤いポイントが打たれているところが、重粒子線といって、癌の先端治療方法になるが、患者さんの負担が少なく、短期間で治療が出来る方法とされ、世界中で注目され研究されている。日本でも実際あるのが3箇所が計画で2箇所となっている。沖縄県の今の提案で、万国医療診療という提案があり、外国人の検診等を受け入れようという案が出ている。外国人を受け入れる場合に、何が有利かと考えたのが先端医療ということで、今回は重視線に重点をおいて考えさせて頂いた。癌だけではなく、リハビリステーション等で、リゾート気分を味わいながら医療観光ができる。
参 加 者	今の医療観光でいくと、検診を市で行っていて、その場合には郊外部ではなく、都市部にないと困るということで豊見城等が検討をしている。要は、検査して結

		果が出るまで数時間、半日、直ぐ遊べる、あるいは買い物に行けるという様な意味合いで検診型の医療観光があれば、私たちが求める場所として那覇等、近くにできれば、短い時間を検診と観光をうまく使えないかと思う。もう一つ言わせてもらえば、リハビリ型のものであれば、それは自然の中でということで棲み分けがありそう。
参 加 者		伊佐浜の下水処理場をガスタービンで活用してエネルギーを瑞慶覧側にという提案があったが、瑞慶覧はまだ返還区域がはっきりしていない。それを例えば、普天間に持ってきて利用することができないかお聞きしたい。利用する実現性がどのくらい高いのか。
学 生		場所的には可能で、実現できると考えている。
参 加 者		伊佐浜の下水処理場の燃焼ガスは一つのモデルケースとして提案できると思うが、規模も小さいし、モデルケースとして公共施設、そのくらいの電力しか使えないのではないかとイメージはある。ガスの使い方もどういう風に考え、一つの電力、一つのエネルギー資源として提案できるのか。色々なところにあるが、単純に予算があるから作ったイメージがある。
参 加 者		大型高圧線で引っ張っているのは、小学校で地区位のレベルでエネルギー供給も考えようという話だったのではないかと思う。
学 生		廃棄物処理や污水处理も含めて、環境を小さくしていくことで環境負荷も和ぎ、雇用とお金を循環して小さくできないかという提案である。
参 加 者		北谷浄水所は塩水を真水に変えているが、その辺の話もあったのかお聞きしたい。
学 生		その点については、話として出なかった。

(5)「先進地視察会」の実施

1) 取り組み目標

若手の会、NB ミーティングにおけるまちづくり先進情報の収集・蓄積とそのことにより議論の深化を図ることを目的として、「先進地視察会」を実施。また、両組織の交流により、地域連携の仕組みづくりに資することも目的とする。

今回は、「民間企業誘致を促進させるための研究・公共機関整備」と「水系を尊重した公園・緑地整備」をテーマとした視察会を実施。

2) 実施概要

○視察日：平成 24 年 11 月 29 日（木）、30 日（金）、12 月 1 日（土）

○視察先：下記参照

①視察先及び視察ポイント・概要

a. 国際文化公園都市（彩都）（大阪府）

ポイント：公共と民間の協力による開発、研究開発、国際文化・学術交流機能の導入、バス路線からモノレールへの移行

概要：公共と民間が協力して進める新都市建設プロジェクト。豊かな自然環境の中で、人と自然が調和した都市形成を基本に、ライフサイエンス分野の研究拠点開発をはじめとした国際的な文化・学術交流機能を導入し、次世代にふさわしい複合機能都市を形成。また、公共交通はバスだけであったが、現在はモノレールへ移行し、アクセスが改善され街の回遊性が高まっている。

b. 神戸三田国際公園都市（フラワータウン）（兵庫県）

ポイント：水系を尊重したネットワーク型公園緑地の配置→普天間では洞窟、地下水脈

概要：神戸三田国際公園都市は、豊かな自然に恵まれながら、神戸・大阪の二大都市にも近く、それぞれに特性と機能を発揮し、独立性を保ちながらも有機的に結びついた 9 つの開発区域から構成されている。兵庫県企業庁が開発を行っている「フラワータウン」では、地区内の主要水系（河川、池）を中心に、公園・緑地が連続するネットワーク型の「緑地軸」を形成し、まちにうるおいとやすらぎを与えている。

c. 播磨科学公園都市（兵庫県）

ポイント：民間企業誘致を促進させるための研究・公共機関の整備

概要：兵庫県南西部（播磨地方）の丘陵地帯を切り開いて造成した学術公園都市で、豊かな自然環境の中、21 世紀の科学技術の発展を支える学術研究機関とナノテク分野をはじめとする「ものづくり」産業が集積するとともに、快適な居住環境や余暇機能等を総合的に備えた「人と自然と科学が調和する高次元機能都市」を目指している。

②視察スケジュール

表：視察スケジュール

日 時		内 容	備 考
1 日目 (11/29) 木曜日	7:00	那覇空港集合	集合場所：3 階 ANA カウンター前 ANA1732 便
	8:10	那覇空港出発	
	9:55	関西国際空港到着 ↓ ※移動	※貸し切りバス移動
		昼食 ↓ ※移動	
	13:00	①国際文化公園都市（彩都） ↓ ※移動	視察
	16:00	宿泊先ホテル到着	ホテル内会議室
	16:30	第 1 回若手の会・NB ミーティング 合同勉強会	
	19:00	夕食	
2 日目 (11/30) 金曜日	8:30	宿泊先ホテル出発 ↓ ※移動	※貸し切りバス移動 視察
	10:00	②神戸三田国際公園都市（フラワータウン） ↓ ※移動	
	12:00	昼食 ↓ ※移動	視察
	13:30	③播磨科学公園都市 ↓ ※移動	
	18:00	宿泊先ホテル到着	
	18:30	第 2 回若手の会・NB ミーティング 合同勉強会	センタープラザ西館 6 階会議室
	20:30	夕食	
3 日目 (12/1) 土曜日		宿泊先ホテル出発 ↓ 自由行動 ↓	※三宮駅からポートライナーで 神戸空港
	12:30	神戸空港到着	
	13:35	神戸空港出発	ANA433 便
	15:50	那覇空港到着 解散	

③参加者名簿

No	所 属	氏 名
1	普天間飛行場の跡地を 考える若手の会	大川 正彦
2		呉屋 力
3		伊佐 力
4		呉屋 栄治
5		富川 盛光
6		大門 達也
7		宮城 克
8		宮城 敏彦
9		宮城 武
10		我如古 隆
11		比嘉 立広
12	ねたてのまち ベースミーティング	新里 均
13		前田 啓文
14		松川 寛重
15		安仁屋 眞昭
16	宜野湾市軍用地等地主会	佐喜眞 祐輝
17		伊佐 貴子
18	琉球大学名誉教授	池田 孝之
19	宜野湾市役所基地政策部	仲村 等
20		渡嘉敷 真
21	昭和株式会社	安藤 彰二
22		板倉 慎
23		立山 善宏
24		崎山 嗣朗
25		嶋岡 強太
26		平井 茉美

3）視察内容

①視察まとめ（概要）

	国際文化公園都市（彩都）	神戸三田国際公園都市（フラワータウン）	播磨科学公園都市
所在地	大阪府（茨木市と箕面市の北部山間部）	兵庫県三田市	兵庫県（上郡町、佐用町、たつの市にまたがる）
面 積	743ha （西部地区：313ha、中部地区：63ha、東部地：367ha）	337ha （神戸三田国際公園都市全体の開発面積：2,097ha）	960ha （全体計画では2,010haで3つの工区に分け、そのうちの第1工区分）
視察ポイント	・公共と民間の協力による開発 ・研究開発、国際文化・学術交流機能の導入 ・バス路線からモノレールへの移行	・水系を尊重したネットワーク型公園緑地の配置 →普天間では洞窟、地下水脈	・民間企業誘致を促進させるための研究・公共機関の整備
概 要	公共と民間が協力して進める新都市建設プロジェクト。豊かな自然環境の中で、人と自然が調和した都市形成を基本に、ライフサイエンス分野の研究拠点開発をはじめとした、国際的な文化・学術交流機能を導入し、次世代にふさわしい複合機能都市を形成。また、公共交通はバスだけであったが、現在はモノレールへ移行し、アクセスが改善され街の回遊性が高まっている。	神戸三田国際公園都市は、豊かな自然に恵まれながら、神戸・大阪の二大都市にも近く、それぞれに特性と機能を発揮し、独立性を保ちながらも有機的に結びついた開発区域から構成されている。兵庫県企業庁が開発を行っている「フラワータウン」では、地区内の主要水系（河川、池）を中心に、公園・緑地が連続するネットワーク型の「緑地軸」を形成し、まちにうるおいとやすらぎを与えている。	兵庫県南西部（播磨地方）の丘陵地帯を切り開いて造成した学術公園都市で、豊かな自然環境の中、21世紀の科学技術の発展を支える学術研究機関とナノテク分野をはじめとする「ものづくり」産業が集積するとともに、快適な居住環境や余暇機能等を総合的に備えた「人と自然と科学が調和する高次元機能都市」を目指している。
特 徴	○開発状況 - 西部、中部、東部の3つの地区からなる743haの都市で西部→中部→東部の順で開発を進めている。東部地区についてはほとんど絵だけの状態。 - 平成16年の西部地区のまちびらきから8年間で人口が約10倍の都市に成長している（900人→9,760人）。 ○交通アクセス - 大阪中心部から20km圏内で、鉄道、モノレールで約35分。 - モノレールの延伸を想定してまちづくりを行っており、モノレールの駅ができる前は団塊の世代が中心であったが、駅が開業すると若い世代が急増し、今では団塊Jr.世代が中心の若い世代が多いまちとなっている。 ○製薬会社関連企業の強い土地柄を背景に企業立地が進む「彩都ライフサイエンスパーク」 18/20区画は契約済みとなっている。 - 薬屋発祥の地であり、もともと製薬関連企業の強い土地柄であったことから、アクセス性の良さやバイオや製薬関連企業に対する支援体制の充実によって進出コストがあまりかからないことが企業のニーズと合致し、企業進出が順調に進んでいる。地盤がしっかりしているため、データセンター等も立地している。 - 年に1回施設開放を行い、住民とのつながりを作る場を提供している。 ○電気自動車、電動自転車のシェアリング実施 - まちびらき当初よりカーシェアリングを行っている。丘陵地にまちができていますので、電動自転車のシェアも行っている（学生：2,000円/月、一般：3,000円/月程度）。 - 電動自転車について、朝夕は学生、昼間は主婦等が利用する等、時間によって利用者が異なるため、効率よく活用されている。 - 自転車置き場の屋根には太陽光パネルを設置しており、電気自転車の充電に活用されている。	○開発状況 - 三田市内に10近くのクラスターを形成し、整備を進めている。 - フラワータウンのまちびらきは昭和57年で、今から30年近く経過しており、業務用地は少し残っているが、住宅の分譲については全て終わっている状況。 ○交通アクセス - 神戸三田国際公園都市内を走る神戸電鉄公園都市線横山ーフラワータウン間が平成3年に開通し、平成8年にウッディタウン中央まで延伸、さらに平成9年にJR福知山線が篠山口まで複線電化され、JR東西線の開通とともに大阪、神戸の2大都市への接近性が高まっている。 - また、兵庫県には東西方向に大きな高速道路が2本（中国自動車道、山陽自動車道）通っており、この神戸三田国際公園都市はこの2本の高速道路のすぐ北側に位置しているため、高いアクセス性が確保されている。 ○目的地に歩いて行けるように、歩行者専用道路（緑道）を整備 - フラワータウン内には歩行者専用道路（緑道）を縦横無尽に設けており、目的地に歩いて行ける工夫をしている。 ○谷の地形がそのまま残された「深田公園」 - 深田公園は、「人と自然がたくみに調和した環境づくり」のモデルとして、谷の地形がそのまま残された自然配慮型の公園となっている。 ○まちなかにある里山公園として計画を進めている「南公園」 - 市街地に残された貴重な森林であることからまちなかにある里山として、保全・育成及び環境学習等の利活用を図る場として、市民とともに整備を進めることとしている。 - 住宅地に面した里山として市民と一緒に管理する予定。	○開発状況 1982年に西播磨テクノポリス基本構想を策定し、1986年に開発着手。計画面積は2,010haであったが、整備されているのは第1工区の960haのみであり、第2・第3工区は凍結中。 ○交通アクセス - 新幹線・山陽本線相生駅から車で約20分で、姫路から車で約35分（山陽自動車道（播磨J.C.T→播磨自動車道、播磨新宮ICで都市に直結））、大阪国際空港（伊丹）からは車で90分、岡山空港からは70分となっている。 - まちなかに商業・医療施設もあるが、あまり大きくないため、近隣市街地へ出ないといけない面では利便性に欠ける部分もある。 ○世界最高性能の放射光を利用できるSpring-8の導入 - 世界最高性能の放射光を利用することができる大型放射光施設（Spring-8）の導入をはじめ、北側を研究開発産業用地として、研究開発施設を立地。 - 中央には、賃貸住宅や重合住宅、小学校、中学校、商業施設、南側には一般産業用地の他に県立大学、附属中学校を立地。 ○思うように進まなかった企業立地 90年代に相次いだ工場の海外移転に伴い、企業誘致は思うように進まず、これまでに民間企業の進出は11社、分譲済みの用地面積は計画面積の57%にとどまっている。 - 最先端の計測機器を導入し、それを使用する研究機関や企業の進出が期待されていたが、IT産業の発達により、計測器を使用するために企業が進出しなくても計測データを送ることで最新の計測機器を活用できるようになったため、企業誘致がなかなか進んでいない。 ○アーバンデザイン計画の導入 “時間とともに成長する森の中の都市”を目指し、有名な建築家、造園家を指導者に「アーバンデザイン計画」を導入し、景観を保つのと同時にデザイン性の高い一連の建築物群が多数みられる。

②国際文化公園都市（彩都）

○視察方法

国際文化公園都市については、彩都（国際文化公園都市）建設推進協議会（大阪府住宅まちづくり部居住企画課総括主査）の担当者の方に現地対応して頂き、視察会を実施した。

まずは、「Cube3110 彩都インフォ＊ミュージアム」にて、彩都（国際文化公園都市）の概要について、パネルや街の模型を使用した説明と質疑応答を 1 時間程度行った後、彩都ライフサイエンスパークを始めとした現場を見学した。現場見学の際も担当者の方から説明をして頂き、また、個別で気になった部分についての質問にも回答して頂いた。



○説明

担 当 者 ○彩都は、公共と民間とが協力して推進する新都市建設プロジェクトで西部、中部、東部の 3 つの地区からなる 743ha の都市（西部→中部→東部の順で開発を進めている）

本日の視察について、こちらの「Cube3110 彩都インフォ＊ミュージアム」にて、彩都（国際文化公園都市）の概要についてご説明をさせて頂いた後に、彩都の中をバスで回りたいと考えている。彩都は、公共と民間とが協力して推進する新都市建設プロジェクトで、人と自然の調和を都市形成の基本に、ライフサイエンス分野の研究開発拠点をはじめ、国際的な学術研究・文化交流拠点と、国際化・高齢化・高度情報化等時代のニーズに対応した都市・住環境を整備するという目的で進めている。彩都は、西部地区（313ha）、中部地区（63ha）、東部地区（367ha）の 3 つの地区からなる計画面積 743ha の都市であり、西部、中部、東部の順で開発を進めている。

○西部地区のまちびらきから 8 年間で人口が約 10 倍の都市に成長

彩都のまちづくりに向けては、大阪府、茨木市、箕面市、UR 都市再生機構や民間開発事業者をはじめ、経済団体、大学、研究機関等の参画を得て「彩都（国際文化公園都市）建設推進協議会」を設立し、産、学、官が一致協力した取り組みを進めてきた。彩都については、特定区画整理事業という形で、区画整理の手法を使って整備を進めている。区画整理については、住宅地以外に農地等もあるため、特定という言い方をしている。西部地区は、平成 16 年 4 月にまちびらきを行い、大阪モノレールが彩都西駅まで開業した平成 19 年 3 月にグランドオープンしている。学校や公園の整備も進み、まちびらき当初の居住人口は、約 900 人だったが、平成 24 年 10 月現在の人口は、9,760 人で、まちびらきからの 8 年間で約 10 倍の都市に成長している。模型を見て頂きたいが、左側のオレンジ色の枠で囲ってある部分が西部地区ということで、右半分の茨

木市域はほぼ現状の模型となっているが、左半分の箕面市域は今後こうなるであろうという予想図になっている。西部地区の計画人口は 2 万人で、現在は 9,760 人ということで、ほぼ半分の人間が張り付いている状況になる。ゴルフ場を越えたところが中部地区となっている。ここでは 3 枚の大きな宅盤を造成する予定となっており、1 枚目、2 枚目の宅盤は既に分譲済みとなっている。

○大阪中心部から 20km 圏内で、鉄道、モノレールで約 35 分の好立地

彩都には大阪モノレール彩都線が通っており、大阪中心部から 20km 圏内で、鉄道、モノレールで約 35 分の好立地を誇っている。モノレールができる前は団塊世代が主だったが、モノレールができてからは若い世代が急増し、現在では団塊 Jr.世代が主となっている。人口増が急激であるため、箕面市では敢えてマンション造成を止めている。

○彩都ライフサイエンスパークの背景には、薬分野の発祥の地 道修町がある

中部地区に一番近いところにある茶色い建物のあたりが、彩都ライフサイエンスパークということで、彩都の特徴的な一つバイオリフサイエンス系の拠点となっている。なぜバイオリフサイエンスかというと、大阪には道修町というまちがある。そこにはシオノ製薬さんや武田製薬さんといった薬分野の発祥の地となっている。もともと天下の台所といわれた時代から薬のまちとして道修町という土地があり、日本の製薬企業はほとんどが大阪発祥となっている。製薬企業の基盤があることと、大阪大学の医学部、薬学部等も研究基盤もある。また、大阪大学の近辺に国立循環器病研究センターという心臓移植等においてトップの病院もある。そのような基盤に加えて、彩都ライフサイエンスパークには、医薬基盤研究所という独立行政法人が、まちびらきされた平成 16 年当時から開設されている。これも医薬関係の基礎研究を行う日本で唯一の独立行政法人である。そういった道修町を中心とした薬学の蓄積と大阪大学、国立循環器病研究センターの研究の蓄積を活かして、ここでさらにライフサイエンス系の研究を花開かしたいという目的でライフサイエンスパークを作っている。とはいっても私どもが全て土地を持っているわけではなく、地主である阪急さんや UR 都市再生機構さんの協力を得て、施設の誘致を進めている。

○東部地区に関しては、ほとんど絵だけの状態

東部地区に関しては、ほとんど絵だけの状態となっている。もともとは全体で 3 万人の都市とする絵であったが、現状では 3 万人になることはないと思う。しかし、既存住宅もあれば、さらなる住宅開発も進んでいる。模型上側に見えている道路が現在建設中の新名神高速道路になる。

現地視察

○彩都ライフサイエンスパーク

- ・ 18/20 区画は契約済みとなっている。
- ・ 年に 1 回施設開放を行い、住民とのつながりを作る場を提供している。

- ・薬屋発祥の地であり、もともと製薬関連企業の強い土地柄であったことから、アクセス性の良さやバイオや製薬関連企業に対する支援体制の充実によって進出コストがあまりかからないことが、企業のニーズと合致し、企業進出が順調に進んでいる。
- ・施設立地に対する充実した支援制度が設けられているため、進出コストが軽減されている。
- ・堅固な地盤の上に立地しているため、津波・高潮・塩害等の災害にも強く、都市災害にも強いライフラインが整備されているため、災害による被害を受けやすい施設も立地することが可能となっている。
- ・事業用地の近くに住宅も多くできているため、従業員の住宅も確保が可能となっている。
- ・進出企業や周辺の教育・研究機関を中心に人的交流の促進と利便性の向上を目的に設立された会員制組織があり、施設や機器の利用、情報交換等ができるようになっている。

○公園

- ・樹種の安定している森は一部残している。現況林は残す意向で開発を行っている。
- ・公園はURが整備している。URが地元の子ども達を巻き込んで公園の設計等を行っている。行政は公園ができてから公園を引き取るため、設計等には関わっていない。

○分譲マンション

- ・防災トイレやかまどベンチ等、災害時にも使用できる設備を整えている。
- ・電気自動車のカーシェアリングを行っている。

○電動自転車

- ・朝夕は学生、昼間は主婦等が利用する等、時間によって利用者が異なるため、効率よく活用されている。
- ・自転車置き場の屋根には太陽光パネルを設置しており、電動自転車の充電に活用されている。

○質疑応答

質	問	彩都の土地は、民間の企業がほとんど持っているのか。
回	答	もともと山を持っておられた個人地権者さんもいるが、大半は大規模地権者で、阪急さんやUR都市再生機構さん等が土地を持っておられる。
質	問	公共が土地を持っていないのに、公共投資をして行っているということか。
回	答	特定土地区画整理事業で、区画整理をされたときに、大阪府なり茨木市は基本

		的にここへ繋ぐアクセスの部分で、エリア内は UR 都市再生機構さんが採算の中でやっておられる状況である。当然それだけの人口が張り付くため、そこへ向けての道路整備について、大阪府なり茨木市が分担する棲み分けをしている。それ以上にまちをつくるにあたってのコンセプトの部分があり、公共と民間が一緒になって行うということで「彩都（国際文化公園都市）建設推進協議会」を設立し、その中で利害調整もしつつ開発を進めている。
質	問	研究施設等を誘致しているが、それは土地を売って進めているのか。
回	答	医薬基盤研究所さんが一番最初だったが、誘致にあたっては、大阪府の方で何とか土地を用意するということで来てもらった。実際そのように約束がついた時点で、都道府県は国に対して土地を寄付できない決まりがあった。土地を用意するといって来てもらったのに、来てもらってから土地を買って下さいということで、かなり怒られた。現在、医薬基盤研究所さんの土地は大阪府が一旦購入をして、それを賃貸している。地代に近い部分まで頂いているかもしれない。
質	問	以前の個人所有の場合の農地面積はどの程度かお聞きしたい。
回	答	ほとんどが山林であるため、ほとんどない。一部農地があった部分は、集団農地としている。下の方の戸建住宅の中には、地権者の住宅が結構ある。それ以外にアパート経営をしたいという方々に関しては、共同住宅用地を若干確保している。そちらで共同住宅を建てられている地権者の方々もいる。結果的に私どもの住宅供給公社や住宅都市整備公団さんもそうだが、公営住宅が作れない時代になったため、このニュータウンには公営住宅は一軒もない。旧来の地権者さんがお持ちのところが一部賃貸されているが、大体 8〜9 割が分譲のマンション、戸建となっている。結果的に非常に所得層が高いまちになっている。まちびらきの際は、彩都西小学校だけで、その後に中学校を作っている。大分遅れて、小中一貫校を作った。学力テストは公表できないが、非常に学力の高い教育熱心なまちとなっている。そういった子供たちにとって環境が優れているということで越してこられた方も多い。茨木市域に比べると、箕面市域の方が若く、世帯構成としてはご夫婦プラス子供が一人いるかいらないかとなっている。世帯人口は茨木市で 3.03 人/世帯、箕面市で 2.56 人/世帯となっており、箕面市の方が若い世代が居住している。
質	問	所得が高い人が集まるということは、それだけ分譲しているところも金額が高くなっているのか。
回	答	分譲の価格自体は都市部に比べたら安い。箕面市域が若いというのも、一番最初に結婚されて家を買えるぐらいの金額となっている。彩都の住宅のほとんど

は賃貸ではなく分譲であることから、分譲の家を購入できる位の所得がある人達ということになる。治安も良く、阪急さんが関われたまちやマンションに関しては、自主的に警備されている。マンション単体ではなく、いくつもマンションを持っておられるので、巡回警備をまち全体で行うタウンセキュリティという自主的警備をされている。このような実験的なまちで色々なことができる。低炭素タウンの取り組みとして、二酸化炭素の排出量をなるべく少なくするというので、まちびらきの時点からカーシェアリングを行っている。マンションに住まわれている方について、大半は車一台お持ちになっているが、ご主人が仕事で利用すると、奥さんが昼間車を使えない状態になる。奥さん方も子供の送り迎えや買い物等で車の需要もあるだろうということで、カーシェアリングをまちびらき当初から8年半行ってきている。最近は車を電気自動車に置き換えて電気自動車によるカーシェアリングを行っている。彩都は地形上、高低差があり、下の方に買い物に行くとき帰ってくるのが大変ということで、皆さん電動自転車を使われている。その点で、電動自転車のシェアリングも行っている。彩都西駅の向かいになるが、自転車のレンタルポートがあり、カード一枚で自転車が借りられる仕組みとなっている。

- | | | |
|---|---|--|
| 質 | 問 | 電動自転車のシェアリングについては、月契約になるのか。 |
| 回 | 答 | 月契約で学生が2,000円、一般が3,000円程度となっている。駐輪場を借りる値段と自転車のことを考えると十分ペイする形のシステムとなっている。 |
| 質 | 問 | モノレールについて、1駅の料金はどのくらいか。 |
| 回 | 答 | 確かではないが2百数十円だったかと思う。門真から彩都西駅まで500円以上かかるため、通常の鉄道よりは料金が高いと思う。彩都西の方々には、モノレールを利用して頂く形となっているが、今後道路整備が進むと、千里中央で止まっている御堂筋線が2駅ほど北進する計画があり、バスも利用できるようになると考えている。現在のところメインはモノレールだけになっている。 |
| 質 | 問 | 東部地区に関しては、現在のところ青写真はないのか。 |
| 回 | 答 | 東部地区に関しては、青写真はなく、どういう開発になるのか分からない。ただ、下側については、模型にあるような形で住宅が張り付いてくるだろうと想定している。真ん中より上側は、この模型にあるようにはいかないと考えている。 |
| 質 | 問 | 新名神高速道路については、いつ頃開通するのか。 |
| 回 | 答 | 平成29年というお話があったが、多分前倒しで平成28年頃になると思われる。 |

質	問	環境への配慮はどういったことをやっているのか。
回	答	環境に関しては、エコタウンという位置付けと、緑化率を高めている。法面等に関しては、全て緑化義務を課している。ライフサイエンスパークであれば、100 坪の土地を買ったつもりが、50 坪は法面という状態。50 坪は法面で建ぺい率が 60 だとその時点で建たない。法面はなるべく潰さないようにして、もし潰す場合は替地を緑化してもらうように厳しい基準を設けている。戸建住宅、マンションともに環境配慮型ということで、太陽電池等を導入している。
質	問	緑化の基準というのは、まちづくりの中でどのように位置付けているのか。
回	答	地区計画を定めており、用途の縛り等をしている。同じ西住居の中でも施設の地区に関しては、住宅を排除する等都市計画上の制限を設けている。施設の地区については、都市環境デザインという手法で、それぞれの街区ごとにデザインの基準を設けている。ここの民間住宅地に関しては、スーパーブロックで開発している地域がある。模型上に赤く囲っている範囲があるかと思うが、そちらに関しては、UR 都市再生機構さんは一切施工せずに、面の状態で住宅事業者に渡して、住宅事業者が絵を描く。その際に全体的な統一デザインをする方法で住宅を建築している。スーパーブロックで開発している街区は、全て無電柱化している。一般住宅用地よりスーパーブロックの方が売れ行きが良い。
質	問	建物の高さの制限もあるのか。
回	答	建物の高さについては、都計上の制限に加えて、地区計画でも制限をかけている。
質	問	区画整理事業をされているが、減歩率はどの程度かお聞きしたい。
回	答	西部地区では 50% で、東部地区をもし開発するとすれば 60% 程度となると思う。

○視察会の様子（国際文化公園都市）



彩都（国際文化公園都市）の概要説明を受けた「Cube3110 彩都インフォ＊ミュージアム」



「Cube3110 彩都インフォ＊ミュージアム」入口で担当者から説明を受ける視察会メンバー



「Cube3110 彩都インフォ＊ミュージアム」内にある彩都の模型をもとに説明を受ける様子



「Cube3110 彩都インフォ*ミュージアム」内にある彩都を紹介するパネル



「Cube3110 彩都インフォ*ミュージアム」内にある彩都の模型



彩都西部地区のまちなみが一望できる
高台で説明を受ける視察会メンバー



高台から見た彩都西部地区の様子



電気自動車のカーシェアリングを行っている分譲マンション（エルグレース彩都箕面）



電気自動車のカーシェアリングを行っている分譲マンション（エルグレース彩都箕面）



カーシェアリングに使用している電気自動車



分譲マンション（エルグレース彩都箕面）敷地内に設置されている電気自動車の充電器



分譲マンション（エルグレース彩都箕面）敷地内の休憩スペース



休憩スペースのベンチは災害時に使用できる防災トイレとなっている



駐輪場に設置されている電気バイク用の充電器



彩都内を走る大阪モノレール彩都線の高架橋



電動自転車のシェアリングを行っているレンタルポートで概要説明を受ける視察会メンバー



カードで専用ロッカーから充電器を受け取り、自転車に差し込んで使用する仕組みとなっている



使用されている電動自転車

③神戸三田国際公園都市（フラワータウン）

○視察方法

神戸三田国際公園都市（フラワータウン）については、兵庫県企業庁公園都市整備課及び三田市の担当者の方に現地対応して頂き、視察会を実施した。

まずは、フラワータウン中央に位置する深田公園にて、神戸三田国際公園都市やフラワーパークの概要について、担当者から説明を頂き、その後質疑応答を行った後、供用開始前の南公園をバス車内から見学した。



○説明

担 当 者 ○神戸三田国際公園都市は、快適な居住空間と、働き、学び、憩い、かつ交流する 21 世紀を展望した複合機能都市

神戸三田国際公園都市は、豊かな自然環境に恵まれるとともに、神戸、大阪の二大都市にも近い立地条件を得て、それぞれに特性と機能を発揮し、独立性を保ちながらも有機的に結びついた開発区域から構成されている。また、開発面積は 2,000ha、計画人口約 14 万人という規模は、関西でも有数のビックプロジェクトであり、快適な居住空間と、働き、学び、憩い、かつ交流する 21 世紀を展望した複合機能都市を目指している。お配りした資料に計画規模を示す一覧表があるかと思うが、10 近くのクラスターを形成し、整備を進めている。位置関係については、「ひょうごのまち歩き」という資料の裏に地図が載っているので、そちらで確認して頂きたい。

○高いアクセス性（鉄道、高速道路等）が確保されている

神戸三田国際公園都市内を走る神戸電鉄公園都市線横山ーフラワータウン間が平成 3 年に開通し、平成 8 年にウッディタウン中央まで延伸、さらに平成 9 年に JR 福知山線が篠山口まで複線電化され、JR 東西線の開通とともに大阪、神戸の 2 大都市への接近性が高まっている。また、兵庫県には東西方向に大きな高速道路が 2 本（中国自動車道、山陽自動車道）通っており、この神戸三田国際公園都市はこの 2 本の高速道路のすぐ北側に位置しているため、高いアクセス性が確保されている。ここまでが神戸三田国際公園都市の簡単な概要になる。

○深田公園は、谷の地形がそのまま残された自然配慮型の公園

兵庫県としては、神戸三田国際公園都市の中でも、カルチャータウンとここフラワータウンを手がけている。事業としては、昭和 44 年に北摂地区開発計画を発表し、昭和 45 年から動き出している。非常に古いが、昭和 45 年というとは大阪万博が開催された年になる。当時の万博に合わせて、大阪の北に大規模な住宅開発を行っているが、その流れでこちらの開発もスタートした経緯がある。ここフラワータウンのまちびらきは昭和 57 年で、今から 30 年近く前になる。お配りしている神戸三田国際公園都市フラワータウンという地図をご覧頂きた

いが、今皆さんがおられるのが、地図中央に位置している深田公園になる。県立人と自然の博物館が右側に見えるガラス張りの建物になる。深田公園は、地区センターより 16m 谷底にあり、昔からの谷の地形がそのまま残されている。また、公園・緑地の面積はフラワータウンの総面積の約 24%を占めている。

○フラワータウン内には歩行者専用道路（緑道）を縦横無尽に設けており、目的地に歩いて行ける工夫をしている

地図内に細い緑の軸が縦横無尽に延びているかと思うが、フラワータウン内は、街のどこにいても、小・中学校、銀行、ショッピング施設等へ全て徒歩で行けるように、歩行者専用道路（緑道）を設けている。また、業務用地は少し残っているが、住宅の分譲については全て終わっている。教育施設については、住区ごとに小学校及び幼稚園を整備しており、中学校は 2 住区ごとの割合、並びに高校を 1 校整備している。県立人と自然の博物館は、自然の動植物等について学者の先生方が研究されており、一般向けの展示等も行っている施設になる。

○カルチャータウンの位置付けは、質の高い居住環境を中心に学術・文化の交流機能を合わせ持つ地区

もう一つのカルチャータウンについては、質の高い居住環境を中心に学術・文化の交流機能を合わせ持つ地区として位置付け、学園ゾーン、住宅ゾーン、地区センターゾーンの大きく 3 つのゾーンで構成されている。中にあるワシントン村は、アメリカと交流を持ち、アメリカの建築及び都市計画様式を取り入れた街並みづくりを行っている。また、ワシントン村と向かい合った東側地区は兵庫村として、日本家屋風の伝統的な在来工法による木造住宅が家並みを構成する街並みづくりを進めている。

○深田公園は、人と自然がたくみに調和した環境づくりのモデル

フラワータウンの造成に着手したのが昭和 47 年で、県では 21 世紀ひょうご創造協議会を設立し、著名な建築家である丹下健三先生を理事にお招きしている。ちょうどその頃、兵庫県では、先程お話した中国自動車道を作っており、それを緑の街道（グリーンベルト）とする話が出ていた。丹下健三先生には、中国自動車道沿線を視察頂いたが、丹下先生は知事に「人と自然がたくみに調和した人間環境をどうつくるかのモデルとし、更に将来の地域開発の手本をフェスティバルで示してほしい」と話され、その具体的な表現として、フラワータウン内の深田谷地区の緑を残し、ここに環境博物館を設置することを提案されている。資料の 6 ページ下の写真（深田大橋）を見て頂きたいが、写真のような自然に何も手をつけない景色が長く続いた。この深田大橋は人しか渡れない橋だった。資料の 7 ページの写真（深田公園と人と自然の博物館）が現在のまちの姿になる。ここまでが大まかな概要になる。

○南公園は、住宅地に面した里山として市民と一緒に管理

南公園は、北摂地区新住宅開発事業（南地区）によって公園として位置付けられた 15.1ha の公園になる。平成 20 年に兵庫県から三田市に引き継がれたもの

で、事業を行う前は里山林として利活用されていた。現在は放置されて常緑化が進行している。三田市では、この公園をどのように具体的に整備していくのか色々な検討を重ねた結果、市街地に残された貴重な森林であることからまちなかにある里山として、保全・育成及び環境学習等の利活用を図る場として、市民とともに整備を進めることとしている。昨年は市民の方々に理解して頂くために、里山体験講座を開催し、この4月から具体的に進めるための基本方針の作成に着手したところである。市民の皆さんのご意見を参考としながら、現在進めているところである。従って、具体的な整備や組織、活動の方針等についてはまだ決まっていないため、皆さんのご参考になるかは分からないが、取り組み等についてご説明させて頂きたい。お手元にお配りしている「協働で進める里山づくり」をご覧頂きたい。今から説明させて頂く南公園は、南東部に位置する15.1ha（甲子園球場のグラウンド約12個分）の広大な公園になる。残されている森林を市民と協働して里山づくりに向けた取り組みを進めていきたいと考えている。南公園の現況について、資料2ページ目の航空写真を見て頂いたら分かるように、まさしく森林である。ただ、他の森林と比べて、宅地が近接している点が特徴であり、まちなかの里山として整備していきたいと考えている。また、南公園の緑地は「未来に伝えたい三田の自然～生態系レッドデータブック～」によりBランクに指定される里山林であり、市域の重要かつ貴重な生態系となっている。昭和40年くらいは、生活に牧等が必要であったため、山に入ることによって必然的に整備が行われていた。しかし、牧から石炭、石油に移り変わってきた中で、かつての人との関わりが薄れて手入れが行き届かなくなることで、照葉樹やササの繁茂、竹林の拡大等の問題が生じ、徐々にその価値が損なわれつつある。先程申し上げた里山体験講座についてはこれまで5回開催してきたが、約100名の方々にご参加頂いており、南公園に対する関心と里山に関する知識を得てもらっている。我々として、今後は南公園に関心を持ってもらっている100名の方々を中心に、南公園を行政と一緒に管理する仕組みづくりをしていきたいと考えている。それに向けて、現在南公園の整備方針を策定しているところである。今後の取り組みだが、三田市の面積は210km²で、県内でも14番目に広い面積を有している。その約7割が森林で、市内だけでも「観福の森」、「ナナマツの森」、「てんぐの森」等、多くの整備された里山があり、広く市民に親しまれている。ただ、それらの里山については農村部分にあり、当然管理するためには車を必要とする。それに対して、この南公園については、宅地に面しており、歩いて行ける公園となっており、まちなかで気楽に管理できるような体制をとっていききたいと考えている。また、兵庫県が進める「北摂里山博物館（地域まるごとエコミュージアム）構想」の思索とも連携を図りながら、三田の美しい里山を広く情報発信していきたい。整備手法としては、里山林が有する多面的な価値の維持及び増進を図るため、明るく、種多様性の高い夏緑高林へと適切に誘導できる「三田方式」による里山

林管理を行いたいと考えている。傾斜が急な斜面地については、専門業者、緩やかな斜面は市民団体で管理する等、エリアを分担しながら市民との協働により保全活動を実践していきたい。取り組みについてはこれからであるため、まだ分からない部分もあるが、何とか住宅地に面した里山として定着させたいと考えている。

○質疑応答

- | | | |
|---|---|---|
| 質 | 問 | 今年の6月に竹林枯殺実験として、モウソウチクに薬剤注入実験の実施と資料にあるが、その内容と経過についてお聞きしたい。 |
| 回 | 答 | 竹は大分蔓延している状態で、そこに薬剤を幹に注入し、枯殺させるという実験になる。具体的に竹は根っこが繋がっており、1本の竹に注入することによって、どれだけの竹を枯らすことができるかという実験で、1mくらいは薬剤が浸透することが結果として得られている。 |
| 質 | 問 | ご説明頂いた深田公園と南公園の2つの公園について、所有と管理は三田市になるのか。 |
| 回 | 答 | 所有と管理は三田市になる。 |
| 質 | 問 | 深田公園について、周辺部が住宅になっているが、斜面ということもあり出入り口が限られているように見えるが、公園の利用の面から良いところ、悪いところをお聞きしたい。また、この公園を利用される方々というのは、公園の周辺に住んでおられる方たちなのか、フラワータウン内の方たちなのか、或いはこのまちを越えて、周辺部からの利用もあるのか、その点についてもお聞きしたい。 |
| 回 | 答 | おっしゃる通り、この公園はグリーンベルトで覆われているため、出入り口は限られている。この公園は縦方向に園路があり、主には芝生広場の利用が多い。公園と併設している人と自然の博物館では、現在、哺乳類（恐竜）の化石展示を行っており、三田市外からの来客も多い。また、学習教材としても利用されている（博物館で勉強して、芝生広場で昼食をとる）。管理していく上での苦勞としては、芝生の維持費が多くかかるのと、今皆さんがおられるステージについては、円形劇場として位置付けをしている。しかし、周辺にはご覧の通りマンションがあり、音が反響するため、当初考えていた音楽祭等が開催できない状況にあるのが管理者としての悩みの種である。ここでのイベント開催等の活用は10年近くしていない。ここに訪れる方については、人と自然の博物館の関係があるため、様々なところから足を運ばれている。また、駐車場については有料だが、週末になると満車状態となり、芝生広場を活用してサッカーやピク |

		ニックを楽しまれる方々で賑わっている。ここは入場料を取るような公園ではないため、現在のように市民の方々が自由に活用できるという状態が保てられれば、それ以上のことをする必要はないと考えている。
質	問	乳類（恐竜）の化石展示をしている人と自然の博物館に、どの程度の人が来られているのか、分かる範囲で教えて頂きたい。
回	答	本日は手元に詳細な資料がないため、後日、宜野湾市の渡嘉敷さんに報告させて頂きたい。
質	問	このフラワータウンは、全体的に多くの公園を配しているが、緑の大きな公園があることで、価値が上がる（周辺のマンションは値段が高い）といったことはあるのかお聞きしたい。
回	答	ここはもともと山林で、そこを造成してできた開拓地であるため、計画的に総合公園、地区公園、近隣公園を配置している。それによって緑豊かなまちが形成され、日本一の人口増加率（10年間）に繋がっている。
質	問	まちなかの公園だと、昼と夜の顔があると思う。公園として昼間は多くの方が利用されるが、夜間は物騒で利用されない公園が目立つ。この深田公園は広大だが、セキュリティ等の防犯対策は取られているのかお聞きしたい。
回	答	この深田公園では、特別なセキュリティはしていない。外灯が夜中もついているだけになる。夏場はここで花火をされる方が多く、それに対する苦情はあるが、犯罪に結び付くような事件等は幸いにもない状況である。
質	問	大きなタイトルに国際公園都市という名前がついているが、公園も含めて国際性に関する機能や魅力づくり、仕掛けづくり等があるのかお聞きしたい。
回	答	国際というのは一時期の流行かもしれないが、先程申し上げたカルチャータウンでは、ワシントン村を配置している。ここは、アメリカのワシントン州と提携をして、アメリカの建築及び都市計画様式を取り入れた街並みづくりを行っている。また、バブルの前に、まちの中に国際交流できる場を作るという計画があったが、バブルの影響もあり、実現に至っていない部分もあるが諦めてはいない。
質	問	頂いた地図を見るとエリア内にもエリア外にも池が多いが、池の利活用についてお聞きしたい。
回	答	大半が農業用のため池になる。田んぼを持っておられる方たちが水利権を持っており、水の管理をされている。公園の中に池があるところについては、修景

		施設の一つとして、三田市でも管理している状況にある。管理面で水利権者と三田市で軋轢があるのは事実としてある。
質	問	特に公園のトイレ等に利用しているといったことはないのか。
回	答	池の水を使うということはない。
質	問	これだけ広大な公園を市が管理するとなると、予算はどのようになっているのかお聞きしたい。
回	答	管理としては、植栽、遊具、園路がある。除草については 13 万㎡を行っており、年間 1,500 万円投資している状況にある。あとは園路のタイルや遊具の管理に年間 100 万円投資している。
質	問	公園の管理については市直営なのか、指定管理なのかお聞きしたい。
回	答	有料公園については、三田市も指定管理制度を導入している。深田公園については、三田市で管理（三田市から業者に発注）している。
質	問	この深田公園は、地形を活かした谷底の公園ということで、雰囲気の良い公園だと思う。その中で、先程もベビーカーを押して散歩されている方がいたが、足の不自由な方も含めて、ここに降りてきやすいような工夫はされているのかお聞きしたい。
回	答	ここは階段となっているが、人と自然の博物館側にスロープで降りられる場所を設けている。
質	問	この深田公園は、防災公園としても位置付けられている公園なのか。
回	答	深田公園ではなく、運動公園では防災公園としての位置付けをしている。ヘリポートも配備している。周辺には学校もあるため、一時避難する公園としては利用されると思う。

○視察会の様子（神戸三田国際公園都市フラワータウン）



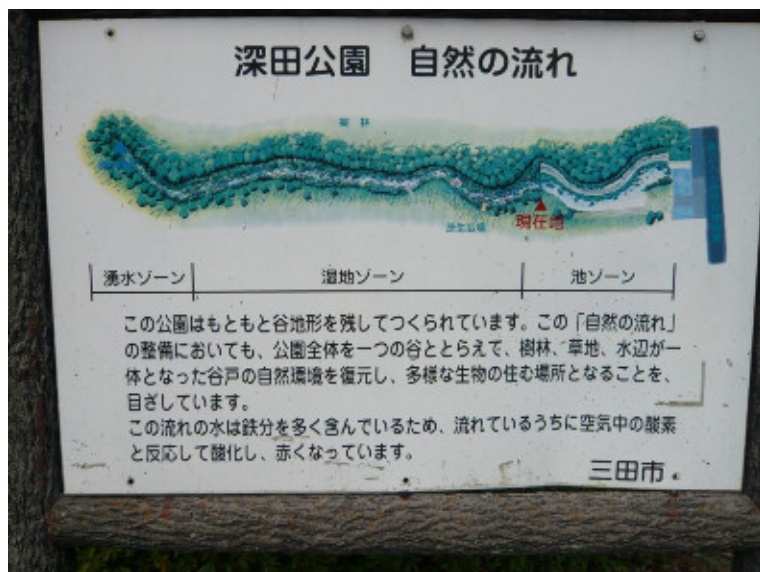
フラワータウン「深田公園」内の円形劇場で概要説明を受ける視察会メンバー



現地対応して頂いた兵庫県企業庁及び三田市担当者の方々



深田公園内に立地する「兵庫県立人と自然の博物館」



自然の地形（谷）を活かした公園整備
の考え方を示す看板



深田公園の芝生広場（兵庫県立人と自然の博物館前）



ほとんど谷のまま残されているが、一
部人の手を加えて、生物が住めるよう
な空間を作っている



深田公園周辺に建てられている高層マンション



深田公園内の円形劇場（当初はコンサート等の音楽イベント活用を考えていたが、周辺に立地した高層マンションへ音が反響するため、活用されていない）



視察を終え、現地対応して頂いた担当者の方々へお礼の挨拶

④播磨科学公園都市

○視察方法

播磨科学公園都市については、兵庫県企業庁播磨科学公園都市まちづくり事務所の担当者の方に現地対応して頂き、視察会を実施した。

まずは、播磨科学公園都市の概要について、講義と質疑応答を行った後、現場を見学した。現場見学の際も担当者の方から説明をして頂き、また、個別で気になった部分についての質問にも回答して頂いた。



○説明

担 当 者	○1982年に西播磨テクノポリス基本構想を策定し、1986年に開発着手 お手元に配布している資料は、今から7～8年前のもので平成16年の資料になる。そもそものあたりから始まったかということ、1982年（昭和57年）3月に西播磨テクノポリス基本構想を策定し、その後1984年（昭和59年）3月に播磨科学公園都市基本計画を策定した。1985年（昭和60年）には西播磨テクノポリス開発計画の主務大臣の承認を頂き、翌年の1986年（昭和61年）10月にこの播磨科学公園都市の建設に着手した。1989年（平成元年）6月には科学技術庁が大型放射光施設立地を決定し、姫路工業大学の開設や大型放射光施設（Spring-8）の建設、姫路工業大学附属高等学校、播磨高原東小学校、戸建住宅、播磨高原東中学校といった形で順次、建設、開校されてきた。 ○世界最高性能の放射光を利用することができる大型放射光施設（Spring-8）の導入をはじめ、北側を研究開発産業用地として、研究開発施設を立地 播磨科学公園都市の売りの一つである大型放射光施設（Spring-8）は、1997年（平成9年）10月に供用が開始された施設で、放射光といっても皆さんイメージしづらいかと思うが、巨大な顕微鏡と思って頂きたい。今まで見えなかった光で、新たなものを見ようという研究開発施設である。施設自体がリングのようにサークル状になっており、その中を光が回る仕組みとなっている。世界最高性能の放射光を発生させることで、今まで見えなかった光が見えるようになり、幅広い研究開発に利用されている。また、最近完成したX線自由電子レーザー施設 SACLA は、レーザービームで実験研究ができる施設となっている。播磨科学公園都市の北側はこのような施設を配置した研究開発産業用地として進められているが、同じ用地に立地している県立粒子線医療センターは、前立腺がん等局部に粒子線をあてて治療する（患者は痛みを感じずに1日1時間程度の放射治療を行って治す）施設となっている。他には、県立西播磨総合リハビリテーションセンターや児童養護施設に加え、研究開発の企業が立地している。用地としては、まだ埋まり切っていない状況にある。
-------	---

○中央には、賃貸住宅や重合住宅、小学校、中学校、商業施設、南側には一般産業用地の他に県立大学、付属中学校を立地

播磨科学公園都市の中央には、賃貸住宅や集合住宅、戸建住宅を始め、小学校や中学校、商業施設が立地している。播磨科学公園都市の南は、広域防災拠点を始め、県立大学、付属中学校があり、その他は一般の産業用地となっている。もともと山だったところを切り開いて開発しているが、自然の地形も活かしながら開発をしている。大型放射光施設（Spring-8）のあるところは、地盤が非常に硬く、地震があっても影響がないところになる。阪神大震災の時は、まだ建設中であったが、地盤が強くそれほどの被害も出ていない。災害時のことも考慮した上で、立地場所を選定している。山を削って作っているまちであるため、普天間飛行場の跡地とは、コンセプトが違うところがあると思う。

○IT の目覚ましい進歩により、企業立地が進まず、第 1 工区だけで手一杯な状況にある（企業にとっては、ここで実験した分析データを随時電送することで、自社ビルを建てなくても済んでしまう）

当初は、研究開発の企業が多く立地することを想定し、職員の受け皿となる住宅についても建設を進める予定だったが、思いのほか企業の立地が進まない状況になっている。今現在開発が終わっているところが第 1 工区という位置付けとなっており、将来的には第 2 工区、第 3 工区まで発展させようという計画であった。しかし、企業の立地も思わしくなく、そこまで開発を進められない状況になっている。第 1 工区だけで手一杯な状況にある。もともとは大型放射光施設（Spring-8）の立地に伴い、そこで実験する企業が張り付くことを想定していた。しかし、IT の進歩が目覚ましく、東京から来た企業は大型放射光施設（Spring-8）で 1 週間程度実験をして、その分析データを随時電送してしまうことで、わざわざ自社ビルを建てる必要がなくなってしまった。そういったことが要因して、立地が思うほど進まないところがある。想定してなかったことが先に進行している。大型放射光施設（Spring-8）を立地させたからといって成果がなかなか生まれていないのが現状としてある。

○ “時間とともに成長する森の中の都市”を目指し、有名な建築家、造園家を指導者に「アーバンデザイン計画」を導入

播磨科学公園都市の特徴として、「アーバンデザイン計画」を導入している。基本的に電柱は地中化し、看板・サインも規制をかけている。コンセプトとしては、①自然の地形、固有の植生を尊重する、②地形の改変を最小限にとどめる注意深い建物の配置、大規模な植林等、可能な限りの方法によって、この地域の自然の美しさを保全する、③先進的な建築デザインとランドスケープ・デザインによって、この街の明確なアイデンティティーを確立するといったことを掲げている。中央に位置するセンターサークルを中心に、“時間とともに成長する森の中の都市”を目指している。これが播磨科学公園都市の大きな特徴になる。森の中の都市ということで、照明もできる限り排除している。非常に有名

な磯崎新（建築家）、ピーター・ウォーカー（造園家）、安藤忠雄（建築家）、渡辺真理（建築家）といった方々を指導者として招いており、まちの中にはその方々が設計した建物が建っている。企業の工場等を建てる上でも、アーバンデザイン計画に基づき、自然に配慮した形で建設、管理をしてもらうようになっている。

○質疑応答

質 問 近隣の大きな市街地から播磨科学公園都市までの交通アクセスはどのようなになっているのか。

回 答 地図をご覧頂きたいが、この播磨科学公園都市は、岡山県に境を接する兵庫県西播磨地区に位置している。新幹線・山陽本線相生駅から車で約 20 分で、姫路から車で約 35 分（山陽自動車道（播磨 J.C.T→播磨自動車道、播磨新宮 IC で都市に直結）、大阪国際空港（伊丹）からは車で 90 分、岡山空港からは 70 分となっている。まちの中に商業施設や医療施設もあるが、あまり大きくないため、近隣市街地へ出ないといけない面では利便性に欠ける部分もある。

質 問 当初の思惑通り企業立地が進まないというお話だったが、頂いたパンフレットを見る限りでも、住宅はかなりできている。こちらに住まわれている方はどのような方たちか。

回 答 賃貸住宅は大型放射光施設（Spring-8）で実際に働いている方々で、戸建住宅は、リタイアされた方や近隣市街地で働いている方等様々だが、多くは大型放射光施設（Spring-8）や県立大学理学部の関係者になる。当初は従業員の方々を想定していた部分があるが、企業立地が進まなかったことからあまり多くない。後で街並みをご覧頂けるかと思うが、非常にきれいな街並みであるため、それで住宅を買われる方もいる。

質 問 第 1 項工区の計画フレームの中で、計画人口 5,100 人（1,800 戸）となっているが、実際はどのくらいなのか。

回 答 現状では、夜間人口が 1,500 人で、昼間で 5,800 人となっている。住宅については全部できているわけではなく、現状で 3 分の 1 程度で、要望があれば増やすことも検討している。

質 問 研究施設や企業を誘致しようということで、実情としてなかなか立地が進まないというお話があった。誘致するために、こういった施策を展開しているのかお聞きしたい。

回 答 国の関係する研究施設では、理化学研究所等が施設としてそれなりに立地して

		いるが、それに付随して民間の研究施設を誘致したいというのが当初の目論見であった。大型のハードがあれば、民間のハードもついてくるという考え方で整備をしたが、ついてこなかった。それなりのサービスを提供できなかったこちらに問題があると認識している。
質	問	アーバンデザイン計画について、有名な建築家をはじめとした指導者を集めているが、指導者選定の経緯についてお聞きしたい。
回	答	計画当初から関わっていないため詳細は分からないが、県の中で話し合いが持たれて選定している。当初は磯崎新さんと安藤忠雄さんということでお願いをして、彼らの紹介で造園家のピーター・ウォーカーさんが加わっている。また、渡辺真理さんは、磯崎新さんの弟子にあたり、磯崎さんの仕事をフォローする役目で入られている。
質	問	立地されている企業で、この播磨科学公園都市をどのように評価して立地に踏み切っているのかお聞きしたい。
回	答	詳細なところは正直申し上げて分からない。皆様ご存知の企業としては、松下電器さんや NEC さん等の大手企業が参入しているが、他は地元の中堅企業になる。使われていた工場が手狭になり、拡張するためにここから割合距離を置かないところにある会社が入ってきている。
質	問	当初の思惑通りに進まなかった要因として、バブルが過ぎてしまったことも挙げられると思う。当初のねらいとして産学官の連携を強調されている部分があったが、お話のあったように公的な研究所が先行して入ったとしても、民間の企業がついてこない。産学官の連携を促進するような仕組みみたいなものを作り出せなかったのかお聞きしたい。他のところで仕組みを作り出すための組織や支援機関を核に置いている。
回	答	非常に厳しいご指摘だと思う。学に関しては、県立大学の理学部をはじめ充実しているが、産との連携という部分では非常に辛い状況にある。
質	問	人口も 1,500 人程度ということで当初（5,100 人）より少ない状況となっている。その中で、小学校、中学校、高校も作っているが、児童・生徒数も非常に少ないのではないか。
回	答	播磨高原東小学校、播磨高原東中学校については組合立の小・中学校で 9 年間同じクラスになる。それ以外に県立大学の付属高校と付属中学校を作っており、高校は 3 クラス、中学校は 1 クラスとなっている。
質	問	第 1 工区の事業収支についてお聞きしたい。

回	答	詳細までは分からないが、赤字となっている。
質	問	大型放射光施設（Spring-8）の近くに、ナノテク研究所があるが、放射光施設でナノテクを行っていくということかお聞きしたい。
回	答	ナノテク研究所は大型放射光施設（Spring-8）の敷地内に作っているが、利用するにあたって、企業の方々に事前の研修を行う施設となっている。ナノテク研究所は、県が出資して建てた施設で、先程申し上げた産学官の連携ができるような産業利用の拠点施設としての位置付けを持っている。
質	問	全体計画図の中には、レクリエーション施設として含まれているゴルフ場についてお聞きしたい。
回	答	開発区域の中にゴルフ場は入っているが、企業庁のものではなく、完全に民間の施設である。このエリアについては、東急さんが持っておられて、そこにゴルフ場を建設している。開発は同時期だったが、施設としては先に完成している。
質	問	全体計画図を見ていると、小学校や中学校等の施設はあるが、ごくごく一般の役所はないのか。
回	答	この播磨科学公園都市は、兵庫県の南西部、上郡町、佐用町、たつの市の3市町にまたがっているため、小学校、中学校については、町立とか市立とは付かず、このエリアの中で一つとなっているため、事務組合立となる。この都市内にある播磨高原広域事務組合が、行政サービス機関となる。

○視察会の様子（播磨科学公園都市）



兵庫県企業庁播磨科学公園都市まちづくり事務所にて、都市の概要説明を受ける視察会メンバー



播磨科学公園都市の航空写真をもとに施設の位置関係に関する説明を受ける



播磨科学公園都市に立地する集合住宅
（中央：サンライフ光都、右：オプト
ハイツ）



播磨科学公園都市内に立地する生活利便施設「光都プラザ（地区センター）」



光都プラザ内の上映場にて、播磨科学公園都市の紹介ビデオを鑑賞



磯崎新氏（建築家）が設計した集合住宅「サンライフ光都」をバックにした視察会メンバーの集合写真

4－5.「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会」の概要

(1) 第1回検討委員会実施概要及び議事要旨

1) 実施概要

日 時 : 平成 24 年 11 月 26 日 (月) 10:00~12:00

会 場 : 宜野湾市農協会館 2 階 (でいご/さんだんか)

出席者 : 《委員》

(敬称略) 石原 昌家 (沖縄国際大学 名誉教授) 【委員長】

上江洲 純子 (沖縄国際大学 准教授) 【副委員長】 ※欠席

照屋 喜博 (内閣府沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課長)

下地 正之 (沖縄県企画部企画調整課跡地対策監)

又吉 信一 (宜野湾市軍用地等地主会 会長)

佐喜眞 祐輝 (宜野湾市軍用地等地主会 副会長)

新城 嘉隆 (宜野湾市自治会長会 会長)

平良 エミ子 (宜野湾市婦人連合会 会長) ※欠席

福里 清孝 (宜野湾市商工会 会長)

大川 正彦 (普天間飛行場の跡地を考える若手の会 会長) 代理: 呉屋 力

新里 均 (ねたてのまちベースミーティング 会長)

《事務局 (宜野湾市基地政策部基地跡地対策課)》

田場 盛茂、仲村 等、渡嘉敷 真

《事務局 (昭和株式会社)》

安藤 彰二、丸山 昭彦、石井 清志、嶋岡 強太

議 題 : 1. 若手の会・NB ミーティングを中心とした取り組みについて

配布資料 : 次第、設置要綱、委員名簿

【資料①】平成 24 年度関係地権者等の意向醸成・活動推進調査業務計画書

【資料②】若手の会・NB ミーティングの平成 25 年度からの活動の方向と
今年度の対応について

【参考資料①】「若手の会」・「NB ミーティング」の活動概要

【参考資料②】「(仮称) 普天間飛行場まちづくり協議会」について

【参考資料③】平成 22 年・23 年度県市共同調査パンフレット

2) 議事要旨

石原委員長 事務局から説明のあった内容等について、各委員の皆さんから意見を頂きたい。これまでは、まず上江洲副委員長にご専門の立場から意見を頂いて、それをヒントにしながら、意見を出し合ってきたが、本日は欠席されているため、順番に意見を頂きたいと思う。これまで若手の会を中心にしながら、かなりの回数の会議を重ね、相当数の意見が出てきている。その蓄積された意見は一つの財産になっていると思う。これから特に市民の皆さんのご意見を引き出すにあたっては、これまでの財産を還元しながら進めていく必要もあると思う。それらの点も含めて、地主会会長の又吉委員からご意見を賜りたいと思う。

又吉委員 本年度は「全体計画の中間取りまとめ」を控えた非常に大事な時期だと考えている。これからいよいよまとめの絵を描いていくわけだが、地権者、市民、県民にも重要な時期であるという認識を持ってもらう必要がある。国に要望したいが、予算付けが毎年、10月、11月になってしまい、実質5ヵ月間（11月から3月末）しかなく、常に駆け足でまとめなければならない状況にある。地権者との合意形成はしっかり時間をかけて進めていく必要があり、できれば5月から議論を進めたい。ぜひ検討して頂きたい。先程事務局より若手の会とNBミーティングの活動方向について説明があったが、確かに若手の会はこれまでの活動を踏まえて、大きな実績を残してきていると思う。そして、NBミーティングについては、ようやくこれから駆け出すのではという期待感もある。普天間飛行場跡地の返還時期が見えてこない中で、地権者を始め、市民、県民の関心度は薄いと思う。その中で若手の会は15名程度、NBミーティングは5名程度が固定的に参加しているということで、それが良いかどうかは別にして、今の内から基礎づくりに向けて大いに議論を進めることは非常に重要だと思う。時の流れは速く、若手の会については、ゆくゆくは会を卒業して地主会のメンバーになるかもしれない。若手の会を存続させるためにも若い後継者を育てないといけないと思う。NBミーティングは、市民代表という位置付けがされているが、市内の小学校、中学校、高校、大学の子供たちに向けての勉強会を実施して、認識を持ってもらうのと同時に、若い方々を発掘する必要があると思う。勉強会と言いつつもある意味では、将来の夢を語るコンペや図画コンクールでも良いと思う。そういうところにも力点を置いて、市民、県民が関心を抱くような事業の方向性も考えて頂きたいと思う。今回、検討委員会のメンバーとして、宜野湾市商工会会長の福里委員を始め、宜野湾市自治会長会会長の新城委員、宜野湾市婦人連合会会長の平良委員が入れ替わりで参加されているが、また議論が最初からのスタートとなる。新しく入られたメンバーの方々は意見も出づらいと思う。そういう部分も含めて、これから非常に重要な時期を迎えるため、事業内容を変えていく必要があるのではないかと思う。

石原委員長 いつも思うのは、検討委員会のメンバーが入れ替わったときに、また一から話

を進めるということではなく、これまでたくさんアイデアを出してきているため、事務局側は新しく参加される委員の皆さんに情報として提供して、それを共有していく中で、新しいアイデアを出すという仕組みを作っていく必要がある。又吉委員がおっしゃっているのは、議論が振り出しに戻ってしまうということを懸念されてのことだと思う。本当にこれからのまちづくりは、新しい世代が中核を担っていく必要がある。そのためには、先進地域でこういうものがあるということを分かり易く目に見える形で子供たちに伝えていく必要があると思う。又吉委員から提案のあったコンペ等をふんだんに行っていく中で、子供たちに関心が生まれてくると思う。

又 吉 委 員 先程お話を頂いた内容については、決してこれまで事業の中でやってこなかったという意味ではない。これまでも色々な取り組みをやってきている中でなかなか成果が出てこないということもあり、若手の会、NB ミーティングが取り組んできたことを PR すべきではないかと思う。もちろん今の予算配分の中で、できることも限られていることは理解しているが、その点が不足していると感じる。

石 原 委 員 長 琉球新報でも図画コンクールがあると思うが、そのような形で、“宜野湾市のまちづくりコンクール”として 1 回きりではなく定例行事化して、毎年、小学校、中学校、高校の児童・生徒のアイデアを引っ張り出すことも重要だと思う。それが普天間飛行場跡地のまちづくりに対する強い関心へ繋がるかもしれない。

事 務 局 事務局としても、本年度は「全体計画の中間取りまとめ」を控えた大事な時期であるという認識と、若手の会、NB ミーティングが継続的な活動を進めてきている中で、将来的に「(仮称) 普天間飛行場まちづくり協議会」の立ち上げを目指したいと考えている。平成 22 年度・23 年度県市共同調査のパンフレットを委員の皆様のお手元にお配りしているが、これらをもとにいかに地権者、市民に情報を提供して、意見を集約するかが重要だと考えている。この検討委員会では、様々なアイデアを委員の皆様には出し合ってもらいたいと考えている。先程、又吉委員からご提案のあった件については、過去に「普天間飛行場跡地利用に関わるまちづくり学習テキスト」を作ったが、今回の「全体計画の中間取りまとめ」も踏まえて、小学生や中学生に分かり易いテキストにすることで、理解に繋がると思う。コンペやコンクールについてもできる限り検討していきたいと考えている。本年度「全体計画の中間取りまとめ」を迎える中で、いかに地権者、市民の意見を吸い上げるかという部分で、これまで懇談会や講師を招いての講演会等を実施してきているが、実際はなかなか返還が見えない中で、意識が希薄な部分がある。この場には色々な立場の委員がいらっしゃるため、違った形でのアプローチ等についてもご提案頂きたいと思う。また去年までは大規模駐留軍用地跡地等利用推進費を活用していたが、今年から一括

	交付金に移行している。一括交付金の仕組みに苦勞して、契約が遅れてしまった経緯もあるが、次年度以降は早く取り組めるようにしたい。
佐 喜 眞 委 員	先程から話があるように、本年度は「全体計画の中間取りまとめ」があり、これから具体的な事業に入っていくと個人的には思っている。以前から話があるように「(仮称) 普天間飛行場まちづくり協議会」については、新たな組織ということで、市民に関心を持ってもらう一つのきっかけになればと思っている。「(仮称) 普天間飛行場まちづくり協議会」については、組織を網羅した形で人選をお願いしたい。「全体計画の中間取りまとめ」については、いい意味での成果になると思う。それを基礎にして、今後の具体的なまちづくりが議論されると思う。また、具体的なまちづくりを進める上でも、この「(仮称) 普天間飛行場まちづくり協議会」は重要になると思う。
石 原 委 員 長	繰り返しになるが、これまで話し合われてきた内容（アイデア）については情報提供する必要があるが、文字ではなかなか伝わりづらい。それは絵を活用する等、視覚的に、目に見える形で取りまとめができないかと思う。新しいメンバーが入ってきてもすぐに理解できるような工夫が必要かと思う。
事 務 局	「全体計画の中間取りまとめ」については、一つの案として出すが、若手の会、NB ミーティングについては、パンフレットを基にこれまで定例会を通して勉強を重ねており、理解が深められている。しかし、一般地権者、市民の方々にとっては、なかなか理解が難しい部分もあると感じており、分かりやすく伝えるという点が課題だと認識している。地権者の皆さんには、地権者支援情報誌「ふるさと」、市民の皆さんには普天間飛行場跡地利用ニュースを年 3 回発行しているが、文字が多くなってしまい、難しく感じてしまう部分もあると思う。その点を工夫していきたい。
石 原 委 員 長	文字で伝えるのではなく、漫画化する等の工夫も必要かと思う。そうすることによって、小学生や中学生等子供たちも触発できるのではないかと思う。
又 吉 委 員	できればこの検討委員会に向けて、事前のオリエンテーションが必要かと思う。特に新しいメンバーもいる中で、この場に来ていきなり意見を求められてもなかなか出せないと思う。資料の事前配布と事前説明については、事務局をお願いしたい。
事 務 局	これまでの経緯も含めて、新しい委員の方々においては、事前にご説明をしているが、ご指摘のあった点については反省している。「全体計画の中間取りまとめ」に向けて広く意見を募集するには、見せ方や伝え方が重要だと思う。ご提案のあった点も含めて今後検討したい。また、先程ご説明させて頂いた若手の会、NB ミーティングの人員確保ということで、次年度早い時期から動き出せる

ように、勉強会・講座の開催計画や案内等を検討していきたい。特に NB ミーティングということであれば、市民のまちづくり講座の計画や案内を作る中で、今までの活動内容等について、旧来は文章が主体となっていたが、以前作成した中学生向けの副読本等、視覚化したものを用意し、来年度のスタートの際には、そういったもので過去の経緯や今まで議論された内容を紹介できればと考えている。

呉 屋 委 員

本日の検討委員会の議題が、我々の今後についてということで、まずはメンバーを増やすことが課題だと感じている。若手の会も活動を開始して 10 年が経過し、メンバーも固定化されている。私自身も会に 10 年いて、若手ではなくなってきた。60 歳を過ぎて若手の会に加入された方もいるし、先月は 20 代後半の方が加入されている。いつかは若い世代に引き継がないといけないと考えている。そういう面も含めて、新しいメンバーを募らないといけないと感じている。先程、事務局の説明の中で、現在の若手の会の議論は、新メンバーにとってハードルが高すぎるという話があったが、それ以前に NB ミーティングもそうかもしれないが、議論ではなく、会に参加するためのハードルが高いのではないと思う。懇親会等を含めて会の雰囲気が入りやすいものでないといけないと思う。勉強会をするから来てといっても新しいメンバーを募ることはできないと思う。現在、私共の会の会長は大川さんが務めているが、大川さんがいるだけで会の雰囲気が和らぐため、意見も出しやすく、継続して参加する雰囲気が作りやすいと思う。今年度もそうだが、定例活動以外に自主的な活動が多くなってきている。今年度は県主催の跡地利用計画提案コンペに参加しないかということで、自主的活動の中で参加した。短時間でまとめる必要があり、週一で資料を持ち合って会を開催したが、気軽に集まれることもあり会の雰囲気も良かった。その雰囲気づくりのための仕組みを考える必要があると思う。先程から若い子供たちを対象にした仕掛けとして、コンクール等のお話が出ているが非常に良いと思う。県主催の跡地の絵画コンクールの審査員を務めたことがあるが、子供たちはテーマに対してちゃんと絵を書く。先日も中学校の文化祭で跡地利用についてのまちづくり新聞を作成していたが、そのような段階からまちづくりは楽しいという認識を持ってもらうことが重要だと考えている。その認識を持ってもらえれば、会へ参加するハードルも低くなると思う。

「(仮称) 普天間飛行場まちづくり協議会」について、参考資料②P1 に模式図があり、若手の会も含められている。そういった組織に全て含まれてしまうと、発言に責任も生まれるため、メンバーの中には荷が重いという人もいる(温度差がある)。個人的に、この「(仮称) 普天間飛行場まちづくり協議会」への若手の会と NB ミーティングの関わり方は、半分だと感じている。この決まってしまう形が気になる。

石 原 委 員

確かに 15 名程度という固定されたメンバーでこれまで動いてきて、議論が深

められることが逆に近寄りがたくなってしまっているかもしれないが、逆に引っ張りあげる工夫が必要になる。学生レベルでは、卒業論文やゼミのテーマとリンクさせることも考えられる。彼らとしては若手の会や NB ミーティングと接することで論文作成の材料が手に入り、一緒になって考えていくきっかけも生まれるかもしれない。学生は様々なテーマを探すため、皆さんの活動がそういった形で知られていくと、むしろ積極的に接近してくると思う。ツボにはまってしまえばうまくいくのではないか。

新 里 委 員

NB ミーティングは平成 18 年度に会を発足し、平成 19 年度から実質的な活動を開始している。平成 19 年度、平成 20 年度はメンバーが 25～30 名程度いて、当初は跡地利用に対して夢を語る場であった。集まる人もまちづくりに専門的な知識を持った方々ではなかったが、平成 19 年度の県市共同調査で作成された行動計画をきっかけに、専門家が作ったものに対して意見を述べるといった場が増えていった。内容としては、きれいな言葉が並べられており、専門的な内容で理解できないのと同時に、専門家が作ったものに対して意見を言うことができないという問題が生じた。また、跡地利用という点から、地権者のものに対して、市民がどこまで声を出していいのか、また、声をどこに届けるのか分からない点も問題の一つとしてあった。そのような背景もあって、会に参加するメンバーが少なくなり、現在では 5 名程度の固定されたメンバーで活動が続けているが、平成 22 年度から専門家が考える県市共同調査の内容を切り離して、跡地だけでなく宜野湾市全体のまちづくりという観点から議論を再開している。会を重ねていく中で、市民への周知やメンバー募集を目的に市民懇談会の中で活動紹介を行っているが、懇談会自体への参加が少なく、周知に繋がっていないのが現状としてある。先程、委員長がおっしゃったように、若い人たちの意識を高めていこうということで、前年度は琉球大学と連携させて頂き、ゼミの時間を活用して半年間、学生には跡地利用について考えてもらった。そういった若い人たちをいかに継続して引き込むかという部分が課題として挙げられると思う。NB ミーティングとしては、活動の周知に向けて各自治会に出向いて定期的に説明するという案も出てはいるが、仕事の都合上なかなか調整がつかないのが現状としてある。また、新しいメンバーが加わったときは、経緯等の説明に時間を要してしまい、本題の議論が進められないという課題もあると思うので、その点については対応・工夫が必要かと思う。

石 原 委 員

琉球大学との連携等、非常に具体的な取り組みをされているというのが伺えた。また、跡地の検討は地主の分野に立ち入ってしまうという戸惑いを感じられているようだが、又吉委員はその点どのようにお考えかお聞きしたい。

又 吉 委 員

基本的にまちづくりは地権者だけでできる問題ではない。これはむしろ行政、市民、県民が関わっていかないと実現できないと考えている。もちろん事業を

	進めていく中では、地権者の立場、市民の立場、行政の立場があると思うので、それをお互いが共通認識として持つておく必要がある。
佐 喜 眞 委 員	会長の意見に同感である。各々の立場を理解しつつ、皆でアイデアを持ち寄って議論していかなければ良いまちづくりはできないと思う。
石 原 委 員 長	市民まちづくり講座について、従来のまちづくり講座であれば、過去のあるものに対しての知識を伝えていくというスタンスだと思うが、今回説明のあったまちづくり講座は、参加者の皆さんのアイデアが形になっていくという従来の講座とは違うと思う。その違いを、キャッチコピーをつけて明確にし、PR することも必要ではないか。積極的に参加してもらうことによって、ただ話を聞くのではなく、その話をヒントにしながら、自分の考えが反映されていくんだなという参加者意識をかきたてるようなキャッチコピーがあれば参加者も増えると思う。その点もぜひ検討頂きたいと思う。
福 里 委 員	私は初めての参加で、先だって市役所の方からレクチャーを受けて参加しているが、皆さんのお話を聞いて大体のイメージはできた。形式的な要件を整えるための議論ではなく、アイデアを募る場だという認識でよろしいか。
石 原 委 員 長	アイデアを募る場と考えて頂いて問題ない。
福 里 委 員	先程からお話に出ている若手の会だが、何歳から何歳までを若手の会と言っているのか、後継者と呼べないから若手の会と言っているのか、その点についてお聞かせ願いたいと思う。また、メンバーが少ないということでメンバーを募る方法についてだが、各自治体があるため、各自治体にアイデアを出す場所を作ってみてはどうか。例えば、“私たちが考える普天間飛行場跡地のまちづくり”のような形で大人だけでなく、子供たちがアイデアを出せる場所を作る。ドラえもんがいると思うが、子供がお願いすれば、ドラえもんは願いを叶えてくれる。そういった形で子供たちの発想を集める場を作ってみてはどうか。また、理想的なまちづくりはこうだという論文を公募してみるのも面白いと思う。平成 22 年度・23 年度の県市共同調査のパンフレットを読んだが、コンセプト（亜熱帯島しょ海洋性気候に育まれた、水、緑を保全・再生するとともに、歴史の中で培われてきた文化を復元し、新たな環境共生の暮らしと“イチャリバチャデー”（多文化共生）の心を世界に発信）が子供からお年寄りまでイメージできるものになっていない。美しい言葉をたくさん羅列しているだけに思える。図画コンクールや論文を公募する上でも、コンセプトそのものを明確に示す必要がある。商工業者の立場としては、普天間飛行場が返還されて開発が進むと、どこが繁盛して、どこが衰退するかという部分に関心がある。生活と密着するような商店街づくり、生活に密着するような公園づくり等、跡地のまちづくりは全て生活と密着するものだと考えている。ドラえもん的な発想で少し柔軟に

	示してあげないと、答えようがないと思う。コンセプトも含めて、学者が読んでも理解できるか分からないものでは、伝わらないと思う。
石 原 委 員	刺激的なお話が聞けたと思う。どう引き出すかという部分でのご指摘・ご提案だと思うが共感できる。ドラえもん的な発想が必要ではというお話はまさにその通りで、現在、5 歳の孫の面倒を見る機会が多いが、発想力に感心する。例えば、オスプレイ配備についても、私たちの発想では国外だが、孫は日本から、地球から出て行けと言う。子供からは、そういった発想がどんどん出てくる。若手の会、NB ミーティングの活動を広げるという意味においても、ご提案のあった自治会は活用すべきだと思う。
新 城 委 員	私もこの検討委員会には初めての参加で、内容については、前もってお聞きしたが、いざこの資料をこの場で渡されて、意見を求められても出せない部分があり戸惑っている。現在の自治会としては、23 行政区あるが、今をどう生きるか、どう活性化させるかで一生懸命な部分がある。若手の会や NB ミーティングについても、活動内容等知らない部分が多いため、今回は宿題として持ち帰り、一度各自治会長さんにこのテーマを投げて、意見を集約した上で、次回の委員会でコメントさせて頂きたい。
石 原 委 員	メンバーが入れ替わるにあたっては、うまくバトンタッチできるように、事務局にはこれまで積み重ねてきた内容を新しい委員に情報提供する等サポートをお願いしたい。先程、福里委員から自治会を活用し、自由な発想で子供たちを中心にしながらまちづくりに参加させるというご提案があったが、ぜひ新城委員の方でも検討して頂きたい。これまで NB ミーティングと自治会でこまめに話す機会があったのかどうかお聞きしたい。
新 里 委 員	これまではなかった。
石 原 委 員	自治会との連携はポイントだと思う。自治会とうまくコンタクトを取っていけば広がると思う。福里委員からご提案のあったドラえもん的な発想はすごく必要に感じる。
下 地 委 員	県からも毎回検討委員会には参加させて頂いているが、私自身は今回が初めての参加になる。非常に有意義なお話が聞けている。冒頭で又吉委員がおっしゃっておられたように、今年度は非常に重要な時期である。一つは、「全体計画の中間取りまとめ」ということと、もう一つは、今年度 4 月に跡地利用推進法が施行されたということが挙げられる。明後日から県議会が開会するが、県としては、特定駐留軍用地内土地取得事業基金の条例を提案する。合わせて、普天間飛行場内の道路用地を対象に 69 億円の補正予算を提案する。この事業は、今後の跡地利用の具体化に向けて、非常に大きな意味を持っているため、地主

	会の皆さんと市民の皆さんと連携・協力しながらしっかり進めていきたいと考えている。また、「全体計画の中間取りまとめ」については、ご指摘のとおり分かり易い言葉やビジュアルを工夫してまとめ、伝えていくことが重要だと考えている。それぞれの立場（専門家、地主、市民等）でのまとめ方があると思うが、それを集約しつつも、意見をしっかりと伝えながら分かり易くまとめることを工夫していきたい。全体のまちづくりについて、皆の意見を集約することが、「(仮称) 普天間飛行場まちづくり協議会」に繋がっていくと思う。返還が見えない中で、市民、県民が関心を抱くような部分に繋げていくことが重要であると考えているぜひ連携して取り組んでいきたいと考えている。また、色々な取り組みをやってはいるが、いかに継続していくかが課題になる。県でも絵画コンクールやコンペをやっているが、時が経つと一過性になってしまう。やはりこれまでの積み重ねをしっかりと次に繋げていくような工夫が一番大事かと思っている。
照屋委員	私もこの検討委員会の場に参加するのは初めてになる。様々なお話が出ているが、先程から話題に上がっている若い世代を引き込むための取り組みについて、子供を対象とすることによって、その子供たちから親に伝わる部分もあると思うので、地道に取り組んで頂ければと思う。若手の会と NB ミーティングの皆様については、「(仮称) 普天間飛行場まちづくり協議会」等跡地利用に向けて関わる部分があると思うが、ぜひ頑張ってもらいたい。
石原委員	照屋委員からお話のあった子供から親に伝わるという部分はまさにその通りだと思う。子供が学校から与えられた宿題なりを親に伝え、それを親が手伝うという部分がある。子供を通して、親も啓蒙啓発されている。そういう意味でも親世代相手に難しく考えなくても、子供をターゲットに宿題的な形で考えさせる方が親も引き込めると思う。それは私自身も日々実感している。
事務局	本日は、各委員の皆様からたくさんのご提言を頂き、「全体計画の中間取りまとめ」に向けてご提言を反映させたいと思っている。自治会長会会長さんを始め、入れ替わりで初めて参加される委員の皆様については、事前に説明等を行ってはいるが、もう少し分かり易い資料づくりを行っていききたいと考えている。小学生や中学生といった若い世代への呼びかけという部分で、ホームページには子供向けのテキスト等も掲載してはいるが、うまく活用できていないところがあるため、その点についても課題として捉えている。また、若い世代という意味では、大学へ職員を派遣することも行っている。少し趣旨が違うかもしれないが、沖縄県が復帰 40 周年記念事業で跡地のコンペを実施しており、また現在、宜野湾市では普天間中学校が中学生サミットに参加している。そういった児童・生徒を対象とした取り組みが行われてはいるが、さらなる取り組みを考えていきたいと思う。若手の会、NB ミーティングについては、10 年近く活動

を続けてきているが、ゴールが見えない中で走り続けることの困難さもあるが、下地委員がおっしゃるように継続していくことに意義があると感じている。また、「全体計画の中間取りまとめ」について、皆に伝わるようなコンセプトの明確化やビジュアルの工夫についてご提言頂いたものについては、今後構成も含めて検討していきたい。自治会との連携について、自治会長会は非常に多忙で、地域の様々なことを取りまとめないといけない立場があり、取り組みについては困難性もあると思う。その中で分かり易い資料を作ることによって、自治会長会に呼びかけをしていきたいと思う。また、市民にいかに浸透させていく中で工夫するかという部分で、貴重なご意見を頂きながら「全体計画の中間取りまとめ」に向けて活かしていきたいと考えている。本日は貴重なご意見を頂き、ありがとうございました。今後ともお力添えのほど宜しくお願いします。

石 原 委 員

きれいにまとめて頂いた。私からの要望だが、次回の検討委員会の際には、これまでの発言のポイント部分を整理して頂き、それを踏まえて話し合いをする場としたいので、宜しくお願いしたい。時間も過ぎているが、いつものように活発なご意見を頂き、感謝している。ありがとうございました。

(2) 第2回検討委員会実施概要及び議事要旨

1) 実施概要

日 時 : 平成 25 年 2 月 13 日 (水) 10:00~12:00

会 場 : 宜野湾市農協会館 2 階 (でいご/さんだんか)

出席者 : 《委員》

(敬称略) 石原 昌家 (沖縄国際大学 名誉教授) 【委員長】

上江洲 純子 (沖縄国際大学 准教授) 【副委員長】

照屋 喜博 (内閣府沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課長) 代理: 新里 英明

下地 正之 (沖縄県企画部企画調整課跡地対策監)

又吉 信一 (宜野湾市軍用地等地主会 会長)

佐喜眞 祐輝 (宜野湾市軍用地等地主会 副会長)

新城 嘉隆 (宜野湾市自治会会長 会長)

平良 エミ子 (宜野湾市婦人連合会 会長)

福里 清孝 (宜野湾市商工会 会長) ※欠席

大川 正彦 (普天間飛行場の跡地を考える若手の会 会長) 代理: 呉屋 力

新里 均 (ねたてのまちベースミーティング 会長)

《事務局 (宜野湾市基地政策部基地跡地対策課)》

田場 盛茂、仲村 等、渡嘉敷 真

《事務局 (昭和株式会社)》

安藤 彰二、丸山 昭彦、崎山 嗣朗、嶋岡 強太

報告事項 平成 24 年度第 1 回検討委員会以降の活動報告

議 題 : 1. 検討委員会における提言と対応の整理について
2. 「若手の会」における今年度までの取り組み成果について
3. 市民への情報発信について

配布資料 : 次第

【資料①】平成 24 年度第 1 回検討委員会以降の活動報告

【資料②】検討委員会における提言と対応の整理

【資料③】「若手の会」における今年度までの取り組み成果

【資料④】みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり

【資料⑤】平成 24 年度関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会
(第 1 回) 議事録

【参考資料】ぎのわんのまちづくり～普天間飛行場関係地権者等意向把握全体
計画～

2) 議事要旨

- | | |
|-------|---|
| 石原委員長 | 本検討委員会における足かけ 13 年間の内容が資料②（検討委員会における提言と対応の整理）に一目で分かるような形で整理されている。整理にあたっては、大変な労力、時間がかかっていると思うが、非常に分かり易い形でまとめて頂いた。是非委員の方々には、持ち帰ってもご覧頂きたいと思う。また、漫画本として作成された資料④（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）についても非常に分かり易いため、ぜひ続編（跡地に対する意見を集約した形のもの）を作って頂きたいと思う。この漫画本については、地権者の皆さんだけでなく、市民の皆さんからもアイデアを出してもらうにあたっての足掛かりとして活用できれば良いと思う。事務局には是非頑張ってもらいたい。早速、検討に入りたいが、本検討委員会については、委員一人一人にご意見・ご提言を頂く形で進めているが、その突破口を開く役目を上江洲委員に担ってもらっているため、まず上江洲委員からご意見を頂きたいと思う。 |
| 上江洲委員 | 前回、初めて検討委員会を欠席したが、頂いた第 1 回検討委員会の議事録を見る限りその支障はないように感じた。先陣をきるお役目については、これまでも果たしてきたため、今回も何点かご意見を申し上げて、検討にあたっての火付け役として、その役割を果たしたいと思う。先程、石原委員長もおっしゃっていたが、資料②（検討委員会における提言と対応の整理作成）については、これまでの経過が分かる形で非常に良くまとまっていると思う。この資料については、今後も経過が一目で見られる形で、継続して作成して頂きたいと思う。これを見ると、平成 13 年度から活動がスタートしており、本日の参考資料（ぎのわんのまちづくり～普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画～）にもある全体計画を平成 13 年度に取りまとめたが、私自身もこの計画策定には関わっている。本検討委員会に参加させて頂くようになったのは、平成 16 年度からで、もうこんなに経過したのかと改めて実感した。本検討委員会では、毎年新たな提言が出されてきており、継続に向けての苦労の跡が、赤字の主要な提言内容とその対応を追うだけでも分かるようになっている。前回の検討委員会の中で、本委員会における取りまとめ状況について一覧で見られるもの、また、イラスト等を使った漫画による周知の提案が出されている中で、新たな局面を迎えていることに大変うれしく思っている。石原委員長からもお話があったが、資料④（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）については是非シリーズ化して頂きたい。分量が多くなると手に取って見るのが大変になってしまうため、分量はセーブしながら作成して頂きたいと思う。今回の漫画本は 10 頁程度で、このくらいなら読みやすいと思う。これまでの情報提供として、地権者支援情報誌「ふるさと」等を発行していると思うが、もし可能であれば 4 コマ漫画のような形で、彩りを加えて頂けたら、これまで読んでくれなかった人も手を止めて読んで頂けるのではないかと思う。漫画に関しては |

色々な題材があると思う。難しいお題にはなるが、若手の会の提言内容も含め、これまでの地権者懇談会等で頂いた可視化が必要な意見についても漫画で取りまとめができれば良いと思う。市民や県民との関わりという部分で、NB ミーティングについても、漫画を使って跡地利用だけではなく、今普天間飛行場があることによって、生活の中でこんな苦勞をしているといった“普天間あるある”を盛り込めると関心に繋がると思う。NB ミーティングについては参加者を募るという部分で苦勞されているが、私としても何かお手伝いできることはないかと考えた。沖縄国際大学は文系の大学で、まちづくりについて考えようと言っても、なかなか絵を思い浮かべることができない。今回 1 年生にコンペに参加させようと課題を与えたときに、絵ではなく文章が出てきた。調べたことをまとめることは文系の大学でも可能であるため、そういった事柄を大学生に対してさせるようなことも考えられると思う。文系の学生でも漫画が得意な子はいるが、最近、学生が警察の取り組みについて調べている時期に、警察の図画コンクールがあり、学生にも応募させたが、絵が全く描けず、最終的に写真を貼り合わせたポスターを作製した。絵が苦手というところは常々感じているが、文系という強みを活かすという部分で、“普天間あるある”を川柳で表現するといったことも一つ案として考えられると思う。若手の会は、これまでブログを開設して独自の情報発信を行っているが、活動が活発化するとフェイスブック等に移行していくと思う。特に地権者よりも市民、県民の意見を吸い上げる時に、NB ミーティングが活用できるものとして、意見に対して「いいね」と言ってもらえるような仕組みができると活動が活発になると思う。これまでも考えてきたことではあると思うので、そこまで持っていくことの大変さは重々承知している。若手の会については提言書パート 1 の続きが気になっていたもので、前回の提言書を精査する段階に入ったことについては喜ばしいと思っている。若手の会も 10 年を迎えて、メンバーが固定化され、新しいメンバーの呼び込みに苦勞していることが問題として出てきているように思うが、今まで広く募集をしてきたものを追い込み方式に転換してみてはどうかと思う。既存のメンバーも職種はバラエティーに富んでおり、色々な意見が出ると思うが、この方面に強いという人材も必要だと思う。そういった必要な人材に的を絞って囲い込みで人材を確保する仕組み（こういう人が欲しいというメッセージが分かるような募集方法）も一つあると思うので、ぜひ取り組んでみて頂きたい。

石原委員長 上江洲委員のお話を聞いて、これからの意見やアイデアをまとめるにあたって、フェイスブックとツイッターの活用は重要だと感じた。

又吉委員 前回の検討委員会で提言した内容について、よくまとめて頂いたと思う。この資料②（検討委員会における提言と対応の整理）を見ると、13 年かけてやっとここまで来たかなと身にしみて感じている。本年度から初めて参加される委員の方々についても 13 年間の歩みを理解して頂ければと思う。若手の会として

も 10 年かけて取り組んできており、その中間的な取りまとめをするということで、これまでの活動も踏まえて評価したいと思う。また、NB ミーティングについても、琉球大学との連携を含めて活動の幅を広げて継続的に取り組んでいることに評価したいと思う。私も以前から、小学生や中学生にも分かり易いような周知方法をずっと望んできたが、それが今回漫画という形で出てきている。中身の文字にも振り仮名が付けられており、子供たちも理解できる内容となっており、大きな成果だと思う。去る平成 25 年 2 月 1 日にも県市による「全体計画の中間取りまとめ」に対する委員会が開催されたが、メンバーの中には、専門（プロ）の先生方と我々地主会の正副会長、若手の会長長といったまちづくりについては専門外の素人がおり、ギャップがある。その中で地権者の代表として意見をどう伝えていくか、どう意見を集約するかという部分は合意形成の一番の基本だと思う。まとめる内容には専門用語が入るため、それをどう地権者、市民、県民に伝えるかという部分で資料づくりが一番重要であることをつくづく痛感した。2 月 2 日には県の跡地利用提案コンペがあり、県内外からたくさんの応募があった。コンペも良かったが、一番良かったのは中学生サミットであった。我々大人以上に中学生がしっかりとした目線で堂々と発表する姿がとても素晴らしかった。それと付随して今までの県民フォーラム等では、どちらかというと関係者が多かったが、今回は生徒の家族を含めて、学校の先生等これまでに見られなかった参加者がいた。それも含めて、今後この跡地利用を進めていく上での大きなキーワードだと思う。今回の漫画本は、おじいちゃんやおばあちゃん、お孫さんも含めて家族の団らんの中でこれを読みながら会話ができる。そういう意味でもこれからのまちづくりは、専門家の方々による検討も当然必要だとは思いますが、市民の方々がどのように関わっていくかという部分で方向転換が必要だと思う。今回のものは、一番良い成果だと思う。

石原委員長

又吉委員のお話を聞いていると、非常に感慨深いものが湧いてきた。一つは、資料②（検討委員会における提言と対応の整理）についてだが、当初から関わってきている者としては、感無量で感慨深いものがある。この検討委員会に携わった委員の皆さんには、少なくとも資料②（検討委員会における提言と対応の整理）と資料④（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）については、是非配布して頂きたいと思う。委員というのは、その委員会から離れてしまうと、その後どうなったのか分からないのが一般的だと思う。私自身もそうだが、他の委員会で委員としての任期を終えてしまうと、その後の報告書等も送って頂けない状況にある。本検討委員会は継続的なもので、せっかくこれまでの意見が集約されているので、以前委員であった方々に配布して頂きたいと思う。お話のあった中学生サミットにしても、今の若者は大人と同様の情報をどんどん手に入れてしまう。膨大な情報を持っているため、大人でも思いつかないようなアイデアを出してくれる。又吉委員から頂いた意見は重要

佐喜真委員

だと思う。事務局には、そのようなアイデアをキャッチする仕組みも考えて頂ければと思う。

私自身も当初から関わっている身として、資料②（検討委員会における提言と対応の整理）については、平成 13 年から今年度までよくまとめられていると思う。普天間飛行場のまちづくりは、従来の開発行為とは違って、地権者、市民を中心としたまちづくりとしてスタートした経緯があったと記憶している。今日、事務局の説明を聞いて、大変よくまとめていると感じており、感心している。さらにこれから議論するものが出てくると思う。資料④（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）の漫画本についても、市民に関心を持ってもらうものとして理解をしているが、中身を見てもとてもポイント（普天間飛行場の面積、飛行場内にある文化財、飛行場の下を通る水脈等）をつかんでよく整理されており、非常に感心している。ただ、この漫画本をどのように配布（学校に配布するのか、イベントで配るのか等）するのかが気になるが、市民に関心を持ってもらう上で非常に良いアイデアだと思うので、うまく活用してい頂きたいと思う。

石原委員長

資料④（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）の漫画本の配布方法についてだが、一斉に配布してしまうと残してくれる人も限られてしまうので、例えば、小学校で子供たちの夏休みの課題として活用できれば、子供たちにとってはすごい宝物になると思う。配布については、検討して頂きたいと思う。

呉屋委員

本検討委員会の議題の一つに、若手の会の取り組みが挙げられていたので、委員の皆さんから相当意見を言われるのではないかと緊張してこの会に参加している。お話のあった中で気になる点についてだけお話ししたいと思う。先程から資料④（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）の漫画本についてお話が挙げられているが、シリーズ化については非常に良い提案だと思う。これまで若手の会も 10 年間活動してきてが、若手の会等を対象とした組織活動の漫画化（10 年活動をしてきた中で苦労した話等）も面白いと思う。この漫画の最後に、県民フォーラムに参加してみてもどうかという展開があるが、“みんなで考えよう”という部分がこのまちづくりの前提にある中で、最終的に一般市民、地権者が具体的にどう関わればいいのかというところに行きつくと思う。その中で、実際に動いている組織の活動を漫画で紹介できれば、参加しやすいのではないと思う。また、お話の中で挙げっていたフェイスブックについてだが、これは既に立ち上げている。フェイスブックやツイッターの普及に伴い、ブログは以前ほど人気なくなっているが、色々な情報を更新するという部分ではブログの方が扱いやすい。若手の会としては、そのブログを広めるという一環でフェイスブックを始めている。また、会員増強という部分で、欲しい人

	材をピンポイントに獲得するというお話があったが、まずは若い人の獲得というところで、以前から公募してもなかなか集まらない状況があった中で、お話のあった一本釣りによって 20 代を 2 名（学生と社会人）獲得している。なぜ若い人かという、先程、又吉委員からギャップの話があったが、10 年活動してくると若手の会も若手ではなくなっているという話がよく出る。世代間のギャップをどう埋めるかという組織の体制づくりが必要ということで、一本釣りでも若い世代を獲得しようと動いている。
石原委員長	若手の会も 10 年間活動を続けてきた中で、膨大な意見が積み上げられてきており、それも一目で分かるように具体化された整理ができればと思う。特に世代間のギャップというところでは、若手の会の OB 会を作るといった仕組みづくりも効果的ではないかと思う。
平良委員	この検討委員会には、今年度から初めて参加させて頂く。婦人連合会も任期があるため、年度毎に新しい方が委員として参加されると思う。私自身も今回初めてで、これまでの経緯について目を通して、10 年以上かけて色々な取り組みが展開されていることが理解できた。普天間飛行場の問題については、地主会の会長を始め、地主会の皆様方が声を出してきたことが、返還に向けての動きに繋がっていると思う。地主会の皆様方には感謝申し上げたい。若手の会の皆様方のお話が色々出て、会の存在自体を初めて知った。若手の会も若い世代（大学生や高校生等）を含めて色々な角度から議論を進めていくのも良いと思う。資料④（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）の漫画で訴えるというパンフレットについても分かり易く書かれており、本当に良いと思う。特に、働く場所や買い物をするところ、住むところといった市民の生活に直接関係する内容で作られているので、共感し易いと思う。石原委員長からお話のあったように、是非シリーズ化して頂き、色々な角度から跡地のまちづくりを考えるきっかけを市民の皆さんに与えられたらと思う。宜野湾市として豊かな財政づくりをするために、観光客を呼び込めるようなまちづくりが必要かと考える。これから普天間飛行場の跡地がどうなるか楽しみである。
石原委員長	平良委員は今回若手の会を始めて知ったということもあるので、事務局より組織（若手の会、NB ミーティング）のご説明を頂きたいと思う。
事務局	若手の会については、将来地権者になる子供や孫の世代で構成されている組織である。NB ミーティングについては、正式名称が「ねたてのまちベースミーティング」で、宜野湾市に住んでおられる市民の方々に構成されている組織である。琉大生については、特に NB ミーティングと連携して取り組みを進めている。

石原委員長	新しく参加された委員については、我々が当たり前として思っていることが、そうではない部分があるため、今後もその点に配慮してご説明を頂けたらと思う。
新里委員	先程、又吉委員からお話があったように、沖縄県の跡地利用提案コンペの中にあった中学生サミットは非常に良かったと思う。NB ミーティングも若手の会もそうだと思うが、跡地利用を考える上で、県市共同で進められている「全体計画の中間取りまとめ」に関する資料を先に提供頂いて、素人なりに理解していくというところからスタートしたが、あまり専門的な話が多くなり過ぎている気がする。今回中学生による発表を聞いて、市民を対象に跡地利用について関心を持ってもらうための市民懇談会を市の主催で開催しているが、その中で、将来的に宜野湾のまちがどうあって欲しいかという点をテーマに、小学生、中学生、高校生、大学生といったこれからまちを担っていく子供たちを対象にサミットを行ってみるのも良いのではないかと。まずは子供たちの意識付けという部分が先ではないかと思う。今回、資料④（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）として漫画本が出されているが、この漫画本を活用しながら、子供たちにまちづくりについて考えてもらうシンポジウムを開催した方が良いのではないかと感じた。あまり難しい説明は必要ないのではないかと感じた。今までは、先に先にとということで、専門家の資料だけを見て勉強してきたが、一般市民としてはそこまでの認識は持たなくても良いのではないかと感じている。“夢のあるまち”を語れる場が必要ではないかと個人的に思う。
石原委員長	市民の目線からご意見として非常に的確だと感じる。市民の目線は非常に重要だと思う。ぜひ新里委員からのご提言は事務局としても受け止めて取り組んで頂ければと思う。専門家の間では通じるかもしれないが、肝心の一般市民から見ると何を言っているのかさっぱり分からないという風になりかねない。また今回、委員である宜野湾市自治会長会の会長さんが欠席となっているが、一般市民の代表でもあるため、欠席される場合は是非代理という形でどなたか出して頂きたいと思う。その場で意見はなくても、この場で話し合われている空気を持ち帰って頂くだけでも違うと思う。
福里委員	夢のある話というのは希望の話でもあるため、皆さんの意見を聞いていると楽しい。私は少し視点を变えて、ご質問をしてからご意見を述べさせて頂きたいと思う。NB ミーティングについては、資料②（検討委員会における提言と対応の整理）を見ても分かる通り、参加者が少ないということがここ数年の課題として挙げられているが、どのような周知をされて参加者を募っているのか、後で教えて頂きたいと思う。今回の検討委員会の内容等について、前もって事務局から説明を受けており、資料も頂いているが、資料④（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）の漫画本を車の後部座席に置いていたと

ころ、小学生になる私の孫がそれを見つけ、私が読んでみるように促すと「面白い」、「分かり易い」といった反応が返ってきた。小学生がそのように評価するぐらいであるため、本当に分かり易い内容になっていると思う。この漫画本について次のシリーズがあるとすれば、少し工夫して頂きたい点を申し上げたいと思う。内容についてだが、普天間飛行場があることを指摘（不便性や危険性等）している内容になっている。それも当然述べながら、P3にあるような道路はこのようにあると便利といった内容や野嵩から真栄原まで行くには時間、ガソリン代がどれだけかかるといった利害的な内容も含めた構成にして頂けるとイメージをさらにキャッチしやすくなり、もっと関心を持ってもらえるのではないかと思う。また、普天間飛行場はどのくらいの広さがあるのかという点で、坪だと理解できるが ha 表記だと分かりづらい。その中で P4 や P5 にある内容（1ha=100m×100m、宜野湾海浜公園の約 20 倍）はとても分かり易いと思う。その広さを持った跡地の中でまちづくりを進めることによって、人口がどのくらい増えるといった具体的なイメージを述べてあげるとなお面白いのではないかと思う。そのような宜野湾市の発展に結び付く部分も次のシリーズで盛り込んで頂ければと思う。もう少し論理的な説明よりも感情に訴える訴求点みたいなものもアイデアとして盛り込めれば、訴える力が強くなり、見て面白くなると思う。

石原委員長

さすが商工会の会長さんだと思う。色々なアイデアを出して頂いた。まず最初にあった NB ミーティングへの参加者の募集方法に関するご質問とご提言頂いた内容について、事務局からお答えを頂きたいと思う。

事務局

当初 NB ミーティングについては、メンバーについて半公募型のような形も議論としてはあったが、結果的には各市民団体の代表に参加して頂くという形で、お声掛けしたのは 20 数名である。結果的に現在参加頂いている人数は 6～7 名という状況である。現在の NB ミーティングの活動はそのような状況だが、実は資料④（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）の漫画本については、一つのきっかけとして活用したいという考えもあって作成している。市民の皆さんにおいては、身の回りの環境という部分は非常に関心が高いと思うので、イベント的にまち歩き等を開催する中で、身の回りの話だけではなく、宜野湾市の構造が変わるような跡地利用についても考えてもらうという展開を作っていきたいと考えている。来年度以降そのようなステップを踏んだ中で新メンバーを募りたいと考えている。先程からこの資料④（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）の漫画本のシリーズ化ということで、ご提案頂いているが、事務局としてもどのような形でシリーズ化していくかについてはこれから検討が必要と考えている。その中で、漫画本の最終頁に若手の会、NB ミーティングの紹介があるが、その組織がどんな取り組みをされているかという部分で、実際に若手の会、NB ミーティングのメンバーがキャラ

クターとして登場し、会としてこんな取り組みをしているといった展開を漫画形式でできればと考えている。今回の漫画本では、普天間飛行場の下を通る地下水の話をしているが、かなり文化財、自然環境調査もされているので、それらについても旧来の文献資料という形ではなく、子供たちにも分かるようなものを漫画でまとめるといった展開もできればと考えている。

石原委員長

NB ミーティングの会員を集めるということが難しいという部分は当初から懸念されていた部分でもある。あの段階では難しかったが、現段階からは集まりやすくなるのではないかと考えている。そのためにも先程から出ているフェイスブックやツイッターといった媒体を活用する必要があると思う。漫画という部分では、若手の会がこれまで検討していきっている提言書（公園、交通、住宅地、都市拠点）についても、それぞれ漫画化できると良いと思う。ぜひ事務局にはご検討頂きたい。

下地委員

先程からお話にあがっている跡地利用提案コンペについてだが、県内外から 79 作品が集まった。その内、一次審査で入選 15 作品と二次提案者 5 者を選定し、先日最終審査を行った。私も主催者側だが、大人の 5 作品は内容が難しく、分析しないと解けない提案であった。中学生のサミットは、キャッチコピーも含めて非常に分かり易かった。サミットの模様は審査の関係上、生では見れなかったが、その後 DVD で見て非常に良かったと感じた。また、子供たちの発表に至るまでの過程も重要で、学校終わりにワークショップを行い、子供たち自身で検討結果をまとめている。そのような過程も含めて、子供たちにとっても良い経験になったのではないかと考える。中でも普天間中学校の生徒は積極的で、県全体で子供たちの意欲を高めるような取り組みも必要だと感じた。今回の検討委員会では、これまでの検討委員会における経緯をペーパーとしてまとめておられるが、非常に重要なことだと思う。委員会のメンバーが入れ替わることで、議論が振り出しに戻ることがないように、各委員が共通の情報として共有する必要がある。また、中身についてもアイデアが詰まっていると思う。そのアイデアが生まれた経緯となる資料も機会があれば見させて頂きたいと思う。県市の委員会も同様で、有識者の先生でも「全体計画の中間取りまとめ」について、急に出てきた感がするというご意見があったが、この取りまとめに関しても過去 10 年間積み上げてきたものであるという説明をして納得して頂いた。これまでの積み重ねも含めて、次に繋ぐということは非常に重要なことだと考えている。今年度は、特に新しいことが多い年だと感じている。新しい法律もでき、県としても新年度から跡地の先行取得を市と共同で行う。また、「全体計画の中間取りまとめ」を行う節目の年でもある。次年度から普天間飛行場の跡地利用についても新しいステージ、局面に入ることになる。県としては広域的な観点から考えていく役割があり、「全体計画の中間取りまとめ」を行って、県民に対して普天間飛行場跡地をどう考えていくのかというメッセージを示し

	て、県民の意向を把握したいと考えている。そのためには、地権者、市民がどう考えていくかという部分が一番の基礎となる。それをしっかりおさえた上で、県民に発信していきたいと考えている。これまで以上に、こういった取り組みの重要性がますます高くなると思う。普天間飛行場の跡地利用は、21 世紀ビジョンにも謳われているように、宜野湾市のみならず、中南部都市圏、沖縄県全体の発展に繋がるという位置付けもしている。事務局にお願いがあるが、資料①（平成 24 年度第 1 回検討委員会以降の活動報告）の P6 に「跡地利用特措法」に関する説明会の内容が取りまとめられているが、今回県として初めて地権者の説明会に参加しており、大きな出来事でもあるため、その内容も加えて頂けたらと思う。また、特措法だけでなく、土地の先行取得に関する内容も説明しているため、その点も加えて頂けると有難い。
石 原 委 員 長	今の件に関して、事務局からお答えがあればお聞きしたい。
事 務 局	ご指摘のあった点については、資料に反映したい。
石 原 委 員 長	下地委員のお話を聞いて、子供は宝だと実感した。大人以上のアイデアを子供は自由に出せる。この普天間飛行場跡地のまちづくりは、琉球の歴史を振り返っても未曾有の出来事だと思う。県民への意向調査の際には、そのような歴史的大事業に変わるという部分を強調して頂きたいと思う。ただ単に軍事基地が返還されて、まちづくりをするということはもちろんのことだが、歴史的大事業に参加するという意欲を駆り立てさせるようなキャッチコピーを作って頂いて展開して頂きたいと思った。
新 里 委 員	今回は、内閣府沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課長である照屋の代理として、初めて参加させて頂いているため、意見ではなく感想を述べさせて頂ければと思う。資料②（検討委員会における提言と対応の整理）に整理されているように、これまで 13 年間の合意形成に向けた取り組みについては、関係者の皆様を含め、大変ご苦勞なされたのではないかと感じている。私ども沖縄総合事務局としても合意形成を図る取り組みについては、市町村支援事業というものがあり、アドバイザー等の専門家の派遣を行っている。今年度も宜野湾市さんから要請を受けて、2 名の専門家を講師として派遣している。また、次年度からも取り組みについては続けていきたいと考えているので、協力しながら跡地利用の推進を図っていききたいと思う。
石 原 委 員 長	それでは時間も押し迫ってきているので、これも恒例となっているが、全体のまとめを上江洲委員にお願いしたいと思う。
上 江 洲 委 員	これまで活動をしてきて、この成果は今日皆さんの発言の中にも出ていたので、それを申し上げたいと思う。これまでの県民フォーラムや地権者の勉強会でも

お話をしたことがあるが、若手の会については、まちづくりについて素人でもある一般の地権者の橋渡し役となるスペシャリスト集団として、いずれは自立して欲しいというお話をしたことがある。また、漫画本として若手の会の活動を今後取り上げるというお話があったが、その時にも若手の会の活動がいずれドラマ化や映画化されればという話をしたことを非常に懐かしく思い出す。県民フォーラムでは、石原委員長がおっしゃっていたように、まちづくりそのものの過程が売りになるのではないかというお話もさせて頂いた。これだけの巨大な開発がされるのも後にも先にもないだろうということで、沖縄だけでなく日本や世界に発信できるまちづくりそのものの過程が売りになるというお話をさせて頂いたのを覚えている。そこからすると今逆に専門家になったからこそ、若手の会も NB ミーティングも地主会の皆さんも見えてくる景色があるんだなというのを改めて感じた。その域に達したので、今度は次のステップに進む時期だと思う。NB ミーティングに関しても取っ掛かりも見つけられたということで、仲間が増えていくと思う。先程フェイスブックのお話が出たが、活用方法として国、県、市といった行政の力を借りなくてもパブリックコメントが取れる時代になっているので、いずれそのような使い方をして、活動の幅を広げて頂きたいと思う。また、先程、漫画本の中で、どちらかという弱点のみが指摘されているというお話があったが、確かに利点の部分が必要かと思う。こんなポテンシャル（潜在能力）があるというのは、専門家の皆さんはよくされるが、それを伝えるのが難しいため、それをどうにか伝えてもらいたい。沖縄国際大学にいとよく見えるが、普天間飛行場はとて景色が良い。夕日もきれいで、北谷の夜景も含めて全て一望できる。それだけの眺望を持っているため、それもポテンシャルの一つだと思っている。今回も色々な意見が出されたので、これがまた次に繋がっていくと思う。

石原委員長

上江洲委員からもお話を頂いたように、若手の会もお墨付を頂いたため、自信を持って全体をリードしていくような役割を自覚して、今後も取り組んで頂きたいと思う。それは NB ミーティングについても同様の事だと思う。今日も活発なご意見を頂いたと思う。ご協力頂き、どうもありがとうございました。

(3) 第3回検討委員会実施概要及び議事要旨

1) 実施概要

日 時 : 平成 25 年 3 月 15 日 (金) 15:00~17:00

会 場 : 宜野湾市農協会館 2 階 (でいご/さんだんか)

出席者 : 《委員》

(敬称略) 石原 昌家 (沖縄国際大学 名誉教授) 【委員長】

上江洲 純子 (沖縄国際大学 准教授) 【副委員長】

照屋 喜博 (内閣府沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課長)

下地 正之 (沖縄県企画部企画調整課跡地対策監) ※代理: 安里 栄作

又吉 信一 (宜野湾市軍用地等地主会 会長)

佐喜眞 祐輝 (宜野湾市軍用地等地主会 副会長)

新城 嘉隆 (宜野湾市自治会会長 会長) ※代理: 富浜 宗俊

平良 エミ子 (宜野湾市婦人連合会 会長)

福里 清孝 (宜野湾市商工会 会長) ※代理: 西銘 史則

大川 正彦 (普天間飛行場の跡地を考える若手の会 会長) 代理: 呉屋 力

新里 均 (ねたてのまちベースミーティング 会長)

《事務局 (宜野湾市基地政策部基地跡地対策課)》

田場 盛茂、仲村 等、渡嘉敷 真

《事務局 (昭和株式会社)》

安藤 彰二、丸山 昭彦、崎山 嗣朗、嶋岡 強太

議 題 : 1. 市民への情報発信について
2. 今年度の成果と課題について
3. 平成 25 年度からの意向醸成・活動推進調査の方向性と対応について

配布資料 : 次第

【資料①】 普天間飛行場跡地関連ホームページリニューアル (案)

【資料②】 今年度の取り組み成果と課題について

【資料③】 平成 25 年度からの意向醸成・活動推進調査の方向性と対応について

【資料④】 平成 24 年度関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会
(第 2 回) 議事録

【参考資料①】 みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり

【参考資料②】 普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取り
まとめ」(委員会案) 及び普天間飛行場の跡地利用計画策定に向
けた県民意向調査

2) 議事要旨

石原委員長

本日は代理で4名の方に出席頂いているが、本検討委員会は全員にご発言の機会を設けているので、活発な意見を賜りたいと思う。先程事務局からご説明頂いたが、市民がどうまちづくりに参加していくかという部分については、まず関心のある身の回りのまちづくりから考えていくということで、まち歩き等のご提案があった。事務局には、事前説明の際にも申し上げたが、私自身、宜野湾市の市史づくりに関わってきた経験も踏まえて言うと、市史づくりにあたっては民俗調査が行われている。このまち歩きは、全自治会単位で行い、そこに住むお年寄りの皆さんのご意見（昔の状況等）も聞きながら実施すると、NBミーティングへの参加を促す上でも効果的かと思う。本日は、宜野湾市自治会長会の代理で富浜委員が出席されているが、今後自治会の役割は大きいと思う。本検討委員会の習わしになっているが、まずは副委員長の上江洲委員にトップバッターとして口火をきって頂きたいと思う。

上江洲委員

説明する側も聞く側も大変だったと思うが、ここからの議論が非常に重要となるので、皆さんの議論の端緒となるような話をさせて頂いて、次に繋げていきたいと思う。今回、資料①（普天間飛行場跡地関連ホームページリニューアル（案））として、ホームページリニューアルの提案が出てきたことは、非常に良いことだと思う。このホームページリニューアルに関しては、年度末の限られた時間の中で着手されるとのことで、市の意気込みも伝わってくる。是非リニューアルして頂きたい理由として、学生にもできるだけ市のホームページを使って欲しいと思っており、宿題で出すことが多いが、なかなか情報に行き当たらず、果てはそのような情報は載っていないと学生の方から言われてしまう。そのようなことがずっと続いており、今回は市のトップページにバナーを設けて、すぐジャンプできるという仕組みにも大賛成である。その際に、使っている側として感じる点をいくつか申し上げたい。きっかけになるような情報提供という部分で、なんとなく辿り着く人たちと学校で「普天間飛行場について調べてみよう」、「まちづくりについて調べてみよう」といったお題が出されて、目的を持って市役所のホームページを利用されている人たちがいると思う。資料①（普天間飛行場跡地関連ホームページリニューアル（案））P3にホームページの構成を見ると、私たちは「若手の会」や「NBミーティング」といった言葉を聞いても分かるが、それがトップに出ているとなかなかクリックしてもらえない状況があると思うので、アイコンにポインターを合わせたときに、普天間飛行場の情報や概要を知りたい人もどうぞといった案内があった方が良く思う。また、「若手の会」や「NBミーティング」の紹介ページがせっかくできるので、それぞれの組織からも載せて欲しい情報やこのようにした方が分かり易いといった会の方からもホームページに対するご意見を出して頂きたいと思う。情報量の多く現行ページをうまく活用できないことが今回のリニュー

アルの目的だと思うが、現行ページの情報もすごく充実しているので、現行ページへのリンクも貼ってうまく活用できるような工夫も行って頂きたいと思う。資料③（平成 25 年度からの意向醸成・活動推進調査の方向性と対応について）P6 になるが、先程石原委員長も触れられた部分で、身の回りのまちづくりを考えることからスタートするという点で、まち歩きの活用はきっかけづくりになると思う。その際の単位だが、宜野湾市も広いので、いきなり全体から集めるのではなく、NB ミーティングのメンバーを募る上でも、地域ごとにまち歩きを行う方が効果が出やすいと思う。勉強会の開催にあたっては、周辺市街地の問題点が掘り起こされることになると思う。次のまちづくりの提案に繋げる際に、単に勉強会を行ったということで終わるのではなく、提案を市に届けられるようにワークショップ形式で勉強会を行って頂くと、もっと広がりが出るのではないかと感じた。

又 吉 委 員

今回が今年度最後の検討委員会ということで、時間が経過するのが早いと感じている。資料①（普天間飛行場跡地関連ホームページリニューアル（案））の情報発信の部分については、先程上江洲副委員長からお話があったように、グレードアップされて若い方からより一層の検索があるのではないかと期待をしている。また、今年度の取り組み成果と課題について、これまで検討されてきたことを取り組みとして行ってきた中で成果が出ていると思う。約 3,300 名の地権者がいる中で、地権者懇談会とはじめとした会合の中で、概ね賛同を得られている部分については評価をしている。その中で、参加していない方々が果たしてどう思っているのかという部分を危惧したい。合意形成がスムーズに行えないと、素晴らしいまちづくりは完成しないと思う。今後いかにして、これまで関わってこなかった地権者、市民、県民をどう関わらせるかという部分が課題になる。私自身、当初からこの取り組みに関わって 10 年以上になるが、合意形成に向けたステージが 5 つある中で、もうステージ 4 まで来ていると思っていたが、まだステージ 1 だという説明があった。これからどうするかという部分で、取り組みとしては毎年グレードアップしているが、データの成果しか出ていない。今年の 2 月に開催された「跡地利用提案コンペ発表会」の中で、中学生サミットが行われたが、そういった若い世代から機運を高めていく方策がないかと思う。予算にも関わってくるが、予算の範囲内でそのような子供たちを対象としたサミットやコンペを開催する等、市民の関心を高めるような方策が必要でないかと感じている。中学生サミットが行われた「跡地利用提案コンペ」には、PTA 関係者や保護者、教育関係者がたくさん来られていた。子供の活動をきっかけに、これまで関心のなかった地権者、市民、県民のまちづくりへの参加意欲、跡地利用への機運を高められるのではないかと感じているので検討して頂きたいと思う。また、若手の会や NB ミーティングも色々な活動を通して成果は出ているが、現状からするとなかなか参加者を増やすことは難

	しいと思う。組織としてさらに魅力を高めていくためにも、今後の先進地視察会は国内ではなく、海外も視野に入れて取り組んで頂きたいと思う。その上では、国、県、市を含めた行政側のバックアップをお願いしたい。
石原委員長	本検討委員会において、地主会会長である又吉委員や副会長の佐喜真委員のお言葉には非常に重みがある。今のご指摘については、事務局としてどのように考えているかお聞きしたい。
事務局	今年度開催した地権者懇談会や市民懇談会に比べ、2月に開催した「跡地利用特措法に関する説明会」には200名近くの参加があった。先行取得等地権者に直接的に関わる部分については関心度が高いという部分も含めて、今後テーマ設定等も含めて検討していきたい。お話のあった中学生サミットについては、専門家の話よりも反応が良かったと思う。そのような子供たちをきっかけに幅広い世代に発信していくという形も重要だと考えている。まちづくりは計画を作って終わりではなく、計画を作ってからが本当に重要となるため、委員の皆様からのご指摘・ご提言を反映させていきたいと思う。
佐喜真委員	資料①（普天間飛行場跡地関連ホームページリニューアル（案））の情報発信の部分について、私はホームページを活用することは少ないが、多くの地権者、市民、県民の皆さんに関心を持ってもらうことは大変重要で取り組みとして感心している。ホームページ以外の情報提供として、地権者には定着している地権者支援情報誌「ふるさと」での情報提供を徹底して頂きたい。また、市民に対しては、市の広報誌もあるため、そういった部分も活用して頂きたいと思う。資料②（今年度の取り組み成果と課題について）では、今年度の成果と課題が取りまとめられているが、地権者懇談会をはじめ、多くの会合をこれまで開催してきているが、なかなか参加者が集まらない状況にある。その中でも資料②（今年度の取り組み成果と課題について）P5で、「跡地利用特措法に関する説明会」が取りまとめられているが、この特措法については大変関心を持っている。宜野湾市では、平成13年度から昨年度まで、普天間飛行場等において、用地先行取得を行ってきた経緯がある。ただ財政的都合でわずかしき買取りを行えていない中で、多くの地権者、市民が要望したのは事実としてある。財源は確保されているため、宜野湾市と沖縄県はしっかり連携を取って、十分な対応をお願いしたいと思う。
石原委員長	佐喜真委員の方から専門的なお話があったが、事務局には掻い摘んで解説を頂きたい。
事務局	昨年4月に新しく法律が改正された。これまで宜野湾市では、平成13年度から単独で先行取得を行ってきた。現在約91%が民有地の中で、地主会、沖縄県も含めて国に要望した結果、今回の法律の制度ができた。県は11月の議会で、

佐喜眞委員

新しく条例・基金が設置されている。市としても3月の議会に条例案等を提案している。資料②（今年度の取り組み成果と課題について）P5では、県と市で今年の2月に跡地利用特措法に関する説明会を実施した内容を取りまとめている。この説明会以降、窓口に相談に来る地権者の方々も多く、十分な周知もできていないため、このような説明会は継続して行っていきたいと考えている。

石原委員長

期待している。
次に10年間活動を続けて熟成した組織になっている若手の会の呉屋委員からお話を頂きたいと思う。

呉屋委員

会を立ち上げて10年が経過し、熟成しているというお話については、我々としてはまだまだで、勉強していく必要があると感じている。資料③（平成25年度からの意向醸成・活動推進調査の方向性と対応について）P7に、新メンバー獲得に向けた若手の会の取り組みスケジュール（案）が掲載されており、4月が空欄になっているが、若手の会では通常の定例会とは別に、宿泊研修会を自主的に開催したいと考えている。年度の始めということもあり、会の運営についてしっかり議論したいと考えている。また、5月に新人発掘を踏めた基礎学習会を若手の会が主催で開催してはどうかという提案がされているが、数が限られている地権者への呼びかけについては、地主会にもご協力頂く必要があると思う。基礎学習会を1回開催しただけで、すぐに会の議論について来れるかというとなかなか難しいと思うので、段階的に取り組んでいくことが求められると思う。「（仮称）普天間飛行場まちづくり協議会」の立ち上げに向けて、若手の会では、各種の分科会を構成できるような人材・人員の確保に努めるというお話があったが、通常の定例会の中でも人数が多い時は、多くの意見を拾うためにグループ別の議論をしている。その際に、現行のメンバーと新人のメンバーをグループで分けて議論をし、どのような認識、考え方の違いを見るのも良いのではないかと思う。そのような新人の育て方もこれから考えていく必要があると考えている。7月、8月の勉強会については、毎年内閣府のアドバイザー制度を活用して講師を呼んでいるが、講師の呼び方も工夫（例：会の運営についてアドバイスして頂けるような講師等）が必要だと感じている。これは余談になるが、先程、又吉委員の方から海外視察のお話があったが、アドバイザーのところに派遣されるという形が可能であれば、海外視察もできるのではないかと考えている。今後は、時間をフルに活用して会の運営を丁寧にしていきたいと考えている。最近の定例会は、限られた時間の中で議論が物足りないと感じている。それはもっと議論したいという会として良い傾向だと思う。それらの点も含めて、4月の宿泊研修ではしっかり議論したいと考えている。資料①（普天間飛行場跡地関連ホームページリニューアル（案））の情報発信の部分で、前回、石原委員長からツイッターの活用というお話があったが、早速

	始めている。今あるブログと連携させてうまく活用していきたいと考えている。その中で、若手の会や NB ミーティングの紹介ページについては、ブログ、フェイスブック、ツイッターといった SNS の活用が挙げられているが、市でも独自に SNS の活用はできないのか。市の情報を我々が発信するのも良いが、市が直接行った方が早いと思う。また、現行ページの整理も必要かと思う。例えば、県民フォーラムのバナーが設置されているが、内容に飛ばないといった部分もある。その点も含めて改善して頂きたいと思う。
石原委員長	呉屋委員から具体的なご提案があったが、それについては市の回答を頂きたい。
事務局	フェイスブックやツイッターといった SNS の活用については、市全体がまだ対応していない状況もあるため、今後の課題だと考えている。
呉屋委員	市の担当職員が直接的にやるのも面白いと思う。
新里委員	資料①（普天間飛行場跡地関連ホームページリニューアル（案））については、一目見て面白そうだと感じるデザインになっており、若い世代も目を向けてくれるのではないかと期待している。また、資料③（平成 25 年度からの意向醸成・活動推進調査の方向性に対応について）でご説明があったように、合意形成に向けた第 1 ステージが終わりつつある中で、人材育成は非常に重要だと思う。NB ミーティングとしても一生懸命取り組んでいるところではあるが、跡地利用に関する議論が専門的過ぎていたことも含め、なかなか繋がらない部分がある。その中で、資料③（平成 25 年度からの意向醸成・活動推進調査の方向性に対応について）P6 に、市民への対応を含めた NB ミーティングの取り組みスケジュール（案）が掲載されており、前半にまち歩きや勉強会の開催が提案されているが、広報の仕方にもよるが市全体に呼びかけてしまうとなかなか参加者は集めきれないと思う。先程、上江洲副委員長からお話があったように、例えば複数の自治会を一つにまとめて、開催する方法が効果的だと思う。「全体計画の中間取りまとめ」を含めた計画づくりの進捗に関する勉強会を 1 時間開催し、その後地域を散策し、周辺市街地と跡地利用の関連性に関する勉強会を 2 時間開催する計 3 時間程度の勉強会が開催できれば面白いと思う。宜野湾市は 23 区あるため、5 字をまとめて開催するとすれば 5 日間程度で、1 年間で一回りするような開催ができないかと思う。現在は仮称となっている「（仮称）普天間飛行場まちづくり協議会」については固い印象を受けるため、夢のある分かり易い名称に変えてもらった方が良くと思う。
平良委員	これまで 10 年以上の取り組みを見ると、ホームページや漫画本の作成等取り組みの進歩が見られる。夢のあるまちづくりに向けてこれまで取り組んできたことが、形になっていくことは素晴らしいと思う。市民と NB ミーティングは共に同じ考え方、地権者と若手の会も共に同じ考え方を持っていると認識して

	いる。その中で、資料②（今年度の取り組み成果と課題について）で今後の取り組み課題が整理されているが、今後どのような取り組みが必要かというアンケート調査を市民、地権者それぞれ分けて取ってみてはどうかと考えている。本検討委員会の委員については、役割に応じて変わっていくと認識しているが、せっかく関わったのに任期が終わってしまうと関わらなくなるのはまちづくりを考える上でマイナスではないかと思う。NB ミーティングについては、どのくらいの参加者がいるかは分からないが、任期が終了した委員をまずは NB ミーティングの名簿に入れて、何かあるときは通知をして参加して頂ければ人数も集まり、会の活性化に繋がるのではないかと思う。
石原委員長	非常に具体的で建設的なご意見だと思う。具体化するには事務局の方でメンバーを把握しているため、実行して頂きたいと思うが、事務局の考えをお聞きたい。
事務局	おっしゃる通り、関係者とのネットワークを繋げていく必要があると考えている。
富浜委員	今回代理として出席させて頂いているが、青年会時代に 8 年前に跡地利用に関するワークショップに参加した覚えがある。その際にテーマパーク等があったら良いという意見を出した記憶がある。自治会にも普天間飛行場跡地利用計画策定に向けた資料が各戸に配布するように市から届けられているが、一市民として現実的な問題ではないという認識を持っていた。この検討委員会に参加する機会を得て、市民への情報発信についても工夫をされていることに、大変感心した。漫画本「みんなで考えよう夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり」も非常に分かり易くて良いと思う。普天間飛行場の跡地利用については、地権者とその開発に関わる行政、企業だけの問題という認識しかなかった。参考資料で用意されている普天間飛行場の跡地利用計画策定に向けた「全体計画の中間取りまとめ」（委員会案）では、大まかな計画イメージに加え、都市拠点や振興拠点といったゾーニングがされているため、市民として分かり易く知れば良いと感じた。この検討委員会に参加しないと分からなかった部分があるので、市民もこのまちづくりに参加できるといった形で意識を高められるような情報提供をして頂ければ、とても夢のある宜野湾市ができると思う。
石原委員長	今後の市民への周知に向けて、非常に参考になる意見だと思う。今のご意見を尊重しながら、どうすれば市民に周知できるのかという部分を考えて頂きたい。
西銘委員	我々商工会では、普天間飛行場の跡地利用に関する話題が上ったことは、理事会を含め一度もない。何でこんなことになっているのか、皆さんのお話を聞きながら考えていた。私は宜野湾市民ではなく、企業市民で会社が宜野湾にあることで関わっている部分がある。企業市民としても将来素晴らしい公園ができ

	ることを期待している。地主会会長の又吉委員には、昨年初めてお会いしたが、地主会としては大規模公園を推奨しているとのお話を聞いていたため、初対面にも関わらずその意向を確認させて頂いた覚えがある。会長としても大規模公園を推奨するとのお話を確認でき嬉しく思った。一般市民からすると、公園に一番関心がある。正月休みにたまたまコミュニティデザインという本を読んだが、サンフランシスコの基地跡地を公園（クリッシー・フィールド）にした内容が紹介されていた。クリッシー・フィールドでは、市民や各種団体が色々な関わり方をされており、普天間でも参考になると感じた。先程も申し上げたが、一般市民は公園に関心がある。本日は国、県の方々も出席なさっているが、地主会や若手の会、NB ミーティングの方々、委員長も含めて視察研修されてみてはどうかと思う。また、跡地のまちづくりに琉球大学の学生さんは参加されているようだが、一番近い沖縄国際大学の学生さんが参加されていないのがとても不思議に感じる。
石原委員長	期待していた以上に刺激的な意見で、事務局としては今後の参考になる意見を頂けたと思う。
安里委員	県としては、宜野湾市と共同で跡地利用計画に向けた「全体計画の中間取りまとめ」を行っている。又吉委員の方からお話のあった「跡地利用提案コンペ」については、中学生に参加して頂いて大成功を収めることができた。跡地利用について関心を高めるための一つのきっかけでもあった。資料①（普天間飛行場跡地関連ホームページリニューアル（案））でも取り上げられているが、情報発信についても工夫がされているということで非常に大事なことだと思う。また、その情報を共有するという部分についても、今後の跡地利用を推進するにあたって重要なことだと思う。色々な課題も挙げられているが、この地道な取り組みが今後の良い跡地利用に繋がっていくと考えている。県としても色々な形で協力していきたいと思う。
照屋委員	資料①（普天間飛行場跡地関連ホームページリニューアル（案））を含めて、色々な形で情報発信を考えておられる点について、非常に感心している。又吉委員からこれまで色々な取り組みをしてきた中で、目に見える結果を得られていない点が物足りないというお話があったが、返還が見えない中でモチベーションの維持も大変だと思う。県民フォーラムでは、シンガポールのお話も含め、色々なことに取り組むことで素晴らしいまちができるというお話があった。若手の会ではアドバイザー制度を活用して頂いて、我々としてもお手伝いをしているが、要望も含めて出して頂ければ我々としても検討したいと考えている。公園については、色々なハードルがあるが、要望も含めて検討していきたい。
石原委員長	時間も大分過ぎているが、これも本検討委員会の習わしであるが、最後に上江

上江洲委員

洲副委員長からまとめを頂きたいと思う。

情報発信については、漫画本やホームページのリニューアル等の工夫が出てきている。また、これまで色々悩みながら行ってきた、過去行ってきたものでうまくいかなかったものもあると思うが、時間が経過し状況も変わってきた中で、効果的な手段になっている可能性もある。その点も含めて試してみるのも良いかと思う。まち歩きについては、やってみないと分からない点もあると思うが、まちづくりについては行政もノウハウを持っているため、他の部署と連携しながら取り組んで頂きたいと思う。若手の会と NB ミーティングについては、専門性が高まった部分は良いと思う。その中で固定化されたメンバーは、「全体計画の中間取りまとめ」に対してしっかり意見を出すという立場と、人材育成という部分についてはファシリテーターとして若手を育成していくという喜ばしい段階に来たと思うので、頑張ってもらいたい。西銘委員からのご指摘に関してだが、沖縄国際大学の学生も過去に若手の会の勉強会に参加させて頂いている。また、コンペにも応募させたが、なかなか絵を描くのが苦手で文系の学生が参加できるような取り組みも考えていく必要があるというお話は第2回検討委員会でもさせて頂いた。工学系の学生さんたちの知恵も必要だが、私のいる地域行政学科は行政、政策そのものに関心のある学科であるため、その視点も重要かと思う。また、西銘委員から企業市民というお話があったが、沖縄国際大学も周辺になるため、まちづくりの観点からいくと学生住民という言い方になるかもしれない。いま思いついたことだが、今後まち歩きを含めたまちづくり講座を行っていくにあたって、4月のスケジュールが空いている。昨年になるが、宜野湾市の基地跡地対策課に依頼をして講義に来て頂いたことがある。その進化版として、今回プレまちづくり講座をやれたら良いと思う。先程、新里委員から3時間程度の勉強会というお話があったが、講義は90分であるため、その圧縮版として4月にやってみるのも良いのではないかと思う。思いつきではあるがご提案したい。我々沖縄国際大学の学生にもそのようなことを通して跡地のまちづくりに関わる継続性を持たせたいと思う。

又吉委員

本日代理で出席されている西銘委員は、商工会の副会長をされている傍ら、環境の分析もされている素晴らしい人材であるため、是非活用して頂きたいと思う。

石原委員

西銘委員からお話のあった企業市民という言葉は初めて耳にした。是非これから使わせて頂きたいと思う。事務局にお聞きしたいが、資料③（平成25年度からの意向醸成・活動推進調査の方向性と対応について）P8にあるぎのわん・夢・まちづくりシリーズは、漫画を作成するということで宜しいか。

事務局

ここで挙げているシリーズは、全て漫画本を予定している。

石原委員長

「シリーズ 6：私たちも宜野湾のまちづくりを考えよう」は、各自治会で特徴があるため、その特徴ごとに作って頂きたいと思う。シリーズとしては予定より多くなるが、そのことにより人材発掘にも繋がると期待しているため、是非お願いしたいと思う。また、資料①（普天間飛行場跡地関連ホームページリニューアル（案））P3にある「②詳しく知ることのできる漫画本の掲載」の中で、誤字があるため修正をお願いしたい。本日も活発なご意見を各委員から賜うことができた。ご協力どうもありがとうございました。

資料編

資料１：合意形成に関わる活動年表

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
【平成 13 年度】		
11 月	情報誌ふるさと 1 号発行	
11 月 27 日	第 1 回全体計画策定検討会議	
12 月 4 日～10 日	地権者ヒアリング（懇談会）	
12 月 20 日	第 1 回全体計画策定委員会	
12 月 25 日	第 2 回全体計画策定検討会議	
1 月 17 日	第 3 回全体計画策定検討会議	
1 月 30 日	第 2 回全体計画策定委員会	
2 月 7 日	第 1 回各種団体等意見交換会	
2 月 13 日～15 日	策定委員会視察研修会（港北ニュータウン、新本牧地区）	
2 月 19 日	第 2 回各種団体等意見交換会	
2 月 21 日	第 3 回全体計画策定委員会	
2 月 26 日	第 4 回全体計画策定検討会議	
2 月	情報誌ふるさと 2 号発行	
3 月 12 日	第 4 回全体計画策定委員会	
【平成 14 年度】		
5 月 13 日～24 日	第 1 回地権者懇談会	
7 月 12 日	各種団体懇談会（文化協会）	
8 月	情報提供窓口・ホームページの開設	
8 月 7 日	各種団体懇談会（婦人連合会）	
8 月 10 日～11 日	はごろも祭りにおける普天間ブースの設置	
9 月	情報誌ふるさと 3 号発行	
9 月 17 日～24 日	第 2 回地権者懇談会	
9 月 27 日	第 1 回合意形成推進委員会	
10 月 21 日 ～11 月 1 日	平和資料展における普天間ブースの設置	
10 月 22 日	総合学習の展開に向けた教育委員会との調整	
11 月	情報誌ふるさと 4 号発行	
11 月	総合学習の展開に向けた教育委員会との調整（校長会議での説明）	

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
11月26日～29日	第3回地権者懇談会	 第3回地権者懇談会
12月	広報誌による取組みのPR	
12月19日	第1回若手地権者懇談会	
12月25日	第2回合意形成推進委員会	
1月17日	総合学習の展開に向けた教育委員会との調整	
1月	情報誌ふるさと5号発行	
2月6日	総合学習の展開に向けた教育委員会との調整（校長会議での説明）	
2月7日～8日	第4回地権者懇談会	
2月21日	第2回若手地権者懇談会	
3月5日	各種団体懇談会（全33団体対象）	 各種団体懇談会
3月10日	第3回合意形成推進委員会	
3月	学校教員（総合学習担当）を対象としたアンケート調査	 はごろも祭りにおける普天間ブース
【平成15年度】		
6月4日	第1回合意形成推進委員会	
6月9日	情報誌ふるさと6号発行	
6月16日	地権者意向調査実施	
～8月25日		
6月30日	個別訪問回収にあたっての事前説明会	
7月1日～25日	個別訪問回収	
7月17日	第1回若手地権者懇談会	
8月2日～3日	はごろも祭りにおける普天間ブースの設置	
9月17日	第2回合意形成推進委員会	 第2回若手地権者懇談会
10月6日	第2回若手地権者懇談会	
10月	情報誌ふるさと7号発行	
10月16日	第1回各種団体懇談会	
10月15日～19日	第1回地権者懇談会	
10月	広報ちらし発行	
11月11日	第3回若手地権者懇談会	
12月9日	第4回若手地権者懇談会	
1月13日	第5回若手地権者懇談会	

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
2 月	情報誌ふるさと 8 号発行	
2 月 10 日	第 6 回若手地権者懇談会	
2 月 17 日～20 日	第 2 回地権者懇談会	
2 月 20 日	第 2 回各種団体懇談会	
3 月 9 日	第 7 回若手地権者懇談会	
3 月 15 日	第 3 回合意形成推進委員会	
【平成 16 年度】		
4 月 13 日	第 1 回普天間飛行場の跡地を考える若手の会	
5 月 11 日	第 2 回普天間飛行場の跡地を考える若手の会	
6 月 8 日	第 3 回普天間飛行場の跡地を考える若手の会	
6 月 14 日	普天間中学校におけるまちづくり学習の実施	
6 月	情報誌ふるさと 9 号発行	
7 月 7 日	第 1 回合意形成推進委員会	
7 月	広報チラシ発行	
7 月 22 日	第 4 回普天間飛行場の跡地を考える若手の会（基地内文化財巡り）	
8 月 10 日	第 5 回普天間飛行場の跡地を考える若手の会	
8 月 14 日～15 日	はごろも祭りにおける取組みの PR	
9 月 11 日	第 6 回普天間飛行場の跡地を考える若手の会(那覇新都心地区研修会)	
10 月	情報誌ふるさと 10 号発行	
10 月 12 日	第 7 回普天間飛行場の跡地を考える若手の会	
10 月 18 日～28 日	地権者支部別懇談会	
11 月 4 日	第 1 回各種団体懇談会	
11 月 9 日	第 8 回普天間飛行場の跡地を考える若手の会	
11 月 30 日	第 9 回普天間飛行場の跡地を考える若手の会	
		第 6 回若手の会（那覇新都心地区研修会）

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
12月5日	普天間中学校文化祭（学習成果の発表）	 若手の会・地主会役員意見交換会
12月9日	若手の会と地主会役員等との意見交換会	
12月21日	第2回合意形成推進委員会	
1月11日	第10回普天間飛行場の跡地を考える若手の会	
1月	広報チラシ発行	
2月8日	第11回普天間飛行場の跡地を考える若手の会	
2月	情報誌ふるさと11号発行	
2月	広報チラシ発行	
2月24日～26日	若手の会視察研修会（港北ニュータウン、八潮南部地区等）	
3月1日	第2回各種団体懇談会	
3月8日	第12回普天間飛行場の跡地を考える若手の会	
3月10日	第3回合意形成推進委員会	 第2回合意形成推進委員会
3月	情報誌ふるさと12号発行	
3月	広報チラシ発行	 若手の会視察研修会
【平成17年度】		
4月12日	第1回若手の会	
5月10日	第2回若手の会	
5月30日	第1回合意形成推進委員会	
6月14日	第3回若手の会	
7月11日	地主会役員・対策部会合同勉強会	
7月12日	第4回若手の会	
7月14日	情報誌ふるさと13号、ハガキアンケート、地権者懇談会資料等発送	
7月21日、22日、25日～29日	第1回地権者懇談会	
8月5日	普天間飛行場の跡地利用に関するレポート配布（市民）	
8月9日	第5回若手の会	
9月16日	第6回若手の会	

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
10月6日	普天間飛行場跡地利用対策部会	 婦人会勉強会
10月11日	第7回若手の会	
11月8日	第8回若手の会	
11月25日	情報誌ふるさと15号（地権者懇談会資料）、ハガキアンケート発送	
11月29日	まちづくり学習の取組み（嘉数中学校）	 若手の会基地周辺ウォーキング
11月29日	地主会役員・対策部会・若手の会合同会	
12月5日～7日、11日、12日	第2回地権者懇談会	
12月15日	第9回若手の会	
12月26日	第2回合意形成推進委員会	 地権者を対象とした講演会（沖縄国際大学講師 上江洲純子氏）
1月10日	第10回若手の会	
1月11日	まちづくり学習の取組み（真志喜中学校）	
2月3日	婦人会勉強会	
2月18日	第11回若手の会（基地周辺ウォーキング）	 第1回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会
2月23日	情報誌ふるさと16号発行	
3月4日	地権者を対象とした講演会（沖縄国際大学講師 上江洲純子氏）	
3月14日	第12回若手の会	
3月16日	第3回合意形成推進委員会	
3月28日	第13回若手の会	
【平成18年度】		
4月11日	第1回若手の会	
5月9日	第2回若手の会	
6月11日	第3回若手の会	
7月11日	第4回若手の会	
7月	跡地利用基本方針紹介映像作成	
8月1日	第5回若手の会	
8月12日～13日	宜野湾はごろも祭りでのPR	
9月4日	第1回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
9月6日	婦人会勉強会	

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
9月12日	第6回若手の会	 国営沖縄記念公園視察会（若手の会）
9月20日	情報誌ふるさと17号発行	
9月23日	国営沖縄記念公園視察会（若手の会）	
10月2日	普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会）	
10月	普天間飛行場跡地利用ニュース1号発行	 地権者懇談会
10月10日	第7回若手の会	
10月20日	情報誌ふるさと18号発行	
10月30日～11月1日、4日、6日～8日	地権者懇談会	
11月14日	第8回若手の会	 地権者等を対象とした講演会（佐賀県武雄市長 樋渡啓祐氏）
11月21日	各種団体代表者合同勉強会	
11月23日～25日	県外視察研修会（国営昭和記念公園、多摩ニュータウン）（若手の会）	
12月12日	第9回若手の会	
12月27日	第2回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	 第2回市民合同勉強会
1月16日	まちづくり学習の取組み（宜野湾中学校）	
1月16日	第10回若手の会	
1月18日	情報誌ふるさと19号発行	
1月23日	第1回普天間飛行場跡地利用に関する市民合同勉強会	 地権者等を対象とした講演会（佐賀県武雄市長 樋渡啓祐氏）
1月24日	地主会役員・若手の会意見交換会（地主会）	
1月27日	地権者等を対象とした講演会（佐賀県武雄市長 樋渡啓祐氏）	
2月9日	第2回市民合同勉強会	
2月13日	第11回若手の会	 第2回市民合同勉強会
2月15日	まちづくり学習の取組み（普天間中学校）	
2月27日	第3回市民合同勉強会	
3月9日	第3回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
3月13日	第12回若手の会	

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
3月13日	若手の会・ねたてのまちベースミーティング交流会	 若手の会・NB ミーティング交流会
3月15日	情報誌ふるさと 20号発行	
3月	普天間飛行場跡地利用ニュース 2号発行	
【平成 19 年度】		
4月10日	第1回若手の会	 宜野湾はごろも祭りでの PR
5月8日	第2回若手の会	
6月12日	第3回若手の会	
7月10日	第4回若手の会	 第6回若手の会
8月14日	第5回若手の会	
8月19日	宜野湾はごろも祭での PR	
9月4日	第1回 NB ミーティング	 富山市 LRT 視察会
9月11日	第6回若手の会	
10月2日	第2回 NB ミーティング	
10月3日	第1回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
10月	情報誌ふるさと 21号発行	
10月9日	第7回若手の会	
10月11日～13日	富山市 LRT、万博記念公園視察研修会（若手の会、NB ミーティング合同）	
11月13日	第8回若手の会	
11月20日	第3回 NB ミーティング	
11月22日	普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会との意見交換会）	
11月	情報誌ふるさと 22号発行	
11月26日～12月4日	地権者懇談会	
12月	普天間飛行場跡地利用ニュース 3号発行	
12月11日	第9回若手の会	
12月18日	第4回 NB ミーティング	
1月8日	第10回若手の会	
1月	普天間飛行場跡地利用ニュース 4号発行	

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
1月15日	第5回NBミーティング	 若手の会とNBミーティングによる意見交換会
1月16日	第2回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
1月	情報誌ふるさと23号発行	
2月	普天間飛行場跡地利用ニュース5号発行	
2月12日	第11回若手の会	
2月19日	第6回NBミーティング	
2月26日	若手の会とNBミーティングによる意見交換会	
2月29日	普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会役員と若手の会の意見交換会）	
3月4日	若手の会とNBミーティングによる意見交換会	
3月11日	第3回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
3月11日	第12回若手の会	 普天間飛行場跡地利用対策部会（地主会役員と若手の会の意見交換会）
3月18日	第7回NBミーティング	
【平成20年度】		
4月8日	第1回若手の会	 宜野湾はごろも祭りでのPR
4月15日	第1回NBミーティング	
5月13日	第2回若手の会	
5月20日	第2回NBミーティング	
6月10日	第3回若手の会	
6月17日	第3回NBミーティング	
7月8日	第4回若手の会	
7月15日	第4回NBミーティング	
8月10日	宜野湾はごろも祭りでのPR	
8月12日	第5回若手の会	
8月19日	第5回NBミーティング	 神戸・三田・芦屋市視察会
9月9日	第6回若手の会	
9月18日	第6回NBミーティング	
10月2日～4日	住宅地・都市拠点視察会（兵庫県神戸・三田・芦屋市）	

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
10月6日	第1回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	 第7回若手の会
10月14日	第7回若手の会	
10月21日	第7回NBミーティング	
11月	普天間飛行場跡地利用ニュース 7号発行 情報誌ふるさと 25号発行	
11月11日	第8回若手の会	 第1回若手の会・NBミーティング合同勉強会
11月18日	第8回NBミーティング	
11月24、29日	地権者懇談会	
12月6日	第1回若手の会・NBミーティング合同勉強会	
12月9日	第9回若手の会	 地権者講演会
12月16日	第9回NBミーティング	
12月18日	普天間飛行場跡地利用対策部会（第1回地主会役員と若手の会の意見交換会）	
1月	普天間飛行場跡地利用ニュース 8号発行	
1月13日	第10回若手の会	 普天間飛行場跡地利用対策部会（第2回地主会役員と若手の会の意見交換会）
1月20日	第10回NBミーティング	
2月	情報誌ふるさと 26号発行	
2月3日	第2回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
2月7日	第2回若手の会・NBミーティング合同勉強会	
2月10日	第11回若手の会	
2月14日	地権者講演会	
2月17日	第11回NBミーティング	
3月3日	普天間飛行場跡地利用対策部会（第2回地主会役員と若手の会の意見交換会）	
3月4日	市内各種団体出前勉強会（宜野湾市婦人連合会）	
3月6日	市内各種団体出前勉強会（宜野湾市自治会長会）	

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
3月10日	第12回若手の会	 若手の会・NB ミーティング意見交換会
3月11日	第3回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
3月16日	市内各種団体出前勉強会（建築士会）	
3月17日	若手の会・NB ミーティング意見交換会	
【平成21年度】		
4月7日	第1回若手の会	 第6回若手の会
4月14日	第1回NB ミーティング	
5月12日	第2回若手の会	
5月19日	第2回NB ミーティング	
6月9日	第3回若手の会	
6月16日	第3回NB ミーティング	
7月7日	第4回若手の会	 第1回若手の会・NB ミーティング合同勉強会
7月14日	第4回NB ミーティング	
8月11日	第5回若手の会	
8月18日	第5回NB ミーティング	
9月8日	第6回若手の会	
9月15日	第6回NB ミーティング	
10月	普天間飛行場跡地利用ニュース 10号発行	 地権者懇談会
10月13日	第7回若手の会	
10月14日	第1回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
10月20日	第7回NB ミーティング	
10月24日	第1回若手の会・NB ミーティング合同勉強会	
11月	情報誌ふるさと 28号発行	
11月10日	第1回普天間飛行場跡地利用対策部会	
11月10日	第8回若手の会	
11月16日～21日	地権者懇談会	
11月17日	第8回NB ミーティング	
11月26日～28日	環境・供給処理、地権者主体のまちづくり視察会（愛知県常滑市、田原市、東海市）	

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
12月	普天間飛行場跡地利用ニュース 11号発行	
12月8日	第9回若手の会	
12月15日	若手の会・NB ミーティング意見交換会	
12月19日	市民懇談会	
1月12日	第10回若手の会	
1月19日	第9回NB ミーティング	
1月26日	第2回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
1月26日	第2回普天間飛行場跡地利用対策部会(第1回地主会役員と若手の会の意見交換会)	
2月	情報誌ふるさと 29号発行	
2月9日	第11回若手の会	
2月16日	第10回NB ミーティング	
2月20日	地権者を対象とした講演会	
2月27日	第2回若手の会・NB ミーティング合同勉強会	
3月9日	第12回若手の会	
3月16日	第11回NB ミーティング	
3月17日	第3回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
【平成22年度】		
4月13日	第1回若手の会	
4月20日	第1回NB ミーティング	
5月11日	第2回若手の会	
5月18日	第2回NB ミーティング	
6月8日	第3回若手の会	
6月19日	第3回NB ミーティング	
7月13日	第4回若手の会	
7月20日	第4回NB ミーティング	
8月10日	第5回若手の会	
8月17日	第5回NB ミーティング	
9月14日	第6回若手の会	
9月21日	第6回NB ミーティング	

若手の会・NB ミーティング意見交換会

市民懇談会

普天間飛行場跡地利用対策部会(第1回地主会役員と若手の会の意見交換会)

横浜市・三郷市・越谷市視察会

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
10月12日 10月15日 10月19日 11月 11月9日 11月16日 11月11日～13日 11月29日～12月4日 12月14日 12月13日～24日 12月21日 1月8日 1月11日 1月17日～28日 1月18日 1月29日 2月8日 2月15日 2月18日 3月 3月8日 3月10日 3月15日 3月17日	第7回若手の会 第1回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会 第7回NBミーティング 情報誌ふるさと31号発行 普天間飛行場跡地利用ニュース13号発行 第8回若手の会 第8回NBミーティング 先進地視察会 地権者懇談会 第9回若手の会（第1回若手の会・NBミーティング合同勉強会） 普天間飛行場跡地利用パネル展 第9回NBミーティング 第1回若手の会・NBミーティング合同勉強会 第10回若手の会 普天間飛行場跡地利用パネル展 第10回NBミーティング 市民懇談会 第11回若手の会 第11回NBミーティング 第2回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会 情報誌ふるさと32号発行 普天間飛行場跡地利用ニュース14号発行 第12回若手の会（第2回地主会役員と若手の会の意見交換会） 第2回若手の会・NBミーティング合同勉強会 第12回NBミーティング 第3回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	 地権者講演会  第1回若手の会・NBミーティング合同勉強会  市民懇談会  第2回地主会役員と若手の会の意見交換会

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
【平成 23 年度】		
4 月 12 日	第 1 回若手の会	 若手の会定例会
4 月 19 日	第 1 回 NB ミーティング	
5 月 10 日	第 2 回若手の会	
5 月 17 日	第 2 回 NB ミーティング	
6 月 14 日	第 3 回若手の会	
6 月 21 日	第 3 回 NB ミーティング (第 1 回若手の会・NB ミーティング合同講演会)	
7 月 12 日	第 4 回若手の会	 MB ミーティング定例会
7 月 19 日	第 4 回 NB ミーティング	
8 月 9 日	第 5 回若手の会	
8 月 16 日	第 5 回 NB ミーティング	
9 月 13 日	第 6 回若手の会	
9 月 20 日	第 6 回 NB ミーティング (第 2 回若手の会・NB ミーティング合同講演会)	
10 月 11 日	第 7 回若手の会	 地主会役員と若手の会の意見交換会
10 月 18 日	第 7 回 NB ミーティング	
11 月 7 日	第 1 回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
11 月 8 日	第 8 回若手の会	
11 月 15 日	第 8 回 NB ミーティング	
11 月 25 日～27 日	先進地視察会	
12 月 13 日	第 9 回若手の会	 地権者懇談会
12 月 20 日	第 9 回 NB ミーティング	
12 月 21 日	普天間飛行場跡地利用対策部会 (地主会役員と若手の会の意見交換会)	
12 月 26 日	第 2 回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
1 月	情報誌ふるさと 34 号発行	
1 月 10 日	第 10 回若手の会	
1 月 15・18・21 日	地権者懇談会	 地権者懇談会
1 月 16 日～2 月 3 日	地権者意向把握アンケート調査	
1 月 17 日	第 10 回 NB ミーティング (若手の会・NB ミーティング意見交換会)	

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
2月	普天間飛行場跡地利用ニュース 16号発行	 市民懇談会
2月14日	第11回若手の会	
2月21日	第11回NBミーティング	
2月23日～3月7日	「中間取りまとめ(案)」のパブリックコメント	
2月26日	市民懇談会	
3月	情報誌ふるさと 35号発行	
	情報誌ふるさと 36号発行	
	普天間飛行場跡地利用ニュース 17号発行	
	普天間飛行場跡地利用ニュース 18号発行	
3月13日	第12回若手の会	 地権者を対象とした講演会
3月15日	若手の会・NB ミーティング合同勉強会	
3月17日	地権者を対象とした講演会(北中城村軍用地跡地利用プロジェクトマネージャー 高嶺晃氏)	
3月19日	第12回NB ミーティング	
3月23日	第3回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	 若手の会定例会
【平成24年度】		
4月10日	第1回若手の会	
4月17日	第1回NB ミーティング	
5月8日	第2回若手の会	
5月15日	第2回NB ミーティング	
6月12日	第3回若手の会	
6月19日	第3回NB ミーティング	
7月10日	第4回若手の会	
7月17日	第4回NB ミーティング	
8月14日	第5回若手の会	 NB ミーティング定例会
8月21日	第5回NB ミーティング	
9月11日	第6回若手の会	
9月16日	第6回NB ミーティング	
10月9日	第7回若手の会	
10月16日	第7回NB ミーティング	

実施時期	主な取り組み事項	取り組みの様子
11 月	普天間飛行場跡地利用ニュース 19 号発行	 先進地視察会
11 月 13 日	第 8 回若手の会	
11 月 20 日	第 8 回 NB ミーティング	
11 月 26 日	第 1 回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	 若手の会・NB ミーティング合同勉強会
11 月 29 日～12 月 1 日	先進地視察会	
11 月 29 日、30 日	若手の会・NB ミーティング合同勉強会	
12 月	情報誌ふるさと 37 号発行	 若手の会・NB ミーティング合同勉強会
12 月 11 日	第 9 回若手の会	
12 月 18 日	第 9 回 NB ミーティング	
1 月 15 日	第 10 回若手の会	 若手の会・NB ミーティング合同勉強会
1 月 24 日	普天間飛行場跡地利用対策部会	
1 月 28 日	第 10 回 NB ミーティング（若手の会・NB ミーティングの意見交換会）	
2 月	情報誌ふるさと 38 号発行 情報誌ふるさと 39 号発行 普天間飛行場跡地利用ニュース 20 号発行	 若手の会・NB ミーティング合同勉強会
2 月 8 日、9 日	跡地利用特措法に関する説明会	
2 月 12 日	第 11 回若手の会	
2 月 13 日	第 2 回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	 若手の会・NB ミーティング合同勉強会
2 月 19 日	第 11 回 NB ミーティング	
2 月 24 日、25 日	市民懇談会	
3 月 2 日～4 日	地権者懇談会	 若手の会・NB ミーティング合同勉強会
3 月 12 日	第 12 回若手の会（地主会役員と若手の会の意見交換会）	
3 月 15 日	第 3 回関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	
3 月 19 日	第 12 回 NB ミーティング	 若手の会・NB ミーティング合同勉強会
4 月	普天間飛行場跡地利用ニュース 21 号発行	

資料 2：「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会」における提言と対応

		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
合意形成活動の主たる目標		○普天間飛行場跡地開発事業推進のための地権者等の合意形成に向けた一貫性のあるプログラムの構築“地権者等意向把握全体計画（5 力年）”の策定	○地権者・市民への情報提供、以降把握や合意形成を確実に進められるような基礎的環境（人材・場・組織づくり）	○地権者意向の重点的な把握による、跡地利用基本方針等の計画策定に向けた下地づくり	○市民全体のまちづくり方針からみた跡地の役割等の周知と、跡地利用に対する要望・意見の収集 ○「跡地利用基本方針（素案）」等に係る地権者の意向集約を図るための環境づくり	○「跡地利用基本方針（案）」の地権者等への周知と意向集約 ○次の段階を見据えた意向醸成のための環境整備	○「跡地利用基本方針」の周知と、跡地利用計画策定段階を見据えた情報提供 ○地域連携に基づく合意形成活動に向けた市民側の体制づくり
関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	検討内容と 主要な 提言内容	「普天間飛行場関係地権者等意向把握全体計画」策定 （※「参考資料」参照）	第 1 回検討委員会（9/27） ・今年度の取り組みについて ・これまでの取り組み経過について ・これまでの取り組み状況からの課題について （提言） ・重要なのは跡地利用計画であり、計画の策定に向けて地権者等の意見を集める必要がある。 第 2 回検討委員会（12/25） ・今年度の各取り組みに対する評価内容について 第 3 回検討委員会（3/10） ・今年度の取り組み成果と今後の方向性について ・次年度のプログラムについて	第 1 回検討委員会（6/4） ・平成 15 年度の業務計画について ・地権者意向調査の内容について 第 2 回検討委員会（9/17） ・地権者意向調査の結果報告 ・調査結果を踏まえた合意形成上の課題 第 3 回検討委員会（3/15） ・今年度の取り組み概要の報告 ・跡地利用基本方針策定に向けた合意形成活動の体制について ・次年度のプログラム等	第 1 回検討委員会（7/7） ・全体計画に基づく今年度の位置づけ及び年度調査で抽出された課題への対応について ・平成 16 年度業務計画について 第 2 回検討委員会（12/21） ・「若手の会」での検討視点について ・跡地利用の合意形成に係る地権者・市民等の関わり方について （提言） ・今後は「若手の会」の意見を行政的に採用していけるような体系づくりが必要。 第 3 回検討委員会（3/10） ・今年度の取り組み成果と今後の方向性について （提言） ・これまでの本事業で継続的に取り組んできた成果と今後の対応方針については、はっきり分かり易い形で表現した方が良い。	第 1 回検討委員会（5/30） ・平成 17 年度合意形成活動方針について （提言） ・地権者や市民への跡地利用に関する情報提供は、資料のビジュアル化、図式化などを施して発信してほしい。 第 2 回検討委員会（12/26） ・跡地利用基本方針策定の流れと、今年度の各取り組みの実施状況について ・合意形成活動の成果と次年度以降の方向性について 第 3 回検討委員会（3/16） ・第 2 回合意形成推進委員会後の活動報告について ・合意形成活動の成果・課題の総括と今後の取り組みの方向性について （提言） ・市民が跡地利用に関心を持ち、積極的に参加するような環境づくりが必要。	第 1 回検討委員会（9/4） ・平成 18 年度の業務内容について ・「若手の会」の活動状況について （提言） ・「若手の会」は平成 16 年度より活動を続けてきてかなり力をつけている。今後は、自分たちが吸収してきたものを発信する機会を積極的に増やすべき。 第 2 回検討委員会（12/27） ・「若手の会」の活動成果報告と今後の活動における課題について ・今後の合意形成活動の考え方について 第 3 回検討委員会（3/9） ・今年度の取り組み概要と成果について ・今後の合意形成活動の展開イメージについて ※「若手の会」会長、副会長がオブザーバーとして、検討委員会に参加。
	提言内容に 対する 取り組み		→地権者の跡地利用に対する意向醸成のための活動がスタートし、跡地利用に係る情報提供と地権者等の意向集約、意向反映という現在の進め方・仕組みが確立された。		→「若手の会」の意見を現段階の地権者の意見として、基本方針等に反映していく仕組みが確立された。 →合意形成に向けた取り組みの成果と今後の対応方針を整理し、報告書の中で明確に位置づけた（平成 16 年度以降継続）。	→次年度（平成 18 年度）以降、画像資料等を用いた周知及び意向把握を行う仕組みが確立された。 →次年度（平成 18 年度）に市民側の視点からの検討組織として、「ねたてのまちベースミーティング」を発足。市民向けの情報誌「普天間飛行場跡地利用ニュース」の発行を開始。	→次年度（平成 19 年度）以降に「若手の会」が主体となった取り組みを本格化（ブログの開設等）。
普天間飛行場の跡地を 考える若手の会 （通称：若手の会）			○若い世代のまちづくりへの参画や人材育成を継続的に行っていくための第一歩として、地主会から各字数名の若手地権者等を選出し、「若手地権者懇談会」を立ち上げ。	○月一回のペースで、勉強会形式による定例的な活動を展開。	○会の名称を「普天間飛行場の跡地を考える若手の会」へ改名し、継続的な取り組みをスタート。 ○跡地利用に関わる協議検討と組織としての体制を確立。 ○「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え」を作成。	○地権者意向集約のための協議検討と次の段階を見据えた活動方針の明確化。 ○「普天間飛行場跡地利用基本方針（案）を踏まえた若手の会の意見」を作成。	○地権者合意形成の中心的な役割を担えるよう、活動の輪を拡大（会員の増強：前年度 23 名→33 名）。 ○個別分野（公園）についての勉強会及び議論を実施。
ねたてのまち ベースミーティング （通称：NB ミーティング）							○地権者・市民等の協議により跡地利用計画等の検討を行っていく上で、市民側の視点からの検討組織として、「ねたてのまちベースミーティング（通称：NB ミーティング）」を立ち上げ。
跡地利用に関連する 計画策定等の流れ				○「普天間飛行場跡地利用基本方針（素案）」の作成。	○「普天間飛行場跡地利用基本方針（案）」の作成。	○「普天間飛行場跡地利用基本方針」を策定。	○「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」を策定。

		平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
合意形成活動の主たる目標		○地域連携に基づく合意形成活動の仕組みづくり ○「普天間飛行場跡地利用計画の策定に向けた行動計画」の周知と意向集約、跡地利用計画策定段階を見据えた情報提供	○地域連携に基づく合意形成活動の仕組みづくり ○「跡地の土地利用・環境づくりに関する提案」の周知と意向集約、跡地利用計画策定段階を見据えた情報提供	○「土地利用・環境づくり方針案」の周知と意向集約、跡地利用計画策定段階を見据えた情報提供	○「全体計画の中間取りまとめ（素案）」の周知と意向集約、跡地利用計画策定段階を見据えた情報提供	○「全体計画の中間取りまとめ（案）」の周知と意向集約、跡地利用計画策定段階を見据えた情報提供	○「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」の周知と意向集約、跡地利用計画策定段階を見据えた情報提供
関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会	検討内容と主要な提言内容	第 1 回検討委員会（10/3） ・平成 19 年度の業務内容について ・「地域連携に基づく合意形成活動の仕組みづくり」に向けた今年度の活動内容について （提言） ・今後は市民の意見集約が必要かと思うが、「NB ミーティング」は参加者がまだまだ少ない(5～6名)。会の焦点が定まっていない中で、活動組織としての体制づくりが必要と感じる。 第 2 回検討委員会（1/16） ・第 1 回検討委員会以降の活動概要について 第 3 回検討委員会（3/11） ・今年度の活動成果について ・合意形成活動における今後の課題と次年度の活動計画について ※平成 19 年度より「若手の会」会長が委員として、検討委員会に参加。	第 1 回検討委員会（10/6） ・平成 20 年度の業務内容について ・今年度のこれまでの取り組み概要について （提言） ・「若手の会」では提言書の作成など組織としての活動が活発なってきたおり、組織の状況を考えた上で、会が自立するような運営を検討する時期に来ている。 第 2 回検討委員会（1/26） ・第 1 回検討委員会以降の活動概要について ・各種活動の全体計画について ・NB ミーティングの組織強化方策について ・（仮）普天間まちづくり協議会の方向性について ・（仮）普天間飛行場跡地利用ネットワークの方向性について ・若手の会の活動計画について 第 3 回検討委員会（3/11） ・今年度の活動成果と課題について ・次年度の活動計画について	第 1 回検討委員会（10/14） ・平成 21 年度の業務内容について ・今年度のこれまでの取り組み概要について 第 2 回検討委員会（1/26） ・県市共同調査の概要について ・本調査における活動について ・取り組みにおける課題について （提言） ・地権者懇談会や市民懇談会については、説明会方式では意見が出しづらいため、多くの意見を汲み取れるワークショップ形式で行ってみてはどうか。 ・地権者懇談会等で出されてきた具体的な意見を、言葉として羅列するのではなく、絵にした形で一目見て分かるような形での整理が必要。 第 3 回検討委員会（3/17） ・今年度の活動成果と課題について ・次年度の活動計画について	第 1 回検討委員会（10/15） ・「全体計画の中間取りまとめ」までの取り組みの流れについて ・平成 22 年度の業務内容について 第 2 回検討委員会（2/18） ・各取り組みの取り組み成果（中間）と今後の方向性について （提言） ・地権者等の意見がどう取り扱われているのか気になる。同じ議論の繰り返しにならないように、これまで出された意見を視覚化し、年度を重ねるごとに意見が育っているような取りまとめが必要。 ・「NB ミーティング」の参加者が少ないことも含めて、宜野湾市のまちづくりとして、まだ一般市民の関心は低い。関心を高めるような工夫が必要。 第 3 回検討委員会（3/17） ・今年度の活動成果と課題について ・次年度の活動計画について ※平成 22 年度より「NB ミーティング」会長が委員として、検討委員会に参加。	第 1 回検討委員会（11/17） ・平成 23 年度の業務内容について 第 2 回検討委員会（12/26） ・地権者意向把握アンケート調査について （提言） ・今回のアンケート調査票は、パンフレット（全体計画の中間取りまとめ（案））とセットで見ないといけないため、回答しやすいように分かり易さに配慮する必要がある。 第 3 回検討委員会（3/23） ・今年度の活動成果と課題について ・次年度の活動計画について	第 1 回検討委員会（11/26） ・若手の会・NB ミーティングを中心とした取り組みについて （提言） ・検討委員会のメンバーが入れ替わったときに、また一から話を進めるということではなく、新しく参加される委員の皆さんに情報提供が必要。それを共有していく中で、新しいアイデアを出すという仕組みを作る必要がある。 ・跡地利用については、文字で伝えるのではなく、漫画化するなどの工夫も必要。そうすることで、小学生や中学生など子供たちも触発できるのではないかと思う。 第 2 回検討委員会（2/13） ・検討委員会における提言と対応の整理について ・「若手の会」における今年度までの取り組み成果について ・市民への情報発信について 第 3 回検討委員会（3/15） ・今年度の活動成果と課題について ・次年度の活動計画について
	提言内容に対する取り組み	→「NB ミーティング」については、「若手の会」同様に、持続的に活動していくことを念頭に、活動組織としての体制づくり及び持続的な活動基盤を構築。	→「若手の会」では、自立化に向けた短期・中期・長期ごとの活動計画を検討がなされ、次年度（平成 21 年度）以降、自主的な活動が強化された。	→次年度（平成 22 年度）の地権者懇談会及び市民懇談会より、説明会方式から脱却し、ワークショップ形成で開催（多くの意見集約に繋がっている）。 →これまでに出了された地権者及び若手の会の提案を目に見える形で取りまとめた「跡地利用に対する地権者等の意見集」を作成。	→これまで出された意見を集約し、時系列で意見内容の変化を明確化した「跡地利用に対する地権者等の意見集」を作成。	→パンフレット（全体計画の中間取りまとめ（案））については、アンケート調査票と連動させる形で加工を行い、分かり易さに配慮。	→これまでの検討委員会における提言内容と提言内容に対する対応を整理。 →地権者だけでなく、市民にも跡地利用に関心を持ってもらうために漫画本（みんなで考える夢のある普天間飛行場跡地のまちづくり）を作成。
普天間飛行場の跡地を考える若手の会（通称：若手の会）		○会の企画・運営から活動成果の情報発信まで、「若手の会」が主体となった取り組みが本格化。 ○「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え公園編パート 1、交通編パート 1」を作成。	○「若手の会」の自立化に向けた短期・中期・長期ごとの活動計画を検討。 ○「普天間飛行場跡地利用への私たちの考え住宅地編パート 1、都市拠点編パート 1」を作成。	○自主的な活動を強化。 ○未検討分野（供給処理施設）の勉強会を開催。 ○「若手の会の考え 2009 年度版」を作成。	○意思決定方法の仕組みづくり、組織間の連携強化に向けた取り組みの実施。 ○「各分野（公園、住宅地、振興・都市拠点）における「若手の会」の考え」を作成。	○「全体計画の中間取りまとめ」に向けて一般地権者意向を効果的に把握するためのアンケート調査方法を検討。 ○未検討分野（都市型農業、駅を中心としたまちづくり、インキュベーション施設）の勉強会を開催。	○「全体計画の中間取りまとめ」という節目の時期を迎え、若手の会としてもこれまでの提言書を見直し、若手の会としての「中間取りまとめ」を作成。
ねたてのまちベースミーティング（通称：NB ミーティング）		○持続的に活動していくことを念頭に、活動組織としての体制づくり及び持続的な活動基盤を構築。	○跡地利用に関する持続的な勉強会活動の実施と組織強化方策の検討。 ○「跡地の土地利用・環境づくりに関する提案」に対する「NB ミーティング」の考えを作成。	○会としての目指すべき方向性（目標・役割等）について検討。 ○「土地利用・環境づくり方針案」に対する「NB ミーティング」の考えを作成。	○自主的な活動を強化。 ○市民の立場で、宜野湾市のまちづくりについて考え、「NB ミーティング」の考え（まちづくり構想）を作成。	○ゲストスピーカー（講師）による勉強会を開催。 ○琉球大学との連携による公園・環境共生住宅のあり方を検討。	○「NB ミーティング」の位置づけの明確化及び市民参加の裾野を広げる仕組みを検討。 ○琉球大学との連携による普天間飛行場の跡地利用を検討。
跡地利用に関連する計画策定等の流れ		○「跡地の土地利用・環境づくりに関する提案（キックオフ・レポート）」を作成。	○「土地利用・環境づくり方針案」を作成。	○「全体計画の中間取りまとめ（素案）」を作成。	○「全体計画の中間取りまとめ（案）」を作成。	○「広域緑地（普天間公園等）の計画方針」を作成。	○「全体計画の中間取りまとめ」を作成。

資料3：「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会」設置要綱、委員名簿

(1) 平成24年度「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会」設置要綱

(設置)

第1条 普天間飛行場跡地利用に係る地権者等関係者の合意形成活動を確実に実施するとともに、活動内容及び方向性についての評価・検証を行うための第三者機関として、関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 委員会での協議事項は、次のとおりとする。

- (1) 合意形成活動の方向性に関すること。
- (2) 合意形成活動の評価・検証に関すること。

(構成)

第3条 委員会は次に掲げる11名により構成する。

- (1) 学識経験者2名
- (2) 国の職員1名
- (3) 県の職員1名
- (4) 宜野湾市軍用地等地主会2名
- (5) 市内各種団体3名
- (6) 普天間飛行場の跡地を考える若手の会1名
- (7) ねたてのまちベースミーティング1名

(任期)

第4条 委員の任期は、1年以内とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて召集する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
- 3 委員長が必要であると認めるときは、委員以外の者を説明員として出席させることができる。

(事務局)

第7条 委員会の事務局は、宜野湾市基地政策部基地跡地対策課及び昭和株式会社に置き、その事務を処理する。

(補則)

第8条 前条までに規定するものの他、委員会の運営に関して必要な事項は委員会で決定する。

附則

この規則は平成24年11月26日から施行する。

(2) 平成24年度「関係地権者等の意向醸成・活動推進調査検討委員会」委員名簿
(敬称略)

No.	所属・役職		氏 名
1	学識経験者	沖縄国際大学 名誉教授	いしはら まさいえ 石原 昌家
2	学識経験者	沖縄国際大学 准教授	う え づ じゅんこ 上江洲 純子
3	国 職 員	内閣府沖縄総合事務局総務部跡地利用対策課長	てるや よしひろ 照屋 喜博
4	県 職 員	沖縄県企画部企画調整課 跡地対策監	しもじ まさゆき 下地 正之
5	地権者	宜野湾市軍用地等地主会 会長	またよし しんいち 又吉 信一
6	地権者	宜野湾市軍用地等地主会 副会長	さ き ま ゆう き 佐喜真 祐輝
7	各種団体	宜野湾市自治会会長 会長	しんじょう よしたか 新城 嘉隆
8	各種団体	宜野湾市婦人連合会 会長	たいら え み こ 平良 エミ子
9	各種団体	宜野湾市商工会 会長	ふくさと きよたか 福里 清孝
10		普天間飛行場の跡地を考える若手の会 会長	おおかわ まさひこ 大川 正彦
11		ねたてのまちベースミーティング 会長	しんざと ひとし 新里 均